令和４年度

# 再犯の防止等に関する施策

法　務　省

令和４年度

# 再犯の防止等に関する施策

法　務　省

この文書は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第10条の規定に基づき、再犯の防止等に関する施策について報告を行うものである。

本書は再生紙を使用しております。

# 目次


## 特集　社会復帰を果たした者等の犯罪や非行からの離脱プロセス
～当事者の語りから学ぶ立ち直りのリアル～

第1節　はじめに …… 2

第2節　社会復帰を果たした当事者の語り …… 3

事例1（50代男性） …… 3
事例2（20代男性） …… 5
事例3（女性） …… 8
事例4（40代男性） …… 10

第3節　犯罪や非行からの離脱の要因 …… 13

1　立ち直りへの動機 …… 13
2　衣食住の確保と仕事・学業の安定 …… 13
3　良好な人間関係の構築 …… 13
4　自己肯定感及び自己有用感の形成 …… 14

第4節　おわりに …… 15

## 第1章　再犯防止をめぐる近年の動向

第1節　再犯防止に向けた政府の取組 …… 18

第2節　再犯の防止等に関する施策の成果指標 …… 20

1　刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率【指標番号1】 …… 20
2　新受刑者中の再入者数及び再入者率【指標番号2】 …… 22
3　出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率【指標番号3】 …… 23
4　主な罪名（覚醒剤取締法違反、性犯罪（強制性交等・強姦・強制わいせつ）、傷害・暴行、窃盗）・特性（高齢（65歳以上）、女性、少年）別2年以内再入率【指標番号4】 …… 25

第3節　再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標 …… 28

1　就労・住居の確保等関係 …… 28
（1）刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合【指標番号5】 …… 28
（2）協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数【指標番号6】 …… 29
（3）保護観察終了時に無職である者の数及びその割合【指標番号7】 …… 30

(4) 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合【指標番号8】……30
(5) 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数【指標番号9】……31
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係……32
(1) 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数【指標番号10】……32
(2) 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合【指標番号11】……33
3 学校等と連携した修学支援の実施等関係……33
(1) 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率【指標番号12】……33
(2) 上記により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合【指標番号13】……34
(3) 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率【指標番号14】……34
4 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等関係……35
(1) 保護司数及び保護司充足率【指標番号15】……35
(2)“社会を明るくする運動”行事参加人数【指標番号16】……36
5 地方公共団体との連携強化等関係……36
(1) 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合【指標番号17】……36

第2章 就労・住居の確保等のための取組

第1節 就労の確保等……38

1 職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得……38
(1) 職業適性等の把握【施策番号1】……38
(2) 就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた指導・支援【施策番号2】……38
(3) 矯正施設における職業訓練等の充実【施策番号3】……40
(4) 資格制限等の見直し【施策番号4】……42
2 就職に向けた相談・支援等の充実……43
(1) 刑務所出所者等総合的就労支援を中心とした就労支援の充実【施策番号5】……43
(2) 非行少年に対する就労支援【施策番号6】……47
3 新たな協力雇用主の開拓・確保……47
(1) 企業等に対する働き掛けの強化【施策番号7】……47
(2) 各種事業者団体に対する広報・啓発【施策番号8】……48
(3) 多様な業種の協力雇用主の確保【施策番号9】……48
4 協力雇用主の活動に対する支援の充実……48
(1) 協力雇用主等に対する情報提供【施策番号10】……48
(2) 協力雇用主の不安・負担の軽減【施策番号11】……48
(3) 住居を確保できない者を雇用しようとする協力雇用主に対する支援【施策番号12】……50
(4) 協力雇用主に関する情報の適切な共有【施策番号13】……50

5 犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等 …… 50
(1) 国による雇用等【施策番号14】 …… 50
(2) 協力雇用主の受注の機会の増大【施策番号15】 …… 50
(3) 補助金の活用【施策番号16】 …… 51
(4) 協力雇用主に対する栄典【施策番号17】 …… 51
6 就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実 …… 51
(1) 就労した者の離職の防止【施策番号18】 …… 51
(2) 雇用した協力雇用主に対する継続的支援【施策番号19】 …… 52
(3) 離職した者の再就職支援【施策番号20】 …… 52
7 一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保 …… 52
(1) 受刑者等の特性に応じた刑務作業等の充実【施策番号21】 …… 52
(2) 障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用【施策番号22】 …… 53
(3) ソーシャルビジネスとの連携【施策番号23】 …… 55
Column 1 SCRPを活用した刑事施設における職業訓練の効果検証結果について …… 57
第2節 住居の確保等 …… 58
1 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実 …… 58
(1) 帰住先確保に向けた迅速な調整【施策番号24】 …… 58
(2) 受刑者等の親族等に対する支援【施策番号25】 …… 58
2 更生保護施設等の一時的な居場所の充実 …… 59
(1) 更生保護施設における受入れ・処遇機能の充実【施策番号26】 …… 59
(2) 更生保護施設における処遇の基準等の見直し【施策番号27】 …… 60
(3) 自立準備ホームの確保と活用【施策番号28】 …… 61
3 地域社会における定住先の確保 …… 61
(1) 住居の確保を困難にしている要因の調査等【施策番号29】 …… 61
(2) 住居の提供者に対する継続的支援の実施【施策番号30】 …… 62
(3) 公営住宅への入居における特別な配慮【施策番号31】 …… 62
(4) 賃貸住宅の供給の促進【施策番号32】 …… 62
(5) 満期出所者に対する支援情報の提供等の充実【施策番号33】 …… 62
Column 2 更生保護施設草牟田寮（そうむたりょう）における住居確保の取組 …… 64
第3章 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
第1節 高齢者又は障害のある者等への支援等 …… 66
1 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実 …… 66
(1) 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能等の強化【施策番号34】 …… 66

(2) 高齢者又は障害のある者等である受刑者等に対する指導【施策番号35】……67
(3) 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等【施策番号36】……68
(4) 更生保護施設における支援の充実【施策番号37】……69
(5) 刑事司法関係機関の職員に対する研修の実施【施策番号38】……70
2 保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化……70
(1) 地域福祉計画・地域医療計画における位置付け【施策番号39】……70
(2) 社会福祉施設等の協力の促進【施策番号40】……72
(3) 保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化【施策番号41】……72
3 高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施……73
(1) 刑事司法関係機関の体制整備【施策番号42】……73
(2) 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討【施策番号43】……73
Column 3 入口支援における保健医療・福祉サービスの利用促進等のための取組……75
第2節 薬物依存を有する者への支援等……76
1 刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等……76
(1) 再犯リスクを踏まえた効果的な指導の実施【施策番号44】……76
(2) 矯正施設・保護観察所における薬物指導等体制の整備【施策番号45】……81
(3) 更生保護施設による薬物依存回復処遇の充実【施策番号46】……81
(4) 薬物事犯者の再犯防止対策の在り方の検討【施策番号47】……81
2 治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実……84
(1) 薬物依存症治療の専門医療機関の拡大【施策番号48】……84
(2) 薬物依存症に関する相談支援窓口の充実【施策番号49】……85
(3) 自助グループを含めた民間団体の活動の促進【施策番号50】……85
(4) 薬物依存症者の親族等の知識等の向上【施策番号51】……85
(5) 薬物依存症対策関係機関の連携強化【施策番号52】……85
(6) 薬物依存症治療の充実に資する診療報酬の検討【施策番号53】……88
3 薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成……88
(1) 薬物依存症に関する知見を有する医療関係者の育成【施策番号54】……88
(2) 薬物依存症に関する知見を有する福祉専門職の育成【施策番号55】……88
(3) 薬物依存症に関する知見を有する心理専門職の育成【施策番号56】……88
(4) 薬物依存症に関する知見を有する支援者の育成【施策番号57】……89
Column 4 薬物再乱用対策推進事業……90
第4章 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
第1節 学校等と連携した修学支援の実施等……92

1 児童生徒の非行の未然防止等 …… 92
(1) 学校における適切な指導等の実施【施策番号58】 …… 92
(2) 地域における非行の未然防止等のための支援【施策番号59】 …… 93
(3) 警察における非行少年に対する支援【施策番号60】 …… 96
2 非行等による学校教育の中断の防止等 …… 97
(1) 学校等と保護観察所が連携した支援等【施策番号61】 …… 97
(2) 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実【施策番号62】 …… 98
(3) 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導体制の充実【施策番号63】 …… 99
3 学校や地域社会において再び学ぶための支援 …… 99
(1) 矯正施設からの進学・復学の支援【施策番号64】 …… 99
(2) 高等学校中退者等に対する地域社会における支援【施策番号65】 …… 100

Column 5 少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供に関するモデル事業について …… 102

第5章 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

第1節 特性に応じた効果的な指導の実施 …… 104

1 適切なアセスメントの実施 …… 104
(1) 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化【施策番号66】 …… 104
(2) 関係機関等が保有する処遇に資する情報の適切な活用【施策番号67】 …… 107
2 性犯罪者・性非行少年に対する指導等 …… 108
(1) 性犯罪者等に対する専門的処遇【施策番号68】 …… 108
(2) 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止【施策番号69】 …… 111
3 ストーカー加害者に対する指導等 …… 111
(1) 被害者への接触防止のための措置【施策番号70】 …… 111
(2) ストーカー加害者に対するカウンセリング等【施策番号71】 …… 112
(3) ストーカー加害者に対する指導等に係る調査研究【施策番号72】 …… 112
4 暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する指導等 …… 112
(1) 暴力団からの離脱に向けた指導等【施策番号73】 …… 112
(2) 暴力団員の社会復帰対策の推進【施策番号74】 …… 114
5 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等 …… 114
(1) 刑事司法関係機関における指導体制の充実【施策番号75】 …… 114
(2) 関係機関と連携したきめ細かな支援等【施策番号76】 …… 115
(3) 少年鑑別所における観護処遇の充実【施策番号77】 …… 116
(4) 非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進【施策番号78】 …… 116
(5) 保護者との関係を踏まえた指導等の充実【施策番号79】 …… 116
(6) 非行少年を含む犯罪者に対する処遇を充実させるための刑事法の整備等【施策番号80】 …… 117
6 女性の抱える問題に応じた指導等【施策番号81】 …… 121
7 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等【施策番号82】 …… 122

8 その他の効果的な指導等の実施に向けた取組の充実 …… 123
(1) 各種指導プログラムの充実【施策番号83】 …… 123
(2) 社会貢献活動等の充実【施策番号84】 …… 130
(3) 関係機関や地域の社会資源の一層の活用【施策番号85】 …… 131
9 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等【施策番号86】 …… 131
10 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究【施策番号87】 …… 135

Column 6 長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援モデル事業について …… 137

第6章 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

第1節 民間協力者の活動の促進等 …… 140

1 民間ボランティアの確保 …… 140
(1) 民間ボランティアの活動に関する広報の充実【施策番号88】 …… 140
(2) 更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供【施策番号89】 …… 140
(3) 保護司候補者検討協議会の効果的な実施等【施策番号90】 …… 140
2 民間ボランティアの活動に対する支援の充実 …… 141
(1) 少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実【施策番号91】 …… 141
(2) 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実【施策番号92】 …… 141
(3) 更生保護サポートセンターの設置の推進【施策番号93】 …… 142
3 更生保護施設による再犯防止活動の促進等 …… 143
(1) 更生保護施設の地域拠点機能の強化【施策番号94】 …… 143
(2) 更生保護事業の在り方の見直し【施策番号95】 …… 145
4 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進 …… 145
(1) 再犯防止活動への民間資金の活用の検討【施策番号96】 …… 145
(2) 社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究【施策番号97】 …… 147
5 民間協力者との連携の強化 …… 148
(1) 適切な役割分担による効果的な連携体制の構築【施策番号98】 …… 148
(2) 犯罪をした者等に関する情報提供【施策番号99】 …… 148
(3) 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号100】 …… 148
6 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進 …… 149
(1) 啓発事業等の実施【施策番号101】 …… 149
(2) 法教育の充実【施策番号102】 …… 151
7 民間協力者に対する表彰【施策番号103】 …… 151

Column 7 再犯防止を支える民間協力者の方々 …… 153

Column 8 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会の取組 …… 163

Column 9 保護司制度の国際発信 …… 165

Column 10 更生保護地域連携拠点事業の取組 …… 166

## 第7章 地方公共団体との連携強化等のための取組

### 第1節 地方公共団体との連携強化等 …… 170

1 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援 …… 170
（1）再犯防止担当部署の明確化【施策番号104】 …… 170
（2）地域社会における再犯の防止等に関する実態把握のための支援【施策番号105】 …… 170
（3）地域のネットワークにおける取組の支援【施策番号106】 …… 176
（4）資金調達手段の検討の促進【施策番号107】 …… 176
2 地方再犯防止推進計画の策定等の促進【施策番号108】 …… 177
3 地方公共団体との連携の強化 …… 178
（1）犯罪をした者等の支援等に必要な情報の提供【施策番号109】 …… 178
（2）犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号110】 …… 178
（3）国・地方協働による施策の推進【施策番号111】 …… 179
（4）国の施策に対する理解・協力の促進【施策番号112】 …… 180

Column 11 静岡市における再犯防止の取組 …… 181

## 第8章 関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組

### 第1節 関係機関の人的・物的体制の整備等 …… 184

1 関係機関における人的体制の整備【施策番号113】 …… 184
2 関係機関の職員等に対する研修の充実等【施策番号114】 …… 184
3 矯正施設の環境整備【施策番号115】 …… 184

## 再犯防止等施策関係予算（令和４年度、令和５年度）

再犯防止等施策関係予算（令和４年度、令和５年度） …… 186

# 図表目次

## 特 集　社会復帰を果たした者等の犯罪や非行からの離脱プロセス
～当事者の語りから学ぶ立ち直りのリアル～


特2-2-1　ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）による非行少年への学習支援事業の概要……7


## 第1章　再犯防止をめぐる近年の動向


指標番号1　刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率……20
指標番号2　新受刑者中の再入者数及び再入者率……22
指標番号3　出所受刑者の２年以内再入者数及び２年以内再入率……23
指標番号3-1　出所受刑者の２年以内再入者数の推移……23
指標番号3-2-1　出所受刑者の２年以内再入率の推移……24
指標番号3-2-2　出所受刑者の２年以内再入率の推移（出所事由別）……24
指標番号4　主な罪名（覚醒剤取締法違反、性犯罪（強制性交等・強姦・強制わいせつ）、傷害・暴行、窃盗）・特性（高齢（65歳以上）、女性、少年）別２年以内再入率……25
指標番号4-1　２年以内再入率（罪名別）の推移……26
指標番号4-2　２年以内再入率（特性別）の推移……26
指標番号4-3　少年院出院者の２年以内再入院率の推移……26
指標番号5　刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合……28
指標番号6　協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数……29
指標番号7　保護観察終了時に無職である者の数及びその割合……30
指標番号8　刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合……30
指標番号9　更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数……31
指標番号10　特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数……32
指標番号11　薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合……33
指標番号12　少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率……33
指標番号13　上記により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合……34
指標番号14　矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率……34
指標番号15　保護司数及び保護司充足率……35
指標番号16　“社会を明るくする運動”行事参加人数……36
指標番号17　地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合……36


## 第2章　就労・住居の確保等のための取組


資2-2-1　刑事施設における就労支援指導の概要……40
資2-3-1　少年院における職業指導種目の再編……42
資2-5-1　刑務所出所者等総合的就労支援対策の概要……44
資2-5-2　矯正就労支援情報センター室（コレワーク）の概要……45
資2-5-3　更生保護就労支援事業の概要……46
写真2-5-1　就労支援説明会の様子……46
写真2-6-1　就労支援の様子……47
写真2-7-1　スタディツアーの様子……47

資2-11-1 身元保証制度の概要……49
資2-11-2 刑務所出所者等就労奨励金支給制度の概要……49
資2-15-1 地方公共団体による協力雇用主支援等の現状……51
資2-22-1 就労系障害福祉サービスの概要……54
資2-22-2 就労準備支援事業の概要……54
資2-22-3 就労訓練事業の概要……55
資2-26-1 更生保護施設における特定補導について……60
資2-28-1 緊急的住居確保・自立支援対策の概要……61

## 第3章 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

資3-34-1 刑事施設・少年院における社会福祉士、精神保健福祉士及び福祉専門官の配置施設数の推移……66
資3-35-1 社会復帰支援指導プログラムの概要……68
資3-36-1 特別調整の概要……69
資3-37-1 更生保護施設における特別処遇の概要……70
資3-39-1 地域福祉計画の概要……71
資3-39-2 地方再犯防止推進計画等策定数（策定方法別）……71
資3-39-3 医療計画の概要……72
資3-43-1 被疑者等支援業務の概要……74
資3-44-1 刑事施設における薬物依存離脱指導の概要（1）……77
資3-44-1 刑事施設における薬物依存離脱指導の概要（2）……78
資3-44-2 少年院における薬物非行防止指導の概要……79
資3-44-3 保護観察所における薬物再乱用防止プログラムの概要……80
資3-47-1 刑の一部執行猶予制度の概要……82
資3-47-2 札幌刑務支所「女子依存症回復支援センター」……83
資3-48-1 依存症対策の概要……84
資3-52-1 「第五次薬物乱用防止五か年戦略」の概要……86
資3-52-2 薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインの概要……87
資3-52-3 ガイドラインを踏まえた薬物依存者に対する支援等の流れ……87

## 第4章 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

資4-58-1 薬物乱用防止教室の開催状況……93
資4-59-1 「子ども・若者支援地域協議会」・「子ども・若者総合相談センター」の概要……94
資4-59-2 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進……95
資4-59-3 子どもの学習・生活支援事業の概要……96
資4-60-1 非行少年を生まない社会づくりの概要……97
資4-61-1 修学支援の充実に向けた文部科学省との連携状況について……98
資4-65-1 保護観察所における修学支援パッケージ……101
資4-65-2 地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業等の概要……101

## 第5章 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

資5-66-1 受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）の概要……105

資5-66-2 法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）の概要……106
資5-66-3 Case Formulation in Probation／Parole（CFP）の概要……107
資5-68-1 刑事施設における性犯罪再犯防止指導の概要……109
資5-68-2 少年院における性非行防止指導の概要……110
資5-68-3 保護観察所における性犯罪再犯防止プログラムの概要……111
資5-73-1 刑事施設における暴力団離脱指導の概要……113
資5-73-2 離脱者数の推移（概数）……114
資5-75-1 少年院における処遇の概要……115
資5-80-1 少年院における保護観察復帰プログラムの概要……119
資5-80-2 少年院における成年社会参画指導の概要……120
資5-80-3 市原青年矯正センター（概要）……121
資5-81-1 女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラムの概要……122
資5-82-1 発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドラインの概要……123
資5-83-1 刑事施設入所から出所までの矯正指導の流れ
（一般改善指導及び特別改善指導の概要）……125
資5-83-2 刑事施設における特別改善指導の受講開始人員……126
資5-83-3 刑事施設におけるアルコール依存回復プログラムの概要……126
資5-83-4 刑事施設における暴力防止プログラムの概要……127
資5-83-5 保護観察所における専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員……128
資5-83-6 保護観察所における暴力防止プログラムの概要……128
資5-83-7 保護観察所における飲酒運転防止プログラムの概要……129
資5-83-8 保護観察所における暴力防止プログラム（児童虐待防止版）の概要……129
資5-83-9 保護観察所における類型別処遇の概要……130
写真5-84-1 社会貢献活動（小学校下駄箱塗装）……130
資5-84-1 保護観察所における社会貢献活動の概要……131
資5-86-1 刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育の概要……133
資5-86-2 少年院における被害者の視点を取り入れた教育の概要……134
資5-86-3 保護観察所におけるしょく罪指導プログラムの概要……135

## 第6章 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

資6-92-1 更生保護地域連携拠点事業の実施イメージ……142
資6-93-1 更生保護サポートセンターの概要……143
資6-94-1 更生保護施設におけるフォローアップ事業の概要……144
資6-94-2 更生保護施設における訪問支援事業の概要……144
資6-96-1 SIBによる非行少年への学習支援事業……146
資6-96-2 更生保護関係団体のためのクラウドファンディング実践マニュアルの概要……146
資6-97-1 成果連動型民間委託契約方式アクションプランの概要……147
資6-101-1 令和４年度再犯防止啓発月間ポスター……149
資6-101-2 第72回“社会を明るくする運動”ポスター……150
写真6-101-1 駅構内でのデジタルサイネージの活用……150
資6-103-1 令和４年安全安心なまちづくり関係功労者表彰の受賞者・受賞団体と活動概要……152

## 第7章 地方公共団体との連携強化等のための取組

資7-105-1 地域再犯防止推進モデル事業の概要……170

**資7-105-2**　地域再犯防止推進モデル事業における取組状況等……171
**資7-107-1**　成果連動型民間委託契約方式推進交付金等について……177
**資7-108-1**　「地方再犯防止推進計画策定の手引き」について……178
**資7-111-1**　第二次再犯防止推進計画に明記された国・都道府県・市区町村の役割……180

# 特 集

世にも不思議なバラさん

## 社会復帰を果たした者等の犯罪や非行からの離脱プロセス
## ～当事者の語りから学ぶ立ち直りのリアル～


第１節　はじめに …… 2

第２節　社会復帰を果たした当事者の語り …… 3

第３節　犯罪や非行からの離脱の要因 …… 13

第４節　おわりに …… 15

# 特集　社会復帰を果たした者等の犯罪や非行からの離脱プロセス ～当事者の語りから学ぶ立ち直りのリアル～

## 第1節　はじめに

政府は、令和５年３月、「第二次再犯防止推進計画」（以下「第二次計画」という。）を閣議決定した。第二次計画には、７つの重点分野に96の具体的施策が盛り込まれているが、本特集では、以下の施策に注目した。

**再犯防止施策の効果検証の充実と検証結果等を踏まえた施策の推進【施策番号93】**

法務省は、就労支援を受けた者のその後の就労継続の状況や薬物依存のある者を地域における治療・支援につなげることによる効果を把握する方法を検討するなど、再犯の防止等に関する施策についての効果検証の一層の充実を図る。また、効果検証の結果や、社会復帰を果たした者等が犯罪や非行から離脱することができた要因を踏まえ、施策の見直しを含め、再犯の防止等に関する施策の一層の推進を図る。

これまで、再犯防止の取組を実施する上で、再犯に至る要因の分析や検討は多く行われてきた。実際に、刑事司法手続の一連の流れにおいて、再犯をした者等がその要因や背景を振り返る機会は多く存在し、その語りを踏まえて、立ち直りに向けたサポートが行われている。

一方、社会復帰を果たした者等が犯罪や非行から離脱することができた要因を語る機会は限られている。社会復帰を果たした者等の犯罪や非行からの離脱の要因を理解することは、今後の再犯防止の取組を推進する上で、再犯要因等の理解と同様に重要であると考えられる。それゆえ、第二次計画では、「社会復帰を果たした者等が犯罪や非行から離脱することができた要因」を踏まえて施策の一層の推進を図ることが、新たな施策として盛り込まれた。そこで、本特集では、「社会復帰を果たした者等が犯罪や非行から離脱することができた要因」を見いだし、再犯防止施策を一層効果的なものとするために、犯罪や非行から離脱した当事者の語りを取り上げることとした。

犯罪や非行からの「離脱」をどのように捉えるかについては、様々な考え方があり得るところであるが、本特集の目的は「離脱」を学術的に正しく定義することではなく、当事者の語りを通して、社会復帰を果たすことができた要因を見いだし、その要因を踏まえ、再犯防止施策を一層効果的なものとすることである。そこで、本特集では、かつて犯罪や非行をして処分を受けたものの、現在は学校に通ったり仕事をしたりするなど、社会の構成員として安定した生活を送り、社会復帰を果たした状態にあることを「離脱」と捉え、４名の当事者の離脱までの過程に関する語りを掲載し、そこから見えてくる離脱の要因について分析をすることとした。

# 第２節　社会復帰を果たした当事者の語り

## 事例１

**50代男性**

### （1）私にとっての非行とは

私は、幼い頃から野球が好きで中学校でも野球部に所属しました。ところが、中学１年生の時に、部活動で嫌な思いをして野球を辞めました。それまでは野球中心の生活をしていたので、急に打ち込むことがなくなって何もかもどうでもよくなりました。その後、地元の祭りで雰囲気に流され軽い気持ちで、たばこや酒を始めるようになり、普通の中学生にできないことをしているという優越感に浸っていました。

そのうち、年上や他校の不良仲間と遊ぶことが増えていき、警察に補導されたこともありました。学校も怠け気味になり授業についていけず、「できの悪い生徒」という烙印を押された気がし、教室にいるのが苦痛でした。中学校卒業後、定時制高校に入学したものの１か月で通わなくなり、停学や退学で学校に行かなくなった不良仲間と朝から遊ぶようになる中で、当時流行していたトルエンという有機溶剤を吸うようになり、後になって大麻や覚醒剤にも手を出しました。さらに、家を出て暴走族に加わって副会長になり、暴走行為が原因で警察から逮捕すると言われたので出頭して、保護観察処分を受けました。

### （2）処分を受けて考えたこと

非行に走って普通の世界に戻れないと思いながらも、頭の片隅には常に「このままではまずい。」、「いつまでも非行はやっていられない。」といった将来への不安があり、心の中では「平凡に暮らしたい。」、「普通の人生を送りたい。」という思いを抱いていました。

しかし、中学校と定時制高校での学業不振、保護観察処分を受けたことや違法薬物を使用したことなどについて、父親から、「お前の人生は終わった。」と言われたことがあり、そのような思いに蓋をしながら生きていました。当時は人生経験が乏しかったこともあり、身近な大人にそう言われ、「自分の人生はもう駄目だ。」と思い込んでしまいました。

やり直したいという思いは確かにありましたが、過去に囚われて、明るい将来は描けませんでした。立ち直りの過程においても、「他人はできても、自分には無理だろう。」と諦めてしまう癖を断ち切るまでに時間がかかりました。

### （3）非行からの離脱過程における転換点

保護観察処分を受けて暫くして、父親の仕事の見習いをすることになりました。すると、新たな仕事上の人間関係が生じて、関わる人が大きく変化しました。しかし、当時の私は、仕事で使われる言葉が分からず、また、業務に必要な知識を持っていなかったことから、業務の内容を全く理解できませんでした。それまでは一人で生きてきたという自負があり、自分は仕事ができると思っていたので、がく然とすると同時に、今まで自分が生きてきた世界の狭さを痛感しました。そして、もっと広い世界を知りたい、職場の人たちと一緒に仕事ができるようになりたいと考え、４度目の高校１年生として定時制高校に入学しました。

それまでは定時制高校に入学しても、勉強の仕方が分からなくて学習習慣が身に付かず、入学初期につまずいたまま留年して退学し、別の高校へ入学し直すも、また退学するということを繰り返し、この入学が４校目の高校でした。けれども、この時は一緒に辞書を引いたり、分からないことを理解できるまで教えてくれたりするなど、先生方の熱心な個別指導のおかげもあって、やっとの思いで高校２年生に進級し、「やればできる。」という喜びをかみしめました。

また、父親の勧めで簿記の勉強も始めました。人生で初めて自ら参考書を買い、真剣に勉強しました。しかし、受験した簿記の試験は難しく、「自分には無理だろう。」と感じました。非行ばかりしていた頃の私だったら、そこで問題を解くのを諦めていたと思います。しかし、この時は「応援してくれる人がいるから、たとえ不合格でも最後まで頑張ろう。」と考え、最後まで問題に向き合いました。その結果、合格することができました。試験で初めての成功体験だっただけに、とても嬉しかったことを覚えています。

簿記の試験で諦めなかったことは、私の立ち直りにおける転換点です。高校の先生方を始め周囲の人から励まされ、「自分には無理だろう。」という思い込み、囚われから解放されたのだと思います。小さな成功体験を積み重ね、「自分も普通の世界で生きていけるかもしれない。」と考えが変化するようになり、「もっと上を目指してみよう。」と考えて行動を起こせるまでになりました。とはいえ、常に自信を持って生活できたわけではありませんでした。不安になったり、失敗して自信を失ったりを繰り返す中で、少しずつ普通の生活のペースをつかんでいきました。

高校卒業後は、大学に進学しました。非行に走っていた時には夢のまた夢であった大学だったので一生懸命勉強をし、卒業後は上場会社に就職しました。また、就職後に大学院で学ぶ機会を得て、専門性を生かした仕事に就くこともできました。

### (4) 離脱を果たして考えること

今、自分の経験を振り返ると、周囲の人の支えのありがたさを実感します。約束や時間を守るといった基本的なマナーを教えてくれた職場の先輩、一緒に考え、学ぶ習慣を身に付けさせてくれた高校の先生方が、私をサポートしてくれました。彼ら・彼女らのように良識ある大人たちの伴走的な関わりのおかげで、仕事や学校を続けることができ、価値観や考え方が変容し立ち直ることができました。

価値観やものの見方・考え方は、非行や犯罪からの離脱にとって重要です。健全な価値観の中で生活していると、同様の価値観を持つ友人・知人と親しくなり、犯罪等を助長する人たちと距離を置くことができます。規則正しい生活習慣が身に付き、有意義な時間の使い方を覚え、非行や犯罪の道に戻ろうと思うことがなくなります。

私は現在、保護司をしています。かつての自分の経験や保護司活動を通じて、非行や犯罪から離脱するためには、まず、仕事（学業）と衣食住の安定が不可欠だと考えています。また、うそをつかないことも大切です。失敗したとき、言い訳をしないで正直に自分の非を認められる人は、離脱に近づいていると思います。

### (5) 犯罪・非行からの離脱途上にある人や、再犯防止を支える人へのメッセージ

私は、立ち直りとは、非行や犯罪に関わることなく、自分なりの生き方を見つけて人生を歩むことだと考えています。

非行や犯罪から離脱する道のりには、思いどおりにならず苦しいことやつらいことがたくさんあります。楽な方に流れるのは簡単ですが、その前に一度、長期的な視点で人生を考えてみてください。今、嫌なことを避けると短期的には苦労しなくて済むかもしれませんが、いつまでも避けていては自分なりの生き方が見つけられません。反対に、今、自分の目指す方向に向けて困難なことに取り組めば、当面はつらくても長期的には必ず自分の糧となります。

離脱までの道はまっすぐではなく、行きつ戻りつを繰り返すかもしれません。それでも、勇気をもって一歩踏み出し、人の助けも借りながら、諦めずに歩み続け、少しずつ成功を積み重ね、自分なりの幸せを見つけてほしいと思います。

## 事例２

**20代男性**

### （1）私にとっての非行とは

私は、非行に走る前から、「自分は社会になじめない。」という思いを常に抱えて生活していました。そうした思いから、社会の枠にはまった人生を歩むのではなく、自立して自分の人生を選びたいと考えるようになりました。しかし、自立するためにはお金が必要で、お金を得るための手段として非行を選んでしまいました。

私は、犯罪や非行は２種類に分けられると考えています。１つ目は、例えば、気に入らないことがあって友人を殴ってしまうなど、衝動的・短絡的に犯罪や非行に至るケースです。２つ目は、衝動的・短絡的というよりは、例えば、将来事業を始めるといった人生の目標のようなものを達成するための手段として、犯罪や非行を選択するケースです。私の非行をこの分類に当てはめると、後者となります。非行をしていた当時、自立という目的にはお金が必要で、そのために非行という手段を選ぶことはやむを得ないと考えていました。今、その考え方を振り返ると、自分の非行を正当化したかったのだということが分かります。

### （2）処分を受けて考えたこと

非行により逮捕され、留置場と少年鑑別所に入りました。

非行をしている間、お金を手に入れることはできましたが、心はどこか空虚で満たされず、逮捕される前から、「この生き方は自分が望んでいたものじゃない。」という違和感を抱いていました。また、非行は自立のための手段だったはずなのに、お金を得たら、どのように自立をして、何をしたいのかをしっかりと考えておらず、非行をした後の生活について具体的にイメージできていなかったと気付きました。

留置場や少年鑑別所で、これまでの生活について振り返ると同時に、これからの自分の人生についても考えているうちに、「審判で少年院送致となったら、１年間社会には戻れない。その期間に何もせず、時間を無駄にして過ごすのはもったいない。」と思うようになりました。こう思うようになったことが、私が勉強を始めたきっかけの１つです。

もう１つのきっかけは、自分が社会に通用するのかどうかを確かめたいと考えたことです。逮捕されるまで、学校にきちんと通ったり、仕事を長く続けたりしたことがなく、自分が社会に通用する人間なのかが分かりませんでした。例えるなら、社会生活という試合があって、非行というズルをしなくても、試合に勝てるのか、つまり社会の中で生活していけるのかを試してみたかったのです。ズルは格好が悪いので、これからは非行から離れて、真正面から生きようと決めました。

その後、審判で少年院送致の処分を受け、少年院に入院しました。少年院では、勉強に励み、少年院の中で高等学校卒業程度認定試験を受験※1し、合格することができました。

少年院出院後は、学習支援※2を受けました。この学習支援は、希望者が少年院に在院している間に、進路の希望に沿って学習の計画を立て、出院後にその計画に沿って指導が受けられるというものです。出院後は学習支援の拠点に通って、学力や進路に合わせた内容を学んだ結果、目標としていた大学に合格することができました。現在は、その大学で将来のために更に勉強に励んでいます。

### （3）非行からの離脱過程における転換点

私は、自分自身が非行から離脱したとは考えておらず、今も離脱の過程にあると捉えています。離脱に向けて進み始めるためのターニングポイントは、勉強することを決め、その決意を行動に移した

※1　【指標番号14】、【施策番号63】参照
※2　ソーシャル・インパクト・ボンドを活用した非行少年への学習支援事業。特2-2-1、【施策番号96】参照

ことだったと考えています。

立ち直るために勉強するという意欲があっても、気持ちが続かず、犯罪や非行に逆戻りする可能性もありました。そのようなつらいときに、家族を始めとする周囲の支えがあったからこそ、現在まで犯罪や非行をせずに生活することができています。

例えば、学習支援では、勉強だけでなく、精神的にもサポートをしてもらいました。少年院や保護観察所が連携して実施している事業なので、学習支援で出会った大人は、私が少年院に入院していた事実を当然に知っていて、その上で寄り添って支援をしてくれました。自分の過去を隠す必要がなく、私を受け入れてくれる存在は、大きな心の支えとなりました。

### (4) 離脱に向けて考えること

私は、自分の意志で非行をしました。私は、良くも悪くも、考えたことを実行できる行動力を持っています。その行動力を悪い方向に使ったため、非行という結果になってしまいました。反対に、行動力を使う向きを180度変えて、良い方向に使えば、社会で活躍できるのではないかと考えています。

現在は、再犯が多い状況が問題になっていると聞いています。自分が非行をしていたので、一度犯罪や非行をした人が、再び犯罪や非行をしてしまう過程を容易に想像できます。一度罪を犯すと、社会からは冷たい目で見られ、立ち直りに向けて生活しようとしても、スムーズに進まないことがあります。再犯や再非行をしてしまう人は、そのようなつらい状況に陥ると、困難を乗り越えるための努力をせずに諦めてしまうのかもしれません。私は、最初から何もせずに諦めてしまうのは、もったいないことだと思っています。

### (5) 犯罪・非行からの離脱途上にある人や、再犯防止を支える人へのメッセージ

皆さんは、「懲」という漢字をどのように訓読みしますか。私は「懲りる」と読みましたが、私が知っている人は「懲らしめる」と読みました。その人は、犯罪や非行をしたことがない人であり、私はその読み方を聞いて、犯罪や非行をしたことがある人と、そうでない人の間にある溝の存在を感じました。立場の差によって溝は存在しますが、再犯防止を支えてくれる人がいることも事実です。私は、そのような再犯防止を支えてくれる人がいるからこそ、非行からの離脱に向けて進んでいます。

私は、人間は根本的には変わらないと考えています。犯罪や非行からの離脱とは、犯罪や非行をしない人間に生まれ変わるのではなく、犯罪や非行の色に染まった自分を、一般社会で真面目な生活を送ることを通して水を注ぐように薄め、普通の社会の色に近付けることだと思います。犯罪や非行の色に染まった自分を薄める過程では、過去の犯罪や非行と向き合うことも必要です。そして、周囲の人に、「あの人は立ち直った。」と認めてもらって初めて、離脱したと言えるはずです。私も、周囲の人から「立ち直った。」と認めてもらえるように、良い方向に行動を起こしていきます。

### 支える人の視点から

公文教育研究会　ライセンス事業推進部

この事例に登場する男性は、ソーシャル・インパクト・ボンドを活用した非行少年への学習支援を受けています。当社は、この学習支援の事業者として社会復帰に向けた大学受験をサポートしました。

この事業では就学を希望する少年院を出院した少年に対して学習の支援を行っていますが、実際に多くの少年と接して感じるのは「一人ひとりの状況が極めて多様で複雑な背景が絡み合っている」ということでした。学習目標も、義務教育相当の学力の習得、高等学校卒業程度認定試験受験合格、大学受験合格など多様であり、また少年の出院後の環境も良好な場合だけでなく、更生に向けて保護者の意識が低く、少年の心理面が不安定なケースもありました。このような少年を支えるために、少年院出院前後で少年を支える立場の協力体制が重要であると考えました。少年院の担当法務教官、保護観察官、保護者、学習拠点で少年に接する事業関係者（キズキ・もふもふネット・心理専門家）と共に、少年が非行に至った要因を理解し、出院後の生活環境の把握に努めました。少年の過去を受け止めた立場として、少年との信頼関係構築を心掛け、寄り添いながら学習の支援を行いました。

**特2-2-1**　ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）による非行少年への学習支援事業の概要

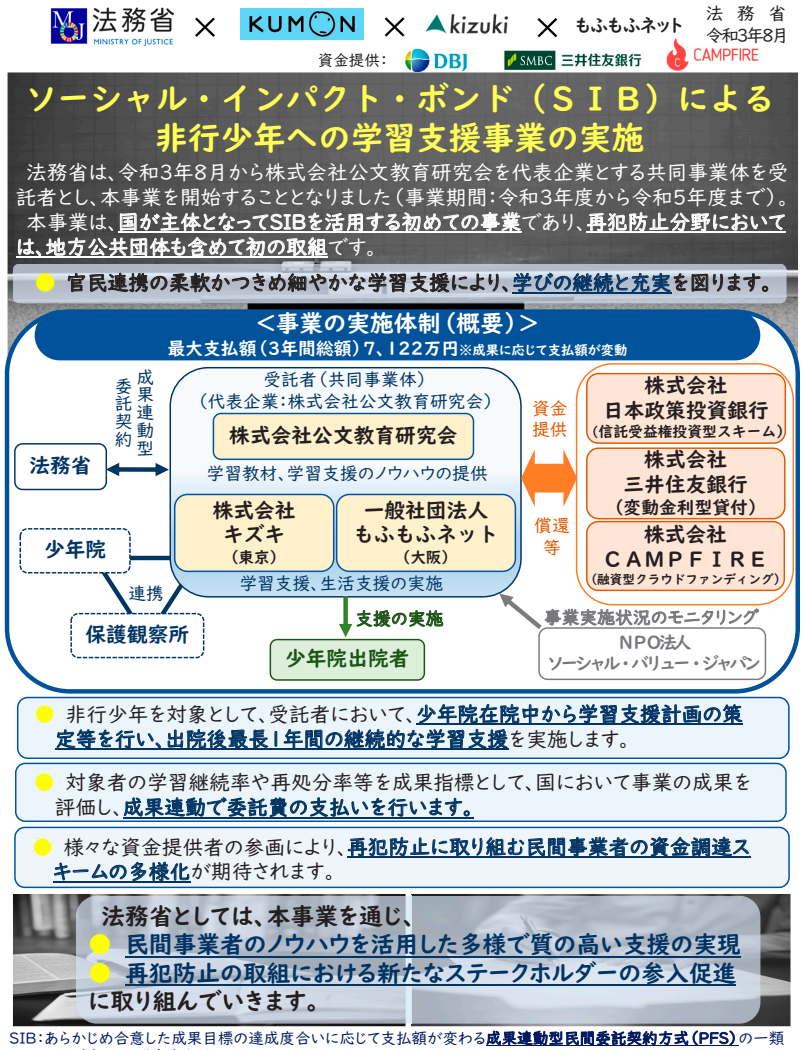


SIB：あらかじめ合意した成果目標の達成度合いに応じて支払額が変わる成果連動型民間委託契約方式（PFS）の一類型であり、外部の民間資金を活用した官民連携による社会課題解決の仕組み

## 事例３

**女性**

### （1）犯罪という居場所

少年院を仮退院して半年後、私の居場所は犯罪の中に戻っていた。社会での生活は想定外なことばかり。どう生きたらいいのか分からなかった。

留置場で、「こんなはずじゃなかった」と、何度も自分の人生を振り返ってみたが、正しい答えは見つからない。社会に自分の居場所はなく、私に残ったのは孤独と絶望だけだった。手錠をかけられたとき、この先の未来や明日のことさえも、もうどうでもいいと思った。自分の生きている意味も分からなかった。

### （2）幼少期～非行へ

私は四人姉妹の末っ子として生まれ、父と母の６人家族。幼い頃いつもこう思っていた。「どうして、うちは普通じゃないんだろう。」働かない父の代わりに、母は夜の仕事を始め、私は一人で過ごす夜が多くなった。

風の音、雨の音が怖くて、布団を頭からかぶり寝た日もあった。深夜に帰ってきた母が布団に入ってくると安心するぬくもりを感じた。どんなに寂しくても、母に寂しいって言ったらいけないと思っていた。

中学生になり、夜の街に出ると自分と同じような環境にいる友達がたくさんいた。友達が一人増える度に悪いことも増えていった。その中でも特攻服を着ている先輩たちがカッコよくて憧れた。自分もそうなりたいと思うようになり、暴走族に入ることを決めた。家にも学校にも居場所を感じることができなかったけど、そこに初めて自分の居場所を感じた。仲間たちと過ごす時間はそれまでの自分にはなかった時間だった。総長になってからは、自分にとって大切な居場所である暴走族を守りたい、強くしたいという思いで、抗争を繰り返し、相手に大きなけがを負わせ傷害事件で逮捕された。少年鑑別所に収容され、その後の審判で、私は少年院送致となった。全く反省なんかしていなかったけど、審判の時に見た母の涙がいつまでも胸を締め付けた。

### （3）少年院～再犯へ

少年院生活は想像とは違い、心が綺麗になれた。一生懸命に打ち込めること、達成感や充実感、これらは社会生活で久しく忘れていた感覚だった。

一方、自分がした非行への考えは深まらないままで、当たり前のように、出院したら暴走族に戻ることを考えていた。私がいつも考えていたのは、「反省した人の言葉」だ。なんという言葉を言えば反省しているって思われるだろう。そればかり考えていた。少年院生活はたくさんの気づきと学びがあったが、社会にいる仲間たちと暴走族をやるという思いは変わることなく私は仮退院を迎えた。しかし、そこには想像とは違う現実があった。呼び出され、かつての仲間に連れて行かれたのはヤキを入れる公園だった。かつての仲間が１人ずつ順番に私にヤキを入れていく。ひとり、またひとり・・・。４人目、５人目くらいからもう痛みは感じなくなった。暴力って身体が痛いより心が痛いってことを、自分がやられる側になって初めて知った。それから、振り上げた拳があたる瞬間が怖くなった。恐怖はいつまでも残った。仲間と居場所を失い、私は一人になった。自分が消えてなくなりそうだった。「これからは普通に生きよう。」でも、私には、普通が分からなかった。同世代の女の子がどのような生活を送っているのか分からない。ただ普通に生きたいだけなのに、普通がわからない。これから自分はどう生きればいいのかが分からなかった。そして、私は社会生活から逃げ出し、誘われるがままに覚醒剤に手を出していった。覚醒剤を使用すると孤独や寂しさを忘れられた。

仮退院から半年、私は薬物所持、使用で逮捕された。逮捕されたとき、もうどうでもいい。明日のことさえもどうでもいいと思っていた。

ただ、思い出すのは審判のときの母の涙だった。あの涙をもう一度流させてしまうと思うとつらい気持ちになった。

### (4) 私のセカンドチャンス

留置場に入れられた私は体調不良がしばらく続き、検査の結果、妊娠していることがわかった。初めての妊娠である上、薬、逮捕と一度にたくさんのことが重なり、不安と心配で押しつぶされそうだった。

母が少年鑑別所まで面会に来てくれ厳しい顔で私にこう言った。「赤ちゃんの命を守れるのは、お母さんになるあなただけなんだ。」

母の言葉は私の中で命の大切さを気づかせてくれた言葉だった。「授かった大切な命を軽く受け流す人間にはなりたくない。」、「いま覚醒剤をやめることができなかったら今後やめるきっかけはない。」と考えるようになり、心から「私、変わりたい。」と思った。

その後、再び審判を受け、試験観察になった。少年院を仮退院した後の保護観察中の再非行であったにもかかわらず、試験観察という判断が下された理由は、裁判官や家庭裁判所調査官が、私の可能性を信じてくれたからだ。「信じてくれる人を裏切ることはもうしたくない。」これが私のセカンドチャンスになった。

大人になってから、「勉強がしたい。」、「知らないことを知りたい。」という思いが強くなり、高等学校卒業程度認定試験に合格し大学進学を決めた。大学では教員免許を取得して、現在は高等学校の教師をしている。私が学校の先生をしているなんて、一番驚いているのは自分自身だ。

今の自分があるのは、これまでの人生、多くの人に助けてもらえたからだ。そして、再び犯罪することなくこられたのは、４人のこどもの存在が大きく影響している。心のブレーキとなった。

私が、犯罪のない生活を送れているのは離脱というほど劇的なものではなく、人生の方向性が変わったことだと思っている。暴走族の総長だった頃は、真剣に真面目に総長をやっていた。今はこどもの成長の楽しみや自分の夢を叶えるためにまっすぐに生きている。それは昔と変わらないことだ。

十代のときは、困ったこと、つらいことがあると、犯罪や非行という逃げ道しか知らなかったが、今は違う。私には、夢や希望があり、多くの理解者や仲間ができた。

### (5) 人は変われる、社会は変えられると伝えていきたい。

私は、自分の経験を生かして、全国の少年院で講演等をしている。その活動で出会った少女たちとの交流を通じて、少年院に入院する少女たちの多くが、加害者であるだけでなく、虐待や貧困の被害者という側面を持ち合わせていることを知った。少年院での活動を始めてから、彼女たちが被害者にも加害者にもなることのない社会には何が必要なのかを考え続け、「社会はありのままの事実を知る必要がある」という答えを見付けた。その思いから、少年院の少女たちの姿を記録したドキュメンタリー映画を製作して、彼女たちの非行の背景を探り、社会への問題提起をした。

私は、犯罪や非行とは縁のない社会の方々にも、犯罪や非行の背景にある事実を知ってほしいと考えている。そして、多くの人がその事実を知ることで、一度は犯罪や非行をしてしまったとしても、そうした人を受け入れられる社会が実現することを願っている。

## 事例４

**40代男性**

### （1）私にとっての犯罪とは

30歳を過ぎた頃、周囲の知人が覚醒剤を使用していたことをきっかけに、自分も興味を持って覚醒剤に手を出しました。職場と家を往復する生活が単調だと感じ、刺激を求めていたことに加え、将来に対する漠然とした不安を感じていたこともあり、覚醒剤で気分を晴らしたいと思いました。覚醒剤を使用すると、不安を感じることがなくなり、何度か使用しているうちに、警察に逮捕され、執行猶予付きの判決を受けました。

その後、「また覚醒剤を使って捕まったら、次は実刑になって自由な生活を失う。」と考え、覚醒剤から距離を置いていました。その間に、協力雇用主※3である建設会社で働き始めました。

しかし、逮捕から１年ほど経つと、「捕まらなければ大丈夫だろう。」と考えるようになりました。また、当時は独身だったことから、「自分一人の人生だし、誰にも迷惑をかけないから覚醒剤を使ってもいいだろう。」と軽く考えて、再び覚醒剤を使用しました。この時は、仕事は安定しており、生活に不満を抱いていたわけでもなかったため、覚醒剤に手を出す大きな理由は思い当たらず、「魔が差した。」のだろうと感じています。

覚醒剤の使用を再開すると、常に警察に捕まる不安がありました。そして、交通違反を摘発されたことで覚醒剤の使用も明らかとなり、警察に逮捕され、実刑判決を受けました。

### （2）処分を受けて考えたこと

刑務所では、建設機械科の職業訓練を受講しました。職業訓練の内容は、建設機械の運転免許の取得に向けた訓練、測量や土木施工技術の習得というもので大変充実していました。その分、職業訓練の内容の予習・復習や資格取得のための勉強は、とても大変でした。私は、学生時代、勉強を怠けがちだったため、集中して勉強するという経験は初めてでした。また、私と共に６名の訓練生が建設機械科を受講しており、７名で互いに励まし合い、協力し合って職業訓練を受けたことは、学生時代に経験できなかった部活動のようだと思いました。職業訓練の結果、７種類の建設機械の運転免許を取得することができ、それらの資格は、出所後の仕事に大いに役立ちました。職業訓練を受講していた半年間は、私の人生において、目標に向かって努力した貴重な時間であったと感じています。

また、刑務所に入所後、前述の建設会社の社長が面会に来て、「出所したら会社に戻って来い。」と言ってくれました。出所後の仕事のめどが立って安心したことに加え、社会で待っていてくれる人がいると思うと、職業訓練に一層身が入りました。

職業訓練修了後の刑務作業では、真面目に取り組んでいると、やがて刑務官から信頼されるようになり、重要な立場を任されることが増え、責任感が養われました。

刑務所には二度と入りたくないですが、刑務所に入ったことで、仕事に役立つ資格を取得できたことはもちろん、内面的に成長するとともに、自分を変えることができ、再犯しない決意が固まったと感じています。

### （3）非行からの離脱過程における転換点

出所後は前述の建設会社で再び働くことに決め、同社の社長に身元引受人となることを快諾してもらいました。出所後の生活環境が整ったこともあり、仮釈放が決まりました。

仮釈放によって刑務所を出所した後、予定どおり仕事を始めました。しかし、仕事に対する気合が入りすぎて、自分が正しいと考える方法を周囲に押し付け、反発を招くなど、仕事仲間との関係を上

※３　協力雇用主
【施策番号１、２】参照。

手に築くことができませんでした。社長に状況を相談すると、私の仕事の方法を受け入れつつも、それぞれの方法があり、周囲の仲間の仕事の方法も認めるように助言をもらいました。私も、社長の助言に納得していましたが、どうしても行動に移すことができず、独り善がりな振る舞いを続けていました。

私には、困難な事態に直面すると、全てを投げ出してしまう癖があり、このときはお酒に逃げてしまいました。仕事が終わるとお酒を飲んで泥酔し、翌日の仕事に穴を空けてしまうこともありました。

葛藤を繰り返す中で、自分の考えに固執することをやめ、肩の力を抜いてみることにしました。このように行動に移せたことは、私にとって一つの転換点であったと思います。その結果、周囲との関係が改善し、現在は、建設工事に加えて、新入社員の教育を担当しています。後輩社員から相談を持ち掛けられることもあり、会社に必要とされ、自分の存在意義を見いだすことができています。

また、同じ頃、職場で知り合った女性と結婚し、私生活においても転換点がありました。妻も過去に犯罪をして処分を受けており、結婚が、夫婦二人で社会復帰に向けて協力するための絆となりました。

### （4）離脱を果たして考えること

当たり前のことを当たり前に実行する姿勢は、立ち直りのために大切なことだと思います。「当たり前のことを当たり前に」は、刑務所で刑務官から度々言われた言葉です。例えば、出所後の私の仕事であれば、ヘルメットをかぶる、火気厳禁の場所でたばこを吸わないといったことが挙げられます。それぞれの行動は小さなことですが、継続して行うことで大きな成果となりますし、一つ一つを地道に行うことができれば、社会復帰は難しいものではないと今は思います。

また、刑務所在所中から出所後の就職先が決まっていたことも立ち直りの重要なポイントでした。生活資金のめどが立っていたことや、社員寮への入居により衣食住が保障されていたことで、出所後の生活に関する不安が軽減され、落ち着いて新しい生活を送ることができました。

さらに、保護観察中に受講した薬物再乱用防止プログラムは薬物依存からの離脱に有効でした。当初は、プログラムの受講のために仕事を休むことに抵抗感があり、加えて、普段は忘れて生活している薬物について、受講の度に考えなければならず、逆効果だと思っていました。しかし、長く続けていると、しっかりとプログラムの内容が身に付いており、日常生活の中で薬物のことを思い出したときに、自然とプログラムで学んだ対処法を実践している自分に気付き、効果を実感しました。

### （5）犯罪・非行からの離脱途上にある人や、再犯防止を支える人へのメッセージ

刑務所から出所すると、時間を逆行して刑務所に入所する前に戻りたいと考える人が多くいますが、私は、出所した時点がスタートで、その時点から人生をやり直すことで社会復帰ができると考えています。出所した時点では、立ち直る決意が固まっていない人でも、立ち直ろうと思い立った時点から、人生をやり直すことができます。

人生をやり直したいと思ったら、周囲の人に相談してみてください。相談することを恥ずかしいと感じたり、相談しても取り合ってもらえないかもしれないという不安を抱いたりする気持ちもよく分かりますが、実際には、相談を邪険に扱う人はほとんどいませんし、多くの人が快く相談に乗ってくれます。

多くの人に助けられ、私は、今でも出所後から変わらず同じ会社で建設工事の仕事をしています。大きな建物の工事に携わることも多く、自分が関わった建物が地図に載ると達成感を得られるので、自分の仕事に誇りを持っています。どんな人も、変わりたいと思って変わろうとしている自分は、もう変わっていると信じ、社会復帰に向けて歩んでほしいと願っています。

### 支える人の視点から

株式会社SHIROコーポレーション　代表取締役社長　高橋　政志

当社は、協力雇用主として登録したり、職親プロジェクト※4に参加したりするなど、刑務所出所者等を積極的に雇用しています。同プロジェクトはもとより、更生と社会復帰を目指す応募者を採用した場合は、その全てのケースで私が身元引受人となり、社員寮等を用意し、刑務所出所後の当面の生活を安心して送ることができるように衣食住を整えて、立ち直りをサポートしています。

立ち直りを支える際に、私が大切にしているのは、彼ら・彼女らに家族同然に寄り添い、無償の愛を注ぐことです。会社として刑務所出所者等の雇用を始めた当初、彼ら・彼女らと話すと、愛情を求めている人が多いことに気付き、社長である私が親代わりになって見守ろうと考えるようになりました。犯罪や非行から離脱する過程には、悩みやつらいことがありますが、家族である彼ら・彼女らがどのような状況にあっても、決して見捨てず、温かく受け入れています。

事例４の社員は、刑務所からの出所直後、やる気が空回りしていました。刑務所で考えていたことを、社会で行動に移そうとしても、刑務所の中と社会の落差が大きく、思いどおりにならなかったことが原因です。

この出来事から、出所した人が出所直後に抱く戸惑いを軽減させるためには、刑務所が釈放前の指導をより充実させることが必要だと感じました。社会に近い環境で、出所後の生活に向けた準備が十分にできれば、出所する人も、出迎える人も安心することができます。

例えば、一部の少年院では、少年が少年院在院中に出院後の就職内定を得た場合、少年院の職員に付き添ってもらいながら、職場体験や社員寮の見学を実施しています。実際に、自分が働く現場や住む場所を見て体験することで、出院後の生活のイメージが湧きやすくなるようです。このように、矯正施設に在所しながらも、社会に近い環境で過ごすことで、スムーズな社会復帰が可能となり、結果的に、非行や犯罪からの離脱が進むはずだと私は考えています。

※4　職親プロジェクト
【施策番号18】参照。

# 第３節　犯罪や非行からの離脱の要因

第２節では、４名の当事者について、犯罪・非行の背景や離脱の過程を掲載した。それぞれの当事者が犯罪や非行に至った背景は異なっており、離脱する過程も千差万別である一方で、４名の当事者の語りの中には、共通点を見いだすこともできる。本節では、再犯防止施策の推進に活用するという観点から、その共通点を整理し、離脱の要因について分析する。

なお、犯罪や非行からの離脱は、ある日突然、劇的に起こるものではなく、段階的・長期的な変化の過程といえることから、分析に当たっては、立ち直りに向けた変化の過程に沿って共通点を整理した。

## 1　立ち直りへの動機

**事例１**では、非行によって保護観察処分を受けた後、仕事で知識不足を痛感した出来事を契機に、仕事ができるようになりたいと考え、定時制高校へ入学したことが語られている。**事例２**では、非行によって少年院に入院し、入院している期間を無駄にして過ごすのはもったいないと考えたことや、自分が社会に通用するのか試してみたいと考えたことを契機に、勉強を始めたことが語られている。**事例３**では、再非行と同時期に妊娠が判明し、母親の言葉から命の大切さに気付いたことを契機に、心から「私、変わりたい。」と思ったことが語られている。**事例４**では、刑務所において職業訓練を受講している際、逮捕前に勤務していた会社への復帰が決まったことを契機に、出所後の就労に向け、より一層職業訓練に励んだことが語られている。

各事例からは、何らかの契機によって、「過去の自分を変えて人生をやり直したい」と考え、立ち直りに向けて進み始めたことが共通して見いだせる。以上から、立ち直りへの動機があることが、犯罪や非行から離脱することができた要因の１つであると考えられる。

## 2　衣食住の確保と仕事・学業の安定

**事例１**では、非行に及んでいた当事者としての経験や現在の保護司活動を通じて、犯罪や非行から離脱するためには、衣食住と仕事・学業の安定が不可欠という考え方が示されている。**事例２**では大学受験をできる環境、つまり、衣食住と学業に打ち込むことができる環境が整っていたことが読み取れる。**事例３**では、二度目の審判の結果が試験観察であったことが語られており、審判の後は保護者等適切な監護者の下で衣食住が確保された生活をしたことが分かる上、その後、学業に打ち込むことができる環境にあったことがうかがえる。**事例４**では、刑務所在所中から、協力雇用主の下への就職と社員寮への入居が決まっていたことで、出所後の生活への不安が軽減され、落ち着いて新しい生活を送ることができたと語られている。

各事例からは、衣食住に不安がなく、仕事や学業中心の安定した生活ができる環境にあったことが共通して見いだせる。以上から、衣食住の確保と仕事・学業の安定が、犯罪や非行から離脱することができた要因の１つであることが考えられる。

## 3　良好な人間関係の構築

**事例１**では、資格試験のときに、支えてくれる人の存在が大きな力となったことが示すように、職場の先輩や高校の先生の伴走的な関わりによって、徐々に本人の価値観や考え方が変容していったことが読み取れる。**事例２**では、学習支援のスタッフが、非行をした事実を知った上で受け入れてくれたことから、ありのままの自分として振る舞うことができ、立ち直りの過程において大きな心の支えとなったことが語られている。**事例３**では、現在の自分があるのは、これまで多くの人に助けられたからだと語られている。**事例４**では、本人が仕事で悩みを抱えた際に協力雇用主の社長が親身になっ

て相談に乗り、家族同然にサポートをし、そのことが離職や再犯といった望ましくない行動を防ぐための大きな力となったことがうかがえる。

各事例からは、立ち直りに向かう本人が健全な人間関係に支えられ、犯罪や非行から距離を置いたり、価値観や考え方を変容させたりする過程を共通して見いだせる。以上から、良好な人間関係の構築が、犯罪や非行から離脱することができた要因の１つであると考えられる。

### 4 自己肯定感及び自己有用感の形成

**事例１**では、「他人はできても、自分には無理だろう。」と諦めてしまう癖があったものの、定時制高校において手厚い指導を受けて進級したことや、資格試験に最後まで向き合ったことで、小さな成功体験を積み重ね、「やればできる。」という考え方を持つようになっている。**事例２**では、自分が社会に通用するのか確かめたいと考えたことなどをきっかけに勉強を始め、少年院在院中に高等学校卒業程度認定試験に合格し、出院後にも勉強を続けて大学に進学するなど成功体験を重ね、自己有用感の向上につながっている。**事例３**では、審判で関わった家庭裁判所の裁判官や調査官が更生の可能性を信じてくれたことで、「自分を信じてくれる人を裏切ることはもうしたくない。」と考えるようになっており、その経験を立ち直りの過程におけるポイントとして挙げている。**事例４**では、社会で待ってくれている人がいること、刑務作業に真面目に取り組み信頼を得て、重要な立場を任されるようになったことが立ち直りを支える要因となったことが語られている。

各事例から、良好な人間関係を基盤とした成功体験の積み重ねや他者に肯定的に評価され、受け入れられているという実感は、立ち直りに向けた過程に数多く存在するであろう困難を乗り越えるための原動力となっていることが共通して見いだせる。以上から、自己有用感や自己肯定感が犯罪や非行から離脱することができた要因の１つであると考えられる。

なお、「青少年の立ち直り（デシスタンス）に関する研究」（法務総合研究所、2018）は、少年院出院者を対象として実施した調査の結果を基に、少年院出院後に立ち直った者（以下「デシスタンス群」という。）の特徴を、少年院に再入院した者及び一般青少年との比較から考察しており、「デシスタンス群は、再入院群と比べて、自己肯定感が強く、自己の行動によって物事の結果を変えることができると信じており、自分の行動を制御する力が高い」ことを明らかにしている※5。

※5　法務省法務総合研究所（2018）。研究部報告58　青少年の立ち直り（デシスタンス）に関する研究、80-81。
https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00096.html

## 第４節　おわりに

本特集では、４名の当事者の語りを掲載し、社会復帰を果たした者等が犯罪や非行から離脱することができた要因を分析した。その結果、

（１）立ち直りへの動機

（２）衣食住の確保と仕事・学業の安定

（３）良好な人間関係の構築

（４）自己肯定感及び自己有用感の形成

が共通項として浮かび上がってきた。

犯罪や非行からの離脱の過程は、当事者によって様々であり、一定の傾向を見いだすためには、更に多くの当事者の語りを分析する必要がある。今後、【施策番号93】に則り、そうした分析を進めるとともに、犯罪や非行から離脱をした当事者等に効果的な取組の在り方に関する検討にも積極的に関与いただくなどして、再犯防止施策の一層の推進を図っていくこととしたい。

# 第1章

夏色

## 再犯防止をめぐる近年の動向


第1節 再犯防止に向けた政府の取組 …… 18

第2節 再犯の防止等に関する施策の成果指標 …… 20

第3節 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標 …… 28

# 第1章　再犯防止をめぐる近年の動向

## 第1節　再犯防止に向けた政府の取組

2016年（平成28年）12月に、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「推進法」という。）が成立し、施行されたことを受け、政府は、2017年（平成29年）12月、2018年度（平成30年度）から2022年度（令和４年度）末までの５年間を計画期間とする、第一次の「再犯防止推進計画」（以下「第一次計画」という。）を閣議決定した。

推進法と第一次計画により、刑事司法関係機関を中心として進められてきた再犯防止の取組は、国・地方公共団体・民間協力者等が一体となって取り組むべき施策へと発展した。

政府は、第一次計画等に基づき、例えば、満期釈放者対策の充実強化、地方公共団体との連携強化、民間協力者の活動の促進等、様々な取組を進めてきた。そうした様々な取組の結果、例えば、出所等年を含む２年間※1において刑務所等に再入所等する者の割合（以下「２年以内再入率」という。）を、2021年（令和３年）までに16％以下にするとの政府目標※2を、2019年（令和元年）出所者で達成するなど（【指標番号３】参照）、再犯防止の取組は着実に成果を積み上げてきた。

しかし、第一次計画による取組によっても、刑法犯による検挙者に占める再犯者の割合（以下「再犯者率」という。）は、依然として50％近くで高止まりしていること等を受け、第一次計画による取組を検証し今後の課題を整理した。その結果、「個々の支援対象者に十分な動機付けを行い、自ら立ち直ろうとする意識を涵養した上で、それぞれが抱える課題に応じた指導・支援を充実させていく必要があること」、「支援を必要とする者が支援にアクセスできるよう、支援を必要とする者のアクセシビリティ（アクセスの容易性）を高めていく必要があること」、「地方公共団体における再犯の防止等に向けた取組をより一層推進するため、国と地方公共団体がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに、国、地方公共団体、民間協力者等の連携を一層強化していく必要があること」などの課題が確認された。

以上を踏まえ、国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯防止の取組を更に深化させ、推進していくために、政府は、2023年（令和５年）３月、「第二次再犯防止推進計画」（以下「第二次計画」という。）を閣議決定した。第二次計画においては、第一次計画の重点課題を踏まえつつ、第二次計画の策定に向けた基本的な方向性※3に沿って、以下の７つの事項を重点課題とした。

①　就労・住居の確保等
②　保健医療・福祉サービスの利用の促進等
③　学校等と連携した修学支援の実施等

※1　出所等年を含む２年間
出所等した年の翌年の年末まで

※2　「再犯防止に向けた総合対策」における数値目標（「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年７月20日犯罪対策閣僚会議決定））
過去５年（2006年（平成18年）から2010年（平成22年））における２年以内再入率の平均値（刑務所については20％、少年院については11％）を基準として、これを2021年（令和３年）までに20％以上減少させるというもの。出所受刑者の２年以内再入率については、2020年（令和２年）出所者について16％以下にすることが数値目標となる。

※3　第二次計画策定に向けた基本的な方向性
①　犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
②　就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
③　国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

④　犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
⑤　民間協力者の活動の促進等
⑥　地域による包摂の推進
⑦　再犯防止に向けた基盤の整備等

以上の重点課題は、基本的には第一次計画の重点課題を踏襲しているが、第一次計画の重点課題であった「地方公共団体との連携強化等」については、犯罪をした者等が地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことこそが重要であることを踏まえ、第二次計画においては、「地域による包摂の推進」に変更した。また、第一次計画の重点課題であった「関係機関の人的・物的体制の整備等」については、施策の効果検証や広報・啓発活動の推進といった施策と一体のものとして、第二次計画においては、「再犯防止に向けた基盤の整備等」に変更した。

第二次計画では、上記の７つの重点課題に対し、96の施策を盛り込んでおり、計画期間である2023年度（令和５年度）から2027年度（令和９年度）末までの５年間、政府は、同計画に基づき、再犯防止施策の更なる推進を図っていくこととなる。

# 第2節　再犯の防止等に関する施策の成果指標

## 1　刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率【指標番号1】

（平成15年～令和4年）

| 年　次 | 刑法犯検挙者数 | 刑法犯再犯者数 | 刑法犯再犯者率 |
|---|---|---|---|
| 平成15年 | 379,602 | 135,295 | 35.6 |
| 16 | 389,027 | 138,997 | 35.7 |
| 17 | 386,955 | 143,545 | 37.1 |
| 18 | 384,250 | 149,164 | 38.8 |
| 19 | 365,577 | 145,052 | 39.7 |
| 20 | 339,752 | 140,939 | 41.5 |
| 21 | 332,888 | 140,431 | 42.2 |
| 22 | 322,620 | 137,614 | 42.7 |
| 23 | 305,631 | 133,724 | 43.8 |
| 24 | 287,021 | 130,077 | 45.3 |
| 25 | 262,486 | 122,638 | 46.7 |
| 26 | 251,115 | 118,381 | 47.1 |
| 27 | 239,355 | 114,944 | 48.0 |
| 28 | 226,376 | 110,306 | 48.7 |
| 29 | 215,003 | 104,774 | 48.7 |
| 30 | 206,094 | 100,601 | 48.8 |
| 令和元年 | 192,607 | 93,967 | 48.8 |
| 2 | 182,582 | 89,667 | 49.1 |
| 3 | 175,041 | 85,032 | 48.6 |
| 4 | 169,409 | 81,183 | 47.9 |

注　1　警察庁・犯罪統計による。
　　2　「刑法犯再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
　　3　「刑法犯再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める刑法犯再犯者数の割合をいう。

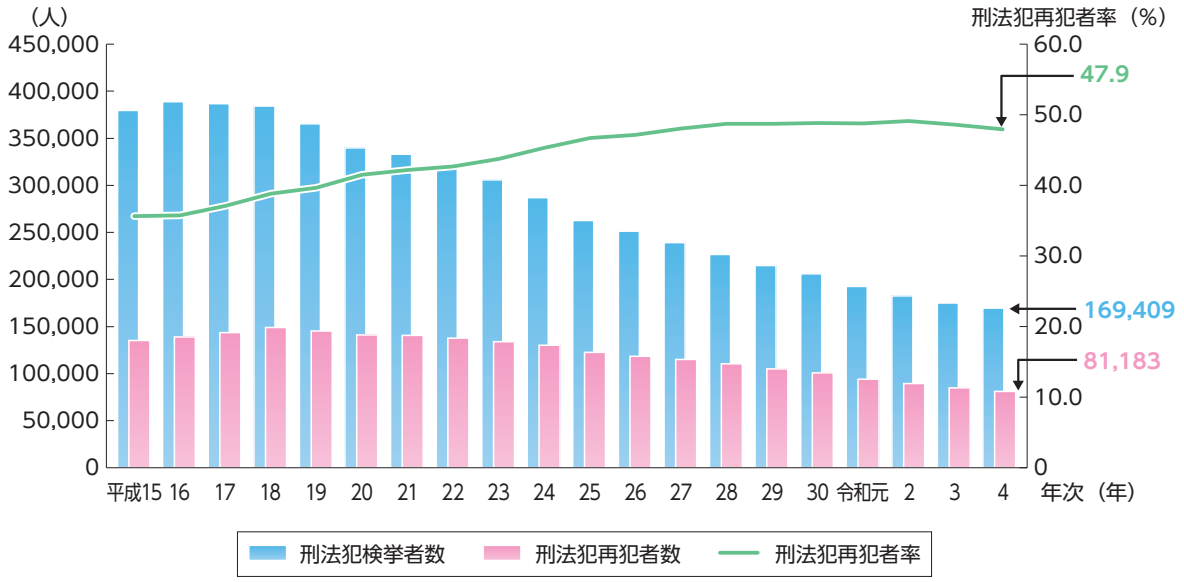


刑法犯検挙者中の刑法犯再犯者数は、2007年（平成19年）以降、毎年減少しており、2022年（令和4年）は8万1,183人であった。

刑法犯再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、1997年（平成9年）以降上昇傾向にあったが、2021年（令和3年）からは減少に転じ、2022年（令和4年）は、47.9%と前年

（48.6％）よりも0.7ポイント減少した。

## 参考　特別法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

（平成30年～令和４年）

| 年　次 | 特別法犯検挙者数 | 特別法犯再犯者数 | 特別法犯再犯者率 |
|---|---|---|---|
| 平成30年 | 62,894 | 27,070 | 43.0 |
| 令和元年 | 61,814 | 25,818 | 41.8 |
| 2 | 61,345 | 25,758 | 42.0 |
| 3 | 58,156 | 24,594 | 42.3 |
| 4 | 55,639 | 22,457 | 40.4 |

注　1　警察庁・犯罪統計による。
　　2　「特別法犯再犯者」は、交通法令違反を除く特別法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
　　3　「特別法犯再犯者率」は、特別法犯検挙者数に占める特別法犯再犯者数の割合をいう。

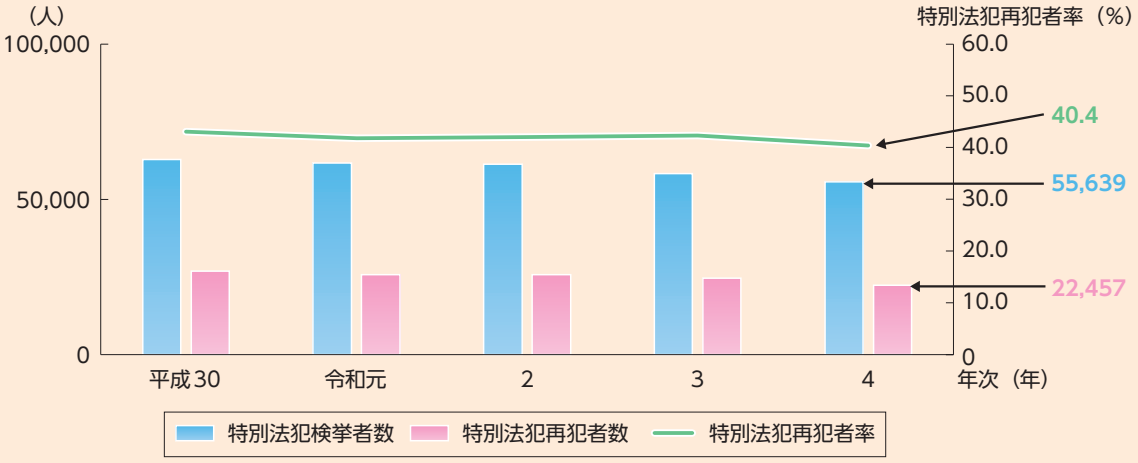

## 2　新受刑者中の再入者数及び再入者率【指標番号２】

（平成30年～令和４年）

| 年　次 | 新受刑者数 | 再入者数 | 再入者率 |
|---|---|---|---|
| 平成30年 | 18,272 | 10,902 | 59.7 |
| 令和元年 | 17,464 | 10,187 | 58.3 |
| 2 | 16,620 | 9,640 | 58.0 |
| 3 | 16,152 | 9,203 | 57.0 |
| 4 | 14,460 | 8,180 | 56.6 |

注　1　法務省・矯正統計年報による。
　　2　「新受刑者」は、裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所した受刑者などをいう。
　　3　「再入者」は、受刑のため刑事施設に入所するのが２度以上の者をいう。
　　4　「再入者率」は、新受刑者数に占める再入者数の割合をいう。

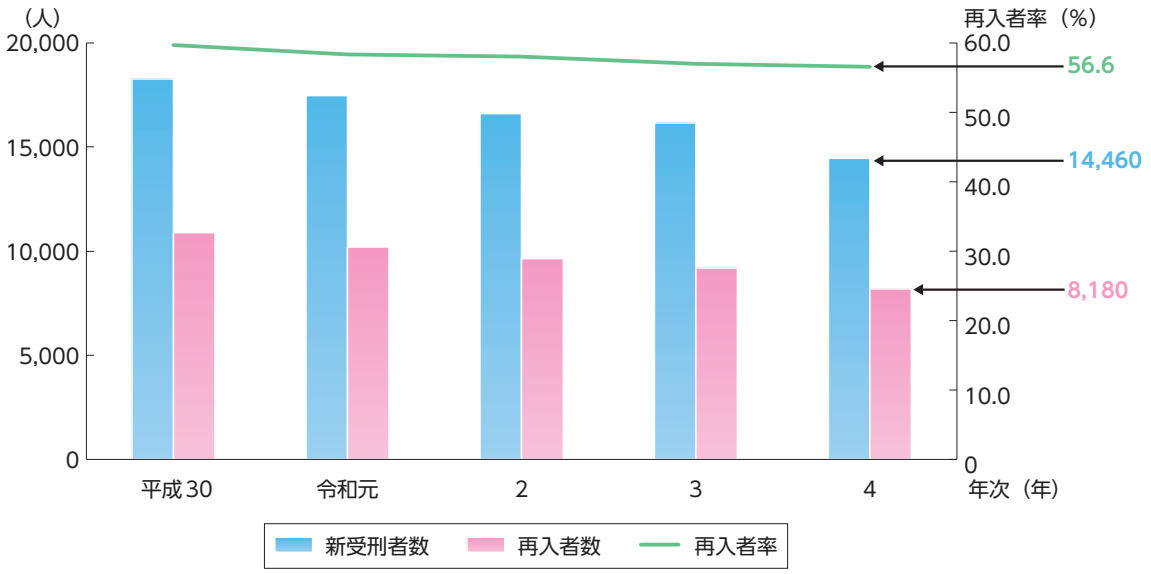


新受刑者中の再入者数は、刑法犯検挙者中の再犯者数と同様、近年減少傾向にあり、2022年（令和４年）は8,180人であった。

再入者率は、近年58～59%台で推移していたところ、2022年（令和４年）は56.6%と前年（57.0%）よりも0.4ポイント減少した。

## 3 出所受刑者の２年以内再入者数及び２年以内再入率【指標番号３】

（平成15年～令和３年）

| 年　次（出所年） | 出所受刑者数 | うち満期釈放等出所受刑者 | うち仮釈放出所受刑者 | ２年以内再入者数 | | うち満期釈放等出所受刑者 | | うち仮釈放出所受刑者 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成15年 | 28,170 | 12,386 | 15,784 | 5,835 | (20.7) | 3,903 | (31.5) | 1,932 | (12.2) |
| 16 | 29,526 | 12,836 | 16,690 | 6,236 | (21.1) | 4,155 | (32.4) | 2,081 | (12.5) |
| 17 | 30,025 | 13,605 | 16,420 | 6,519 | (21.7) | 4,434 | (32.6) | 2,085 | (12.7) |
| 18 | 30,584 | 14,503 | 16,081 | 6,380 | (20.9) | 4,536 | (31.3) | 1,844 | (11.5) |
| 19 | 31,297 | 15,465 | 15,832 | 6,409 | (20.5) | 4,661 | (30.1) | 1,748 | (11.0) |
| 20 | 31,632 | 15,792 | 15,840 | 6,372 | (20.1) | 4,687 | (29.7) | 1,685 | (10.6) |
| 21 | 30,178 | 15,324 | 14,854 | 6,044 | (20.0) | 4,424 | (28.9) | 1,620 | (10.9) |
| 22 | 29,446 | 14,975 | 14,471 | 5,649 | (19.2) | 4,140 | (27.6) | 1,509 | (10.4) |
| 23 | 28,558 | 13,938 | 14,620 | 5,533 | (19.4) | 3,944 | (28.3) | 1,589 | (10.9) |
| 24 | 27,463 | 12,763 | 14,700 | 5,100 | (18.6) | 3,487 | (27.3) | 1,613 | (11.0) |
| 25 | 26,510 | 11,887 | 14,623 | 4,804 | (18.1) | 3,173 | (26.7) | 1,631 | (11.2) |
| 26 | 24,651 | 10,726 | 13,925 | 4,569 | (18.5) | 2,928 | (27.3) | 1,641 | (11.8) |
| 27 | 23,523 | 9,953 | 13,570 | 4,225 | (18.0) | 2,709 | (27.2) | 1,516 | (11.2) |
| 28 | 22,909 | 9,649 | 13,260 | 3,971 | (17.3) | 2,470 | (25.6) | 1,501 | (11.3) |
| 29 | 21,998 | 9,238 | 12,760 | 3,712 | (16.9) | 2,348 | (25.4) | 1,364 | (10.7) |
| 30 | 21,032 | 8,733 | 12,299 | 3,396 | (16.1) | 2,114 | (24.2) | 1,282 | (10.4) |
| 令和元年 | 19,953 | 8,313 | 11,640 | 3,125 | (15.7) | 1,936 | (23.3) | 1,189 | (10.2) |
| 2 | 18,923 | 7,728 | 11,195 | 2,863 | (15.1) | 1,749 | (22.6) | 1,114 | (10.0) |
| 3 | 17,793 | 6,963 | 10,830 | 2,515 | (14.1) | 1,504 | (21.6) | 1,011 | (9.3) |

注　1　法務省・矯正統計年報による。
　　2　前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
　　なお、「満期釈放等」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。
　　3　「２年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を１年目として、２年目（翌年）の年末までに再入所した者の人員をいう。
　　4　（　）内は、各年の出所受刑者数に占める２年以内再入者数の割合である。

### 指標番号3-1　出所受刑者の２年以内再入者数の推移

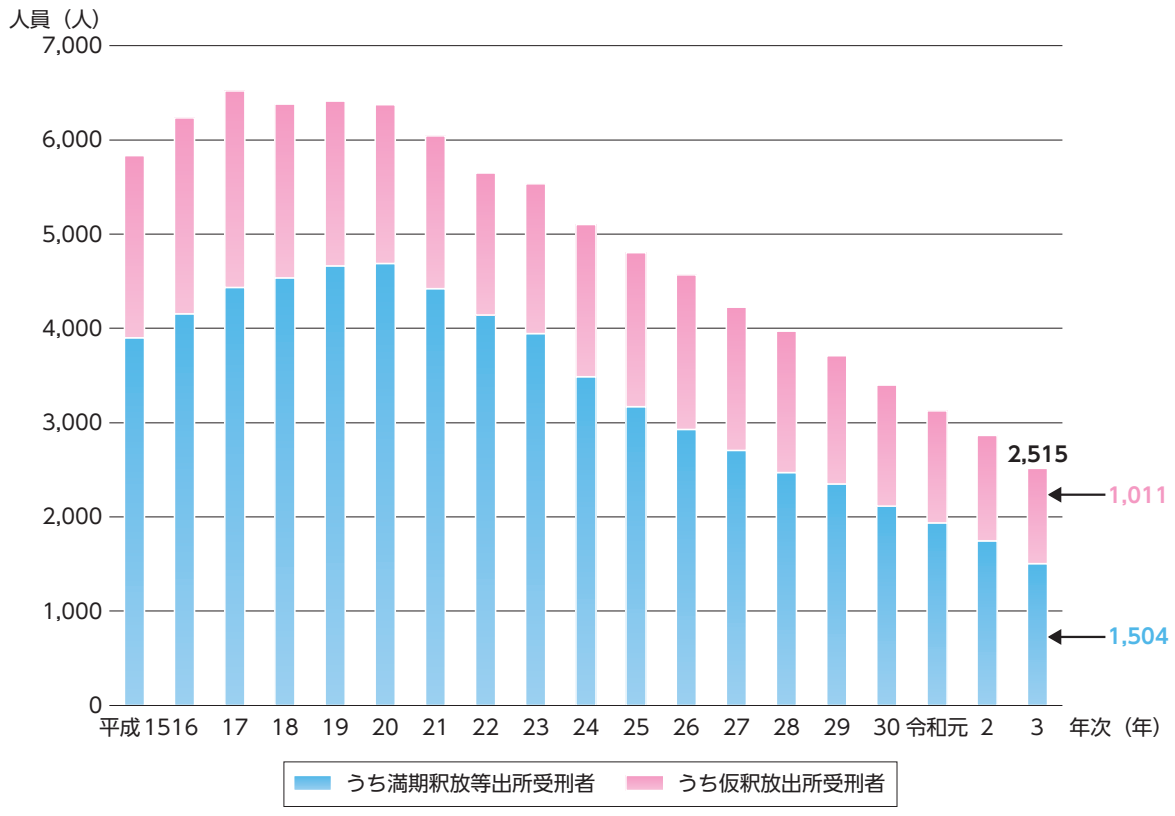

## 指標番号3-2-1　出所受刑者の２年以内再入率の推移

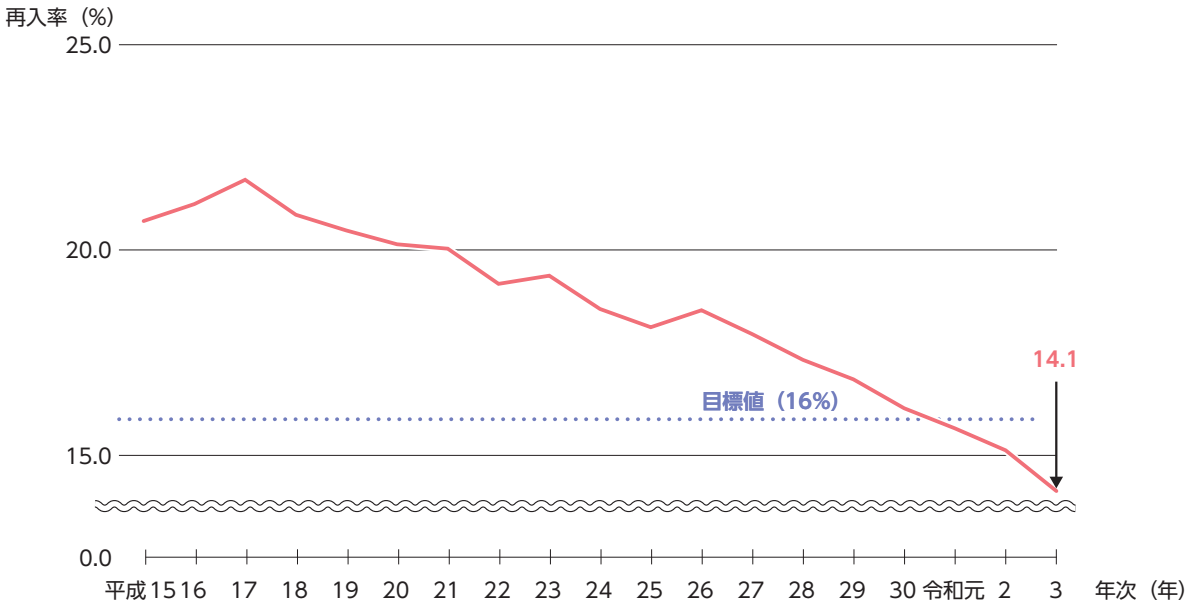


## 指標番号3-2-2　出所受刑者の２年以内再入率の推移（出所事由別）

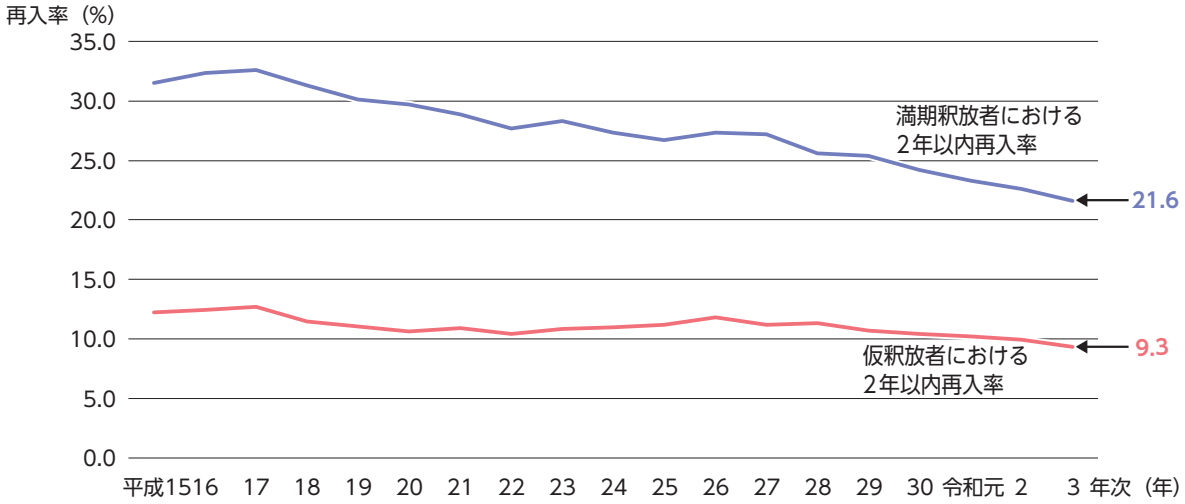


出所受刑者の２年以内再入者数は、2008年（平成20年）以降、毎年減少しており、2021年（令和３年）出所者では2,515人と、近年２年以内再入者数が最も多かった2005年（平成17年）出所者（6,519人）と比べて２分の１以下であった。満期釈放者の再入者数については、「再犯防止推進計画加速化プラン」（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）において、2022年（令和４年）までに2,000人以下とするという数値目標※4を設定していたところ、2019年（令和元年）の満期釈放者の再入者数は1,936人となって当該目標を達成し、2021年（令和３年）では、更に1,504人まで減少した。

また、出所受刑者の２年以内再入率については、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年７月20日犯罪対策閣僚会議決定）において、2021年（令和３年）までに16%以下にするとの数値目標を設定しているところ、2019年（令和元年）出所者では15.7%となって当該目標を達成し、2021年（令

※４　「再犯防止推進計画加速化プラン」における数値目標
過去５年（2013年（平成25年）から2017年（平成29年）まで）における満期釈放者の２年以内再入者数の平均（2,726人）を基準として、これを2022年（令和４年）までに、その２割以上を減少させ、2,000人以下とするもの。

和３年）出所者では、更に14.1％まで減少した。なお、いずれの出所年においても、満期釈放者※5の２年以内再入率は、仮釈放者のそれよりも高く、2021年（令和３年）は、仮釈放者の２年以内再入率が9.3％であるのに対し、満期釈放者の２年以内再入率は21.6％であった。

## 4　主な罪名（覚醒剤取締法違反、性犯罪（強制性交等・強姦・強制わいせつ）、傷害・暴行、窃盗）・特性（高齢（65歳以上）、女性、少年）別２年以内再入率【指標番号４】

罪名別（覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗）　（平成29年～令和３年）

| 年次（出所年） | 覚醒剤取締法 | | 性犯罪 | | 傷害・暴行 | | 窃盗 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 出所受刑者数 | ２年以内再入者数 | 出所受刑者数 | ２年以内再入者数 | 出所受刑者数 | ２年以内再入者数 | 出所受刑者数 | ２年以内再入者数 |
| 平成29年 | 6,134 | 1,061　(17.3) | 643 | 53　(8.2) | 1,065 | 164　(15.4) | 7,265 | 1,663　(22.9) |
| 30 | 5,982 | 957　(16.0) | 653 | 55　(8.4) | 1,057 | 176　(16.7) | 6,770 | 1,477　(21.8) |
| 令和元年 | 5,367 | 846　(15.8) | 630 | 40　(6.3) | 955 | 146　(15.3) | 6,663 | 1,450　(21.8) |
| 2 | 5,008 | 776　(15.5) | 536 | 27　(5.0) | 943 | 116　(12.3) | 6,441 | 1,290　(20.0) |
| 3 | 4,531 | 581　(12.8) | 461 | 38　(8.2) | 815 | 114　(14.0) | 6,193 | 1,226　(19.8) |

特性別（高齢、女性）　（平成29年～令和３年）

| 年次（出所年） | 高齢（65歳以上） | | 女性 | |
|---|---|---|---|---|
| | 出所受刑者数 | ２年以内再入者数 | 出所受刑者数 | ２年以内再入者数 |
| 平成29年 | 2,910 | 650　(22.3) | 2,195 | 260　(11.8) |
| 30 | 2,781 | 566　(20.4) | 2,046 | 239　(11.7) |
| 令和元年 | 2,762 | 549　(19.9) | 1,886 | 214　(11.3) |
| 2 | 2,692 | 557　(20.7) | 1,892 | 208　(11.0) |
| 3 | 2,636 | 518　(19.7) | 1,711 | 207　(12.1) |

注　1　法務省調査による。
2　前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
なお、「満期釈放等」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。
3　特性別（高齢）の年齢については、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。
4　「２年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を１年目として、２年目（翌年）の年末までに再入所した者の人員をいう。
5　（　）内は、各年の出所受刑者数に占める２年以内再入者数の割合である。
6　「性犯罪」は、強制性交等・強姦・強制わいせつ（いずれも同致死傷を含む。）をいう。
7　「傷害」は、傷害致死を含む。

※5　本章において、「満期釈放」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいい、「満期釈放者」は、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了により刑事施設を出所した者をいう。

## 指標番号4-1　２年以内再入率（罪名別）の推移

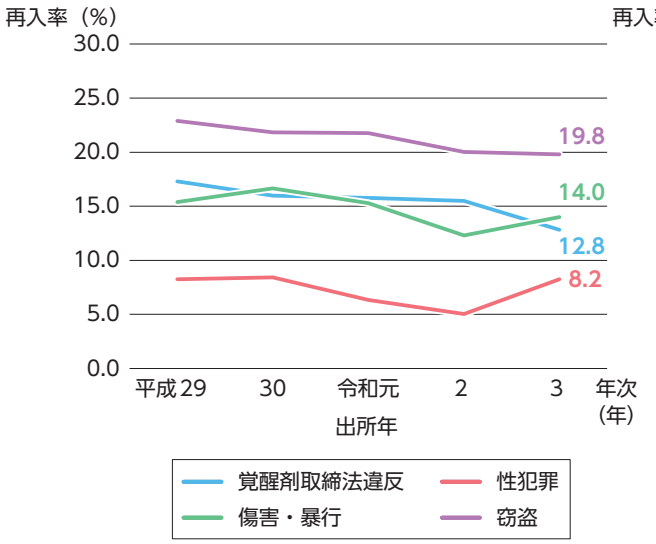


## 指標番号4-2　２年以内再入率（特性別）の推移

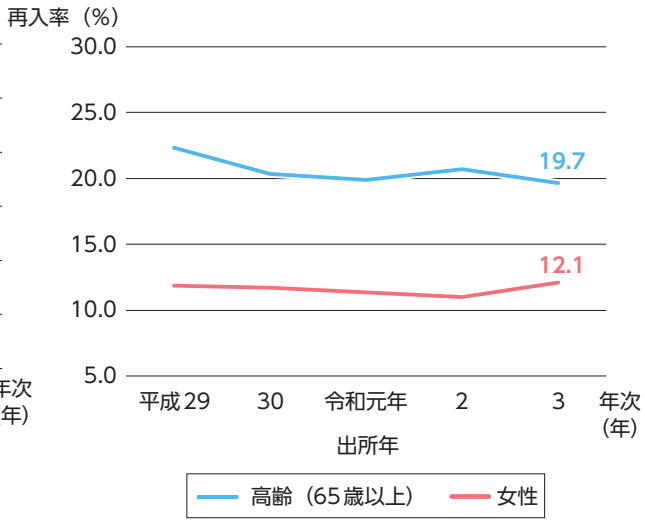


少年院出院者２年以内再入院率
特性別（少年）

（平成29年～令和３年）

| 年　次（出院年） | 出院者数 | ２年以内再入院者数 |
|---|---|---|
| 平成29年 | 2,475 | 245　(9.9) |
| 30 | 2,156 | 210　(9.7) |
| 令和元年 | 2,065 | 208　(10.1) |
| 2 | 1,698 | 152　(9.0) |
| 3 | 1,567 | 121　(7.7) |

注　1　法務省調査による。
　　2　「２年以内再入院者数」は、各年の少年院出院者のうち、出院年を１年目として、２年目（翌年）の年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員をいう。
　　3　（　）内は、各年の少年院出院者数に占める再入院者数の割合である。

## 指標番号4-3　少年院出院者の２年以内再入院率の推移

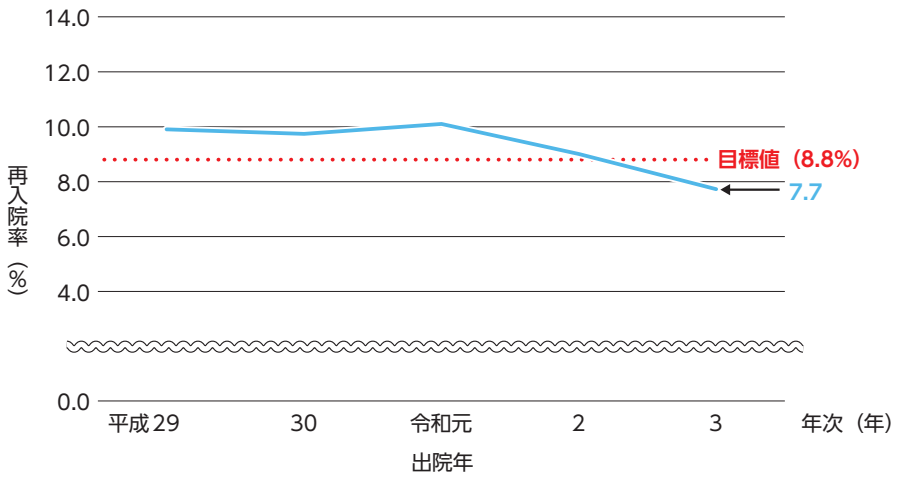


2021年（令和３年）出所者の２年以内再入率について、主な罪名・特性別で見ると、「窃盗」（19.8%）、「高齢（65歳以上）」（19.7%）が全体（14.1%）よりも高くなっている。

また、2021年（令和３年）出所者の２年以内再入率は、2020年（令和２年）出所者と比べて、「覚醒剤取締法違反」（2.7ポイント減）、「窃盗」（0.2ポイント減）、「高齢」（1.0ポイント減）が低下

した一方、「性犯罪」（3.2ポイント増）、「傷害・暴行」（1.7ポイント増）、「女性」（1.1ポイント増）は上昇している。

一方、少年院出院者の２年以内再入院率については、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年７月20日犯罪対策閣僚会議決定）において、2021年（令和３年）までに8.8％以下にするとの数値目標を設定していたところ、2021年（令和３年）出院者の２年以内再入院者数は121人、２年以内再入院率は7.7％となって当該目標を達成した。

# 第3節　再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

## 1　就労・住居の確保等関係

### （1）刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合【指標番号5】

（平成30年度～令和4年度）

| 年　度 | 支援対象者数 | うち矯正施設在所者 | うち保護観察対象者等 | 就職件数 | うち矯正施設在所者 | うち保護観察対象者等 | 割　合 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成30年度 | 7,690 | 4,593 | 3,097 | 3,521 | 1,264 | 2,257 | 45.8 |
| 令和元年度 | 7,411 | 4,355 | 3,056 | 3,722 | 1,498 | 2,224 | 50.2 |
| 2 | 6,947 | 4,056 | 2,891 | 3,194 | 1,156 | 2,038 | 46.0 |
| 3 | 6,221 | 3,745 | 2,476 | 3,130 | 1,167 | 1,963 | 50.3 |
| 4 | 6,219 | 3,829 | 2,390 | 3,004 | 1,254 | 1,750 | 48.3 |

注　1　厚生労働省調査による。
　　2　「支援対象者数」は、矯正施設又は保護観察所からハローワークに対して協力依頼がなされ、支援を開始した者の数を計上している。
　　3　「割合」は、「支援対象者数」における「就職件数」の割合をいう。

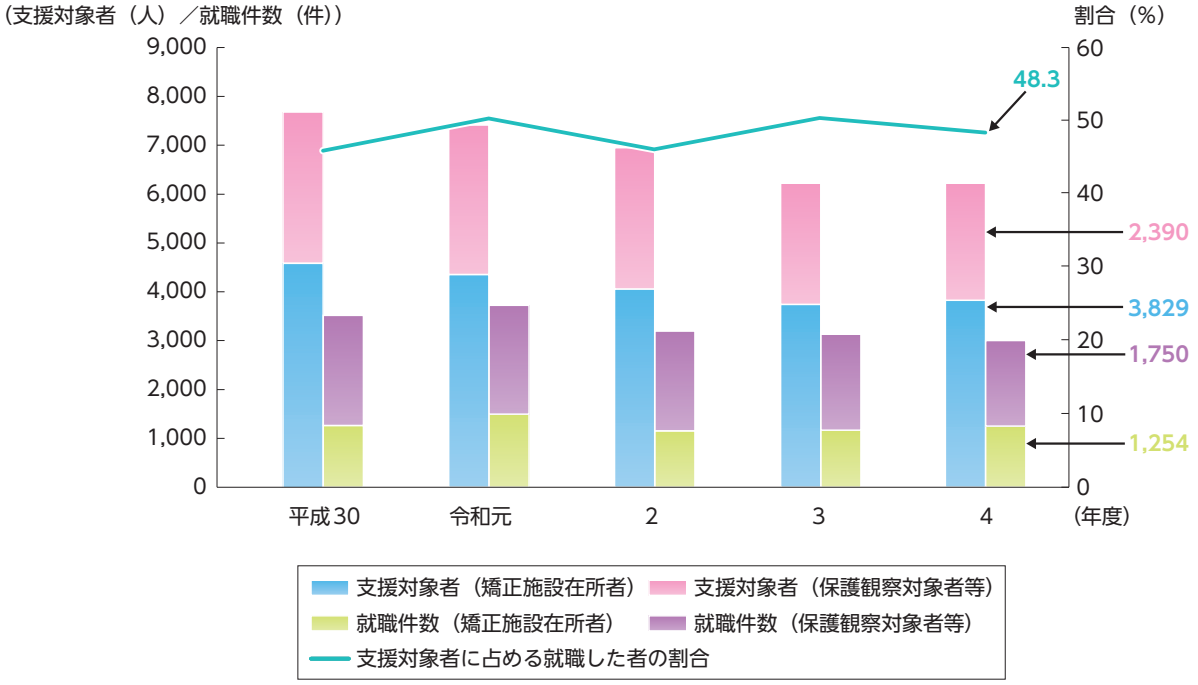


刑務所出所者等総合的就労支援対策（【施策番号５ア】参照）においては、出所受刑者数が近年減少している中、一定数の支援対象者数を確保し続けている。支援対象者のうち、就職した者の数（就職件数）は、2011年度（平成23年度）以降増加傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した2020年度（令和２年度）からは減少に転じ、2022年度（令和４年度）は3,004件であった。また、就職した者の割合は、2022年度（令和４年度）は48.3%と前年度（50.3%）よりも2.0ポイント減少した。

### （2）協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数【指標番号６】

（平成31年～令和４年）

| 年　次 | 協力雇用主数 | 実際に雇用している協力雇用主数 | 雇用されている刑務所出所者等数 |
|---|---|---|---|
| 平成31年 | 22,472 | 945 | 1,473 |
| 令和元年 | 23,316 | 1,556 | 2,231 |
| 2 | 24,213 | 1,391 | 1,959 |
| 3 | 24,665 | 1,208 | 1,667 |
| 4 | 25,202 | 1,024 | 1,384 |

注　1　法務省調査による。
　　2　平成31年は、４月１日現在の数値である。
　　3　令和元年からは、10月１日現在の数値である。
　　4　「刑務所出所者等」は、少年院出院者及び保護観察対象者などを含む。

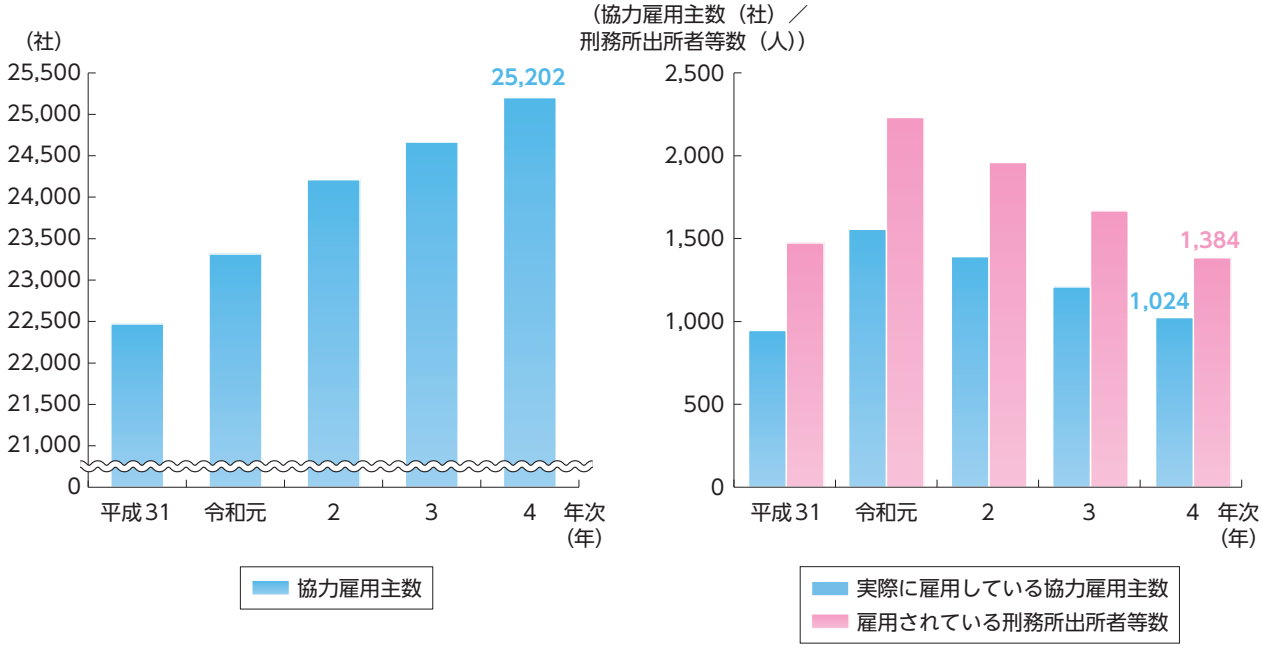


協力雇用主数は、近年増加傾向にあり、2022年（令和４年）10月１日現在、２万5,202社であった。実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数については、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）において、2020年（令和２年）までに約1,500社にまで増加させるとの数値目標が設定されていたところ、2019年（令和元年）に1,556社と目標を達成した。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した2020年（令和２年）以降は減少傾向にあり、2022年（令和４年）は1,024社と前年（1,208社）より減少した。また、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数についても、2020年（令和２年）以降は減少傾向にあり、2022年（令和４年）は1,384人と前年（1,667人）より減少した。

### （3）保護観察終了時に無職である者の数及びその割合【指標番号７】

（平成30年～令和４年）

| 年　次 | 保護観察終了者（総数） | 職業不詳の者 | 無職である者 |
|---|---|---|---|
| 平成30年 | 27,994 | 681 | 5,779　(21.2) |
| 令和元年 | 26,183 | 619 | 5,444　(21.3) |
| 2 | 24,844 | 517 | 6,075　(25.0) |
| 3 | 24,075 | 473 | 5,653　(24.0) |
| 4 | 22,915 | 448 | 5,534　(24.6) |

注　1　法務省・保護統計年報による。
　　2　「無職である者」は、各年に保護観察を終了した者のうち、終了時職業が無職である者から、定収入のある者、学生・生徒及び家事従事者を除いて計上している。
　　3　（　）内は、職業不詳の者を除く保護観察終了者に占める「無職である者」の割合である。
　　4　交通短期保護観察の対象者、更生指導の対象者及び婦人補導院仮退院者を除く。

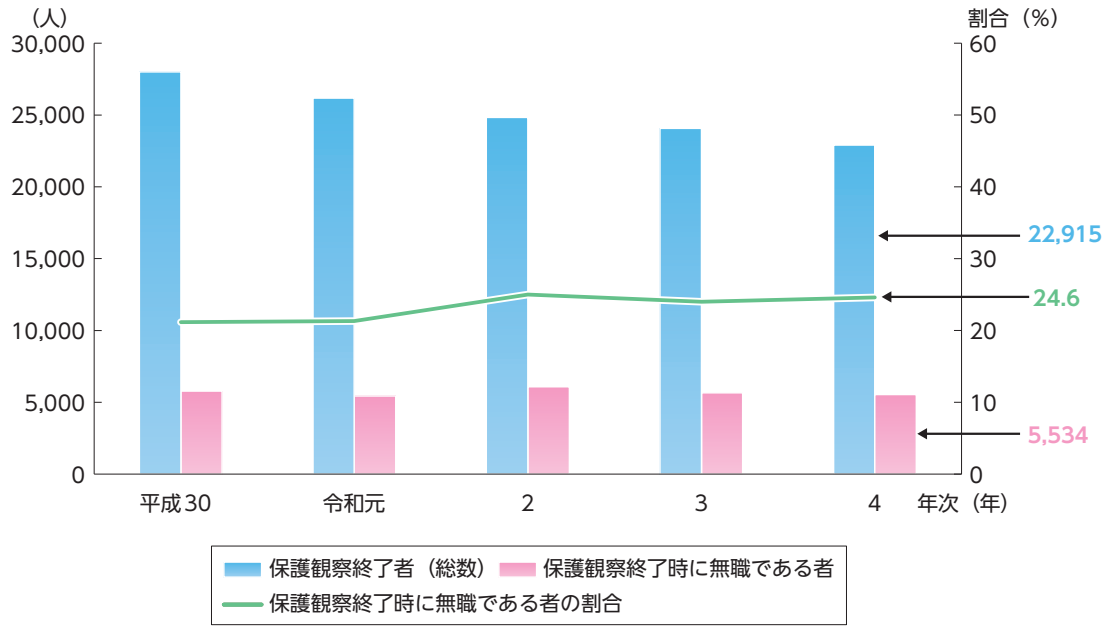


保護観察終了時に無職である者の数は、2022年（令和４年）は前年（5,653人）より減少して5,534人であった。その割合は、保護観察終了者数（総数）自体が減少していることもあり、2019年（令和元年）までは21～22%台で推移していたところ、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した2020年（令和２年）に大きく増加し、2022年（令和４年）は24.6%であった。

### （4）刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合【指標番号８】

（平成30年～令和４年）

| 年　次 | 刑務所出所者総数 | 帰住先がない者 |
|---|---|---|
| 平成30年 | 21,060 | 3,628　(17.2) |
| 令和元年 | 19,993 | 3,380　(16.9) |
| 2 | 18,931 | 3,266　(17.3) |
| 3 | 17,809 | 2,844　(16.0) |
| 4 | 17,142 | 2,678　(15.6) |

注　1　法務省・矯正統計年報による。
　　2　「帰住先」は、刑事施設を出所後に住む場所である。
　　3　「帰住先がない者」は、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま刑期が終了した満期釈放者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。
　　4　（　）内は、各年の刑務所出所者総数に占める帰住先がない者の割合である。

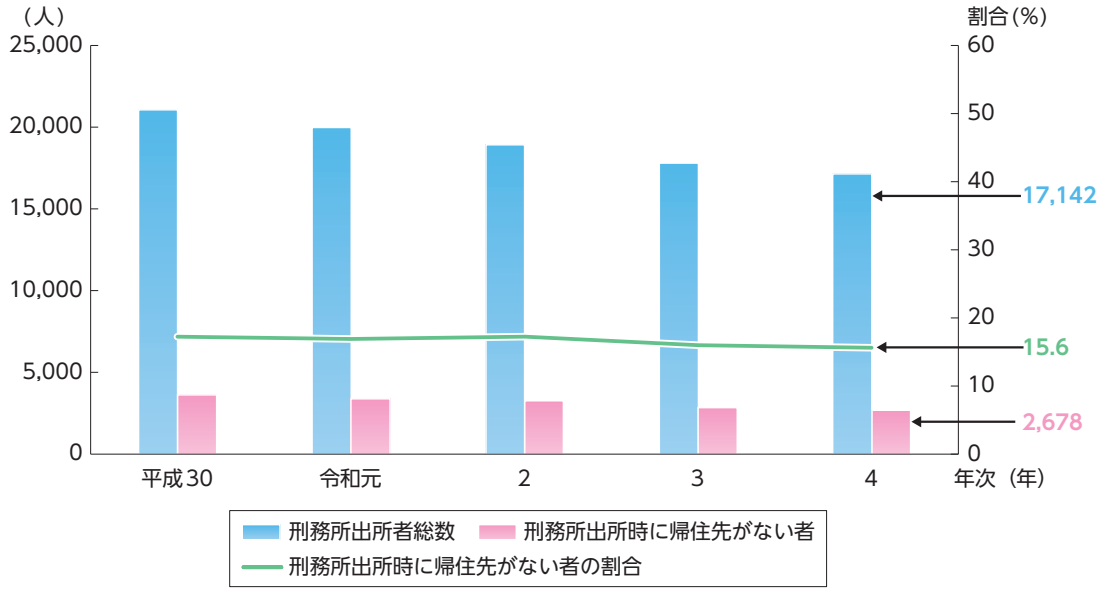


刑務所出所時に適切な帰住先がない者の数については、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）において、2020年（令和２年）までに4,450人以下に減少させるとの数値目標を設定していたところ、2017年（平成29年）には当該目標を達成し、2022年（令和４年）は2,678人にまで減少した。刑務所出所時に適切な帰住先がない者の割合は、2022年（令和４年）は15.6％と前年（16.0％）よりも0.4ポイント減少した。

### （5）更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数【指標番号９】

（平成30年度～令和４年度）

| 年　度 | 更生保護施設 | 自立準備ホーム | 計 |
|---|---|---|---|
| 平成30年度 | 9,719 | 1,679　(223) | 11,398 |
| 令和元年度 | 9,789 | 1,709　(224) | 11,498 |
| 2 | 8,870 | 1,719　(290) | 10,589 |
| 3 | 8,428 | 1,863　(318) | 10,291 |
| 4 | 8,159 | 1,868　(318) | 10,027 |

注　1　法務省調査による。
　　2　（　）内は、各年度の薬物依存症リハビリ施設（ダルク等の薬物依存からの回復を目的とした施設のうち、自立準備ホームに登録されているもの）への委託人員数（内数）である。

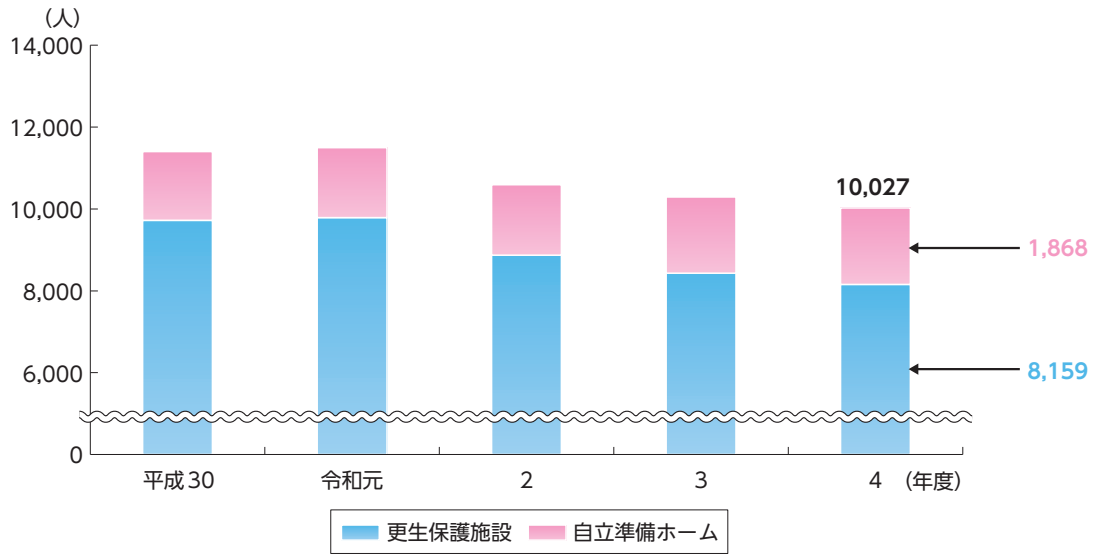

更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数は、出所受刑者数が近年減少している中、ほぼ横ばいで推移しており、2022年度（令和４年度）はそれぞれ8,159人、1,868人であった。

## 2　保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係

### （1）特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数【指標番号10】

（平成30年度～令和４年度）

| 年　度 | 特別調整の終結人員 | 内訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 高齢 | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 |
| 平成30年度 | 698 | 384 | 87 | 187 | 227 |
| 令和元年度 | 775 | 398 | 106 | 199 | 317 |
| 2 | 767 | 370 | 104 | 211 | 311 |
| 3 | 826 | 401 | 90 | 235 | 373 |
| 4 | 752 | 350 | 99 | 188 | 350 |

注　1　法務省調査による。
　　2　「終結人員」は、少年を含む。
　　3　「終結人員」は、特別調整の希望の取下げ及び死亡によるものを含む。
　　4　内訳は重複計上による。

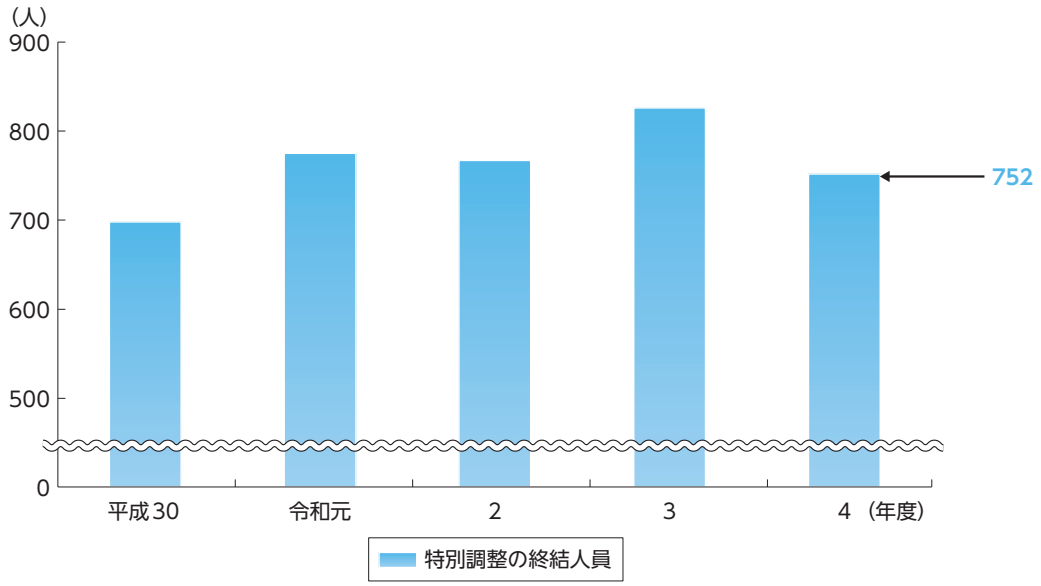


特別調整（【施策番号36】参照）により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数は、出所受刑者数が近年減少している中、ほぼ横ばいで推移しており、2022年度（令和４年度）は752人と前年度（826人）よりも減少した。

なお、内訳（複数該当あり）を見ると、これまでは「高齢」が最も多かったが、2022年度（令和４年度）は「高齢」、「精神障害」が同数で最も多くなっている。

### （2）薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合【指標番号11】

（平成30年度～令和４年度）

| 年　度 | 薬物事犯保護観察対象者数 | うち治療・支援を受けた者の数 |
|---|---|---|
| 平成30年度 | 7,717 | 527　(6.8) |
| 令和元年度 | 8,096 | 566　(7.0) |
| 2 | 8,549 | 613　(7.2) |
| 3 | 8,501 | 536　(6.3) |
| 4 | 8,100 | 481　(5.9) |

注　1　法務省調査による。
　　2　「薬物事犯保護観察対象者数」は、薬物事犯保護観察対象者として、当該年度当初に保護観察を受けている者の数と当該年度に新たに保護観察を受けることとなった者の数を計上している。
　　3　（　）内は、薬物事犯保護観察対象者のうち、精神保健福祉センター、保健所、精神科医療機関等が行う治療・支援を受けた者の割合である。

薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合は、調査の開始（2016年度（平成28年度））以降、増加・上昇傾向にあったが、2022年度（令和４年度）はそれぞれ481人、5.9％と前年度（536人、6.3％）よりも減少・低下した。

## 3　学校等と連携した修学支援の実施等関係

### （1）少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率【指標番号12】

（少年院出院時）　（平成30年～令和４年）

| 年　次 | 出院者数（A） | （A）のうち、修学支援対象者数（B） | （B）のうち、出院時復学・進学希望者（C） | （C）のうち、出院時復学・進学決定者【指標番号12】 |
|---|---|---|---|---|
| 平成30年 | 2,156 | 369 | 272 | 97　(35.7) |
| 令和元年 | 2,065 | 363 | 251 | 70　(27.9) |
| 2 | 1,698 | 296 | 198 | 66　(33.3) |
| 3 | 1,567 | 233 | 177 | 54　(30.5) |
| 4 | 1,363 | 255 | 177 | 40　(22.6) |

注　1　法務省調査による。
　　2　「出院者数」は、法務省・矯正統計年報による。
　　3　「修学支援対象者数」は、当該調査期間において出院した者のうち、出院時に修学支援対象者として選定されていた者を計上している。
　　4　「進学決定」は、入学試験に合格しているなど、進学が確定的である状態をいう。
　　5　（　）内は、指標に該当する人員の割合である。

### (2) 上記により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合【指標番号13】

(保護観察終了時)　　(平成30年～令和4年)

| 年　次 | 出院者数(保護観察が終了した者(A)) | (A)のうち、少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者(B) | (B)のうち、出院時又は保護観察期間中に復学・進学決定した者【指標番号12】(C) | (C)のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者(D)【指標番号13】 |
|---|---|---|---|---|
| 平成30年 | 2,156<br>(626) | 25 | 12<br>(48.0) | 11<br>(91.7) |
| 令和元年 | 2,065<br>(1,252) | 49 | 34<br>(69.4) | 28<br>(82.4) |
| 2 | 1,698<br>(1,505) | 80 | 51<br>(63.8) | 39<br>(76.5) |
| 3 | 1,567<br>(1,452) | 72 | 52<br>(72.2) | 37<br>(71.2) |
| 4 | 1,363<br>(1,425) | 109 | 68<br>(62.4) | 49<br>(72.1) |

注　1　法務省調査による。
　　2　「出院者数」は、【指標番号12】における「出院者数(A)」と対応している。
　　3　(A)は、平成30年1月以降に少年院を仮退院した者のうち、各年中に保護観察が終了した者について計上している。
　　4　(C)及び(D)の(　)内は、指標に該当する人員の割合である。

2022年(令和4年)の少年院出院者のうち、在院中に修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者は177人であったところ、そのうち、出院時に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率は、それぞれ40人、22.6%であった。

また、2018年(平成30年)1月以降に少年院を出院し、2022年(令和4年)中に保護観察が終了した者のうち、少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者は109人であったところ、そのうち、出院時又は保護観察期間中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率は、それぞれ68人、62.4%であった。さらに、当該68人のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者及びその割合は、それぞれ49人、72.1%であった。

### (3) 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率【指標番号14】

(平成30年度～令和4年度)

| 年　度 | 受験者数 | 全科目合格者 | | 1以上科目合格者 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 合格者数 | 合格率 | 合格者数 | 合格率 |
| 平成30年度 | 1,085 | 436 | 40.2 | 1,012 | 93.3 |
| 令和元年度 | 872 | 387 | 44.4 | 827 | 94.8 |
| 2 | 793 | 356 | 44.9 | 762 | 96.1 |
| 3 | 797 | 316 | 39.6 | 776 | 97.4 |
| 4 | 743 | 321 | 43.2 | 701 | 94.3 |

注　1　文部科学省調査による。
　　2　「全科目合格者」は、高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な全ての科目に合格し、大学入学資格を取得した者をいう。
　　3　「1以上科目合格者」は、高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な科目のうち全部又は一部の科目に合格した者をいう。
　　4　「合格率」は、受験者数に占める「全科目合格者」、「1以上科目合格者」の割合である。

矯正施設における高等学校卒業程度認定試験（【施策番号63】参照）の受験者数について、2022年度（令和４年度）は743人であった。

2022年度（令和４年度）の全科目合格者数は321人で、合格率は43.2%であった。また、全科目合格を含む１以上科目合格率は、近年90%以上の高い水準を維持しており、2022年度（令和４年度）は94.3%であった。

## 4　民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等関係

### （1）保護司数及び保護司充足率【指標番号15】

（平成31年～令和5年）

| 年　次 | 保護司数（人） | 充足率（%） |
|---|---|---|
| 平成31年 | 47,245 | 90.0 |
| 令和2年 | 46,763 | 89.1 |
| 3 | 46,358 | 88.3 |
| 4 | 46,705 | 89.0 |
| 5 | 46,956 | 89.4 |

注　1　法務省調査による。
　　2　各年１月１日現在の数値である。
　　3　「充足率」は、定数（５万2,500人）に対する保護司数の割合である。

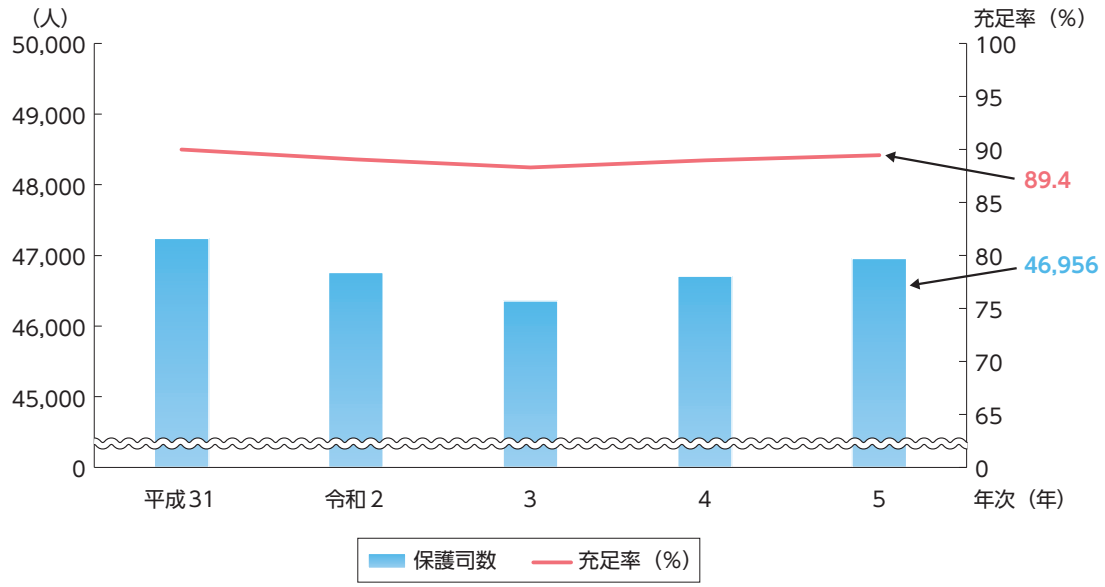


保護司※6数及び保護司充足率は、2017年（平成29年）以降、減少・低下傾向にあったが、2023年（令和５年）は４万6,956人、89.4%と前年（４万6,705人、89.0%）よりも微増となった。ただし、これは2021年（令和３年）４月１日から開始した定年制に対する特例※7により再任された保護司1,302名を含むものである。

※6　保護司
犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアである。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。保護司の定数は、保護司法（昭和25年法律第204号）により５万2,500人を超えないものと定められている。

※7　保護司の定年制に対する特例
これまで、76歳になる前日まで再任が可能であったところ、2021年（令和3年）4月1日以降、保護司本人が希望すれば、78歳になる前日まで再任を可能とした。

### (2)“社会を明るくする運動”行事参加人数【指標番号16】

(平成30年～令和４年)

| 年　次 | 行事参加人数 |
|---|---|
| 平成30年 | 3,228,710 |
| 令和元年 | 2,969,544 |
| 2 | 577,047 |
| 3 | 867,395 |
| 4 | 1,284,167 |

注　法務省調査による。

“社会を明るくする運動”行事参加人数は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した2020年（令和２年）以降は、当該運動期間における行事が大幅に制限されたこともあり、大幅に減少していたが、2022年（令和４年）は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、街頭広報活動や各種行事を再開したため、128万4,167人と前年（86万7,395人）よりも増加した。

## 5　地方公共団体との連携強化等関係

### (1)地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合【指標番号17】

(平成30年～令和５年)

| 年　次 | 策定地方公共団体数（策定割合） | | |
|---|---|---|---|
| | 都道府県 | 指定都市 | その他の市町村（特別区を含む。） |
| 平成30年 | 1/47 | 0/20 | 0/1,727 |
| 31 | 15/47 | 0/20 | 4/1,727 |
| 令和２年 | 31/47 | 6/20 | 32/1,727 |
| 3 | 42/47 | 16/20 | 130/1,727 |
| 4 | 47/47 | 18/20 | 306/1,727 |
| 5 | 47/47 | 19/20 | 506/1,727 |

注　1　法務省調査による。
　　2　各年４月１日現在の数値である。

推進法第８条第１項に基づく地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体※8の数については、「再犯防止推進計画加速化プラン」（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）において、2021年度（令和３年度）末までに100以上にするとの成果目標を設定していたところ、2021年（令和３年）４月に188団体となり当該目標を達成した。2021年（令和３年）以降も増加しており、2023年（令和５年）４月１日現在、都道府県が全47団体、指定都市が19団体、その他の市町村（特別区を含む。）が506団体の合計572団体となった。

※8　地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体に関する最新の情報はこちら
「地方再犯防止推進計画」
https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00022.html

# 第2章

大切な人

## 就労・住居の確保等のための取組


第1節 就労の確保等 …… 38

第2節 住居の確保等 …… 58

# 第2章　就労・住居の確保等のための取組

## 第1節　就労の確保等

### 1　職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得

#### （1）職業適性等の把握【施策番号1※1】

#### （2）就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた指導・支援【施策番号2】

法務省は、矯正施設※2において、就労支援体制の充実のため、2006年度（平成18年度）から非常勤職員である就労支援スタッフ※3を配置し、2019年度（令和元年度）からは常勤職員である就労支援専門官※4を配置しているほか、2022年度（令和４年度）からは、就労支援の要となる統括矯正処遇官（就労支援担当）※5を新たに配置した。

さらに、2020年度（令和２年度）からは、就労の確保及び職場定着に困難が伴う受刑者に対して、矯正官署（ここでは矯正管区及び刑事施設※6をいう。）及び更生保護官署（地方更生保護委員会及び保護観察所をいう。以下同じ。）が連携して、アセスメントに基づく矯正処遇、生活環境の調整及び就労の確保に向けた支援等を一体的に行う包括的な就労支援を実施している（2023年（令和５年）４月現在、札幌刑務所、川越少年刑務所、名古屋刑務所、加古川刑務所及び福岡刑務所の５庁を実施庁に指定）。

刑事施設では、受刑者に対して、特別改善指導（【施策番号83】参照）として、就労に必要な基本的スキルやマナーを習得させるとともに、出所後の就労に向けて就労支援指導（**資2-2-1**参照）を実施している。2022年度（令和４年度）の受講開始人員は2,868人（前年度：2,900人）であった。また、2011年度（平成23年度）からは、受刑者の勤労意欲を喚起するとともに、社会への貢献を実感させることで、その改善更生、社会復帰を図ることを目的として、公園の清掃作業などの社会貢献作業を実施している。2022年度（令和４年度）は、刑事施設37庁（前年度：31庁）が、55か所（前年度：45か所）の事業主体と協定を結んで実施した。

刑事施設及び少年院では、受刑者等の職業意識をかん養し、就労意欲を喚起することを目的として、協力雇用主※7等の出所者等を雇用した経験のある事業主等による職業に関する講話を実施している（2022年度（令和４年度）には、37庁（前年度：17庁）において延べ44回（前年度：20回）の講話を実施し、延べ2,214人（前年度：2,230人）の受刑者等が受講）。

少年院では、就労先の職場への定着が出院後の再非行防止に有効であるとの観点から、在院者に対

※1　再犯防止推進計画
（https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/html/ns120000.html）との対応状況を明らかにするために付したもの。

※2　矯正施設
刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。

※3　就労支援スタッフ
キャリアコンサルティング等の専門性を有する非常勤職員。受刑者等に対する面接・指導のほか、ハローワークや事業主との連絡調整業務等を担っている。2023年（令和5年）４月現在、刑事施設75庁（前年：76庁）、少年院41庁（前年：42庁）に配置されている。

※4　就労支援専門官
キャリアコンサルタント等の資格を有する常勤職員。就労支援対象者のうち、特に配慮を要する受刑者等に対する面接・指導のほか、就労支援スタッフ等に対する助言指導等を行っている。2023年（令和5年）４月現在、刑事施設32庁（前年：18庁）、少年院5庁（前年：4庁）に配置されている。

※5　統括矯正処遇官（就労支援担当）
刑事施設内での就労支援を担当する幹部職員。就労支援スタッフや就労支援専門官を指導・監督するほか、関係機関及び団体との連絡調整業務等を担っている。2022年度（令和4年度）から刑事施設12庁に配置されている。

※6　刑事施設
刑務所、少年刑務所及び拘置所をいう。

※7　協力雇用主
保護観察所において登録し、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。

し、職業指導の一環として、就労及び職場定着のために必要な知識及び技能の習得を図ることを目的として、職業生活設計指導科を設けている。職業生活設計指導科では、受講者全員に対して統一的に行う必修プログラム64単元（就労支援ワークブック、ビジネスマナー、パソコン操作能力等）と、受講者個々の必要性に応じて選択的に行う選択プログラム（安全衛生ベーシック講座、接客業ベーシック講座、成年就労ベーシック講座等）を定めており、必修プログラム64単元に加え、各６単元の選択プログラム５講座のうち12単元（２講座）以上を組み合わせて行うこととしている。少年院における処遇の概要については【施策番号75】を参照。

保護観察所では、ハローワークと連携して、保護観察対象者等のうち、就労体験の乏しい者、就労に必要な知識・技能が身に付いていない者等に対して、刑務所出所者等総合的就労支援対策（【施策番号５ア】参照）による就労支援を行っている。また、少年の保護観察対象者に対しては、必要に応じて、職業人として望ましい勤労観・職業観を醸成することを目的としたジョブキャリア学習を実施し、社会的・職業的自立に向けた基礎となる能力や態度の育成に努めている。

資2-2-1　刑事施設における就労支援指導の概要

地域社会とともに
開かれた矯正へ

## 刑事施設における特別改善指導

# 就労支援指導

■　指導の目標
　社会復帰後に職場で円滑な人間関係を保ち、仕事が長続きすることを目的として、職場に適応するための心構え及び行動様式を身に付けさせるとともに、職場等において直面する具体的な場面を想定した対応の仕方等、就労生活に必要な基礎的知識及び技能等を習得させる。

- 対象者　・職業訓練を受け、釈放後の就労を予定している者　又は
  ・釈放の見込日からおおむね１年以内であり、稼働能力・就労意欲を有し、公共職業安定所による就労支援を受ける意志がある者のうち、刑事施設の長が本指導をすることが必要であると認めた者
- 指導者　刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、民間協力者（SST指導者）等
- 指導方法　SST（ソーシャル・スキルズ・トレーニング）、講義、視聴覚教材　等
- 実施頻度等　１単元５０分　全１０単元　標準実施期間：５日間

カリキュラム

| 項目 | 指導内容 | 方法 |
|---|---|---|
| オリエンテーション | 受講の目的と意義を理解させるとともに、職業人として社会生活を営む上で必要な基礎知識（賃金・求人求職の状況等）について理解させる。 | 講義 |
| これまでの就労生活と自己の問題点 | これまでの就労生活を振り返らせ、自己の問題点について考えさせる。 | 講義、討議 |
| 就労（社会）生活に必要な基本的スキルとマナー | 職業人として社会生活を営む上で必要な、基本的スキル（相手との円滑なコミュニケーションの方法等）及びマナー（あいさつ、身だしなみ、お辞儀の仕方、電話応対の仕方等）について、演習等を通じて習得させる。 | 講義、演習、視聴覚教材視聴、ＳＳＴ |
| 問題解決場面への対応 | 職場において、危機的な場面に陥った場合の対処法について、SSTを通じて具体的・実践的に習得させる。 | |
| 就労に向けての取組 | 履歴書の書き方、面接のポイント等、出所後、就職活動をするに当たって必要な事項や手続に関する知識や技能を習得させるとともに、実際に就労生活を始めてからの心構え等について理解させる。<br>さらに、出所後の生活計画を立てさせ、その実現のための具体的な方法を考えさせる。 | 講義、演習、視聴覚教材視聴、ＳＳＴ、課題作成、意見発表、討議 |

出典：法務省資料による。

### (3) 矯正施設における職業訓練等の充実【施策番号3】

法務省は、刑事施設において、刑務作業の一つとして、受刑者に職業に関する免許や資格を取得させ、又は職業上有用な知識や技能を習得させるために、職業訓練を実施している。2022年度（令和４年度）には、建設機械科、介護福祉科、溶接科、ビジネススキル科等の合計57科目（前年度：56科目）の職業訓練が実施され、１万771人（前年度：１万1,440人）が受講した。そのうち、溶接技能者、自動車整備士、介護職員実務者研修修了証等の資格又は免許を取得した者は、延べ6,491人

（前年度：6,413人）であった。また、職業訓練が、より出所後の就労に資するものとなるよう、有効求人倍率や企業からの受刑者雇用に係る相談件数、内定率、充足率等を考慮しながら、社会ニーズに沿った訓練科目等への見直しを行っており、2023年度（令和５年度）には、2022年度（令和４年度）に引き続き、建設・土木に関連する職業訓練を一部集約・統合して、同一施設において、より幅広い分野の資格を取得させるなど、訓練内容の更なる充実化を図っている。

2018年度（平成30年度）からは、イメージと実際の就労環境のかい離を解消させることで、出所後の就職先への定着を図ることを目的として、刑事施設在所中に内定企業や就労を希望する業種での就労を体験する職場体験制度を導入しており、2022年度（令和４年度）は８庁で12人（前年度：１庁１人、前々年度：２庁２人）が職場体験を実施した。

また、2023年度（令和５年度）から新たに、職業訓練により習得した知識・技能等の定着を図る目的で、釈放が近い時期に再度関連技能等を復習する職業訓練をビジネススキル科及び建築・土木コースの受講対象者に実施している。

さらに、一定の要件を備えている受刑者について、釈放後の住居又は就業先の確保等のために引受人※8や雇用主等を訪問するなどの必要があるときに、外出又は外泊を許すことがある（2022年度（令和４年度）は、外出18件（前年度：19件）、外泊０件（前年度：０件））。加えて、円滑な社会復帰を図るため必要があるときに、刑事施設の外で民間企業の事業所等に通勤させて、作業を行わせる外部通勤作業を実施しており、2022年度（令和４年度）末時点において、17庁において21か所の木工・金属・農業等の外部事業所がある。

少年院では、在院者の勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるために、原則として全ての在院者に職業指導を実施している。2022年（令和４年）４月１日には、少年法等の一部を改正する法律（令和３年法律第47号）（【施策番号80】参照）の施行に合わせて、職業指導の再編（**資2-3-1**参照）を行い、新たに製品企画科、総合建設科、生活関連サービス科及びICT技術科を設け、時代のニーズに対応した能力の取得を目指している。

なお、職業指導により、コンピューターサービス技能評価試験、介護職員初任者研修等、何らかの資格を取得した在院者は、2022年（令和４年）は、延べ2,780人（前年：3,093人）であった。

保護観察所では、刑務所出所者等に対する就労支援を推進するとともに矯正施設における職業訓練の充実にも資するよう、地元経済団体・業界団体、主要企業、産業・雇用に関わる行政機関、矯正施設、更生保護関係団体等が参集する刑務所出所者等就労支援推進協議会を毎年主催し、刑務所出所者等を各産業分野の雇用に結び付けるための方策や人手不足等の産業分野に送り出すための方策等について情報交換や協議を行っている。

※8　引受人
刑事施設、少年院に収容されている者が釈放された後に同居するなどしてその生活の状況に配慮し、その改善更生のために特に協力をする者をいう。

資2-3-1　少年院における職業指導種目の再編

# 職業指導種目の発展的再編

**少年院法第25条（職業指導）**

少年院の長は、在院者に対し、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるため必要な職業指導を行うものとする。

## 時代のニーズに応じて再編

＜職業指導種目＞

※　赤字は令和4年4月1日から再編した種目

### 職業生活設計指導

種目
- 職業生活設計指導科
- 職業生活技能向上指導科

### 職業能力開発指導

種目
- 製品企画科
- 総合建設科
- 自動車整備科
- 介護福祉科
- 生活関連サービス科
- ICT技術科

【職業生活技能向上指導科】
情緒の安定を図りながら、職業生活における自立を図るための知識及び技能を習得する。
（農園芸コース、手工芸コース）

【製品企画科】
製品の企画から展示・販売までを実践的に学ぶ。
（アグリコース、クラフトコース）

【総合建設科】
幅広く建築に関連する技能を習得する。
（土木・建築コース、建物設備コース）

【生活関連サービス科】
洗濯、清掃、環境整備等の生活に関連する技能を取得する。
（クリーニングコース、サービスコース）

【ICT技術科】
ITパスポート、マイクロソフトオフィススペシャリストの取得、プログラミング学習等、幅広くICT技術を学ぶ。

出典：法務省資料による。

### （4）資格制限等の見直し【施策番号4】

2021年（令和３年）５月に成立した少年法等の一部を改正する法律（令和３年法律第47号）（【施策番号80】参照）に係る衆議院及び参議院法務委員会の附帯決議[※9]において、若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方についての検討等が求められた。

2021年（令和３年）６月以降、「再犯防止推進計画等検討会」[※10]の下、外部有識者を構成員とした「前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループ」[※11]を開催し、少年院在院者等

に対して、制限を緩和すべき資格に関するニーズ調査や、資格を所管する関係省庁からのヒアリングを行うなどして所要の検討を行ってきたところ、2023年（令和５年）３月にその結果が取りまとめられた。法務省は、2023年度（令和５年度）、同結果に基づき、各府省に対し、前科による資格制限の在り方等の見直しについての検討を依頼することとした。

## 2　就職に向けた相談・支援等の充実

### （1）刑務所出所者等総合的就労支援を中心とした就労支援の充実【施策番号５】

#### ア　刑務所出所者等総合的就労支援対策

法務省及び厚生労働省は、2006年度（平成18年度）から、刑務所出所者等の就労の確保のため、刑務所出所者等総合的就労支援対策（**資2-5-1**参照）を実施している。

この取組は、矯正施設在所者に対して、ハローワークと矯正施設が連携して、本人の希望や適性等に応じて職業相談、職業紹介、事業主との採用面接及び職業講話等を実施するなどして計画的に支援を行うとともに、保護観察対象者等に対して、ハローワークと保護観察所が連携して、本人に適した就労支援の方法を検討した上で、職業相談・職業紹介を実施するものである。2022年度（令和４年度）は合計6,219人（前年度：6,221人）に対して支援を実施し、合計3,004件（前年度：3,130件）の就職が実現した（【指標番号５】参照）。

また、保護観察所とハローワークが連携して、求職活動のノウハウ等を修得させ、就職の実現を図ることを目的とする「セミナー」、実際の職場や社員寮等を見学させることにより、事業所に対する理解の促進を図る「事業所見学会」、実際の職場環境や業務を体験させる「職場体験講習」、保護観察対象者等を試行的に雇用した協力雇用主に対し、最長３か月間、月額４万円（最大）を支給する「トライアル雇用」等の支援メニューを提供している。2022年度（令和４年度）は、セミナー・事業所見学会６回（前年度：13回）を開催し、トライアル雇用により59人（前年度：71人）が採用された。

---

※9　少年法等の一部を改正する法律（令和３年法律第47号）に係る附帯決議
衆議院法務委員会における附帯決議（抜粋）
政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。
一・二　（略）
三　罪を犯した者、とりわけ十八歳及び十九歳などの若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方について、対象業務の性質や実情等を踏まえつつ、府省庁横断のしかるべき場を設けるなどして、政府全体として速やかに検討を進め、その結果に基づいて、法改正を含め必要な措置を講ずること。
四・五　（略）
参議院法務委員会における附帯決議（抜粋）
政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。
一～三　（略）
四　罪を犯した者、とりわけ十八歳及び十九歳などの若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方について、対象業務の性質や実情等を踏まえつつ、府省庁横断のしかるべき場を設けるなどして、政府全体として速やかに検討を進め、その結果に基づいて、法改正を含め必要な措置を講ずること。
五～八　（略）

※10 再犯防止推進計画等検討会
法務大臣が「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）第７条第３項に基づき作成する「再犯防止推進計画の案」に掲げる事項の検討及び同条第１項に基づき定められた「再犯防止推進計画」に盛り込まれた施策の進捗状況の確認等を行うことを目的として設置された会議体。

※11 前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループの開催状況
https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00050.html

資2-5-1　刑務所出所者等総合的就労支援対策の概要

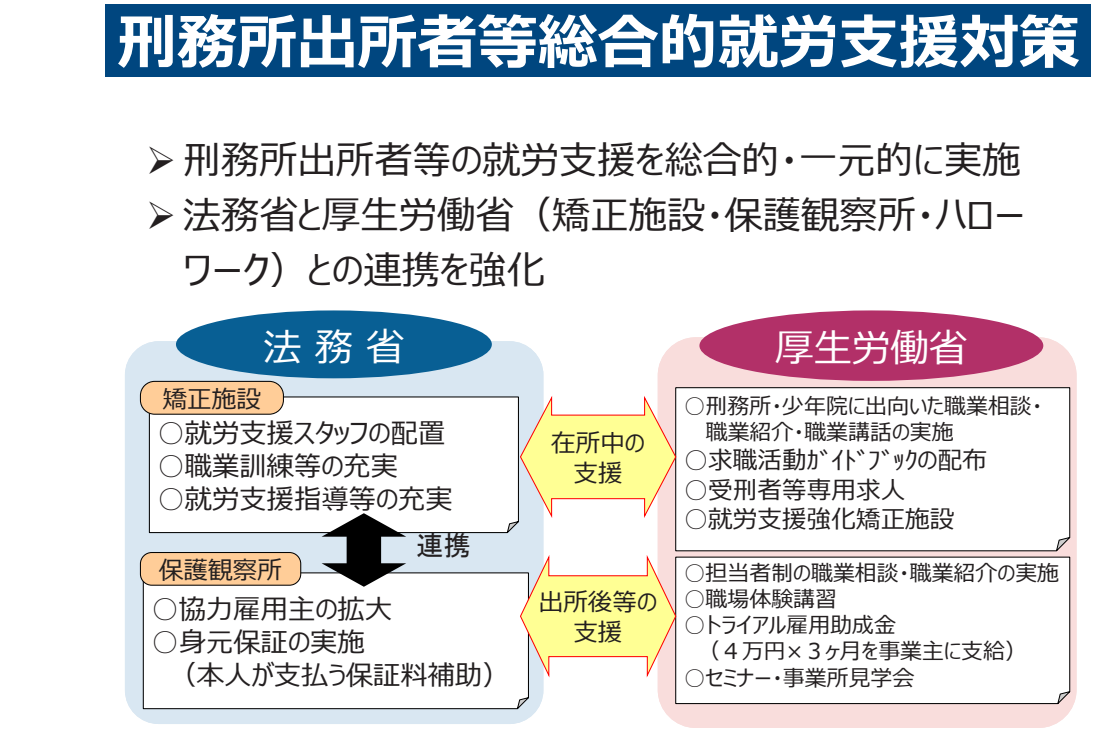


出典：法務省資料による。

### イ　矯正就労支援情報センター室（コレワーク）

法務省は、全国８矯正管区（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡）に矯正就労支援情報センター室※12（通称「コレワーク」。以下「コレワーク」という。資2-5-2参照）を設置し、各矯正管区が所管する地域の雇用情勢等に応じた、よりきめ細かな支援体制等の充実を図っている。

コレワークでは、受刑者等の帰住予定地※13や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する事業者の相談に応じ、事業者のニーズに適合する者を収容する矯正施設を紹介するなどしている。2022年度（令和４年度）は、事業者からの相談数は2,986件（前年度：2,908件）、採用内定件数は546件だった。

※12 コレワークホームページURL
https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/CORRE-WORK/index.html
（コレワークホームページへリンク）

※13 帰住予定地
刑事施設、少年院に収容されている者が釈放された後に居住する予定の住居の所在地をいう。

**資2-5-2**　矯正就労支援情報センター室（コレワーク）の概要

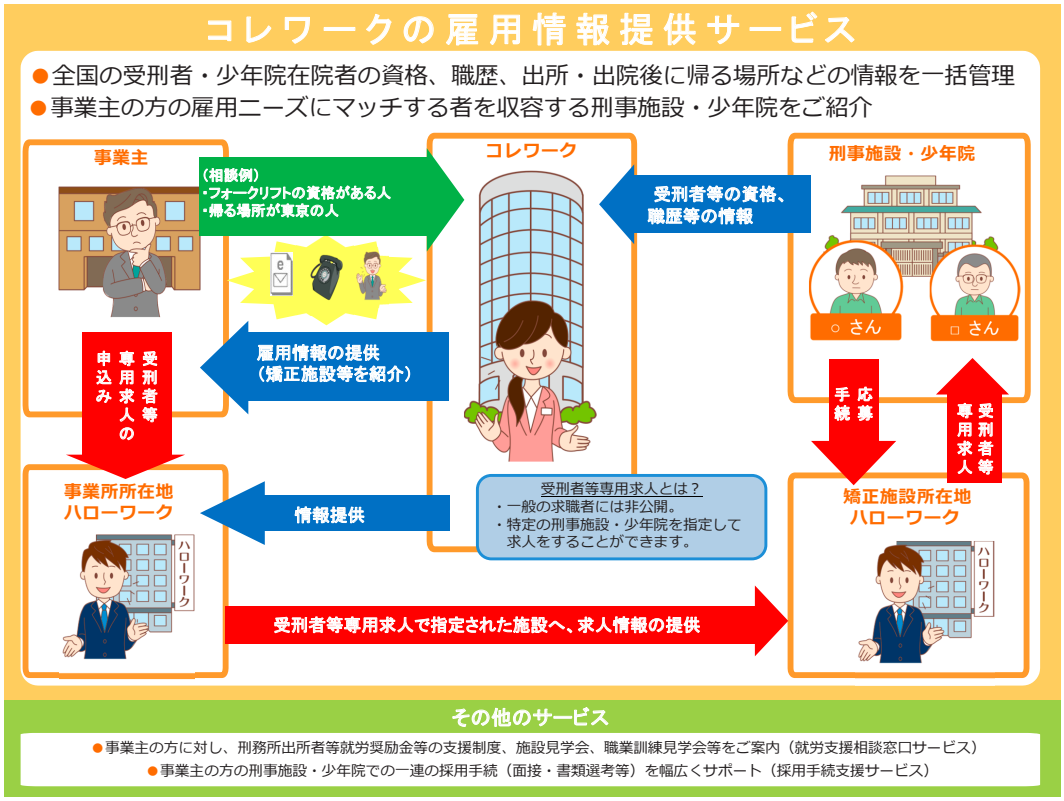


出典：法務省資料による。

### ウ　更生保護就労支援事業

法務省は、保護観察所において、2014年度（平成26年度）から、更生保護就労支援事業（**資2-5-3**参照）を開始しており、2023年度（令和５年度）は、27庁（前年度：25庁）で実施している。この事業は、就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所から委託を受けて、そのノウハウを活用して刑務所出所者等の就労支援を行うものである。具体的には、矯正施設在所中から就職まで切れ目のないきめ細かな就労支援を行う「就職活動支援」及び就労継続に必要な寄り添い型の支援を協力雇用主及び保護観察対象者等の双方に行う「職場定着支援」の各取組を行っている。2022年度（令和４年度）は、就職活動支援2,020件（前年度：2,006件）、職場定着支援1,133件（前年度：1,176件）を実施した。

資2-5-3　更生保護就労支援事業の概要

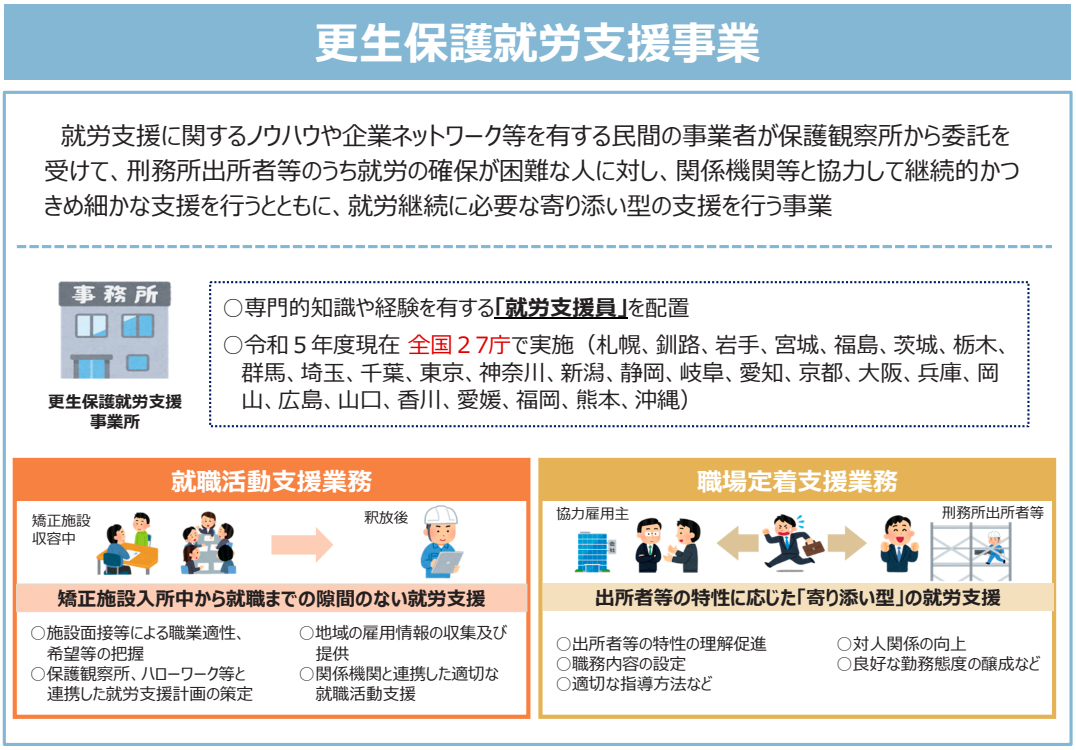


出典：法務省資料による。

### エ　その他

法務省は、厚生労働省と連携し、矯正施設において、2014年（平成26年）２月から、刑務所出所者等の採用を希望する事業者が、矯正施設を指定した上でハローワークに求人票を提出することができる「受刑者等専用求人」の運用を行っている。

2015年度（平成27年度）からは、ハローワーク職員が「就労支援強化矯正施設」に指定された刑事施設に相談員として駐在して支援を実施する取組も開始している。この取組では、刑事施設に駐在しているハローワーク職員が、受刑者に対して複数回にわたる職業相談・職業紹介等を実施するとともに、本人の帰住予定地に所在するハローワークとも連携するなどして、早期の段階から濃密な支援を実施している（2023年度（令和５年度）は刑事施設38庁、少年院３庁に駐在）。

また、2018年度（平成30年度）からは、ハローワークと連携して、矯正施設に刑務所出所者等の雇用を希望する事業者を招き、企業情報の提供や合同での採用面接等を行う「就労支援説明会」（**写真2-5-1**参照）を開催し、事業者と就職を希望する受刑者とのマッチングの促進に努めている。2022年度（令和４年度）は、「就労支援説明会」を延べ81回（前年：延べ46回）開催し、これに、延べ3,509人（前年：延べ4,220人）の受刑者等が参加しており、40件（前年：23件）の採用内定に結び付けた。

写真2-5-1　就労支援説明会の様子

写真提供：法務省

さらに、法務省及び国土交通省は、刑務所出所者等を対象とした船員の求人情報の共有等の就労支援を実施している。

### （2）非行少年に対する就労支援【施策番号６】

警察は、非行少年を生まない社会づくり（【施策番号60】参照）の一環として、問題を抱え非行に走る可能性がある少年に積極的に連絡し、地域の人々と連携した多様な活動機会の提供や居場所づくりのための取組等によってその立ち直りを図る「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進している。

そうした取組の一環として、少年サポートセンター※14が主体となって、就労を希望する少年に対し、就職や就労継続に向けた支援を行っている（**写真2-6-1**参照）。

**写真2-6-1**　就労支援の様子

写真提供：警察庁

## 3　新たな協力雇用主の開拓・確保

### （1）企業等に対する働き掛けの強化【施策番号７】

法務省は、コレワーク（【施策番号５イ】参照）において、刑務所出所者等の雇用に興味がある企業等に対して、刑務所出所者等の雇用に関する制度等について説明する雇用支援セミナーや、同セミナーと矯正施設の見学をセットにしたスタディツアー（**写真2-7-1**参照）等を開催するなど、刑務所出所者等の雇用に関する働き掛けを積極的に実施しており、2022年度（令和４年度）には、1,609件（前年度：2,036件）の広報活動を実施した。

**写真2-7-1**　スタディツアーの様子

写真提供：法務省

保護観察所では、各都道府県の就労支援事業者機構※15や更生保護関係者、矯正施設、労働局、ハローワーク、地方公共団体、商工会議所等経済・産業団体その他関係機関・団体等と連携して、新たな協力雇用主の開拓・確保に努めている。

加えて、保護観察所や更生保護就労支援事業所（【施策番号５ウ】参照）では、協力雇用主募集のパンフレット※16の配布、協力雇用主募集ポスターの掲示※17、事業所への個別訪問、説明会の開催等を通じて協力雇用主に係る広報活動を積極的に行い、多くの企業等に保護観察対象者等の雇用について理解と協力を求めている。

これらの取組により、協力雇用主の数は順当に増加しており、2022年（令和４年）10月現在、２万5,202社となっている（【指標番号６】参照）。

※14 少年サポートセンター
都道府県警察に設置され、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を行っている。
※15 就労支援事業者機構
犯罪をした人等の就労の確保は、一部の善意の篤志家だけでなく、経済界全体の協力と支援により成し遂げられるべきとの趣旨に基づいて設立され、事業者の立場から安全安心な社会づくりに貢献する活動を行う法人。認定特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構（全国機構）と50の都道府県就労支援事業者機構（都道府県機構）がある。
全国機構は、中央の経済諸団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）や大手企業関係者が発起人となり設立され、都道府県機構等に対する助成や協議会の開催等全国的なネットワークでの事業推進を図っており、都道府県機構は、協力雇用主等を会員に持ち、保護観察所等の関係機関や保護司等の民間ボランティアと連携し、具体的な就労支援の取組を行っている。
※16及び17 協力雇用主募集のパンフレット及びポスター
https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00030.html

なお、保護観察所において協力雇用主を登録する手続は、警察庁及び厚生労働省と協議した上で2018年（平成30年）８月に作成した「協力雇用主登録等要領」に基づいて適切に運用している。

### （2）各種事業者団体に対する広報・啓発【施策番号8】

農林水産省は、2016年度（平成28年度）から、農林漁業の関係団体のほか、個別の事業者に対しても、新規雇用に関する補助事業の説明会等において、協力雇用主制度の周知・登録要請等を行っている。なお、農林漁業関係の協力雇用主の数は、2022年（令和４年）10月１日現在、474社（前年：471社）であった。

### （3）多様な業種の協力雇用主の確保【施策番号9】

保護観察所では、ハローワーク、就労支援事業者機構等の関係機関・団体等と連携し、協力雇用主募集のパンフレット及びポスターを活用した広報活動、協力雇用主に関心のある事業所への個別訪問及び説明会の開催（【施策番号７】参照）等を通じて、協力雇用主の少ない業種を含め多様な業種の協力雇用主の確保に努めている（協力雇用主数の推移は【指標番号６】参照）。

## 4　協力雇用主の活動に対する支援の充実

### （1）協力雇用主等に対する情報提供【施策番号10】

法務省は、厚生労働省と連携し、刑務所出所者等の就労支援に係る各種制度を紹介するパンフレットを作成し、協力雇用主等に配布して更なる理解促進に努めている。加えて、保護観察所では、協力雇用主を対象とした研修等を実施し、協力雇用主として承知しておくべき基本的事項や雇用管理上の留意すべき事項について情報提供を行っている。また、協力雇用主の間では、実際に刑務所出所者等を雇用する上でのノウハウや活用できる支援制度、危機場面での対処法等について、相互に情報交換が行われている。

また、協力雇用主が刑務所出所者等を雇用する上で必要な個人情報については、保護観察所において、当該刑務所出所者等から同意を得た上で提供している。

### （2）協力雇用主の不安・負担の軽減【施策番号11】

法務省は、刑務所出所者等が雇用主に業務上の損害を与えた場合等に見舞金が支払われる身元保証制度（**資2-11-1**参照）の活用、刑務所出所者等と雇用主の双方への寄り添い型の支援を行う更生保護就労支援事業（【施策番号５ウ】参照）の実施、刑務所出所者等を雇用して指導に当たる協力雇用主に対し年間最大72万円を支給する刑務所出所者等就労奨励金支給制度（**資2-11-2**参照）の活用、受刑者の採用面接等を行う協力雇用主等に対する面接時の矯正施設までの旅費の支給等により、協力雇用主の不安や負担の軽減を図っている。刑務所出所者等就労奨励金支給制度においては、2022年度（令和４年度）から、他の年齢層と比べて、職場定着に困難を抱えやすい18・19歳の者を雇用し、かつ、その者に対して手厚く指導に当たる協力雇用主に対して、加算金を支給する制度を新たに導入した。さらに、2023年度（令和５年度）からは、被雇用者が18歳未満の場合も加算対象とし、協力雇用主への支援の更なる充実に努めている。2022年度（令和４年度）は、身元保証を1,372件（前年度：1,544件）、刑務所出所者等就労奨励金の支給を2,919件（前年度：3,213件）実施した。

加えて、2018年度（平成30年度）からは、企業がコレワーク（【施策番号５イ】参照）に無料で電話相談ができる無料通話回線を開設しているほか、コレワークに刑務所出所者等の雇用について豊富な知見を持つ雇用支援アドバイザーを招へいして就労支援に係る相談会を実施するなど、刑務所出所者等を雇用する企業の不安、負担の軽減等に努めている。

## 資2-11-1　身元保証制度の概要

# 身元保証制度

就職時の身元保証人を確保できない刑務所出所者等について、民間事業者が１年間身元保証をし、雇用主に業務上の損害を与えた場合など一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金を支払う制度

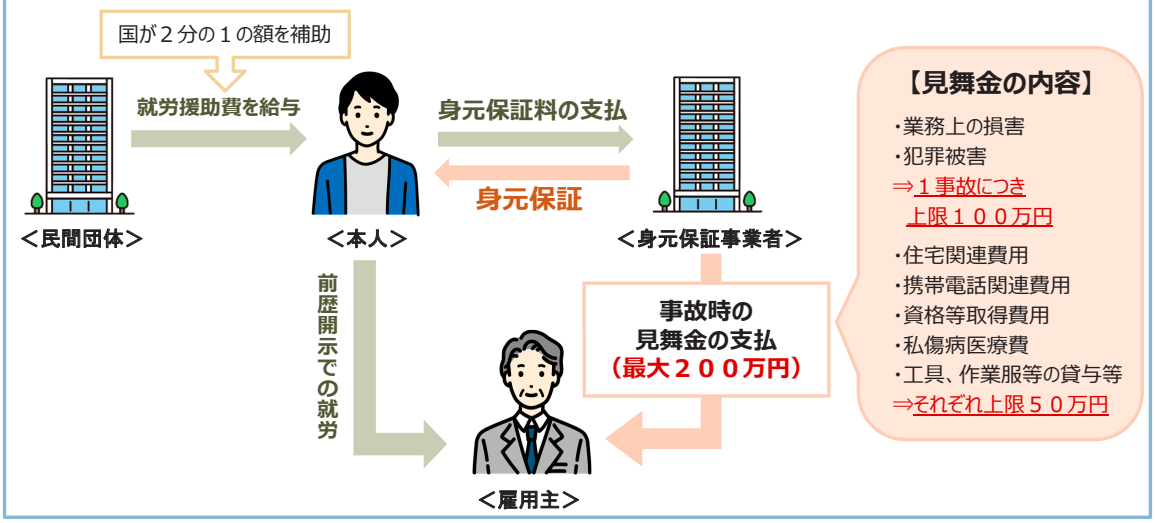


出典：法務省資料による。

## 資2-11-2　刑務所出所者等就労奨励金支給制度の概要

# 刑務所出所者等就労奨励金支給制度

保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用し、保護観察所の依頼を受け、就労継続に必要な技能及び生活習慣等を習得させるための指導・助言を行った**協力雇用主**に対して、最長１年間、奨励金を支給する制度

（就労開始後）　１～６か月目　　７～１２か月目

**就労・職場定着奨励金**

Aコース
- ◆ 支給額：１～６か月目　毎月最大８万円
- ◆ 要　件：①保護観察対象者等を雇用した協力雇用主
  ②刑務所等在所中から就労を調整
  ③正社員又は１年以上の雇用見込み

or

Bコース
- ◆ 支給額：１～３か月目　毎月最大２万円
  ４～６か月目　毎月最大４万円
- ◆ 要　件：保護観察対象者等（Aコース以外）を雇用した協力雇用主

＋

**就労・職場定着強化加算金**

- ◆ 支給額：１～６か月目　毎月１万円
- ◆ 要　件：①**20歳未満**の保護観察対象者等を雇用した協力雇用主
  ②勤務時間外に月３回、職場定着に必要なフォローアップを実施

**就労継続奨励金**

- ◆ 支給額：９か月目　最大１２万円
  １２か月目　最大１２万円
- ◆ 要　件：保護観察対象者等を引き続き雇用する協力雇用主

**協力雇用主とは**

- 刑務所出所者等の前歴等の事情を理解した上で雇用し、その自立や社会復帰に協力する事業主
- 保護観察所に協力雇用主として登録
- 約２万５千社が登録（R4.10.1現在）

出典：法務省資料による。

### (3) 住居を確保できない者を雇用しようとする協力雇用主に対する支援【施策番号12】

法務省は、身元保証制度（【施策番号11】参照）により、刑務所出所者等が負担する住宅関連費用を事業主が立て替えたまま返済されず未回収となった場合、当該事業主に一部見舞金を支給するなどの支援を行っている。

### (4) 協力雇用主に関する情報の適切な共有【施策番号13】

法務省及び厚生労働省は、各府省における協力雇用主に対する支援の円滑かつ適切な実施に資するよう、協力雇用主募集のパンフレット及びポスター（【施策番号7】参照）を作成し、関係省庁に配布した上で、これを活用した積極的な広報を依頼している。

また、協力雇用主に関する情報を法務省ウェブサイトに掲載し、随時更新や見直しを行っている。

## 5 犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等

### (1) 国による雇用等【施策番号14】

法務省及び厚生労働省は、2013年度（平成25年度）から、保護処分を受けた保護観察対象者※18を非常勤職員として雇用する取組を行っており、2022年度（令和４年度）末までに、法務省82人（うち少年鑑別所73人）、厚生労働省１人の合計83人の少年を雇用した。雇用期間中は、少年の特性に配慮しつつ、就労を体験的に学ぶ機会を提供するとともに、必要に応じて少年からの相談に応じるなどのサポートを行っている。

法務省は、これらの取組実績を踏まえ、保護処分を受けた保護観察対象者を雇用する上での留意事項を整理した上で、2020年（令和２年）３月、他の府省庁に参考指針※19として示し、これらの者の雇用受入れについて協力を求めている。

なお、地方公共団体のうち、保護観察対象者を雇用する取組を実施している団体は、2022年（令和４年）12月末時点で70団体であり、2010年（平成22年）から2022年（令和４年）までで、延べ77人の保護観察対象者が雇用された。

### (2) 協力雇用主の受注の機会の増大【施策番号15】

法務省は、2015年度（平成27年度）から、法務省が発注する矯正施設の小規模な工事の調達について、協力雇用主としての刑務所出所者等の雇用実績を評価する総合評価落札方式による競争入札を実施している。また、更生保護官署が少額の随意契約による調達を行う場合には、見積りを求める事業者の選定に当たって、当該契約案件に適した協力雇用主を含めるよう考慮している。その結果、更生保護官署が発注した公共調達について、協力雇用主が受注した件数は2022年度（令和４年度）は22件（前年度：28件）であった。

また、2022年（令和４年）12月末現在、全国の都道府県及び市区町村のうち、182（前年：174）の地方公共団体では入札参加資格の審査に際して、79（前年：70）の地方公共団体では総合評価落札方式における評価に際して、それぞれ協力雇用主としての刑務所出所者等の雇用実績等を評価している（**資2-15-1**参照）。

※18 保護処分を受けた保護観察対象者
非行により家庭裁判所から保護観察の処分を受けた少年や、非行により家庭家裁判所から少年院送致の処分を受け、その少年院から仮退院した者。

※19 参考指針
https://www.moj.go.jp/content/001318796.pdf

資2-15-1　地方公共団体による協力雇用主支援等の現状

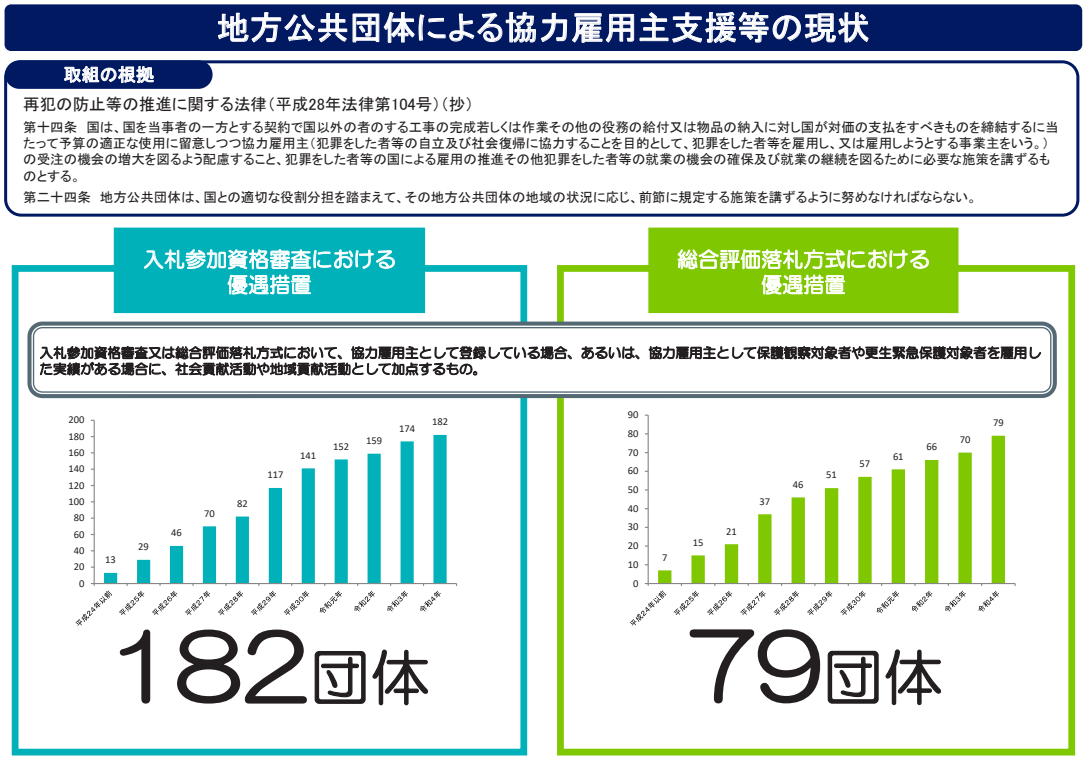


出典：法務省資料による。

### （3）補助金の活用【施策番号16】

法務省は、総務省所管の「地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）」、農林水産省所管の「雇用就農資金」（令和３年度までは「農の雇用事業」）といった協力雇用主の活動に資する補助金が有効に活用されるよう、要件を満たすと考えられる協力雇用主に対して、これらの補助金に係る手続等を周知し、活用の検討を働き掛けるなどしている。

### （4）協力雇用主に対する栄典【施策番号17】

法務省は、内閣府の協力を得て、協力雇用主に対する栄典の授与について検討を行った結果、2018年（平成30年）秋の褒章以降、2022年（令和４年）までに、更生保護に寄与した功績により、11名の協力雇用主が藍綬褒章を受章した。

## 6　就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実

### （1）就労した者の離職の防止【施策番号18】

法務省は、少年院において、2018年度（平成30年度）から、就労した者の離職を防止することを目的に、（公財）日本財団が実施している職親プロジェクト※20の参加企業の協力を得て、少年院在院者を対象に職場体験を積極的に実施する取組を実施している。また、退院や仮退院をした者又はその保護者等から、就労に関することを含め、健全な社会生活を送る上での問題について相談を求められた場合において、相当と認めるときは少年院の職員が相談に応じることができる制度（少年院法第

※20 職親プロジェクト
（公財）日本財団と企業が連携し、少年院出院者や刑務所出所者の更生・社会復帰を就労・教育・住居・仲間作りの面から包括的に支えることで、「誰でもやり直しができる社会」の実現を目指す民間発意の取組。2023年（令和5年）6月までに、累計477名の少年院出院者や刑務所出所者が職親企業に内定している。

146条）を設けており、2022年（令和４年）には退院者等からの相談を802件（前年：841件）受け付けた。

少年鑑別所では、「法務少年支援センター」という名称を用いて、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談のほか、関係機関からの依頼に基づき情報提供、助言、心理検査等のアセスメント、その他の心理的援助等の各種の専門的支援を行うなど、地域社会のニーズに広く対応しており、2022年（令和４年）は、１万4,013件（前年：１万3,613件）の相談等を受け付けた。その一環として、犯罪をした者等に対しても、仕事や職場の人間関係の悩み等について相談に応じ、助言を行うなど支援を行っている。

保護観察所では、保護観察対象者等に離職やトラブル等のおそれがあると認める場合、保護観察官が適時適切に当該保護観察対象者等に対する面接指導等を行い、就労した者の離職の防止に努めている。また、更生保護就労支援事業（【施策番号５ウ】参照）において「職場定着支援」を実施し、刑務所出所者等に対して就労後も継続的に訪問・指導等の支援を行っている。

厚生労働省は、ハローワークにおいて、就職した支援対象者や雇用主に対して、必要な相談・助言等を行い、離職を防止するための支援を行っている。

### (2) 雇用した協力雇用主に対する継続的支援【施策番号19】

法務省は、少年院において、少年院を出院した者を雇用した協力雇用主等からの相談を受け付けている（【施策番号18】参照）ほか、コレワークにおいても、協力雇用主の相談に応じるなど継続的支援を行っている（【施策番号５イ】参照）。

保護観察所では、協力雇用主が保護観察対象者等を雇用した場合、その後のフォローアップとして、必要に応じ、保護観察官が当該協力雇用主のもとを訪問するなどし、保護観察対象者等の就業状況を把握するとともに、協力雇用主の相談等に応じている。また、更生保護就労支援事業（【施策番号５ウ】参照）における「職場定着支援」では、被雇用者である刑務所出所者等への支援に加えて、協力雇用主に対しても、被雇用者への適切な指導方法等について助言を行うなど、被雇用者と協力雇用主双方への継続的な支援を行っている。

ハローワークの取組は【施策番号18】を参照。

### (3) 離職した者の再就職支援【施策番号20】

法務省は、保護観察所において、離職した保護観察対象者に対し、保護観察官が面接指導等により再就職を促すなどしており、特に、更生保護就労支援事業（【施策番号５ウ】参照）を実施している27庁においては、就職活動に対する支援が必要と認められる保護観察対象者等に対し、更生保護就労支援事業所がきめ細かな就職活動支援を行っている。また、地域によっては、協力雇用主らが、協力雇用主のネットワーク組織である協力雇用主会を組織し、情報交換等を行いながら、保護観察対象者等の雇用に取り組んでいることから、同会との連携を通じて、離職者も含めた無職の保護観察対象者等の就職支援を進めている。

## 7 一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保

### (1) 受刑者等の特性に応じた刑務作業等の充実【施策番号21】

法務省は、2020年度（令和２年度）から、府中刑務所において、高齢により日常生活に支障が生じている者や心身の疾患等を有する者に対して、作業療法士等の専門的評価やアドバイスを得ながら、身体機能や認知機能の維持・向上を図り、段階的に一般的な生産作業に移行させるとともに、社会復帰に向けて身体機能及び認知機能を維持又は向上させる機能向上作業を試行し、2023年度（令和５年度）には同様の取組を11庁で実施している。

さらに、法務省は、知的能力に制約がある、あるいは集中力が続かないなどの特性を有しているた

め、一般就労が困難な者や継続できない者について、矯正施設在所中に、社会復帰に必要な認知機能等を向上させることにより就労や職場定着を図ることを目的として、2019年度（令和元年度）から、広島大学と連携し、作業療法を活用したプログラムの実施等を広島刑務所及び広島少年院において試行している。この試行の結果を踏まえて、刑事施設においては、2023年度（令和５年度）から、同プログラムの実施庁を10庁に拡大することとしている。

### (2) 障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用【施策番号22】

法務省及び厚生労働省は、保護観察官、ハローワーク職員から構成される就労支援チームを設置して、障害者、生活困窮者も含めて、保護観察対象者等に対する就労支援を実施している（【施策番号５ア】参照）。

法務省は、矯正施設在所者のうち障害等により就労が困難な者に対し、社会内で利用できる就労支援制度を紹介するためのリーフレットを配布している（2022年度（令和４年度）は、2,401部（前年度：2,257部）を配布）。

厚生労働省は、障害を有している犯罪をした者等が、就労意欲や障害の程度等に応じて就労できるよう、引き続き、就労移行支援事業、就労継続支援Ａ型事業、就労継続支援Ｂ型事業、就労定着支援事業（以下「就労系障害福祉サービス」という。**資2-22-1**参照。）に取り組んでいる。

そうした中で、障害福祉サービス事業所が矯正施設出所者や医療観察法[※21]に基づく通院医療の利用者等である障害者（以下「矯正施設出所者等である障害者」という。）を受け入れるに当たっては、①きめ細やかな病状管理、②他者との交流場面における配慮、③医療機関等との連携等の手厚い専門的な対応が必要であるため、「社会生活支援特別加算」において、訓練系、就労系障害福祉サービス（就労定着支援事業を除く。）事業所が、精神保健福祉士等の配置により矯正施設出所者等である障害者を支援していること、又は病院等との連携により精神保健福祉士等が事業所を訪問して矯正施設出所者等である障害者を支援していることを報酬上評価することで、受入れの促進を図ることとしている。

また、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）においても、一般の企業等への就労が困難な犯罪をした者等に対する就労支援が可能であり、同法に基づく就労準備支援事業（**資2-22-2**参照）や就労訓練事業（**資2-22-3**参照）により、個々の状態像に合わせた個別の支援を展開している。

さらに、福祉事務所設置地方公共団体の任意事業である就労準備支援事業について、その実施を努力義務としたほか、対象者の年齢要件を撤廃し65歳以上も利用可能とすること等により、多様化する就労支援ニーズをとらえた事業の実施を図っている。

※21 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）

## 資2-22-1 就労系障害福祉サービスの概要

### 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

| | 就労移行支援事業<br>（規則第6条の9） | 就労継続支援A型事業<br>（規則第6条の10第1項） | 就労継続支援B型事業<br>（規則第6条の10第2項） | 就労定着支援事業<br>（規則第6条の10の4） |
|---|---|---|---|---|
| 事業概要 | 通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。<br>（標準利用期間：2年）<br>※ 必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能 | 通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。<br>（利用期間：制限なし） | 通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。<br>（利用期間：制限なし） | 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。<br>（利用期間：3年） |
| 対象者 | ① 企業等への就労を希望する者<br>※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。 | ① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者<br>② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者<br>③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者<br>※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。 | ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者<br>② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者<br>③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者 | ① 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により日常生活又は社会生活上の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者 |
| 報酬単価 | 468～1，128単位／日<br>＜定員20人以下の場合＞<br>※就職後6月以上の定着率が高いほど高い報酬 | 319～724単位／日<br>＜定員20人以下、人員配置7.5：1の場合＞<br>※「1日の平均労働時間」、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」、「地域連携活動」の5つの項目による総合評価 | Ⅰ.「平均工賃月額」に応じた報酬体系<br>566～702単位／日<br>＜定員20人以下、人員配置7.5：1の場合＞<br>※平均工賃月額が高いほど高い報酬<br>Ⅱ.「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系<br>556単位／日<br>＜定員20人以下の場合＞ | 1，046～3，449単位／月<br>＜利用者数20人以下の場合＞<br>※利用者数に応じた設定<br>※就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）が高いほど高い報酬 |
| 事業所数 | 2,979事業所<br>（国保連データ令和4年4月） | 4,202事業所<br>（国保連データ令和4年4月） | 15,188事業所<br>（国保連データ令和4年4月） | 1,459事業所<br>（国保連データ令和4年4月） |
| 利用者数 | 35,569人<br>（国保連データ令和4年4月） | 80,372人<br>（国保連データ令和4年4月） | 310,084人<br>（国保連データ令和4年4月） | 14,378人<br>（国保連データ令和4年4月） |

出典：厚生労働省資料による。

## 資2-22-2 就労準備支援事業の概要

### 就労準備支援事業

【実績】
・622自治体（77%）（R4）
・利用4,463件（R3）

**対象者**

長期離職者や対人関係の不安等により、すぐに就職活動をすることが難しく、就労に向けた準備が必要な者

**支援のイメージ**

- 対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- プログラムにより、社会（就労）生活の基礎能力の形成に向け、計画的かつ一貫した支援を実施（最長1年）。

**対象者の様々な状態像**

○就労するための生活習慣が整っていない
○他者との関わりに強い緊張や不安を抱えており、コミュニケーションが苦手（避けてしまう）
○自尊感情や自己有用感を喪失しており、就労に向けた一歩が踏み出せない
○就労の意思が希薄・就労に関するイメージが持てない、就労に必要な情報が不足　等

×

**様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー**

○本人のニーズ・課題に合わせ、日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立を想定した多様な支援メニュー
○通所、合宿等の様々な形態で実施

（多様な支援メニューの例）
・ワークショップ　・セミナー　・グループワーク　・職場見学　・就労体験　・模擬面接
・応募書類作成指導　・キャリアコンサルティング　・ボランティア活動への参加　等

（生活・健康講座）
（農作業体験）
（封入作業）
（PC講座）
（就職面接等の講座）

**期待される効果**

○　社会（就労）生活の基礎能力の習得や社会体験活動を通して、就労に向けたステップアップを図ることができる。

出典：厚生労働省資料による。

資2-22-3　就労訓練事業の概要

出典：厚生労働省資料による。

### (3) ソーシャルビジネスとの連携【施策番号23】

法務省は、全国の保護観察所において、労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る、いわゆる「ソーシャル・ファーム」との連携を進め、2023年（令和５年）５月末現在、全国181団体（前年：169団体）との間で、雇用や受入れ等の連携を実施している。また、いわゆる「ソーシャル・ファーム」と保護観察所との間で「ソーシャル・ファーム雇用推進連絡協議会」を開催し、相互理解を深めるとともに、一般就労と福祉的支援との狭間にある者への就労支援について協議を行い、協力雇用主への登録に理解を示すソーシャル・ファームについて、協力雇用主としての登録も促している。

また、2021年度（令和３年度）から、一部の刑事施設においてソーシャル・ファームとの意見交換会を開催し、2022年度（令和４年度）からは刑事施設66庁において開催している。実際にソーシャル・ファームからの意見を聞くことで、ソーシャル・ファームとの連携体制の構築だけでなく、受刑者等の社会復帰支援に活用できる社会資源の掘り起こしや、矯正と福祉の双方が抱える課題の解消につなげている。加えて、2022年度（令和４年度）からは、刑事施設15庁において、ソーシャル・ファームの職員等を招へいの上、就農意欲を有する受刑者への面接や指導を実施し、刑務所出所者の就農に向けた取組の推進を図っている。

また、2019年（令和元年）６月に決定された「農福連携※22等推進ビジョン」において、犯罪をした者等の立ち直りに向けた取組への広がりが示されたことから、法務省及び農林水産省が連携し、一般就労と福祉的支援との狭間にある刑務所出所者等の就農に向けた取組を推進している。

※22 農福連携
農業と福祉が連携し、障害者等の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者等の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組。

さらに、2020年（令和２年）３月に経済団体、農林水産業団体、福祉団体その他の関係団体、地方公共団体、関係省庁等の様々な関係者が参加し、国民的運動として農福連携等を展開していくため、農福連携等応援コンソーシアムを設置するとともに、2020年度（令和２年度）からは、農福連携に取り組んでいる優れた事例を表彰し、全国への発信を通じて横展開を図る「ノウフク・アワード」を実施している。

Column 1

# SCRPを活用した刑事施設における職業訓練の効果検証結果について

法務省大臣官房秘書課・法務省矯正局

刑事施設からの出所者の再犯防止を図るためには、就労を始めとする安定した生活基盤を築くことが重要であることから、刑事施設では、就労につながる知識・技能の習得や免許・資格の取得を目的として、必要性が認められた受刑者に対し職業訓練を実施しています。

一方、職業訓練を修了した者（職業訓練修了者）の出所後の就労状況等に関する情報収集が困難であったことなどから、職業訓練の実施と出所後の就労状況等の因果関係についてはこれまで検証したことがありませんでした。

こうした中、2017年度（平成29年度）から運用を開始した刑事情報連携データベースシステム（SCRP。【施策番号87】参照）を活用することにより、職業訓練修了者の出所後の就労状況（※保護観察終了時有職であったのか。）に関する情報を効率的に把握することが可能となったため、職業訓練修了者と修了しなかった出所者（職業訓練非修了者）の出所後の就労状況を比較することで、職業訓練の効果検証が可能になりました。

しかし、効果検証に当たっては、更なる課題がありました。それは、刑事施設の職業訓練の対象者は、職業訓練に編入する段階において、その訓練を希望していること、受刑中の生活態度が良好であること、健康状態に問題がないことなど、一定の条件を満たす者と定めているため、職業訓練修了者は、職業訓練非修了者と異なる特性や属性を有している可能性があり、そうした違いが出所後の就労に影響を与え、職業訓練の真の効果との間にかい離を生じさせることが考えられます。

そこで、法務省矯正局では、職業訓練修了者と職業訓練非修了者とを比較可能な形にするため、職業訓練の編入に影響を与える要因を分析・特定の上、それらを揃え（このことを「バイアスの統制」といいます。）、比較可能な集団として修了群と非修了群（比較対照群）を抽出しました。

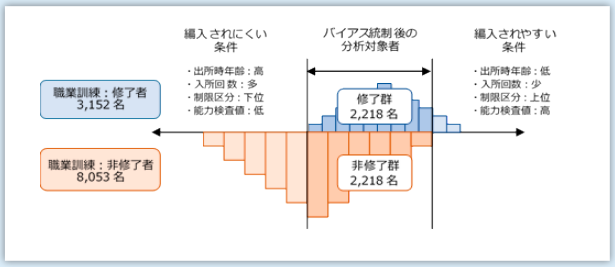


そして、抽出した職業訓練修了群2,218名と非修了群2,218名の保護観察終了時の有職率を比較したところ、職業訓練修了群の有職率は78.7％で、非修了群の有職率の74.0％よりも高く、統計的にも有意差が認められました※23。

以上から、刑事施設における職業訓練修了者は、上記のようにバイアスを統制してもなお、職業訓練非修了者に比べ、保護観察終了時の有職率が高く、安定した就労を継続している者の割合が高いことが明らかになりました。

※23 SCRPの情報を処理して得られた統計結果については、法務省が公表している各種統計と異なる場合があります。

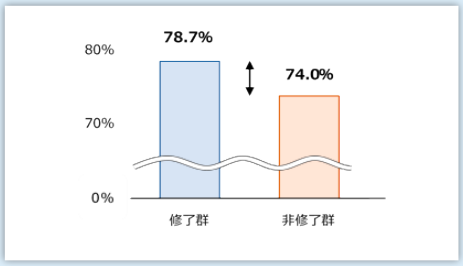


なお、本効果検証結果の詳細については、法務省ホームページ※24に掲載しておりますので、御覧ください。

# 第2節　住居の確保等

## 1　矯正施設在所中の生活環境の調整の充実

### (1) 帰住先確保に向けた迅速な調整【施策番号24】

法務省は、保護観察所が行う受刑者等の釈放後の生活環境の調整※25を充実させるため、生活環境の調整に対する地方更生保護委員会の関与を強化し、地方更生保護委員会が、矯正施設収容後の早期の段階から受刑者等に対し帰住先※26等に関する調査を行うなどした上で、保護観察所に対して指導・助言・連絡調整を行い、保護観察所はこれを踏まえて、福祉サービスや民間の依存症回復支援施設等への帰住調整も含め、適切な帰住先を迅速に確保するための取組を行っている。2022年（令和4年）は、地方更生保護委員会における受刑者等に対する帰住先等の調整に関する面接調査が3,972件（前年：4,829件）行われた。また、「再犯防止推進計画加速化プラン」（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）において、生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用を図るとされたことを受け、2020年度（令和2年度）からは、専ら当該調査及び調整を行う地方更生保護委員会の保護観察官を全国の刑事施設11庁※27に駐在させ、その運用の積極化を図っている。

### (2) 受刑者等の親族等に対する支援【施策番号25】

法務省は、刑事施設において、受刑者の改善更生と円滑な社会復帰に資するよう、受刑者と親族や雇用主等との外部交通（面会、信書の発受及び電話等による意思連絡）の適切な運用に努めている。

少年院では、保護者に対し、在院者に対する教育方針や教育内容・方法、社会復帰に向けた支援の実施等への理解と協力を得るため、在院者の処遇に関する情報提供、少年院の職員による面接の実施、少年院で実施する活動への参加の働き掛け等を行っており、2022年（令和4年）は、678回

※24 刑事施設における職業訓練の効果検証について
https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei13_00004.html

※25 生活環境の調整
受刑者等の出所後の帰住予定地を管轄する保護観察所の保護観察官や保護司が引受人等と面接するなどして、帰住予定地の状況を調査し、住居、就労先等が改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境となるよう調整するもの。これに加えて、地方更生保護委員会において、調整が有効かつ適切に行われるよう、保護観察所に対して指導や助言を行っているほか、収容中の者との面接等による調査も行っている。これらの調整結果は、仮釈放等審理のほか、受刑者等の仮釈放後の保護観察や満期釈放後の更生緊急保護（【施策番号33】参照）等に活用されている。

※26 帰住先
帰住先とは、刑事施設、少年院に収容されている者が、出所・出院後、一定期間生活をしていく場所を指す。親族・知人宅のほか、就労先の寮、更生保護施設や自立準備ホーム、グループホーム等の社会福祉施設などがある。

※27 地方更生保護委員会の保護観察官が駐在する刑事施設
札幌（札幌刑務支所を含む。）、宮城、府中、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、高松及び福岡刑務所

（前年：674回）の保護者会を実施し、延べ1,364人（前年：1,538人）の保護者が参加した。また、保護者の矯正教育※28への理解を促進し、職員と協働して在院者の有する問題及び課題を解決するために努力する意欲を向上させること、在院者との相互理解を深めさせること、在院者を監護する役割についての認識を深めさせることを目的として、保護者参加型プログラムを実施している。2022年（令和４年）は、106回（前年：87回）の保護者参加型プログラムを実施し、延べ320人（前年：400人）の保護者が参加した。

保護観察所では、受刑者等の出所後の生活環境の調整の一環として、受刑者等の親族等に対し、受刑者等の改善更生を助けることへの理解や協力を求めるとともに、相談に応じたり、支援機関の情報提供をしたりするなど、必要に応じた支援を実施している。例えば、薬物依存がある受刑者等の家族に対しては、薬物依存についての知識、本人との接し方、他の関係機関や民間団体からの支援にはどのようなものがあるかといった助言等を行うため、引受人・家族会※29を開催している。2022年度（令和４年度）は、引受人・家族会を140回（前年度：89回）実施、781人（前年度：566人）の引受人や家族が参加した。

## 2　更生保護施設等の一時的な居場所の充実

### （1）更生保護施設における受入れ・処遇機能の充実【施策番号26】

法務省は、出所後の適当な住居等がない刑務所出所者等を更生保護施設※30で一時的に受け入れて、社会適応に必要な生活指導を行うなど、刑務所出所者等の居場所の確保に取り組んでいる。2022年度（令和４年度）の更生保護施設への委託実人員は6,565人（前年度：6,811人）であり、そのうち、新たに委託を開始した人員は5,120人（前年度：5,315人）であった。また、１日当たり１人を単位とした年間収容延べ人員は52万5,233人（前年度：54万2,407人）で、１人当たりの平均委託期間は80.0日（前年度：79.6日）であった。法務省は、刑務所出所者等がそれぞれの問題性に応じた支援を受けられるよう、更生保護施設のうち一部を、高齢・障害者等を積極的に受け入れる指定更生保護施設や、薬物依存からの回復を支援する薬物処遇重点実施更生保護施設に指定した上で、これらの施設に、専門の職員を配置すること等により更生保護施設の受入れ及び処遇機能の充実を図っている（指定更生保護施設については【施策番号37】を、薬物処遇重点実施更生保護施設については【施策番号46】を参照）。

また、2023年（令和５年）４月からは、新たに、保護観察所が更生保護施設に対して、入所者や施設を退所した者等の特性に応じた多様な措置（特定補導）の委託を開始している（**資2-26-1**参照）。

※28 矯正教育
少年院が、保護処分又は刑の執行として、在院者の犯罪的傾向を矯正し、並びに在院者に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び能力を習得させるために行う体系的かつ組織的な指導。

※29 引受人・家族会
保護観察所は、規制薬物等に対する依存がある生活環境調整対象者又は保護観察対象者の引受人や家族が薬物依存に関する正確な知識を持ち、薬物依存当事者に対して適切に対応する方法を身に付けることや、支援機関等の情報を得て家族等自身が必要な支援を受けることができるようになること等を目的として、医療・保健・福祉機関や自助グループ等と連携して薬物依存者の家族等を対象とした引受人・家族会を定期的に実施している。

※30 更生保護施設
更生保護事業法（平成７年法律第86号）第２条第７項に定める施設で、主に保護観察所からの委託を受けて、住居がない、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者や更生緊急保護（【施策番号33】参照）の対象者を受け入れて、宿泊場所や食事の提供、社会復帰のための就職援助や生活指導、施設退所者に対する通所又は訪問による支援等を行う。
2023年（令和５年）４月現在、全国に102施設あり、更生保護法人（同法第２条第６項に定める法人で、更生保護施設の運営など更生保護事業（【施策番号27】参照）を営むことを目的とする団体が、同法の規定に基づき、法務大臣の認可を受けて設立する法人）により99施設が運営されているほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び一般社団法人により、それぞれ１施設が運営されている。その内訳は、男性のみ受け入れている施設が87施設、女性のみ受け入れている施設が７施設、男女とも受け入れている施設が８施設となっている。収容定員の総計は2,399人であり、男性が成人1,884人と少年318人、女性が成人150人と少年47人である。

資2-26-1　更生保護施設における特定補導について

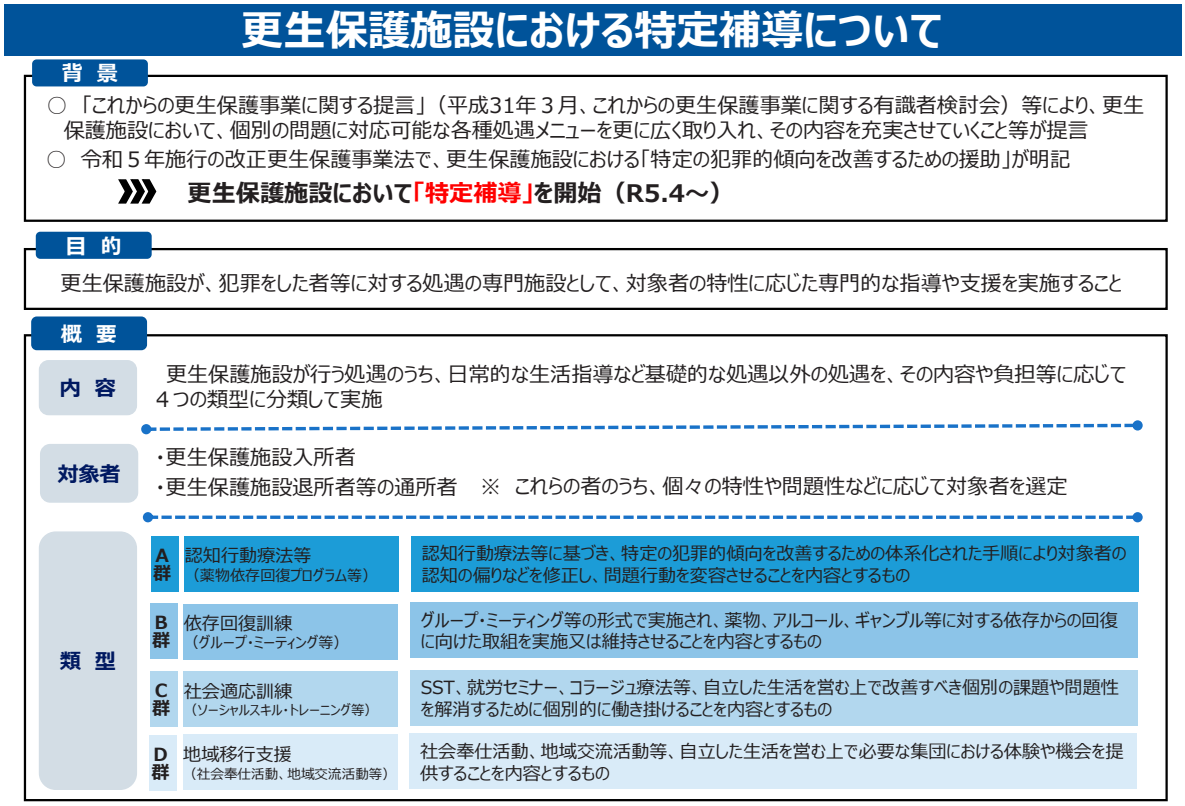


出典：法務省資料による。

### （2）更生保護施設における処遇の基準等の見直し【施策番号27】

法務省は、2019年（平成31年）３月、学識経験者等を構成員とする有識者検討会から、更生保護施設における処遇や支援の充実強化等を内容とする「これからの更生保護事業※31に関する提言」※32を得た。提言においては、更生保護施設退所者へのフォローアップの重要性等についての指摘がなされ、これを更生保護施設の処遇の一部として明確に位置付けるための制度の充実や見直し等が求められた。これを踏まえ、更生保護施設退所後の支援の充実を図るため、2021年（令和３年）10月から、全国８施設において、更生保護施設退所者等の自宅等を訪問するなどして継続的な支援を行い、これらの者の改善更生や地域定着を図ることを目的とする訪問支援事業を開始した。2023年（令和５年）４月からは３施設を新たに指定し、全国11施設において支援を行っている（【施策番号94】参照）。

※31 更生保護事業
更生保護事業法第２条第１項に定める事業で、「継続保護事業」、「一時保護事業」及び「連絡助成事業」をいう。
継続保護事業とは、保護観察対象者等を更生保護施設に収容して、宿泊場所を供与し、必要な生活指導等を行い、その改善更生に必要な保護を行う事業。
一時保護事業とは、保護観察対象者等に対し、宿泊場所への帰住、医療又は就職を助け、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その改善更生に必要な保護（継続保護事業として行うものを除く。）を行う事業。
連絡助成事業とは、継続保護事業、一時保護事業その他保護観察対象者等の改善更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う事業。
なお、これらの更生保護事業については、2022年（令和４年）６月に成立した刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）による更生保護事業法の改正により、「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に、「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」に、「連絡助成事業」を「地域連携・助成事業」にそれぞれ改めることとされた。本改正については、令和５年12月１日に施行することとされた。

※32「これからの更生保護事業に関する提言」関係資料URL
https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo12_00002.html
（法務省ホームページ「これからの更生保護事業に関する有識者検討会について」ページへリンク。）

### (3) 自立準備ホームの確保と活用【施策番号28】

法務省は、社会の中に多様な居場所を確保する方策として、「緊急的住居確保・自立支援対策」（資2-28-1参照）を実施しており、保護観察所が、更生保護施設以外のあらかじめ保護観察所に登録された民間法人・団体等に、保護観察対象者等に対する宿泊場所※33や食事の提供、生活支援（自立準備支援）を委託している。2022年度（令和４年度）の委託実人員は1,868人（前年度：1,863人）（そのうち、新たに委託を開始した人員は1,514人（前年度：1,474人））、１日当たり１人を単位とした年間収容延べ人員は12万7,486人（前年度：12万9,198人）であり、１人当たりの平均委託期間は68.2日（前年度：69.3日）であった。

**資2-28-1　緊急的住居確保・自立支援対策の概要**

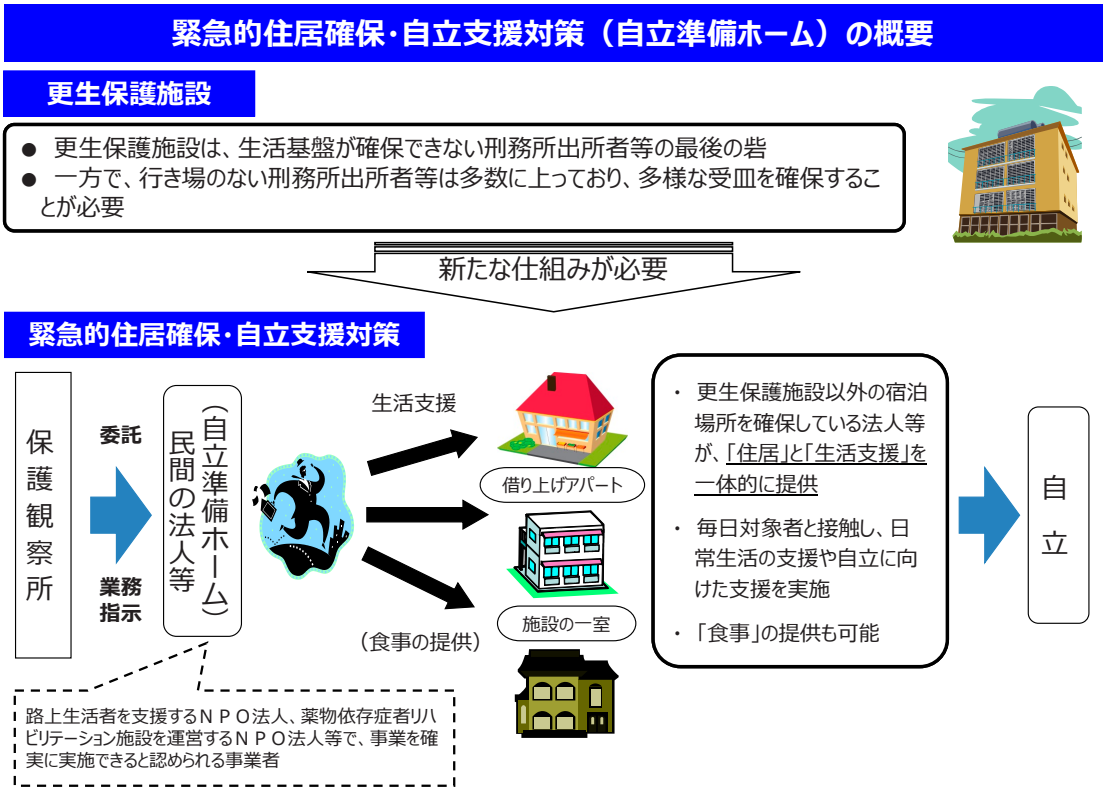


出典：法務省資料による。

## 3 地域社会における定住先の確保

### (1) 住居の確保を困難にしている要因の調査等【施策番号29】

法務省は、2018年度（平成30年度）に更生保護施設職員等に対して、犯罪をした者等の住居の確保を困難にしている要因についてアンケートを行ったところ、賃貸契約時の連帯保証人の確保や経済基盤の問題等が挙げられた。また、「再犯防止推進計画加速化プラン」（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）において、生活環境の調整等による受け皿の確保として「居住支援法人※34と連携した新たな支援の在り方を検討する」こととされた。そこで、2020年度（令和２年度）から、刑務

※33 自立準備ホーム
「緊急的住居確保・自立支援対策」に基づき、保護観察対象者等に対して、民間法人・団体等が提供する宿泊場所を「自立準備ホーム」と呼ぶ。2023年（令和5年）4月現在の登録事業者数は506事業者であり、その内訳は、特定非営利活動法人が163事業者、会社法人が135事業者、宗教法人が42事業者、その他が166事業者となっており、多様な法人・団体が登録されている。

※34 居住支援法人
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する法人で、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、家賃債務の保証、円滑な入居の促進に関する情報の提供・相談、その他の援助などを実施する法人として都道府県が指定するもの。

所出所者等の住まいの確保やセーフティネット機能の強化に向けて、国土交通省、厚生労働省及び法務省が連携し、関係機関での情報共有や協議を行う「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」を年に１回程度開催している。

また、2022年度（令和４年度）には、住まい支援の実務におけるより具体的な課題を把握・共有することを目的に、連絡協議会の下に「住まい支援における課題の把握に関するワーキンググループ」を設置し、関係省庁及び関係機関による実践的な報告や意見交換を実施した。

### （2）住居の提供者に対する継続的支援の実施【施策番号30】

法務省は、保護観察対象者等の居住等について、公営住宅の事業主体である地方公共団体から相談を受けた際は、更生保護官署において、その相談内容を踏まえて当該保護観察対象者等に指導及び助言を行うとともに、身元保証制度（【施策番号11】参照）の活用事例について情報提供等を行うなど、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対する継続的支援を行っている。

### （3）公営住宅への入居における特別な配慮【施策番号31】

国土交通省は、2017年（平成29年）12月に、各地方公共団体に対して、保護観察対象者等が住宅に困窮している状況や地域の実情等に応じて、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等について検討するよう要請を行い、併せて、矯正施設出所者について、「著しく所得の低い世帯」として優先入居の対象とすることについても適切な対応を要請するなど、公営住宅への入居における特別な配慮を行っている。

### （4）賃貸住宅の供給の促進【施策番号32】

法務省は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、犯罪をした者等のうち、同法第２条第１項が規定する住宅確保要配慮者※35に該当する者に対して、個別の事情を踏まえつつ、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談を実施している。また、更生保護施設退所者の住居確保の観点から、保護観察対象者等の入居を拒まない住居の開拓・確保にも努めている。

### （5）満期出所者に対する支援情報の提供等の充実【施策番号33】

法務省は、刑事施設において、出所後の社会生活で直ちに必要となる知識の付与等を目的として、講話や個別面接等による釈放前の指導を実施している。特に、適当な帰住先が確保できていないなど、釈放後の生活が不安定となることが見込まれる満期出所者に対しては、刑事施設に配置された福祉専門官や非常勤の社会福祉士等が個別面接を行うなどして、受刑者本人のニーズを把握しながら、更生緊急保護※36の制度や、社会保障等の社会における各種手続に関する知識を付与し、必要な支援につなぐための働き掛けを行っている。

---

※35 住宅確保要配慮者
低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育している者、保護観察対象者等。

※36 更生緊急保護
更生保護法（平成19年法律第88号）第85条に基づき、保護観察所が、満期釈放者、保護観察に付されない全部執行猶予者及び一部執行猶予者、起訴猶予者等について、親族からの援助や、医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合や、得られた援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を給与し、宿泊場所等の供与を更生保護施設等に委託したり、生活指導・生活環境の調整などの措置を講ずるもの。刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後６月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更に６月を超えない範囲内）において行うことができる。
なお、2022年（令和４年）６月に成立した刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）による改正後の更生保護法においては、更生緊急保護の対象者に、処分保留で釈放された者のうち検察官が罪を犯したと認めたものが追加された。また、更生緊急保護を行うことができる期間について、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後６月の範囲内という原則的な期間に加えて、更生緊急保護の措置のうち金品の給与又は貸与及び宿泊場所の供与については更に６月、その他のものについては更に１年６月（通算２年）を超えない範囲内において行うことができることとされた。さらに、矯正施設収容中の段階から更生緊急保護の申出を行うことができることとされた。
これらの改正については、令和５年12月１日から施行することとされた。

地方更生保護委員会では、満期出所が見込まれる受刑者等について、継続的に保護観察官による面接を実施し、更生緊急保護の制度について説示し、申出への動機付けを行うとともに、更生緊急保護の申出見込みについて保護観察所に必要な情報提供を行っている。また、保護観察所において、帰住先を確保できないまま満期出所した更生緊急保護対象者に対して、更生保護施設等への委託をするほか、必要に応じて保健医療・福祉関係機関等の地域の支援機関等についての情報提供を行うなど、一時的な居場所の提供や定住先確保のための取組の充実を図っている。2022年（令和４年）は、更生保護施設及び自立準備ホームに対して、2,280人（前年：2,388人）の満期出所者等への宿泊場所の提供等を委託し、これらの者の一時的な居場所を確保した。

Column 2

# 更生保護施設草牟田寮（そうむたりょう）における住居確保の取組

更生保護施設草牟田寮

鹿児島県内唯一の更生保護施設である草牟田寮は、西南戦争最後の激戦地である鹿児島市城山にほど近い住宅地にあります。職員は、常勤・非常勤（調理員含む）合わせて15人、日々、被保護者の社会復帰に向けて汗を流しています。

草牟田寮では、退所後の被保護者が社会内で同じような失敗、さらには再犯をしないためには、入所中からどのような支援や関わりをしていけばよいのかを、常に問題意識として職員間で共有しながら支援に当たっています。本コラムでは、草牟田寮で実施した高齢者や障害者への「住居の確保」（居場所づくり）の事例について紹介します。

【事例1】～80代男性の支援事例～

長期間にわたり保護観察を受けている被保護者。軽度知的障害、アルコール依存症を抱えており、草牟田寮退所後、生活保護を受給しながら単身生活を送っていたが、飲酒によるトラブルで再度草牟田寮に入所することになった。

同じようなトラブルを起こさないよう、草牟田寮の福祉担当職員が繰り返し面接を実施して信頼関係を構築した上で、アルコール依存症の治療継続を働き掛けること、単身生活は困難であるとの判断から福祉施設への入所調整を進めることを本人の処遇方針として定めた。

福祉担当職員による親身な対応等により、入所数か月後、本人の口から「一人暮らしで死にたくない。」との言葉が聞かれるとともに、アルコール依存症の治療に取り組み始めたことから、関係機関との協議調整を行い、候補となる福祉施設での体験入所を経て同施設へ移行した。

福祉施設入所後の本人は、飲酒によるトラブルや問題行動はなく、福祉施設職員の指示に従って安定した生活を継続している。また、事件後から疎遠であった親族とも数十年ぶりに再会を果たすことができ、本人の長年の希望も叶った。

【事例2】～70代男性の関係機関との連携事例～

高齢で知的障害があり、刑事施設入所中から地域生活定着支援センター等の関係機関が連携した特別調整が行われ、満期釈放後、一時的な居住先として草牟田寮に入所した。当寮から就労継続支援B型事業所に通いながら、グループホーム入所に向けて調整が続けられたが、グループホームの入所契約上、連帯保証人の確保が必要であった。このため、鹿児島県から居住支援法人として指定されているNPO法人による「地域ふくし連携型連帯保証提供事業」を利用し、同法人が連帯保証を行い、入居先の確保に至った。

草牟田寮・ひまわり教室の様子

上記のほかにも、知的障害を有する被保護者の住居確保のため、農福連携を推進している社会福祉法人と連携を図った事例や協力雇用主のもとで住み込み就労に至った事例もあり、これまで様々な関係機関と協力しながら住居確保を支援しています。

また、近年は、草牟田寮を退所した被保護者が孤独や不安を抱え、再犯に陥らないようフォローアップ事業（【施策番号94】参照）を積極的に行っています。さらに、当寮のフォローアップ事業に加えて、鹿児島県の地域再犯防止推進事業として鹿児島県保護司会連合会が委託を受けて実施している、満期釈放者等を中心に居場所づくりや相談支援を行う「ひまわり教室」への参加が、本人達の孤独を癒やし、感情吐露の場となり、社会内で安定した生活をする上で大きな力となっています。

これからも様々な問題を抱える被保護者の個々の特性や課題等に応じ、関係機関と更なる連携を図りながら、住居確保や居場所づくりに取り組んでいきたいと考えています。

# 第3章

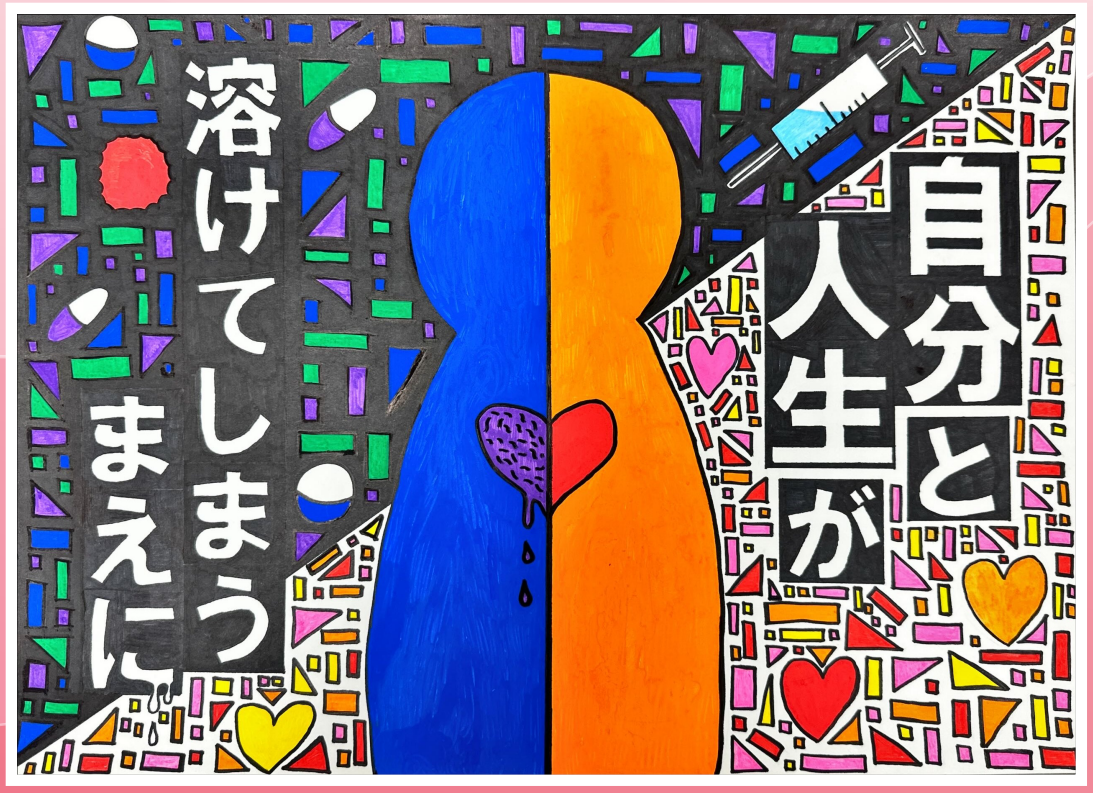


自分と人生が溶けてしまう前に

## 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

第1節 高齢者又は障害のある者等への支援等 …… 66
第2節 薬物依存を有する者への支援等 …… 76

# 第3章 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

## 第1節 高齢者又は障害のある者等への支援等

### 1 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実

#### (1) 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能等の強化【施策番号34】

法務省は、矯正施設において、犯罪をした者等について、福祉サービスのニーズを早期に把握し、円滑に福祉サービスを利用できるようにするため、社会福祉士又は精神保健福祉士を非常勤職員として配置するほか、福祉専門官（社会福祉士、精神保健福祉士又は介護福祉士の資格を有する常勤職員）を配置している（配置施設数の推移は資3-34-1のとおり。）。また、2022年度（令和４年度）は、大規模な刑事施設８庁及び女子刑事施設２庁の合計10庁※1において、入所時年齢が60歳以上等の受刑者を対象に認知症スクリーニング検査等を実施し、認知症等の早期把握に努めている。また、2023年度（令和５年度）から、全国の刑事施設において、入所時年齢65歳以上等の受刑者を対象に認知症スクリーニング検査等を実施することとしている。

少年鑑別所（法務少年支援センター）では、地域援助の一環として、検察庁からのいわゆる入口支援※2への協力依頼を受けて、被疑者等の福祉的支援の必要性の把握のために知的能力等の検査を実施しており、2022年（令和４年）は、検察庁から220件（前年：305件）の依頼を受け、援助を実施した。

保護観察所では、福祉サービス利用に向けた調査・調整機能の強化のため、福祉的支援等を担当する保護観察官に対して、福祉的支援に関する講義を実施しているほか、社会福祉士会等が主催する研修や刑事司法関係機関と福祉関係機関が参加する福祉的支援に関する事例研究会に積極的に参加させるなどして、保護観察官のアセスメント能力の更なる向上等を図っている。

**資3-34-1 刑事施設・少年院における社会福祉士、精神保健福祉士及び福祉専門官の配置施設数の推移**

（令和元年度～令和５年度）

| 区分 | 矯正施設の別 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 社会福祉士 | 刑事施設 | 69 | 69 | 68 | 67 | 67 |
| | 少年院 | 18 | 18 | 22 | 21 | 25 |
| 精神保健福祉士 | 刑事施設 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| | 少年院 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 福祉専門官 | 刑事施設 | 56 | 58 | 58 | 57 | 58 |
| | 少年院 | 3 | 8 | 9 | 10 | 12 |

注　1　法務省資料による。
　　2　刑事施設は、PFI手法により運営されている施設を除く。

※1　認知症スクリーニング検査実施10庁
札幌、宮城、栃木、府中、名古屋、大阪、和歌山、広島、高松及び福岡刑務所

※2　入口支援
一般に、矯正施設出所者を対象とし、矯正施設から出所した後の福祉的支援という意味での「出口支援」に対して、刑事司法の入口の段階、すなわち、起訴猶予、刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事司法手続を離れる者について、高齢又は障害等により福祉的支援を必要とする場合に、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組をいう。

### （2）高齢者又は障害のある者等である受刑者等に対する指導【施策番号35】

法務省は、刑事施設において、高齢者又は障害のある受刑者の円滑な社会復帰を図るため、「社会復帰支援指導プログラム」（**資3-35-1**参照）を全国で実施している。同プログラムは、地方公共団体、福祉関係機関等の職員や民間の専門家を指導者として招へいするなど、関係機関等の協力を得て実施し、基本的動作能力や体力の維持・向上のための健康運動指導を行うほか、各種福祉制度に関する基礎知識の習得を図るものである。2022年度（令和４年度）の受講開始人員は367人（前年：456人）であった。

## 資3-35-1　社会復帰支援指導プログラムの概要

地域社会とともに
開かれた矯正へ

刑事施設における一般改善指導

### 社会復帰支援指導プログラム

■ 指導の目標
高齢・障害を有する等の理由により、円滑な社会復帰が困難であると認められる受刑者に対し
① 基本的生活能力、社会福祉制度に関する知識その他の社会適応に必要な基礎的な知識及び能力を身に付けさせること。
② 出所後、必要に応じて福祉的な支援を受けながら、地域社会の一員として健全な社会生活を送るための動機付けを高めさせること。

- 対象者　①特別調整等の福祉的支援の対象とすることが必要と認められる者（現に福祉的支援の対象となっている者を含む）
　②その他本プログラムを受講させることにより、改善更生及び円滑な社会復帰に資すると見込まれる者
- 指導者　刑事施設職員（刑務官、法務教官、社会福祉士等）、関係機関・団体職員
- 指導方法　グループワーク、ロールプレイング、視聴覚教材、講話　等
- 実施頻度等　１単元６０分　全１８単元　標準実施期間：４～６か月

カリキュラム

| 単元 | 単元項目 | 概要 |
|---|---|---|
| 1 | オリエンテーション | プログラムの目的と意義を理解させ、動機付けを図る。 |
| 2 | 基本的動作能力・体力の維持及び向上（生活動作のトレーニング） | 体力・健康の維持が社会生活を送る上で重要であることを理解させ、歩行などに必要な体力等の維持及び向上を図る。 |
| 3 | 基本的思考力の維持及び向上（考える力のトレーニング） | 物事を考えることが老化防止につながることを理解させ、日常生活で必要となる基本的な思考力等の維持等を図る。 |
| 4 | 基本的健康管理能力の習得①（身体面の健康管理について） | 健康管理の必要性を理解させ、自己管理の方法、病気になった場合の病院のかかり方を学ばせる。 |
| 5 | 同②（心の健康） | 心の健康について理解させ、健康を維持する方法を学ばせる。 |
| 6<br>7 | 基本的生活能力の習得①、②（対人スキル等） | 地域社会の一員として、良好な対人関係を維持することが再犯防止につながることを理解させ、対人関係スキル・会話スキルを学ばせる。 |
| 8 | 基本的生活能力の習得③（金銭管理を考える） | これまでの金銭の使い方などを振り返り、自分の金銭管理の問題性を認識させ、適切な金銭管理について理解させる。 |
| 9 | 各種福祉制度に関する基礎的知識の習得①（概要） | 社会復帰後に健康で安定した生活を送るために社会福祉サービスが利用できることや住民登録等の必要性を理解させる。 |
| 10 | 同②（就労支援と年金） | 就労の確保の方法を理解させるとともに、老齢年金等の基本的な内容を理解させる。 |
| 11 | 同③（各種福祉制度） | 健康保険及び障害者福祉、高齢者福祉、介護保険と出所後に想定される困難場面における具体的な対処方法について学ばせる。 |
| 12 | 同④（生活保護） | 生活保護制度の仕組み、受給資格や申請の仕方等について理解させ、社会福祉に対する関心を喚起し、関係窓口の利用の仕方について学ばせる。 |
| 13-1 | 同⑤（特別調整と地域生活定着支援センター） | 特別調整と地域生活定着支援センターの設置目的、業務内容等について理解させる。 |
| 13-2 | 同⑥（更生緊急保護） | 更生緊急保護について理解させ、社会復帰後の生活について考えさせる。 |
| 14 | 同⑦（まとめ） | 出所後に直面することが予想される危機的場面について考えさせる。<br>出所後利用できる福祉制度や相談の仕方等の確認を行う。 |
| 15 | 再犯防止のための自己管理スキルの習得①（規範遵守） | 社会生活においてルールや約束事を遵守する構えを身に付けさせる。 |
| 16 | 同②（安定した生活への動機付け） | 安定した生活を送るための具体的な方策を考えさせる。 |
| 17 | 同③（危機場面への対応） | 再犯しないために、適切な問題解決の方法を考えさせる。出所後の危機場面を予想させ、適切な対処法を具体化させる。 |
| １８ | 同④（本プログラムのまとめ） | 本指導を振り返らせ、受講者が抱えている不安や悩みを整理させ、円滑な社会復帰のための方策を具体的に考えさせる。 |

出典：法務省資料による。

### （3）矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等【施策番号36】

法務省及び厚生労働省は、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設、地方更生保護委員会、保護観察所、地域生活定着支援センター※3等の関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる特別調整（資3-36-1及び【指標番号10】参照）の取組を実施している。この取組を促進するため、関係機関において、特別調整の対象者等に対する福

祉的支援に係る協議会や、各関係機関等が有している制度や施策について相互に情報交換等を行う連絡協議会等を行っている。

加えて、2018年度（平成30年度）からは、地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設入所早期からの関わりや地域の支援ネットワークの構築の推進を強化するなど、更なる連携機能の充実強化を図っている。

**資3-36-1**　特別調整の概要

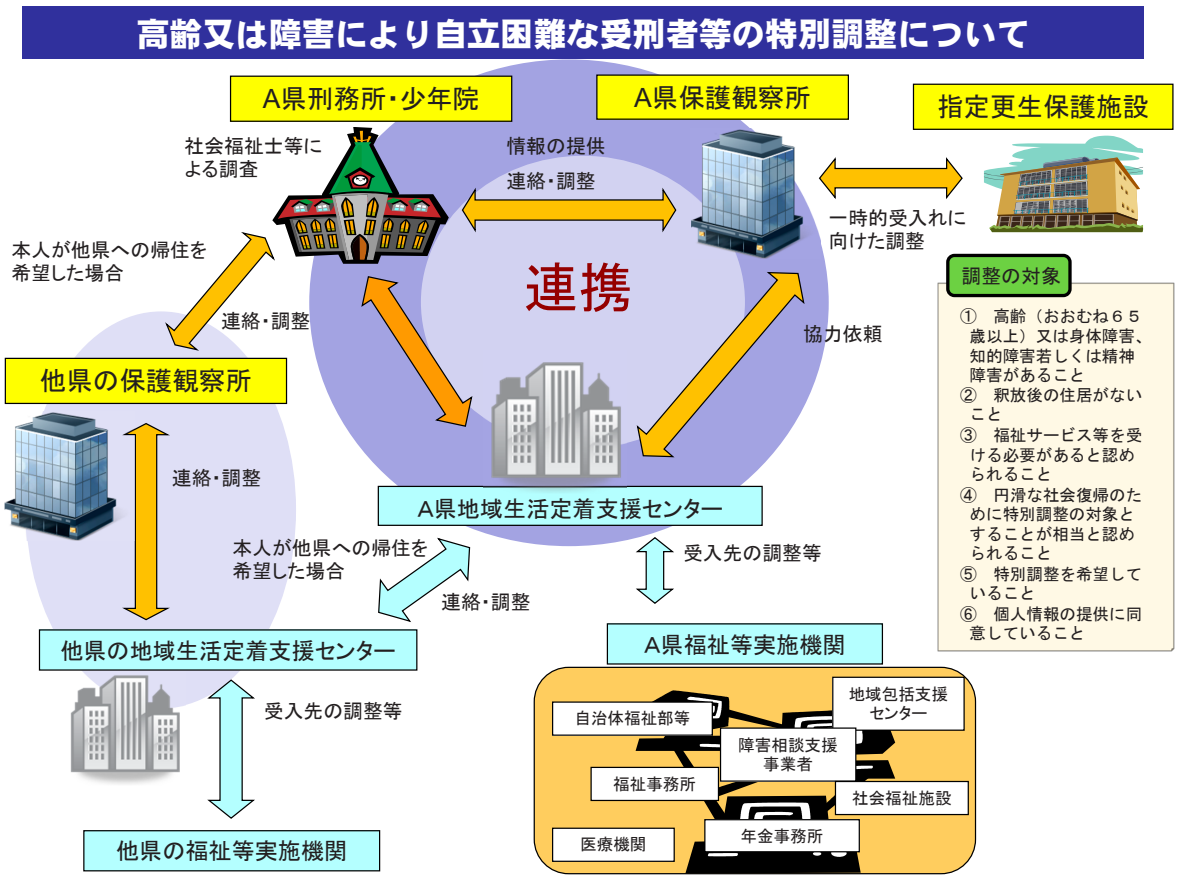


出典：法務省資料による。

### （4）更生保護施設における支援の充実【施策番号37】

法務省は、一部の更生保護施設を指定更生保護施設に指定し、社会福祉士等の資格等を持った職員を配置し、高齢や障害の特性に配慮しつつ社会生活に適応するための指導を行うなどの特別処遇（資3-37-1参照）を実施している。2022年度（令和４年度）に、特別処遇の対象となった者は、1,861人（前年度：1,803人）であった。また、指定更生保護施設の数は、2023年（令和５年）４月現在で77施設であり、そのうち３施設は、主に少年を受け入れる更生保護施設として、発達障害等の特性に配慮した専門的な処置を行うなど少年処遇の充実を図っている。

※3　地域生活定着支援センター
高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働しつつ、身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。2009年度（平成21年度）に厚生労働省によって「地域生活定着支援事業（現在は地域生活定着促進事業）」として事業化され、原則として各都道府県に１か所設置されている。

資3-37-1　更生保護施設における特別処遇の概要

## 更生保護施設における<br>高齢者又は障害を有する者の特性に配慮した処遇の充実

◎　全国の更生保護施設（１０２か所）のうち７７施設を、高齢者や障害のある者を積極的に受け入れる施設（＝指定更生保護施設）として指定（※）。
◎　指定された施設に、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の専門資格等を有する職員を配置して、高齢や障害の特性に配慮した処遇を実施。

※　発達障害等を有する少年に対する処遇の充実を図るため、７７施設のうち３施設は、主に少年を受け入れる更生保護施設を指定（令和４年度～）。

**対象者**　①から③までの全てを満たし、かつ、更生保護施設に一時的に受け入れることが必要かつ相当であると保護観察所の長が認める者。

① 高齢（おおむね６５歳以上）であり、又は障害（身体・知的・精神のいずれか）があると認められること。
② 適当な住居がないこと。
③ 高齢又は障害により、健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関等による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること。

**高齢や障害の特性に配慮した処遇の内容**

① 高齢又は障害を有する者の特性に配慮した社会生活に適応するための指導・訓練
② 医療保健機関と連携した健康維持のための指導、助言
③ 更生保護施設退所後に円滑に福祉サービス等を受けるための調整
・ 地域生活定着支援センターや社会福祉施設等に対する情報の伝達（対象者の心身の状況、生活状況等）
・ 更生保護施設退所後の生活基盤の調整（行政・福祉サービスの利用申請手続の支援等）

出典：法務省資料による。

### （5）刑事司法関係機関の職員に対する研修の実施【施策番号38】

法務省は、検察官に対する研修等において、犯罪をした者等の福祉的支援の必要性を的確に把握することができるよう、再犯防止の取組等について講義を実施している。

矯正職員に対しては、各種集合研修において、高齢者又は障害のある者等の特性についての理解を深めるため、社会福祉施設における実務研修（勤務体験実習）や社会福祉施設職員による講義・指導等の実施、高齢受刑者に対する改善指導とその課題等についての講義を実施している。また、2022年度（令和４年度）現在、刑務官を対象とした研修として、認知症サポーター養成研修を合計76庁、福祉機関における実務研修を合計32庁でそれぞれ実施している。また、発達上の課題を有する在院者の処遇に当たる少年院職員に対し、適切に指導するための知識、技能を付与することを目的とした研修を実施している。

更生保護官署職員に対しては、高齢者又は障害のある者等の特性や適切な支援の在り方についての理解を深めるため、新任の保護観察官や指導的立場にある保護観察官に対する研修において、地域生活定着支援センター職員等による講義を実施している。

## 2　保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化

### （1）地域福祉計画・地域医療計画における位置付け【施策番号39】

法務省及び厚生労働省は、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定する際に、地域福祉計画（資3-39-1参照）を積極的に活用するよう周知しており、地方再犯防止推進計画が地域福祉計画と一体として策定される例も相当数見受けられる（資3-39-2参照）。

厚生労働省は、都道府県が医療計画（資3-39-3参照）を策定するに当たって参考となるように、

精神疾患の医療体制の構築に係る指針を定めている。当該指針では、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）において、犯罪をした薬物依存症者等に適切な保健医療サービス等が提供されるよう、関係機関の体制整備を図ることが明記されている点を紹介している。また、都道府県の第７次医療計画において、薬物依存症に対応できる医療機関を明確にする必要があるとしている。

## 資3-39-1　地域福祉計画の概要

### 地域福祉（支援）計画について

**概要**

○「市町村地域福祉計画」(社会福祉法第107条)と「都道府県地域福祉支援計画」(同法第108条)からなる。
○「市町村地域福祉計画」は、市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、多様な関係機関と協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。
○「都道府県地域福祉支援計画」は、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。
○　平成29年の社会福祉法改正により、盛り込むべき事項に福祉の各分野における共通事項等を追加するとともに、策定を努力義務化。
○　令和2年の社会福祉法改正により、盛り込むべき事項に地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を追加。

**計画に盛り込むべき事項**

**【市町村地域福祉計画】**
１　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
２　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
３　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
４　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
５　地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

**【都道府県地域福祉支援計画】**
１　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
２　市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
３　社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
４　福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
５　地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

※下線部分は令和２年の社会福祉法改正により追加された記載事項（令和３年４月１日施行）

出典：厚生労働省資料による。

## 資3-39-2　地方再犯防止推進計画等策定数（策定方法別）

地方再犯防止推進計画等策定数（策定方法別※1）

| 地方公共団体 | 策定数 | 単独で策定 | 他の関連計画※2へ包含して策定 |
|---|---|---|---|
| 都道府県 | 47 | 43 | 4 |
| 指定都市 | 19 | 10 | 9 |
| その他市町村（特別区を含む） | 506 | 96 | 410 |

注　１　法務省調査による。
　　２　令和５年４月１日の数値である。
※１　地方再犯防止推進計画の策定に変えて条例を制定した地方公共団体も含む
※２　地域福祉計画、防犯に関する計画、人権に関する計画等

## 資3-39-3　医療計画の概要

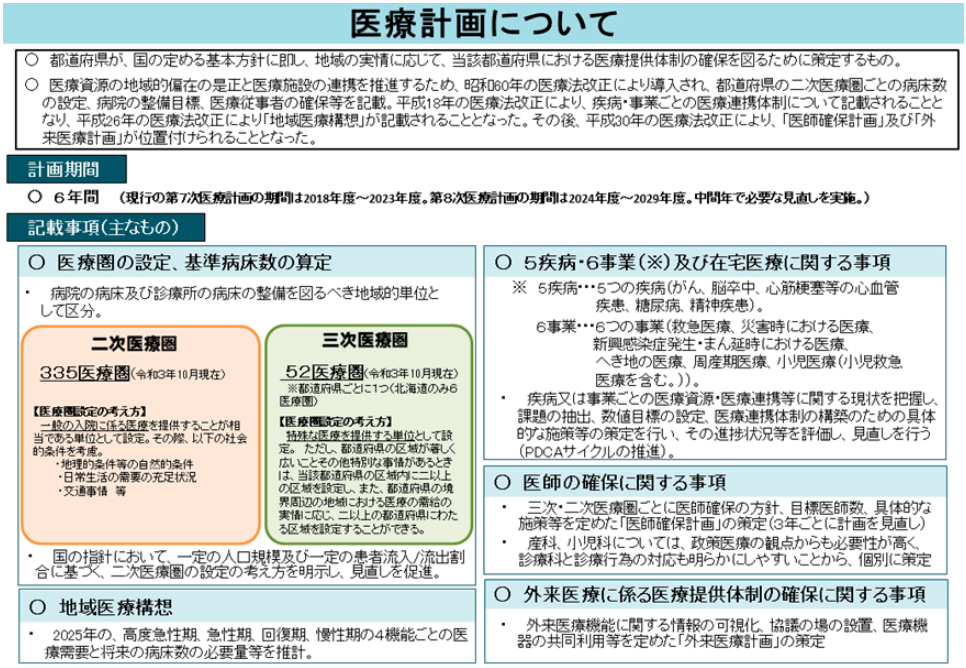


出典：厚生労働省資料による。

### （2）社会福祉施設等の協力の促進【施策番号40】

障害福祉サービス事業所が矯正施設出所者や医療観察法に基づく通院医療の利用者等である障害者（以下「矯正施設出所者等である障害者」という。）を受け入れるに当たっては、①きめ細かな病状管理、②他者との交流場面における配慮、③医療機関等との連携などの手厚い専門的な対応が必要であるため、業務負担に応じた報酬を設定することが求められている。

厚生労働省は、このような状況を踏まえ、障害者総合支援法※4において、障害のある人が共同生活する場であるグループホーム等で、矯正施設出所者等である障害者に対し、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合を報酬上評価している。

加えて、「社会生活支援特別加算」において、訓練系、就労系障害福祉サービス（就労定着支援事業を除く。）事業所が精神保健福祉士等を配置している場合等に、矯正施設出所者等である障害者に対し、①本人や関係者からの聞き取りや経過記録・行動観察等によるアセスメントに基づき、他害行為等に至った要因を理解し、再び同様の行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた個別支援計画等の作成、②指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催、③日中活動の場における緊急時の対応、等の支援を行うことを報酬上評価している（【施策番号22】参照）。

### （3）保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化【施策番号41】

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳※5（以下これらを合わせて「障害者手帳」という。）については、矯正施設在所中の交付手続がより一層促進されるよう、2021年度（令和３年度）から、一部の刑事施設において、障害者手帳の交付を受けるために必要な医師による診察等を実施している。また、障害福祉サービス等については、出所後に円滑に利用されるように、市町村の認

※4　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
※5　療育手帳
児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して、都道府県知事又は指定都市市長（一部の児童相談所を設置する中核市市長）が交付する手帳である。

定調査員が矯正施設を訪問するなどして矯正施設在所中の者に対する障害支援区分の認定を行い、障害福祉サービス等の支給決定を行っている。さらに、生活保護については、生活保護制度における保護の実施責任が要保護者の居住地（要保護者の居住事実がある場所）又は現在地により定められるとされていることから、要保護者が矯正施設の出所者の場合、帰住先が出身世帯であるときはその帰住先を居住地とし、そうでないときはその帰住先を現在地とみなすこととし、その旨周知している。

法務省は、受刑者等の住民票が消除されるなどした場合にも、矯正施設出所後速やかに保健医療・福祉サービスを利用することができるよう、矯正施設職員向けの執務参考資料を作成し、協議会や研修において、職員に対して住民票の取扱いを含めた保健医療・福祉サービスを利用するための手続等の周知を図っている。

## 3　高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施

### （1）刑事司法関係機関の体制整備【施策番号42】

法務省は、保護観察所において、起訴猶予等となった高齢者又は障害のある者等の福祉的支援が必要な者に対して専門的な支援を集中して行うことを目的として、2018年度（平成30年度）から、入口支援（【施策番号34】参照）に適切に取り組むための特別支援ユニットを設置し、更生緊急保護対象者に継続的な生活指導や助言を行ってきた。2021年度（令和３年度）からは、特別支援ユニットを発展させ、社会復帰対策班を設置し、入口支援にとどまらず、更生緊急保護の対象者に継続的に関与し、その特性に応じた支援が受けられるよう関係機関等と調整を行うなどの社会復帰支援の充実を図っている。

また、検察庁は、社会復帰支援を担当する検察事務官の配置や社会福祉士から助言を得られる体制の整備などにより、社会復帰支援の実施体制の充実を図っている。

### （2）刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討【施策番号43】

法務省及び厚生労働省は、2021年度（令和３年度）から、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で、高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対する支援を開始した。具体的には、地域生活定着支援センターが実施している地域生活定着促進事業の業務として、新たに被疑者等支援業務を加え、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、地域生活定着支援センターと検察庁、弁護士会、保護観察所等が連携し、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行うとともに、釈放後も地域生活への定着等のために支援等を行う取組を実施している（**資3-43-1**参照）。

また、2022年度（令和４年度）からは、高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者を被疑者等支援業務による支援に更につなげられるようにするため、弁護士との連携強化を促進している。

保護観察所においては、高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対する上記の取組を含め、検察庁等と連携した起訴猶予者等に対する更生緊急保護の措置として、一定の期間重点的な生活指導等を行うとともに、福祉サービス等に係る調整のほか、就労支援等の社会復帰支援を行う「更生緊急保護の重点実施等」を行っている。2022年度（令和４年度）、検察庁から事前協議を受け、更生緊急保護の重点実施等を行った対象者は、473人（前年度：340人）であった。

## 資3-43-1　被疑者等支援業務の概要

# 被疑者等支援業務（概要）

【要旨】

○　刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、地域生活定着支援センターが支援を行う。

【事業内容】

○　保護観察所等からの依頼に基づき、被疑者・被告人等と面会し、福祉ニーズ、釈放後の生活の希望等の聞き取りを行う。
○　市町村、福祉施設等への釈放後の福祉サービス等の利用調整、釈放時の福祉事務所、受入福祉施設等への同行、手続の支援等を行う。
○　起訴猶予、執行猶予等による地域生活移行後は、受入施設との調整、福祉サービスの相談支援など定着のための継続的な支援等を行う。

【実施主体】　都道府県（社会福祉法人、NPO法人等に委託可）

【事業スキーム】

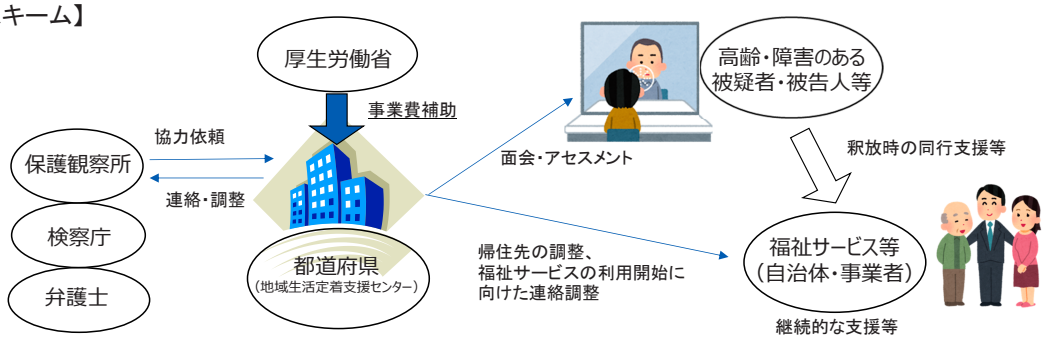


出典：厚生労働省資料による。

Column 3

## 入口支援における保健医療・福祉サービスの利用促進等のための取組

北海道地域生活定着支援札幌センター　石井　隆

北海道地域生活定着支援札幌センター（以下「定着支援札幌センター」という。）においては、2010年（平成22年）の開設以来、弁護士から依頼を受けて入口支援を行ってきました。当時は、弁護士の接見に同行し、本人と面接を行い、福祉の見立てや調整、そして、場合によっては、更生支援計画書の作成等が支援の中心でした。

その後、2021年度（令和３年度）から被疑者等支援業務が開始され、その事業として検察庁発信の被疑者・被告人支援制度（更生緊急保護の重点実施の対象者に対する支援）が行われるようになりました（【施策番号43】参照）。

もっとも、札幌の場合、検察庁から依頼があった場合にだけ上記支援制度を行うのではなく、定着支援札幌センターの相談業務において、弁護士から「一度、会って福祉の見立てを立ててほしい」などの依頼を受けた場合であっても、本人と面接し、執行猶予の可能性があるときには、定着支援札幌センターから検察庁の刑事政策推進室に連絡を入れて、情報提供をし、上記支援制度の対象者として支援を開始するケースも多く、2022年度（令和４年度）は、そのようなケースが全体の４割近くありました。

また、被疑者・被告人支援制度を軌道に乗せるため、定着支援札幌センターが検察庁と弁護士会の間に入って連絡調整をしているほか、2021年（令和３年）９月から、札幌地方検察庁、札幌保護観察所、札幌弁護士会、定着支援札幌センターが、月に１回程度の懇談会を開催し、情報交換や意見交換を行っており、四者で協力をし、福祉サービスに結び付けています。

定着支援札幌センターにおいては、被疑者・被告人支援制度の対象になった時点で、福祉サービス事業所を探し、勾留中の被告人段階で福祉事業所との面接を行い、執行猶予の判決の後、保護観察所で更生緊急保護の申請を行った上、センターが準備していた福祉サービスの事業所を利用するケースが多くあります。

また、場合によっては、裁判で執行猶予になった後、一時的に病院に入院し、治療を受け、退院後、定着支援札幌センターが福祉につなぐなど、多様な対応を行っています。

北海道は、東北6県を足した面積を上回っており、広大です。定着支援札幌センターは、全国各県の定着支援センターの中で、ただ一つ3か所の地方検察庁（札幌、旭川、函館）と3か所の保護観察所（札幌、旭川、函館）を担当エリアとしておりますが、ここまで紹介した事例は、定着支援札幌センターがある札幌エリアのケースです。札幌から300キロ離れている函館や180キロ離れている旭川は、それぞれのエリアで独自の入口支援の対応をしておりますが、これらの地域における被疑者・被告人支援制度の活用は、十分とは言えず、課題がたくさんあるように思われます。

2022年度（令和４年度）は、旭川地区で６回の地区懇談会を開き、函館地区でも５回の地区懇談会を開催しました。それぞれの地区で従来から行っている入口支援をベースに、被疑者・被告人支援制度を軌道に乗せるために、今後も精力的に活動して行きたいと思います。

地区懇談会の様子

# 第2節　薬物依存を有する者への支援等

## 1　刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等

### （1）再犯リスクを踏まえた効果的な指導の実施【施策番号44】

#### ア　矯正施設内における指導等について

##### （ア）刑事施設

法務省は、刑事施設において、改善指導（【施策番号83】参照）のうち、特別改善指導の一類型として、薬物依存離脱指導の標準プログラム（指導の標準的な実施時間数や指導担当者、カリキュラムの概要等を定めたもの。）を定め、同指導を実施している（資3-44-1参照）。

同指導は、認知行動療法※6に基づいて、必修プログラム（麻薬、覚醒剤その他の薬物に依存があると認められる者全員に対して実施するもの）、専門プログラム（より専門的・体系的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施するもの）、選択プログラム（必修プログラム又は専門プログラムに加えて補完的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施するもの）の三種類を整備し、対象者の再犯リスク、すなわち、犯罪をした者が再び犯罪を行う危険性や危険因子等に応じて、各種プログラムを柔軟に組み合わせて実施している。2022年度（令和４年度）の受講開始人員は7,418人（前年：7,493人）※7であった。

※6　認知行動療法
行動や情動の問題、認知的な問題を治療の標的とし、これまで実証的にその効果が確認されている行動的技法と認知的技法を効果的に組み合わせて用いることによって問題の改善を図ろうとする治療アプローチを総称したもの。問題点を整理することによって本人の自己理解を促進するとともに、問題解決能力を向上させ、自己の問題を自分でコントロールしながら合理的に解決することのできる力を増大させることをねらいとして行われる。（「臨床心理学キーワード〔補訂版〕」坂野雄二編参照）

※7　受講開始人員は、必修プログラム、専門プログラム及び選択プログラムの三種類のプログラムに加え、PFI手法を活用した刑事施設におけるプログラムの各受講開始人員の総数である。

資3-44-1　刑事施設における薬物依存離脱指導の概要（1）

地域社会とともに
開かれた矯正へ

## 刑事施設における特別改善指導

# 薬物依存離脱指導

■　指導の目標

薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題を理解させた上で、断薬への動機付けを図り、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに、社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させること。

- 対象者　麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存がある者
- 指導者　刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、処遇カウンセラー（薬物担当）、民間協力者（民間自助団体等）
- 指導方法　グループワーク、民間自助団体によるミーティング、講義、視聴覚教材、課題学習、討議、個別面接　等
- 実施頻度等　１単元６０～９０分　全２～１２単元　標準実施期間：１～６か月※

※　薬物への依存の程度、再使用リスク等に応じて、必修プログラムのほか、専門プログラム・選択プログラムを組み合わせて実施。

### カリキュラム

| | 項目 | 指導内容 |
|---|---|---|
| 必修 | はじめに | プログラム概要を説明し、受講意欲を高めさせる。 |
| | 薬物使用の影響 | 薬物を使用することの利点と欠点について考えさせることで問題意識を持たせる。 |
| | 引き金に注意 | 薬物使用につながる「外的引き金」、「内的引き金」を具体化させ、自分の薬物使用のパターンの流れについての理解を深めさせる。 |
| | 再使用の予測と防止① | 薬物を使用していた行動・生活パターンに戻ってしまう「リラプス」の兆候に気付き、対処する必要があることを理解させ、自分自身の「リラプス」の兆候及び対処方法を具体的に考えさせる。 |
| | 再使用の予測と防止② | 回復途中に感じる「退屈さ」が「引き金」になることに気付かせ、スケジュールを立てることの大切さを理解させる。回復過程においては、ストレスの自覚と適切な対処が大切であることを理解させ、具体的な対処方法を考えさせるとともに実行を促す。 |
| | 活用できる社会資源 | 社会内で断薬を継続するための支援を行う専門機関についての情報を提供するとともに、民間自助団体の活動を紹介し、その内容について理解させる。 |
| | おわりに | 「再使用防止計画書」を作成させ、自分にとってのリラプスの兆候や引き金となる事象、それらへの対処方法について具体的にまとめさせる。 |
| 選択 | 項目及び指導内容については、専門プログラムから項目を選択し、各項目の指導内容に準じた内容とする。 | |

| | 項目 | 指導内容 |
|---|---|---|
| 専門 | オリエンテーション | プログラムの概要を説明し、目的とルールについて理解させる。薬物を使用することの利点と欠点について考えさせることで問題意識を持たせ、受講意欲を高めさせる。依存症とは何かを理解させる。 |
| | 薬物使用の流れ | 薬物依存がどのように形成されるのかを理解させ、入所前の自分の状態を振り返らせる。「引き金」とは何かを理解させ、薬物使用に至る流れに関する知識を身に付けさせる。 |
| | 外的引き金 | 薬物使用につながる「外的引き金」を具体化させ、自分の薬物使用のパターンの流れについての理解を深めさせる。 |
| | 内的引き金 | 自分の薬物使用につながる「内的引き金」を具体化させ、自分の薬物使用のパターンや流れについての理解を深めさせる。 |
| | 回復段階 | 薬物依存からの回復の段階における特徴的な心身の状況を理解させ、回復に対する見通しを持たせる。 |
| | リラプスの予測と防止 | 「リラプス」とは、薬物を使用していた行動・生活パターンに戻ってしまうことであり、再使用防止のためには「リラプス」の兆候に気付き、対処する必要があることを理解させ、自分自身の「リラプス」の兆候及び対処方法を具体的に考えさせる。 |
| | いかりの綱 | 再使用には前兆があることを気付かせ、再使用に至らないための方法を具体的に考えさせる。所内生活において、それらの対処方法を実践するよう促す。 |
| | 退屈 | 回復途中に感じる「退屈さ」が「引き金」になることに気付かせ、スケジュールを立てることの大切さを理解させる。 |
| | 社会内のサポーター自助グループとは | 社会内で断薬を継続するための支援を行っている専門機関についての情報を提供するとともに、民間自助団体の活動を紹介し、その内容について理解させる。 |
| | 仕事と回復 | 仕事が回復にどのような影響を及ぼすかを理解させ、両者のバランスを取ることの大切さを認識させる。 |
| | 再使用防止計画書 | 「再使用防止計画書」の発表を通じて、これまで学習してきた内容を確認しながら、自分にとってのリラプスの兆候や引き金となる事象、それらへの対処方法について具体的にまとめさせる。また、他の受講者からのフィードバックや発表を聞くことで、それまでの自分になかった新たな気付きを得る機会を提供する。 |
| | まとめ | 回復過程に必要なことは、意志の強さではなく、賢い対処であることを理解させるとともに、これまでのセッションで学んできた効果的な対処方法が身に付いてきているかを受講者本人に確認させる。 |

**ダルク・ＮＡとの連携**

※　ダルク（DARC）：覚醒剤等の薬物から解放されるためのプログラムを持つ民間の薬物依存症リハビリ施設。

※　ＮＡ（ナルコティクス・アノニマス）：薬物依存症からの回復を目指す人たちのための自助グループ。

出典：法務省資料による。

資3-44-1　刑事施設における薬物依存離脱指導の概要（2）

## 刑事施設における薬物依存離脱指導

◎対象者の選定
○　面接調査やアセスメントツールを活用し、薬物への依存の程度や再犯リスク等の薬物事犯者の問題性を把握

◎指導の目標
○　薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題点の理解
○　断薬への動機付けを高める
○　再使用に至らないための知識及びスキルを習得させる
○　社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させる

◎実施方法等
○　１単元６０～９０分
○　全２～１２単元、標準実施期間：１～６か月

◎今後、効果検証の結果を公表予定

受刑者個々の問題性やリスク、刑期の長さ等に応じ、各種プログラムを組み合わせて実施

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 必修プログラム | ＤＶＤ教材・ワークブック | | | |
| 専門プログラム | グループワーク（12回） | | | |
| 選択プログラム | グループワーク | 民間自助団体によるミーティング | ＤＶＤ等の補助教材の視聴 | 面接、個別指導等 |

◎更生保護官署との連携
○　必修プログラム及び専門プログラムは、保護観察所と同様、認知行動療法の手法を取り入れたプログラムを導入
○　刑事施設における指導実施結果とともに、心身の状況や服薬状況等の医療情報を引き継ぎ、一貫性のある指導・支援を実施

受講開始人員の推移

| H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R４年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 10,989 | 9,728 | 8,751 | 7,707 | 7,493 | 7,418 |

出典：法務省資料による。

### （イ）少年院

少年院において、麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存等がある在院者に対して、特定生活指導として薬物非行防止指導（資3-44-2参照）を実施し、2022年（令和４年）は299人（前年：303人）が修了している。また、男子少年院２庁（水府学院及び四国少年院）及び全女子少年院９庁を重点指導施設として指定し、実施施設の中でも特に重点的かつ集中的な指導を実施している。具体的に

は、薬物依存からの回復をサポートする民間の自助グループ、医療関係者、薬物問題に関する専門家等を指導者として招へいし、グループワークを中心とした指導を実施しているほか、保護者向けプログラムを実施するなどしており、2022年度（令和４年度）は、57人（前年：75人）が修了している。

なお、男子少年院２庁においては他の少年院から在院者を一定期間受け入れてこの指導を実施している。

**資3-44-2**　少年院における薬物非行防止指導の概要

## 少年院における特定生活指導（薬物非行防止指導）

★ 指導目標
薬物の害と依存性を認識するとともに，薬物依存に至った自己の問題性を理解し，再び薬物を乱用しないこと

● 対象者　　麻薬，覚醒剤その他の薬物に対する依存等がある者

● 指導内容　　①受講者全員に対して統一的に行う中核プログラム，②受講者の個々の必要性に応じて選択的に行う周辺プログラム，③中核プログラム終了後に個別に行うフォローアップ指導を組み合わせて実施

● 実施結果　　更生保護官署（保護観察所等）へ情報提供

### 指導内容の概要

| 項　目 | 指導内容 | 指導方法 |
|---|---|---|
| ①中核プログラム（共通） | 薬物乱用の防止を目的とした，認知行動療法を基礎とするワークブックを用いた指導 | ・「J.MARPP」を用いたグループワーク又は個別指導 |
| ②周辺プログラム | 主として背景要因に焦点を当てた指導 | ・対人スキル指導<br>・家族問題指導<br>・アサーションを中心とした対人トレーニング<br>・固定メンバーによる継続的な集会（ミーティング）<br>・個別面接指導 |
| | 主として問題行動（薬物使用）に焦点を当てた指導 | ・自律訓練法，呼吸法<br>・アンガーマネジメント<br>・マインドフルネス<br>・リラクセーション |
| | 主として生活設計に焦点を当てた指導 | ・個別面接指導<br>・進路に関する集団指導<br>・余暇の過ごし方（薬物以外の楽しみ探し）指導<br>・固定メンバーによる継続的な集会（ミーティング）<br>・民間自助グループによる講話 |
| ③フォローアップ指導 | 中核プログラムの確認（復習・自己統制計画の見直し） | ・「J.MARPP」を用いた個別指導 |

### 中核プログラム

○ 実施形式　　集団指導又は個別指導

○ 指導時間数　12単元（１単元100分）

| 単元 | 指導科目 |
|---|---|
| 第1回 | 薬物をやめることに挑戦してみましょう |
| 第2回 | 依存と回復 |
| 第3回 | 引き金と欲求 |
| 第4回 | あなたのまわりにある引き金について |
| 第5回 | あなたのなかにある引き金について |
| 第6回 | 再発を防ぐために |
| 第7回 | 再使用のいいわけ |
| 第8回 | 薬物使用とアルコール |
| 第9回 | 新しい生活のスケジュールを立ててみよう |
| 第10回 | 「強くなるより賢くなれ１」 |
| 第11回 | 「強くなるより賢くなれ２」 |
| 第12回 | 回復のために　―信頼と正直さ |

出典：法務省資料による。

### イ　社会内における指導等について

保護観察所は、依存性薬物（規制薬物等、指定薬物及び危険ドラッグ）の使用を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し、薬物再乱用防止プログラム（資3-44-3参照）を実施している。同プログラムは、ワークブック等を用いて依存性薬物の悪影響を認識させ、コアプログラム（薬物再乱用防止のための具体的方法を習得させる）及びステップアッププログラム（コアプログラムの内容を定着・応用・実践させる）からなる教育課程と簡易薬物検出検査を併せて行うものとなっている。

また、薬物再乱用防止プログラムを実施する際には、医療機関やダルク（【施策番号85】参照）等と連携し、実施補助者として保護観察対象者への助言等の協力を得ているほか、保護観察終了後を見据え、それらの機関や団体等が実施するプログラムやグループミーティングに、保護観察対象者をつなげる働き掛けをしている。

**資3-44-3**　保護観察所における薬物再乱用防止プログラムの概要

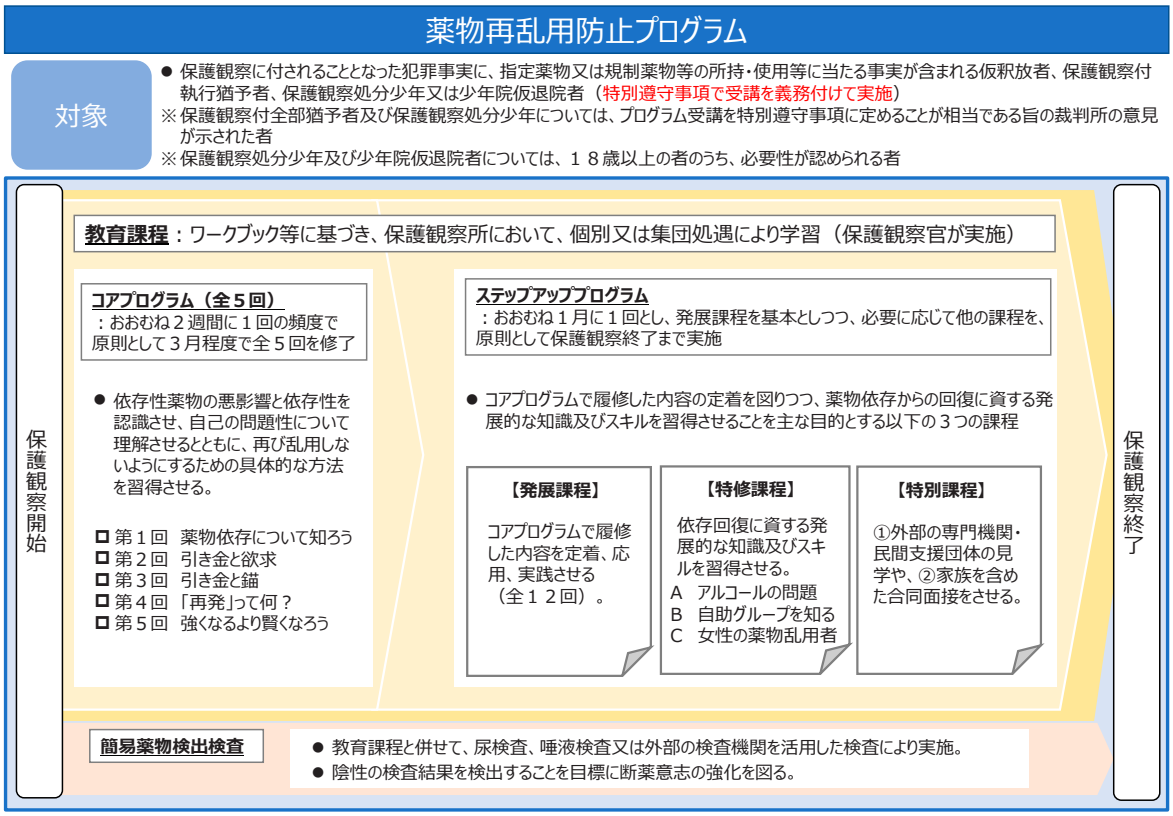


出典：法務省資料による。

### ウ　処遇情報の共有について

刑事施設は、施設内処遇と社会内処遇の一貫性を保つため、刑事施設における薬物依存離脱指導の受講の有無のほか、指導結果や理解度、グループ処遇への適応状況、出所後の医療機関や自助グループを含めた民間団体への通所意欲、心身の状況や服薬状況等、多くの情報を保護観察所に引き継いでいる。また、少年院においても、施設内処遇から社会内処遇への継続的な指導の実施に向け、薬物非行防止指導の実施状況を保護観察所に引き継いでいる。さらに、保護観察所においては、保護観察対象者が地域における治療・支援につながるよう働き掛けるとともに、保健医療機関、上記民間団体等に対し、保護観察対象者の同意を得た上で、必要に応じて、保護観察対象者の心身の状況等について情報の共有を図っている。

### （２）矯正施設・保護観察所における薬物指導等体制の整備【施策番号45】

法務省は、刑事施設の教育担当職員に対し、薬物依存に関する最新の知見を付与するとともに、認知行動療法等の各種処遇技法を習得させることを目的とした研修を実施している。少年院の職員に対しては、医療関係者等の協力を得て、薬物依存のある少年への効果的な指導方法等についての研修を実施しているほか、2022年度（令和４年度）には、大麻使用歴を有する在院者に対する指導を充実させるため、職員用の執務参考資料を作成し、配布した。薬物使用経験のある女子在院者については、低年齢からの長期間にわたる薬物使用や女子特有の様々な課題を抱えていることが多く、それらの課題に適切に対応し得る専門的な指導能力が求められることから、専門的知識及び指導技術の一層の向上を図るため、2017年度（平成29年度）から女子少年を収容する施設間において、職員を相互に派遣して行う研修を実施している。

また、施設内処遇と社会内処遇との連携強化のため、2017年（平成29年）から、矯正施設職員及び保護観察官を対象とした薬物依存対策研修を実施している。同研修においては、SMARPP※8の開発者及び実務者のほか、精神保健福祉センター※9、病院及び自助グループにおいて薬物依存症者に対する指導及び支援を行っている実務家を講師として招き、薬物処遇の専門性を有する職員の育成を行っている。

### （３）更生保護施設による薬物依存回復処遇の充実【施策番号46】

法務省は、一部の更生保護施設を薬物処遇重点実施更生保護施設に指定し、精神保健福祉士や公認心理師等の専門的資格を持った専門スタッフを配置して薬物依存からの回復に重点を置いた専門的な処遇を実施している。

薬物処遇重点実施更生保護施設の数は、2023年（令和５年）４月現在で、25施設であり、2022年度（令和４年度）における薬物依存がある保護観察対象者等の受入人員は704人（前年度：666人）であった。

### （４）薬物事犯者の再犯防止対策の在り方の検討【施策番号47】

法務省及び検察庁は、薬物事犯者の再犯を防止するため、刑事施設内における処遇に引き続き、社会内における処遇を実施する刑の一部の執行猶予制度（**資3-47-1**参照）の適切な運用を図っている。

法務省は、同制度の施行を契機として、2016年度（平成28年度）から改訂して実施している刑事施設及び保護観察所における薬物事犯者に対するプログラムの効果検証※10を実施した。その結果、同プログラムには、再犯防止に一定の処遇効果が認められた。この結果を踏まえ、刑事施設及び保護観察所において、より効果的かつ一貫性のある指導を実施するため、プログラムの一層の充実に向けた検討を行っている。

刑事施設においては、薬物事犯者の再犯防止のための先進的な取組として、2019年度（令和元年度）から、薬物依存からの「回復」に焦点を当て、出所後の生活により近い環境下で、社会内においても継続が可能となるプログラムを受講させるとともに、出所後に依存症回復支援施設に帰住等するための支援を行う女子依存症回復支援モデル事業を実施している（**資3-47-2**参照）。

更生保護官署においては、官民一体となった“息の長い”支援を実現するための新たな取組とし

※８　SMARPP
Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program（せりがや覚せい剤依存再発防止プログラム）の略称であり、薬物依存症の治療を目的とした認知行動療法に基づくプログラムである。

※９　精神保健福祉センター
都道府県や指定都市に設置されており、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及・調査研究、相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務、精神障害者保健福祉手帳の申請に対する決定、自立支援医療費の支給認定等を行い、地域精神保健福祉活動推進の中核を担っている。

※10　刑事施設及び保護観察所における薬物事犯者に対するプログラムの効果検証結果について
https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo10_00030.html

て、2019年度（令和元年度）から、薬物依存のある受刑者について、一定の期間、更生保護施設等に居住させた上で、薬物依存症者が地域における支援を自発的に受け続けるための習慣を身に付けられるよう地域の社会資源と連携した濃密な保護観察処遇を実施する、薬物中間処遇を試行的に開始し、2023年（令和５年）４月現在で、９施設において実施している。また、2022年（令和４年）に外部の専門家を構成員とする「薬物処遇の在り方に関する検討会」を開催し、大麻事犯者に対する効果的な薬物再乱用防止プログラムの実施の在り方及び関係機関等が実施する薬物に関する専門的な援助の保護観察処遇への活用等の在り方について意見を聴取し、その結果を2023年（令和５年）１月に報告書として公表した※11。

また、法務総合研究所において、2016年度（平成28年度）から、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターと共同で薬物事犯者に関する研究を実施し、覚醒剤事犯で刑事施設に入所した者に対する質問紙調査等から得られた薬物事犯者の特性等に関する基礎的データの分析等を行っている。2022年度（令和４年度）には、日本アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会シンポジウム等の国内外における学会において、これまでの研究結果について発表した。

**資3-47-1**　刑の一部執行猶予制度の概要

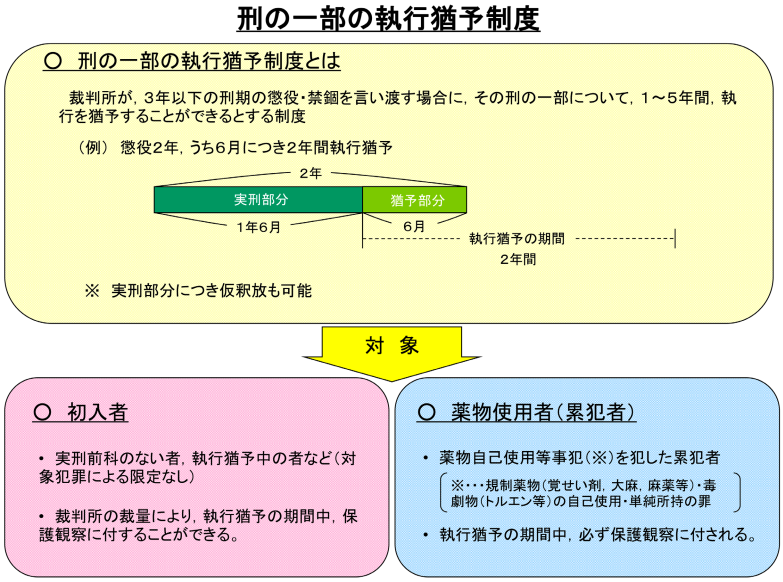


出典：法務省資料による。

※11　薬物処遇の在り方に関する検討会報告書
https://www.moj.go.jp/content/001388375.pdf

資3-47-2　札幌刑務支所「女子依存症回復支援センター」

## 札幌刑務支所「女子依存症回復支援センター」

～受刑段階から出所後の支援と直結した指導を実施～

### ○　女性特有の問題に着目した多様なプログラムの実施

**週間プログラム（例）**

| | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 午前 | センター ミーティング | 作業 | 作業 | センター ミーティング | 作業 |
| | NA・AAメッセージ ミーティング | | | ソマティクス（ボディーワーク） | |
| 午後 | 作業 | 手仕事&アート | 生活術 | 作業 | センター ミーティング |
| | | コアプログラム | コアプログラム | | プリズン・ブック・クラブ |

※　週１回、プログラムと並行してカンファレンスを実施する。

**コアプログラムの概要**

＜特徴＞

・女性特有の事情を反映し、出所後も継続使用できるプログラム構成
・オープンエンド方式による編入

＜内容（主なセッション）＞

・あなたがここにいる理由
・依存症（ｱﾃﾞｨｸｼｮﾝ）ってなんですか
・止めなければいけない？
・わたしの応援団
・変化していく女性のからだ
・グチと相談
・依存先を増やす　など

### ○　プログラムとの相乗効果を期待した特徴的な処遇の実施

**刑務作業**

農作業を通じて、心身の安定を図る

いちごの栽培
（北海道産品種：けんたろう）

**その他**

＜所内での生活＞

・薬物の自己使用からの回復という同じ目的を持った者による自主性を重んじた共同生活
・出所後の生活環境に近い処遇環境

＜出所にあたって＞

・施設内で使用したテキストを持ち帰り、出所後の更生意欲を喚起

### ○　処遇環境の整備

コンセプト：出所後の生活（回復支援施設）に近い環境

**居室棟（みのり寮）**
～夜間・休日の生活エリア～

**女子依存症回復支援センター**
～日中活動のエリア～

出典：法務省資料による。

厚生労働省は、2019年度（令和元年度）から、地方厚生（支）局麻薬取締部・支所（以下「麻薬取締部」という。）に公認心理師等の専門支援員を配置し、麻薬取締部において薬物事犯により検挙された者のうち、保護観察の付かない全部執行猶予判決を受けた薬物初犯者を主な対象として、希望者に対し、「直接的支援（断薬プログラムの提供）」、「間接的支援（地域資源へのパイプ役）」、「家族支援（家族等へのアドバイス）」の３つの支援を柱とする再乱用防止対策事業を実施している。2021年度（令和３年度）からは、法務省と連携し、本事業の対象者を麻薬取締部以外の捜査機関において薬物事犯により検挙され同様の判決を受けた者等にも拡大している。

また、厚生労働省では、医薬品医療機器制度部会の下に医学・薬学・法学等の専門家、医療関係団体、地方公共団体関係者を構成員とする「大麻規制検討小委員会」を設置し、2022年（令和４年）５月から計４回開催した。同年10月に公表したとりまとめ※12において、薬物乱用者に対する回復支

援の対応を推進し、薬物依存症の治療等を含めた再乱用防止や社会復帰支援策も充実させるべきとの基本的な方向性が示された。

法務省及び厚生労働省は、2018年度（平成30年度）から「薬物事犯者の再犯防止対策の在り方に関する検討会」を開催しており、2022年度（令和４年度）は同検討会実務担当者会議において、薬物依存症に対する治療を提供できる医療機関、相談支援等を行う関係機関、福祉サービス等に関する知見の共有や意見交換を実施した。

## 2　治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実

### （1）薬物依存症治療の専門医療機関の拡大【施策番号48】

厚生労働省は、薬物依存症を含む依存症対策について、各地域において、医療体制や相談体制の整備を推進するとともに、地域支援ネットワーク構築、依存症全国拠点機関による人材育成・情報発信、依存症の正しい理解の普及啓発等を総合的に推進している。これら取組の全体像については**資3-48-1**を参照。

また、厚生労働省は、2017年度（平成29年度）から、依存症対策全国拠点機関として独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターを指定している。同センターでは、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターと連携して薬物依存症を含む依存症治療の指導者養成研修を実施するとともに、都道府県及び指定都市の医療従事者を対象とした依存症治療の研修を実施している。

このほか、厚生労働省は、都道府県及び指定都市が薬物依存症の専門医療機関及び治療拠点機関の選定や薬物依存症者への相談・治療等の支援に関わる者（障害福祉サービス事業所や福祉事務所の職員等）を対象とした研修を進めていくに当たり、財政的、技術的支援を行っている。

**資3-48-1**　依存症対策の概要

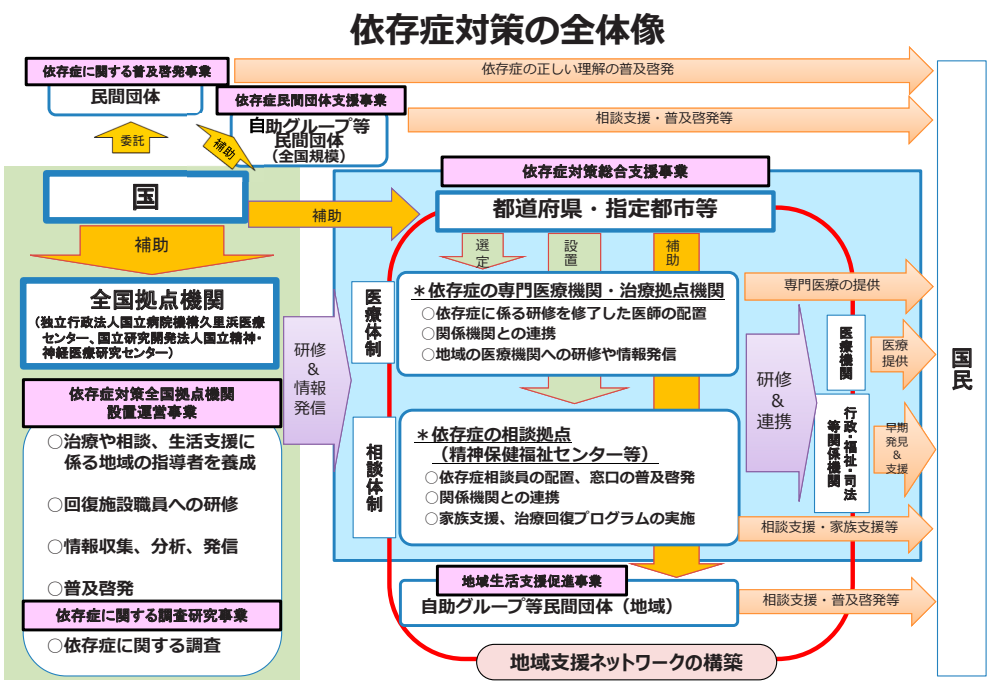


出典：厚生労働省資料による。

※12 大麻規制検討小委員会　とりまとめURL
（https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/001002508.pdf）

### （2）薬物依存症に関する相談支援窓口の充実【施策番号49】

厚生労働省は、依存症対策全国拠点機関を通じて、薬物依存症者本人及びその家族等を対象とした相談支援に関して指導的役割を果たす指導者養成研修を実施するとともに、都道府県及び指定都市の相談支援を行う者を対象とした研修を実施している。

また、厚生労働省は、2017年度（平成29年度）から、都道府県及び指定都市において、依存症相談員を配置した依存症相談拠点の設置を進めていくに当たり、財政的、技術的支援を行っている。

### （3）自助グループを含めた民間団体の活動の促進【施策番号50】

厚生労働省は、2017年度（平成29年度）から、地域で薬物依存症に関する問題に取り組む自助グループ等民間団体の活動を地方公共団体が支援する「薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業（地域生活支援促進事業）」を実施しており、2018年度（平成30年度）からは、全国規模で活動する民間団体の活動を支援する「依存症民間団体支援事業」を実施している。

### （4）薬物依存症者の親族等の知識等の向上【施策番号51】

厚生労働省は、毎年全国６ブロック（北海道・東北地区、関東信越地区、東海北陸地区、近畿地区、中国・四国地区、九州・沖縄地区）において、地域の薬物相談を担う保健所や精神保健福祉センターの職員等に加えて、一般国民にも公開して「再乱用防止対策講習会」を開催している。同講習会では、薬物依存症治療の専門医、地域の薬物依存症者支援に取り組む家族会からの講演を行うなど、薬物依存症に対する意識・知識の向上を図っている。2022年度（令和４年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止したものの、2023年度（令和５年度）は山形県、神奈川県、愛知県、福井県、徳島県及び福岡県で開催予定である。

このほか、薬物依存症者を抱える親族等に向けた、薬物再乱用防止啓発冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」※13を作成し、各都道府県の薬務課や精神保健福祉センター、保護観察所、矯正施設、民間支援団体等を通じて配布し、正しい知識と相談窓口の周知を図っている。また、依存症に対する誤解や偏見をなくし、依存症に関する正しい知識と理解を深めるため、普及啓発イベントの実施やリーフレット※14のウェブサイトへの掲載等、広く一般国民を対象とした普及啓発事業を行っている。

### （5）薬物依存症対策関係機関の連携強化【施策番号52】

警察は、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（2018年（平成30年）８月薬物乱用対策推進会議決定。**資3-52-1**参照）※15等に基づき、各地域において薬物依存症対策を含めた総合的な薬物乱用対策を目的として開催される「薬物乱用対策推進地方本部全国会議」等に参加し、地方公共団体や刑事司法関係機関等の関係機関と情報交換を行っている。さらに、相談の機会が必要と認められる薬物乱用者やその家族への供覧・配布を目的とした再乱用防止のためのパンフレット「相談してみませんか」※16を

※13 薬物再乱用防止啓発冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubuturanyou/other/kazoku_doikuhon.html

※14 リーフレット：依存症って？―「依存症を正しく知って」「支える」ために―
https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000620866.pdf

※15「薬物乱用防止五か年戦略」
2023年（令和5年）8月8日、薬物乱用対策推進会議において、令和10年8月までの取組事項等を取りまとめた「第六次薬物乱用防止五か年戦略」が決定された。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubutsuranyou_taisaku/index.html

※16 再乱用防止のためのパンフレット「相談してみませんか」
https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutujyuki/yakubutu/soudanshitemimasenka2023.pdf

毎年度作成して、全国の精神保健福祉センターや家族会等の窓口を紹介するなどの情報提供を実施している。

法務省及び厚生労働省は、2015年（平成27年）に策定された「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」（資3-52-2参照）に基づき、保護観察所と地方公共団体、保健所、精神保健福祉センター、医療機関その他関係機関とが定期的に連絡会議を開催するなどして、地域における支援体制の構築を図っている（資3-52-3参照）。

法務省は、刑事施設と保護観察所との効果的な連携の在り方について共通の認識を得ることを目的として、「薬物事犯者に対する処遇プログラム等に関する矯正・保護実務者連絡協議会」を開催し、刑事施設及び保護観察所の指導担当職員等が、双方の処遇プログラムの実施状況等の情報を交換している。協議会では、大学教授や自助グループを含む民間団体等のスタッフを外部機関アドバイザーとして招へいするなどしており、今後も、依存症専門医療機関の医師等を招へいして、薬物依存症者の支援及び関係機関との連携の在り方を検討していくこととしている。

少年院においては、在院者に対する薬物非行防止指導の実施に当たり、民間自助グループや医療関係者等の協力を受けることとしている。

厚生労働省は、毎年全国６ブロック（北海道・東北地区、関東信越地区、東海北陸地区、近畿地区、中国・四国地区、九州・沖縄地区）において、「薬物中毒対策連絡会議」を主催している。会議では、薬物依存症治療の専門医のほか、各地方公共団体の薬務担当課・障害福祉担当課・精神保健福祉センター・保健所、保護観察所、矯正施設等の薬物依存症者を支援する地域の関係機関職員が、地域における各機関の薬物依存症対策に関する取組や課題等を共有するとともに、それらの課題に対する方策の検討を行い、関係機関の連携強化を図っている。2022年度（令和４年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により実地開催を中止したものの、書面にて情報共有を行った。さらに、厚生労働省は、都道府県及び指定都市において、行政や医療、福祉、司法等の関係機関による連携会議を開催するに当たり、財政的、技術的支援を行っている。同会議では、薬物依存症者やその家族に対する包括的な支援を行うために、地域における薬物依存症に関する情報や課題の共有を行っている。

## 資3-52-1　「第五次薬物乱用防止五か年戦略」の概要

出典：厚生労働省資料による。

## 資3-52-2　薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインの概要

### 「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の概要

**策定の背景**

・薬物依存対策は政府の重要な政策課題の一つであり，薬物依存者等を対象とした刑の一部の執行猶予制度が平成２８年６月から施行。
・薬物依存者の再犯（再使用）の防止は，刑事司法機関と，地域の医療・保健・福祉機関等との連携体制の構築が不可欠。
・そのため，法務省と厚生労働省が共同で平成２７年１１月に本ガイドラインを策定し，保護観察所や自治体等に周知の上，平成２８年４月から実施。

**ガイドラインの概要**

**総論**

**基本方針**
・精神疾患としての認識共有
・シームレスな支援
・民間支援団体との連携

**関係機関**
保護観察所，都道府県等，精神保健福祉センター，保健所，福祉事務所，市町村（特別区を含む）障害保健福祉主管課，刑事施設，地方更生保護委員会，依存症治療拠点機関及び薬物依存者に対する医療的支援を行うその他の医療機関

**地域支援体制の構築**
・定期的に連絡会議を開催する。
・薬物依存者の支援に関する人材の育成に努める。
・知見の共有等により，地域における薬物乱用に関する問題解決能力の向上を図る。
・相互の取組に関する理解及び支援の促進に努める。

**情報の取扱い**
・必要な情報は，他の機関又は団体における情報の取扱方針等に配慮しつつ，共有する。
・支援対象者に関する情報共有は，原則として本人の同意を得る。　等

**各論**

**薬物依存者本人に対する支援**
**（刑事施設入所中の支援）**
・刑事施設，地方更生保護委員会及び保護観察所は，出所後に必要な支援等に関するアセスメントを行う。
・保護観察所は，アセスメントの結果を踏まえ，出所後の社会復帰上の課題と対応方針を検討する。　等
**（保護観察中の支援）**
・保護観察所は，支援対象者に対する指導監督を行うとともに，必要な支援を受けることができるよう調整する。
・医療機関は，支援対象者の治療や，必要に応じて関係機関に対する情報提供等を行う。
・都道府県，精神保健福祉センター又は保健所は，支援対象者の希望に応じ，回復プログラム等を実施する。
・福祉事務所又は市町村障害保健福祉主管課は，支援対象者の希望に応じ，必要な福祉的支援を実施する。
・関係機関は，保護観察所等の求めに応じ，支援対象者に対する支援に関するケア会議等に出席する。　等
**（保護観察終了後の支援）**
・保護観察所は，支援対象者の希望に応じ，精神保健福祉センターその他の関係機関に支援を引き継ぐ。　等

**家族に対する支援**
・関係機関は，支援対象者に対する支援に当たっては，本人の意向とともに家族の意向を汲む。
・関係機関は，相互に協力して効果的に家族支援を行うとともに，希望に応じ，保護観察終了後も支援を行う。等

出典：法務省・厚生労働省資料による。

## 資3-52-3　ガイドラインを踏まえた薬物依存者に対する支援等の流れ

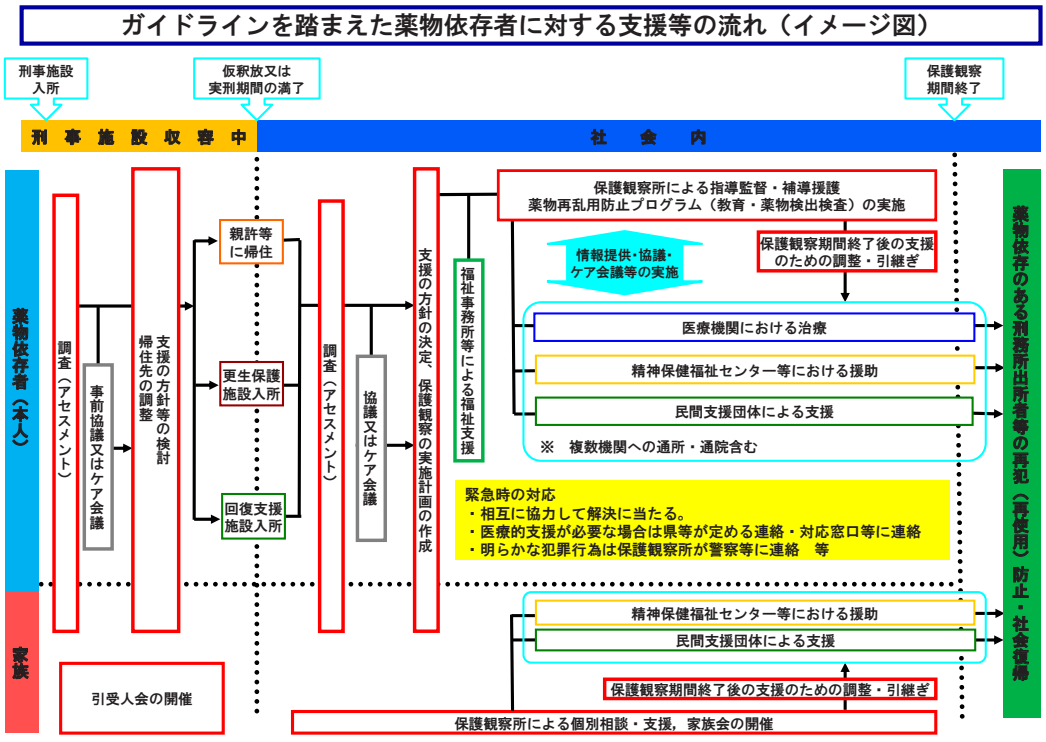


出典：法務省・厚生労働省資料による。

### （6）薬物依存症治療の充実に資する診療報酬の検討【施策番号53】

厚生労働省は、診療報酬の中で、薬物依存症に対する治療を精神疾患に対する専門的な治療である精神科専門療法として評価している。

2016年度（平成28年度）診療報酬改定において、薬物依存症の患者に、集団療法を実施した場合の評価として「依存症集団療法」を新設し、2018年度（平成30年度）診療報酬改定において、薬物依存症についても精神科専門療法の対象疾患に含まれることを明確化するとともに、薬物依存症の患者等に対し、計画的に実施される専門的な精神科ショート・ケアに対する加算として、「疾患別等専門プログラム加算」を新設した。さらに、2022年度（令和４年度）診療報酬改定において、薬物依存症に対する有用な入院治療の開発を踏まえ、薬物依存症に係る入院管理について、「依存症入院医療管理加算」として新たに評価した。

## 3　薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成

### （1）薬物依存症に関する知見を有する医療関係者の育成【施策番号54】

薬物依存症は、治療と回復に時間を要することから、医師や看護師を始めとする医療関係者には、薬物依存症に関する適切な治療に加え、周囲へ正しい理解と協力を促す役割が期待されている。また、医療関係者が薬物依存症に対する正しい理解を深められるよう、適切な育成を行っていく必要がある。

厚生労働省は、一定の精神科実務経験を有し、法律等に関する研修を修了した医師のうちから、「精神保健指定医」を指定し、薬物依存症を含む精神疾患に関する治療等を行わせている。また、一般的な医療関係者の育成においても、診察に従事しようとする医師に必修化されている医師臨床研修制度において、2020年度（令和２年度）から、新たな臨床研修の到達目標を適用しており、経験すべき疾病・病態として薬物等依存症を含む依存症を位置付けている。さらに、看護師については、保健師助産師看護師国家試験出題基準において、薬物を含む依存症対策に関する項目が含まれており、依存症に関する知見を、看護師として具有すべき基本的な知識及び技能として位置付けている。

### （2）薬物依存症に関する知見を有する福祉専門職の育成【施策番号55】

精神保健福祉士及び社会福祉士は、薬物依存症に関する知識を身に付けることで、薬物依存症者が地域で生活するために必要な支援ニーズを把握し、関係機関へつなげるなどの相談援助を実施している。

厚生労働省は、薬物依存を始めとする各依存症について教育内容を充実させるため、精神保健福祉士及び社会福祉士の養成カリキュラムの見直しを行い、2021年（令和３年）４月入学者から、複数の科目において、心理面や社会問題、地域生活課題といった視点で依存症を学ぶこととしている。

### （3）薬物依存症に関する知見を有する心理専門職の育成【施策番号56】

公認心理師※17は、薬物依存症の回復支援において、アセスメントや依存症集団療法等の専門的支援等、心理的側面から助言、指導その他の援助等を行っている。

公認心理師試験の出題基準には、「依存症（薬物、アルコール、ギャンブル）」の項目等が組み込まれている。また、厚生労働省は公認心理師の養成カリキュラムにおいて、公認心理師となるために必要な科目として、「健康・医療心理学」、「精神疾患とその治療」、「保健医療分野に関する理論と支援の展開」等の科目を規定している。大学等によっては、それらの科目の中で薬物依存症を取り上げている。

※17 公認心理師
心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する相談、援助等の業務に従事する者。平成27年に成立した公認心理師法（平成27年法律第68号）に基づく国家資格であり、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働等の様々な分野で活躍している。

### （4）薬物依存症に関する知見を有する支援者の育成【施策番号57】

法務省における取組は、【施策番号45】を参照。

厚生労働省における取組は、【施策番号48】を参照。

Column 4

# 薬物再乱用対策推進事業

福岡県保健医療介護部薬務課

覚醒剤事犯の再犯者率は、他の犯罪に比べて高いといわれています。その中でも、福岡県における覚醒剤事犯の再犯者率は70%以上と、全国と比べて高い水準で推移しています。薬物事犯者の多くは、犯罪者であると同時に薬物依存の問題を抱える者でもあり、薬物乱用者の再乱用防止には、薬物依存症の治療と社会復帰への支援が必要です。実刑判決を受けた薬物事犯者は、刑事施設における薬物依存離脱指導（【施策番号44ア】参照）や保護観察所による薬物再乱用防止プログラム（【施策番号44イ】参照）等の支援を受けることが可能である一方で、薬物事犯初犯者は全部執行猶予付判決となる場合があり、薬物依存症からの回復のための公的な支援を受ける機会に乏しいことが課題となっていました。

2016年（平成28年）に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されるなど、全国的に再犯防止対策が喫緊の課題となる中で、2017年（平成29年）4月に福岡地方検察庁内に再犯防止等の業務を専門的に行う刑事政策推進室が設置されました。このような状況を踏まえ、福岡県では、保健医療介護部薬務課と福岡地方検察庁刑事政策推進室とが連携し、2018年度（平成30年度）から「薬物再乱用対策推進事業」を開始しました。

この事業は、全部執行猶予付判決が見込まれる薬物事犯初犯者について、福岡地方検察庁から情報提供を受け、福岡県薬務課が対象者との面談を重ねながら信頼関係を構築し、回復プログラム実施機関や医療機関、福祉関連支援機関など、対象者の薬物依存症からの回復に必要となる機関へコーディネートするものです。

初回の面談は、対象者の勾留中に、留置場や拘置所等の勾留場所へ福岡県薬務課の職員である相談支援コーディネーターが赴いて行います。以降も対象者との面談を重ね、薬物依存症から回復するための支援計画を策定し、釈放後に、支援計画に基づいて支援を実施しています。

相談支援コーディネーターは、精神保健福祉士、保健師、看護師、社会福祉士等の資格を有する者及び警察官OBで構成しており、面談を通じて得られた対象者の情報に応じて相談支援コーディネーターが連携して支援に当たっています。

具体的な支援内容としては、精神保健福祉センターや医療機関、民間団体等が実施している薬物依存症回復プログラムの紹介や初回参加時の同行、薬物依存症専門医療機関等の医療機関の紹介や受診同行、民間団体の依存症回復支援施設や自助グループの紹介や同行、就労や住居の確保や福祉サービスを受けるための福祉関連支援機関の紹介や同行等のほか、定期的に面談や電話、メールでの連絡を通じて対象者とコミュニケーションを取り、薬物に頼らない生活をする上で直面している課題や悩みを傾聴し、肯定的に受け止めつつアドバイスをする、回復プログラムの受講や医療機関の受診の意欲低下に対して動機付けを行うなど、薬物依存症からの回復に向けた行動のサポートも行っています。

支援期間は執行猶予期間満了までとしており、2022年度（令和4年度）からは、無事、執行猶予期間を満了し、支援を終了した対象者も出始めました。一方で、執行猶予期間満了後も引き続き支援を希望する対象者には、支援終了後のアフターフォローとして、定期的に面談や連絡を行い、薬物に頼らない生き方が継続できるようにサポートしています。

対象者の中には、本来は支援が必要でありながら、支援機関やその機関で受けられるサービスを知らなかったり、誤解していたりする者がいます。人に頼ることができず、薬物に頼らざるを得なかった対象者に寄り添い、関係機関と連携、協力しながら、今後も薬物再乱用防止対策を推進していきます。

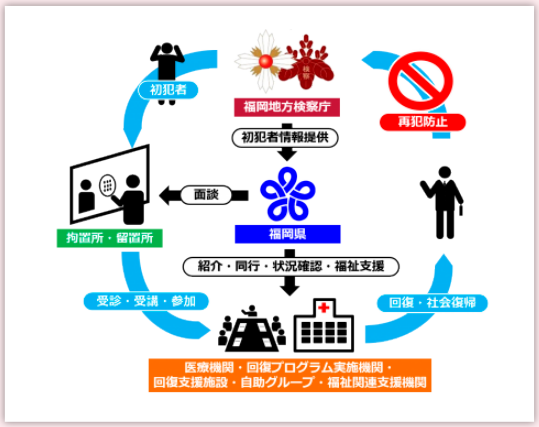


薬物再乱用対策推進事業の概要

# 第4章

自由SPACE

## 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

第1節　学校等と連携した修学支援の実施等 …… 92

# 第4章 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

## 第1節 学校等と連携した修学支援の実施等

### 1 児童生徒の非行の未然防止等

#### (1) 学校における適切な指導等の実施【施策番号58】

**ア　いじめの防止**

文部科学省は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）等の趣旨を踏まえ、道徳教育等を通したいじめ防止のための取組を推進している。また、各都道府県教育委員会等の生徒指導担当者向けの行政説明において、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等の外部専門家の協力を得ながら、複数の教職員が連携し、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとるよう、周知徹底しているところである。あわせて、2023年（令和５年）２月に文部科学省から発出した「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」では、犯罪に相当するいじめ事案については直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならないことや児童生徒への指導支援の充実等、いじめ対応において改めて留意すべき事項についても周知した。加えて、いじめ等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加していることを踏まえ、2020年度（令和２年度）から、都道府県・指定都市教育委員会が弁護士等への法務相談を行う経費が普通交付税措置され、2020年（令和２年）12月には弁護士による対応事例等を盛り込んだ「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」（2022年３月改訂）※1を作成し、公表した。

**イ　人権教育**

文部科学省は、日本国憲法及び教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年３月15日閣議決定、平成23年４月１日一部変更）に基づき、人権尊重の意識を高める教育を推進している。

**ウ　非行の防止**

文部科学省は、再非行の防止の観点も含めた学校における非行防止のための取組を推進しており、2022年度（令和４年度）は、全国の生徒指導担当者等が出席する会議において、再犯防止推進計画の趣旨や非行防止に関する具体的な取組について周知した。

また、各学校に対して、警察官等を外部講師として招き、非行事例等について児童生徒に直接語ることにより、犯罪についての正しい理解を図る「非行防止教室」や、中学生・高校生を対象に、犯罪被害者等への配慮や協力への意識のかん養を図る犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の実施を促した。

さらに、警察庁との共催で、教育委員会、警察、保護観察所等の関係機関が参加する「問題行動に関する連携ブロック協議会」を中部地方と中国・四国地方で実施した。

※1　「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」URL
https://www.mext.go.jp/content/20220301-mxt_syoto01-000011909_1.pdf

### エ　薬物乱用の防止

文部科学省は、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（【施策番号52】参照）を踏まえ、薬物乱用防止教育の充実に努めている。

学校における薬物乱用防止教育は、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、特別活動の時間はもとより、道徳、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導が行われるよう周知を図っている。

また、全ての中学校及び高等学校において、年に１回は薬物乱用防止教室を開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても同教室の開催に努めるなど、薬物乱用防止に関する指導の一層の徹底を図るよう都道府県教育委員会等に対して指導している（資4-58-1参照）。

さらに、大学生等を対象とした薬物乱用防止のためのパンフレット※2の作成・周知等を通して、薬物乱用防止に関する啓発の強化を図っている。

**資4-58-1　薬物乱用防止教室の開催状況**

（平成30年度～令和４年度）

| | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 小学校段階（義務教育学校前期課程を含む） | 開催校数 | 15,538 | | | 13,476 | 14,353 |
| | 開催率（%） | 78.7 | | | 70.7 | 75.5 |
| 中学校段階（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む） | 開催校数 | 9,307 | | | 8,210 | 8,607 |
| | 開催率（%） | 90.6 | | | 81.9 | 86.0 |
| 高等学校段階（中等教育学校後期課程を含む） | 開催校数 | 4,045 | | | 3,605 | 3,829 |
| | 開催率（%） | 85.8 | | | 77.9 | 82.5 |
| 全学校種 | 開催校数 | 28,890 | | | 25,291 | 26,789 |
| | 開催率（%） | 83.2 | | | 75.0 | 79.6 |

出典：文部科学省資料による。
注　令和元年度、２年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、開催状況調査は未実施。

### オ　中途退学者等への就労支援

文部科学省及び厚生労働省は、高等学校等と地域若者サポートステーション※3（以下「サポステ」という。）との連携強化を図ることで、高等学校における中途退学者（以下「中途退学者」という。）等への切れ目のない支援を実施している。具体的には、全国に177か所設置されているサポステにおいて、中途退学者等の希望に応じて学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ型の相談支援を実施している。

## （2）地域における非行の未然防止等のための支援【施策番号59】

内閣府※4では、子供・若者育成支援推進大綱（令和３年４月６日子ども・若者育成支援推進本部決定）に基づき、社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者への支援を重層的に行うための

※2　薬物乱用防止のためのパンフレット
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1344688.htm

※3　地域若者サポートステーション
働くことに悩み・課題を抱えている15歳～49歳までの方に対し、キャリアコンサルタント等による専門的な相談支援、個々のニーズに即した職場体験、就職後の定着・ステップアップ相談等による職業的自立に向けた支援を行う就労支援機関のこと。

※4　令和５年４月１日からはこども家庭庁に事務が移管されている。

拠点（子ども・若者支援地域協議会※5）及びこども・若者育成支援に関する地域住民からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（子ども・若者総合相談センター※6）（資4-59-1参照）の地方公共団体における整備を促進するとともに、更なる機能向上等を推進している。2023年（令和５年）１月現在、子ども・若者支援地域協議会が141の地方公共団体に、子ども・若者総合相談センターが116の地方公共団体に、それぞれ設置されている。

また、地域におけるこども・若者支援人材の養成のため、相談業務やアウトリーチ（訪問支援）等に従事する者に対し、知識・技法の向上等に資する研修を実施している。

## 資4-59-1　「子ども・若者支援地域協議会」・「子ども・若者総合相談センター」の概要

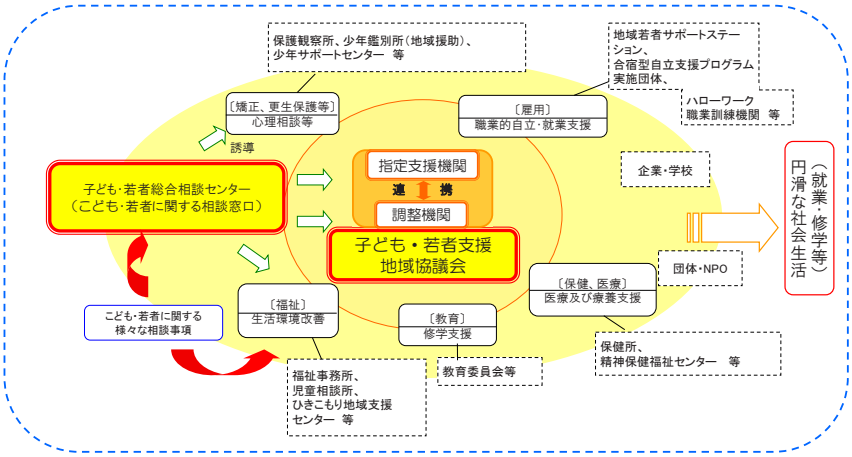


出典：こども家庭庁資料による。

警察は、少年警察ボランティア（少年補導員※7、少年警察協助員※8及び少年指導委員※9）等と連携して、社会奉仕体験活動等を通じた問題を抱えた少年の居場所づくりのほか、非行の未然防止等を図るための街頭補導活動や学校における非行防止教室を行っている。また、少年や保護者等の悩みや困りごとについて、専門的知識を有する警察職員が面接や電話等で相談に応じ、指導・助言を行っている。

法務省は、地域援助として、少年鑑別所（法務少年支援センター）が地域の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等からの心理相談等を受け付けている。2022年（令和４年）の小学校、中学校、高等学校、教育委員会等を含む教育関係機関からの相談件数は、3,117件（前年：3,019件）であった。支援の内容は、問題行動への対応から発達上の課題を有する児童生徒本人の学校適応に関する相談、進路相談等に至るまで幅広く、知能検査や性格検査、職業適性検査のほか、暴力や性的な問題行動に係るワークブック等を用いた心理的支援等も行っている。特に、2023年（令和５年）２月に文部科学省から発出された「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通

※5　子ども・若者支援地域協議会
子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条で、地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会を置くよう努めるものとされている。
※6　子ども・若者総合相談センター
子ども・若者育成支援推進法第13条で、地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点（子ども・若者総合相談センター）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して確保するよう努めるものとされている。
※7　少年補導員
街頭補導活動を始めとする幅広い非行防止活動に従事している。
※8　少年警察協助員
非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導・相談に従事している。
※9　少年指導委員
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動に従事している。

知)」(【施策番号58ア】参照）を踏まえ、2023年度（令和５年度）から東京及び大阪の少年鑑別所（法務少年支援センター）に、「地域教育支援調整官」として専門職を配置し、いじめ問題への的確な対応に向けた学校との連携強化に努めている。さらに、2019年度（令和元年度）からは、各地の少年鑑別所（法務少年支援センター）を主催者とした「地域援助推進協議会」を開催しており、学校や自治体等の関係機関とのより一層の連携強化を図り、地域における非行の未然防止等を推進している。また、保護司、更生保護女性会※10、BBS会※11がそれぞれの特性を生かして行う犯罪予防活動、「子ども食堂」等の地域社会におけるこども等の居場所づくり、非行をした少年等に対する学習支援等の取組が円滑に行われるよう、必要な支援を行っている。

文部科学省は、保護者や地域住民が学校運営に当事者として参画する「コミュニティ・スクール」と地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民の参画を得て行う「地域学校協働活動」を一体的に推進し（資4-59-2参照)、放課後等における学習支援、体験・交流活動、見守り活動等のこどもたちの学びや成長を支える地方公共団体の取組を支援する事業を実施している。

また、中途退学者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体の取組を支援する事業を実施している（【施策番号65】参照)。

さらに、薬物、飲酒、ギャンブル等に関する依存症が社会的な問題となっていることを踏まえ、将来的な依存症患者数の逓減や青少年の健全育成を図る観点から、依存症予防教育の推進のため、依存症予防教育推進事業を実施している。2022年度（令和４年度）においては、厚生労働省との共催による全国的なシンポジウムを開催するとともに、各地域において社会教育施設等を活用した児童生徒、学生、保護者、地域住民向けの依存症予防に関する啓発を行う「依存症予防教室」等の取組を支援した。

**資4-59-2**　コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

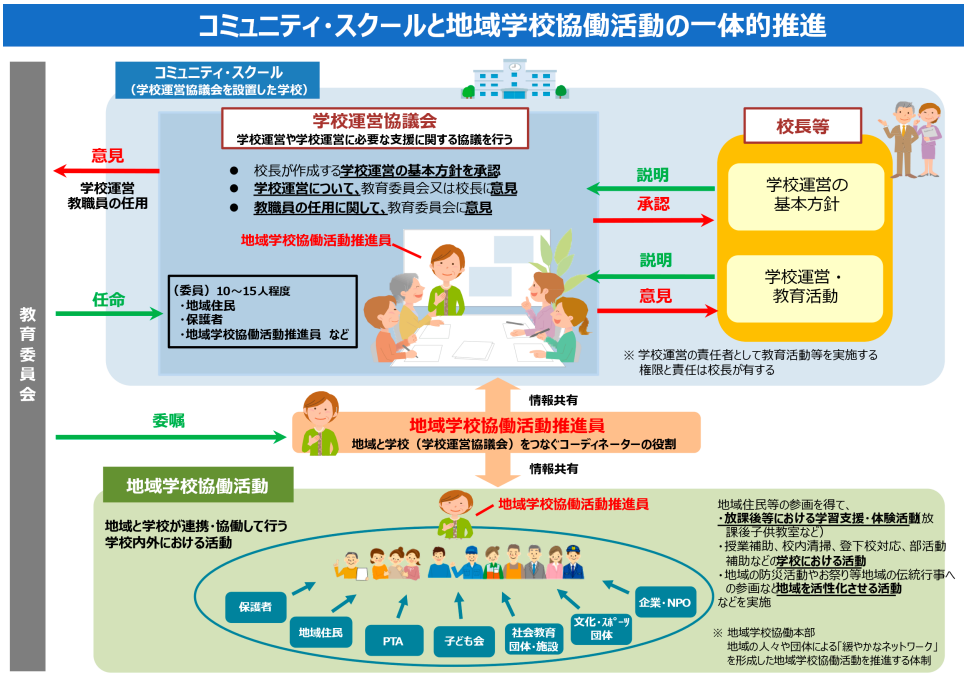


出典：文部科学省資料による。

※10 更生保護女性会
地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体であり、2023年（令和5年）4月現在の会員数は12万7,307人である。

※11 BBS会
Big Brothers and Sistersの略称で、非行少年等の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体であり、2023年（令和5年）1月現在の会員数は4,404人である。

厚生労働省は、ひとり親家庭のこどもを対象として、基本的な生活習慣の習得支援や学習支援を行う地域の居場所づくりの取組を支援しているほか、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講費用の一部を支給するなどの支援を実施している。また、生活困窮世帯のこどもに対しては、「子どもの学習・生活支援事業」（資4-59-3参照）により、学習支援、こどもや保護者に対する生活習慣・育成環境の改善に向けた助言等、こどもの将来の自立に向けたきめ細かい支援を行っており、2022年度（令和４年度）は、596（前年度：587）の地方公共団体において同事業を実施した。

**資4-59-3　子どもの学習・生活支援事業の概要**

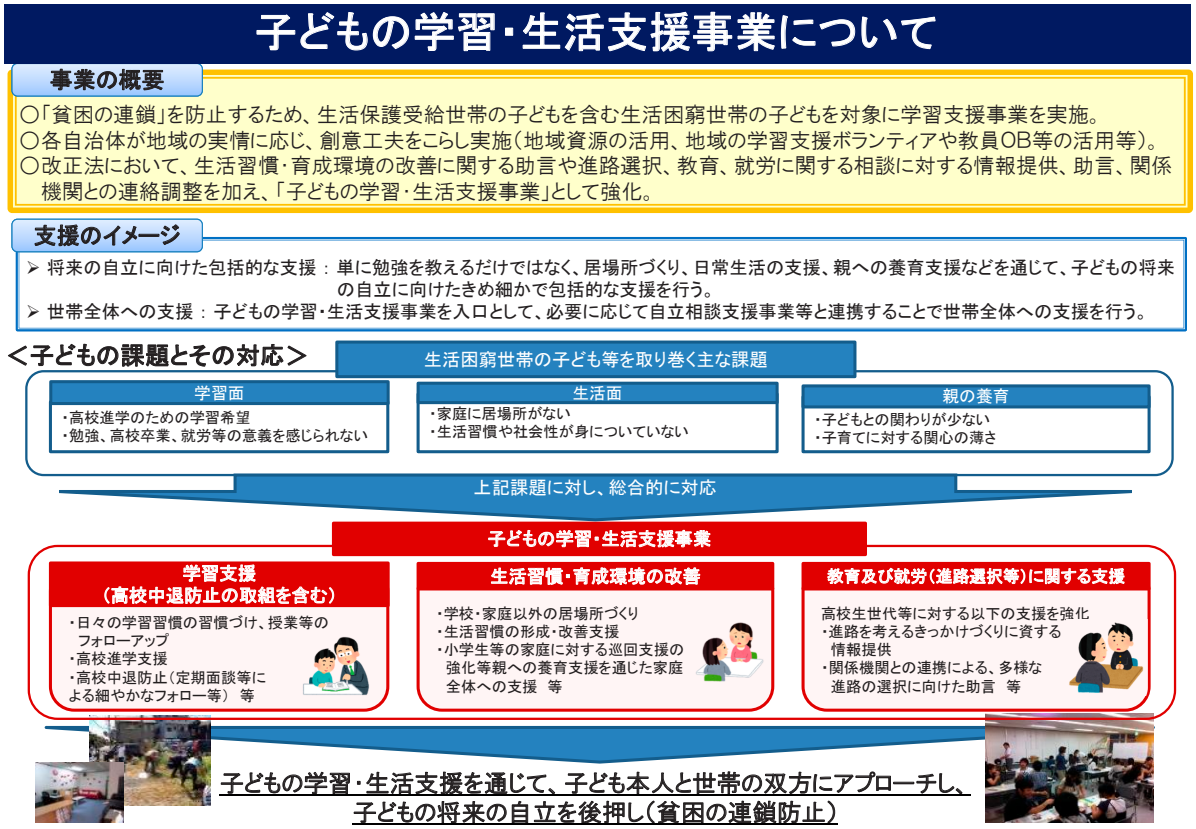


出典：厚生労働省資料による。

### （3）警察における非行少年に対する支援【施策番号60】

警察は、非行少年を生まない社会づくり（資4-60-1参照）の一環として、非行少年の立ち直りを支援する活動に取り組んでおり、修学に課題を抱えた少年に対し、少年サポートセンターが主体となって、少年警察ボランティアや、少年と年齢が近く少年の心情や行動を理解しやすい大学生ボランティア、関係機関と連携して修学に向けた支援を行っている。具体的な支援内容については【施策番号78】を参照。

資4-60-1　非行少年を生まない社会づくりの概要

# 非行少年を生まない社会づくりの推進について

## 非行少年を生まない社会づくり

少年非行情勢については、依然として、社会の耳目を集める凶悪な事案が後を絶たないほか、大麻事犯の少年の検挙人員は増加傾向であり、受け子として特殊詐欺に関与する少年の検挙人員は高水準で推移している。また、刑法犯少年の再犯者率についても、依然として３割を超えている実態がある。

そこで、次代を担う少年の健全育成を図るため、問題を抱えた個々の少年に対し積極的に手を差し伸べ、地域社会とのきずなの強化を図る中でその立ち直りを支援し、再び非行に走ることを防止するとともに、少年を厳しくも温かい目で見守る社会機運を向上するなど、非行少年を生まない社会づくりを推進する。

### 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

**支援を必要としている少年及び保護者に対して、積極的に連絡をとり、立ち直りを支援を推進**

○　少年及び保護者に対する継続的な助言・指導の実施
○　少年警察ボランティア、地域住民、関係機関等と協働し、修学・就労に向けた支援、社会奉仕体験活動等への参加機会の確保等、個々の少年の状況に応じた支援活動の実施

学習支援

農業体験

### 少年を見守る社会気運の向上

**少年を取り巻く地域社会のきずなの強化と少年の規範意識の向上**

○　少年警察ボランティア等の協力による通学時の積極的な声掛け・あいさつ運動や街頭補導活動、社会奉仕体験活動等大人と触れ合う機会の確保
○　非行防止教室の開催等

非行防止教室

社会奉仕体験活動

出典：警察庁資料による。

## 2　非行等による学校教育の中断の防止等

### (1) 学校等と保護観察所が連携した支援等【施策番号61】

法務省は、保護観察所において、学校に在籍している保護観察対象者等について、類型別処遇（【施策番号83】参照）における「就学」類型として把握した上で、必要に応じて、学校と連携の上、修学に関する助言等を行っている。

文部科学省は、児童生徒が非行問題を身近に考えることができるよう、外部講師として保護観察官や保護司、BBS会員を招いて講話を実施するなど、非行防止教室を積極的に実施するよう学校関係者に対し依頼している。

また、保護司会においては、犯罪予防活動の一環として行っている非行防止教室や薬物乱用防止教室、生徒指導担当教員との座談会等の開催を促進するなどして、保護司と学校との連携強化に努めている。

法務省及び文部科学省は、2019年（令和元年）６月に、矯正施設における復学手続等の円滑化や高等学校等の入学者選抜及び編入学における配慮を促進するため、相互の連携事例を取りまとめ、矯正施設、保護観察所及び学校関係者に対して周知している（資4-61-1参照）。

## 資4-61-1　修学支援の充実に向けた文部科学省との連携状況について

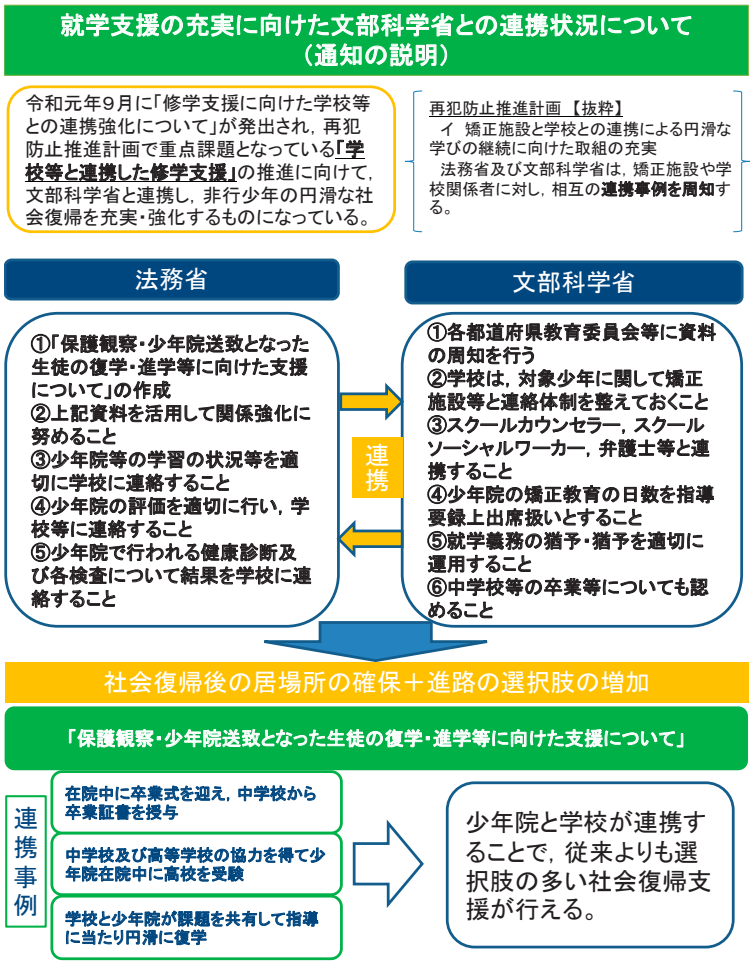


出典：法務省資料による。

### （2）矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実【施策番号62】

法務省は、刑事施設において、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、教科指導を実施しており、2022年度（令和４年度）の受講開始人員は補習教科指導※12が701人（前年度：734人）、特別教科指導※13が382人（前年度：314人）であった。松本少年刑務所には、我が国において唯一、公立中学校の分校が刑事施設内に設置されており、全国の刑事施設に収容されている義務教育未修了者等のうち希望者を中学３年生に編入させ、地元中学校教諭及び職員等が、文部科学省が定める学習指導要領を踏まえた指導を行っている。また、松本少年刑務所及び盛岡少年刑務所では近隣の高等学校の協力の下、当該高等学校の通信制課程で受刑者に指導を行う取組を実施しており、そのうち松本少年刑務所では全国の刑事施設から希望者を募集して、高等学校教育を実施しており、所定の課程を修了したと認められた者には、高等学校の卒業証書が授与されている。

少年院では、義務教育未修了者に対する学校教育の内容に準ずる内容の指導のほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる在院者に対して教科指導を実施している。また、在院者が出院後に円滑に復学・進学等ができるよう、矯正施設や学校関係者の研修等の際には講

※12 補習教科指導
学校教育法（昭和22年法律第26号）による小学校又は中学校の教科の内容に準ずる内容の指導
※13 特別教科指導
学校教育法による高等学校又は大学の教科の内容に準ずる内容の指導

師を相互に派遣するなどして、相互理解に努め、通学していた学校との連携や、進学予定である学校の受験機会の付与等を行っている。さらに、広域通信制高等学校（以下「通信制高校」という。）と連携し、当該通信制高校に入学した在院者に対する院内での学習支援等を試行している。なお、2022年（令和４年）には、83人（前年：102人）が復学又は進学が決定した上で出院した。

少年鑑別所では、在所者に対する健全な育成のための支援として、学習用教材を整備しており、在所者への貸与を積極的に行うとともに、学習図書の差入れ等についても配慮している。また、小・中学校等に在学中の在所者が、在籍校の教員等と面会する際には、希望に応じて、教員等による在所者の学習進度の確認、学習上の個別指導の実施が可能となるよう、面会の時間等に配慮している。

### （3）矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導体制の充実【施策番号63】

法務省及び文部科学省は、受刑者及び少年院在院者の改善更生と円滑な社会復帰を促す手段の一つとして、刑事施設及び少年院内で高等学校卒業程度認定試験を実施している。

法務省は、４庁（川越少年刑務所、笠松刑務所、加古川刑務所及び姫路少年刑務所）の刑事施設を特別指導施設に指定し、同試験の受験に向けた指導を積極的かつ計画的に実施している。全国の刑事施設における2022年度（令和４年度）の高等学校卒業程度認定試験受験者数は366（前年度：354人）であり、高等学校卒業程度認定試験合格者（高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な全ての科目に合格し、大学入学資格を取得した者）が170人（前年度：147人）、一部科目合格者（高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な科目のうち一部の科目に合格した者）が167人（前年度：200人）であった。

少年院では、在院者の出院後の修学又は就労に資するため、高等学校卒業程度認定試験の重点的な受験指導を行うコースを13庁に設置し、外部講師を招へいするなどの体制を整備している。全国の少年院における2022年度（令和４年度）の高等学校卒業程度認定試験受験者数は377人（前年度：443人）であり、高等学校卒業程度認定試験合格者が151人（前年度：169人）、一部科目合格者が213人（前年度：260人）であった（【指標番号14】参照）。

## 3　学校や地域社会において再び学ぶための支援

### （1）矯正施設からの進学・復学の支援【施策番号64】

法務省は、2018年度（平成30年度）から、少年鑑別所在所者が希望した場合には「修学支援ハンドブック」を配付し、自分の将来について考え、学ぶ意欲を持つことができるよう配意している。また、少年院では、出院後に中学校等への復学が見込まれる者や高等学校等への復学・進学を希望している者等を修学支援対象者として選定し、重点的に修学に向けた支援を行っている。特に、修学支援対象者等については、修学支援ハンドブック等を活用して、出院後の学びについて動機付けを図っているほか、少年院内で実施した修学に向けた支援に関する情報を保護観察所等と共有することで、出院後も本人の状況等に応じた学びが継続できるよう配意している。さらに、民間の事業者に委託して、修学支援対象者が希望する修学に関する情報の収集と提供を行っており（修学支援デスク）、2022年度（令和４年度）には、延べ265人（前年：235人）が利用した。加えて、2021年度（令和３年度）から、在院者が高等学校教育についての学びを継続するための方策として、少年院在院中から通信制高校に入学し、インターネット等を活用した学習を可能にするとともに、少年院の矯正教育で高等学校学習指導要領に準じて行うものを通信制高校での単位として認定するなどの措置を講じることを一部モデル施設において実施している。

法務省及び文部科学省は、2019年（令和元年）６月に、矯正施設における復学手続等の円滑化を図るため相互の連携事例を取りまとめ、矯正施設・保護観察所及び学校関係者に対して周知している（【施策番号61】参照）。併せて、文部科学省は、出院後の復学を円滑に行う観点から、学齢児童生徒が少年院及び少年鑑別所に入・出院（所）した際の保護者の就学義務や当該児童生徒の学籍、指導要

録の取扱い等に関し、少年院における矯正教育や少年鑑別所における学習等の援助に係る日数について、学校は一定の要件下で指導要録上出席扱いにできることとするなど、適切な対応を行うよう各都道府県教育委員会等へ周知している。

また、法務省及び文部科学省は、矯正施設・保護観察所の職員と学校関係者との相互理解を深めるため、学校関係者に対し、矯正施設・保護観察所の職員を講師とした研修を積極的に実施するよう周知している。

### （2）高等学校中退者等に対する地域社会における支援【施策番号65】

法務省は、保護観察対象者に対し、保護司やBBS会等の民間ボランティアと連携し、例えばBBS会員による「ともだち活動」※14としての学習支援、保護司による学習相談や進路に関する助言を実施している。また、類型別処遇（【施策番号83】参照）における「就学」類型に該当する中途退学者等の保護観察対象者に対しては、処遇指針である「類型別処遇ガイドライン」を踏まえ、就学意欲の喚起や就学に向けた学校等の関係機関との連携、学習支援等の処遇を実施している。さらに、保護観察所においては、2021年度（令和３年度）から試行した結果を踏まえて、2023年度（令和５年度）から、修学の継続のために支援が必要と認められる保護観察対象者に対し、個々の抱える課題や実情等に応じた様々な修学支援を複合的に実施する「修学支援パッケージ」を実施することとしている。（資4-65-1参照）

文部科学省は、2017年度（平成29年度）から、学力格差の解消及び中途退学者等の進学・就労に資するよう、中途退学者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援のモデルとなる取組について実践研究を行うとともに、2020年度（令和２年度）からその研究成果の全国展開を図るための事業を実施しており、2022年度（令和４年度）においては、６つの地方公共団体（群馬県、愛知県、京都府、高知県、大分県、及び北海道札幌市）において同事業を実施した（資4-65-2参照）。

※14 ともだち活動
BBS会員が、非行のある少年など生きづらさを抱えるこども・若者と「ともだち」になることを通して、それぞれの立ち直りや再チャレンジを支え、自分らしく前向きに生きていくことを促す活動。

## 資4-65-1　保護観察所における修学支援パッケージ

### 保護観察所における修学支援パッケージ

**目的**

修学の継続のために支援が必要と認められる保護観察対象者に対し、個々の対象者の抱える課題や実情等に応じた様々な修学支援を複合的に実施することにより、その再犯・再非行を防止し、修学を通じた円滑な社会復帰を図る。

**対象**

●「就学」類型に認定された保護観察処分少年又は少年院仮退院者
●上記以外の者で、保護観察所の長が、修学の継続のために支援が必要と認める保護観察対象者
※「就学」類型
・現に学校に在籍しており、その継続が改善更生に資すると認められる者
・現に不就学の状態にあるが、進学又は復学の希望を有しており、その実現のために必要な支援を行うことが改善更生に資すると認められる者

**【 支援の内容 】**

◆ 修学に係る意向及びニーズ把握　支援の説明を行い、修学の継続に関する意向及びそのための支援のニーズを把握

把握した支援のニーズ等を踏まえ、必要な支援を組み合わせて実施

◆ 学習支援の実施

BBS会員や保護司等の「学習支援サポーター」を指導者として、教科指導や進路相談を行う（※）

※本人の希望する将来のイメージの明確化やその実現に向けた動機付けを高めるため、将来の進路や修学の継続に関する相談などを含むキャリア教育も積極的に実施

◆ 学校等の関係機関とのケース会議の実施

修学の継続に向け、対象者が在籍している学校や教育委員会等の関係機関とケース会議を行う

◆ 必要な情報の提供

自治体において実施している学習支援に関する情報や教育に係る経済的負担の軽減に関する情報等を提供する（※）

※「地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業（文部科学省補助事業）」等の地方公共団体等が行う学習相談及び学習支援とも積極的に連携

出典：法務省資料による。

## 資4-65-2　地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業等の概要

### 高校中退者等に対する学習相談・学習支援の促進

**現状・課題**

**現　状**

・20～39歳のうち最終学歴が中卒の者は約89万人（令和２年国勢調査より）。同年齢の学校卒業者の約４％に相当する。
・高卒資格がないことで、就職や進学機会が限られ、高卒資格が必要と認識している者が多い。（約８割）
・15～34歳の若年無業者数も68万人（2022年6月）

**課　題**

・令和3年に文科省が行った自治体に対する意向調査では、26の自治体が取組に関心を示した一方、以下のような課題も主に提示された。
①予算や人員の確保が困難（42.2％）
②対象者の掘捉やノウハウがない（34.9％）
→上記の課題に対して、国からの取組の支援や、事業実施のノウハウを横展開することは重要。

**これまでの取組（平成29年～）**

・これまで、25の自治体等が事業を実施（＊一部、継続団体の重複あり）
・受講者の進学・就労実績のモデル構築・展開
・地域資源活用やステークホルダーとの連携について、広報誌や全国協議会を通じ自治体、厚労省、法務省と連携し情報提供
・補助要綱改正で基礎自治体への直接補助を実現（令和3年度より）
・教育未来創造会議においても、高校中退者に対する支援の重要性が言及されている。

**事業概要**

高校中退者等を対象に、地域資源（高校、サポステ、ハローワーク等）を活用しながら社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する地方公共団体の取組を支援する。

【実施主体】主に市町村
件数・単価（国庫補助額）：9箇所×約100万円（予定）

**①支援体制の構築**

● 地域住民・企業・民間団体、労働局、保護観察所等との連携体制構築など、各地域の抱える課題や資源などに応じた支援体制の基盤構築を支援するとともに、優良事例の横展開を目指し、全国的な取組の推進・強化を図る。

**②学習相談等の提供**

● 教育委員会ＯＢや退職教員、福祉部局職員、保護司等による①学びに応じた教科書や副教材の紹介、②高卒認定試験の紹介、③教育機関や修学のための経済的支援の紹介、④就労に関する相談や職業訓練に関する紹介など関係機関と連携し学習・就労に関する相談・助言をアウトリーチの手法を含めて行う。

**③学習支援等の実施**

● 図書館、公民館等の地域の学習施設等を活用し、学習の場を提供するとともに、ＩＣＴの活用も含めた学習支援を退職教員、ボランティア、ＮＰＯ 等の協力を得て、実施する。
また、就労希望者にはES添削や面接練習等を併せて実施する。

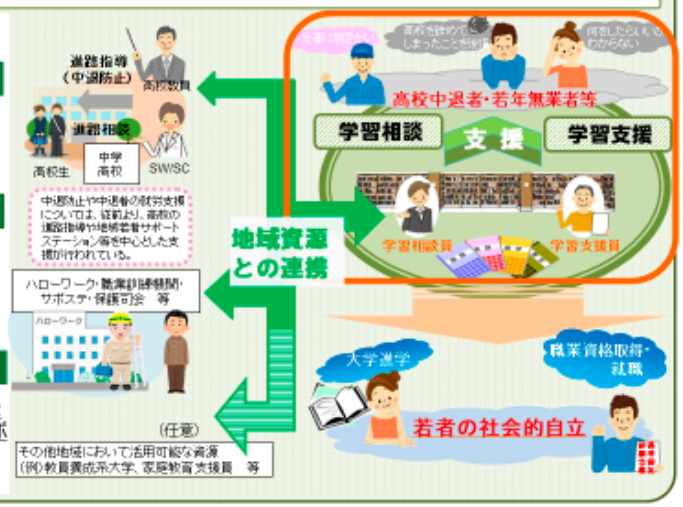


出典：文部科学省資料による。

Column 5

## 少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供に関するモデル事業について

和泉学園　修学支援専門官　島浦　順介

新緑の芽がまぶしい爽やかな五月晴れの日に、A少年は本院が連携する通信制高校（八洲学園高等学校）第１期生として、和泉学園を巣立っていった。出院前の三者面談（八洲学園高等学校の先生、A少年と保護者及び執筆者）の席で、A少年は、社会に戻る不安を述べるとともに、謙遜しながら「でっかい夢を言ってもよいですか。○○大学（某私立大学）へ行きたいんです。」と力強く語っていたのが印象的だった。

本院では、2021年度（令和３年度）から少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供に関するモデル事業を実施している（【施策番号64】参照）。これは、希望する在院者に対して、在院中の通信制高校への入学及び出院後の継続した学びに向けた調整等を行うことにより、高等学校の教育機会を提供し、出院後の安定した生活の基盤づくりにつなげるという事業である。

事業の対象となった在院者は、在院中に学校が定めた科目数の単位の修得に向けた学習を行うこととなる。本院では、「八洲部屋」と呼ばれるパソコンが設置された部屋を準備しており、在院者はその部屋を利用し、インターネットによる学習を行い、レポートを作成している。出院後は、レポートの作成、スクーリングを行い、単位認定試験を受けて、単位を修得することとなる。

在院者から時折、「高等学校卒業と高等学校卒業程度認定試験（以下「高認試験」という。）受験とどちらがよいですか。」と質問を受けることがあるが、私はどちらも併用するハイブリッド方式を勧めている。高認試験の合格科目は、申請をすれば通信制高校の単位として認定される上、何らかの事情で高等学校を卒業できなかったとしても、高認試験に合格していれば18歳以降に大学、専門学校、その他就職試験の受験が可能となる。将来、何が起こるかが分からない時代にあっては、保険も必要と考える。

アメリカの著名な心理学者マズローの人間の欲求五段階説の中に、「社会的欲求」、「所属の欲求」というものがある。人間は動物と違い、社会的生き物である。社会の中でどこかの組織や集団に属することで、心の安らぎを得ることができる。少年院入院前や在院中に高等学校を中退した在院者が、出院後、社会のどこにも属さないのは、出院後の生活の不安材料ともなることから、在院中に在籍校を持つことの意義は大きいと考える。在院者の中には、義務教育時代は教室に入れず、授業時間の50分間まともに机に座った経験を持たない者も多い。それが少年院という携帯電話にも触れない環境で過ごすことで、学ぶことの楽しさを見いだす者がいる。

私は修学支援専門官として勤務して、もうすぐ１年を迎える。日々、新しい業務に右往左往しているが、職場での自身の役割についても自覚できた。週末を利用してオープンハイスクールに参加し、この子にはこの学校が合っているのではないかと考えながら見学することを楽しみにしている今日である。

最後に、大阪府内にある３つの少年院のモデル事業の連携先として御尽力いただいている八洲学園高等学校様にこの場を借りて謝辞を述べたい。

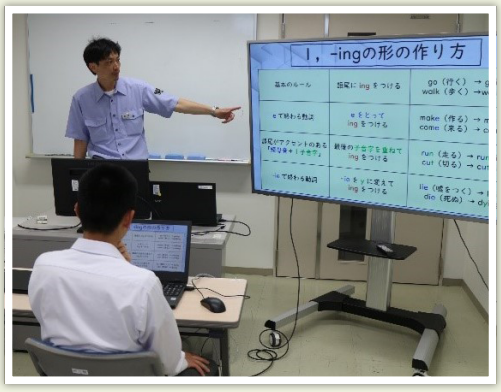

通称「八洲部屋」における授業の様子

本院から見渡せる泉州の海
関空や明石海峡大橋が見える

# 第5章

究極の自販機

## 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

第1節 特性に応じた効果的な指導の実施 …… 104

# 第5章 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

## 第1節 特性に応じた効果的な指導の実施

### 1 適切なアセスメントの実施

#### (1) 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化【施策番号66】

法務省は、刑事施設において、犯罪者処遇の基本理念となっている「RNR原則※1」にのっとった処遇を実施するため、2017年（平成29年）11月から「受刑者用一般リスクアセスメントツール」（以下「Gツール」という。）（**資5-66-1**参照）を活用している。現段階におけるGツールは、原則として、入所時等に実施する刑執行開始時調査において全受刑者を対象としており、これまでの受刑回数や犯罪の内容等、主に処遇によって変化しない要因（静的リスク要因）から、出所後2年以内に再び刑務所に入所する確率を推定するものである。Gツールの実施結果については、犯罪傾向の進度の判定や各種改善指導プログラム（【施策番号83】参照）の対象者選定の際の基礎資料として活用している。

少年鑑別所では、法務省式ケースアセスメントツール（以下「MJCA※2」という。）（**資5-66-2**参照）を用いて、鑑別対象少年の再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握し、その情報を少年院や保護観察所等の関係機関へと引き継いでいる。非行名や動機から、性非行に係る再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握する必要があると判断した場合には、MJCAに加え、性非行に特化した法務省式ケースアセスメントツール（性非行）（MJCA（S））を実施している。

また、全ての少年院在院者に、原則として在院中に1回以上少年鑑別所が処遇鑑別を行い、面接や各種心理検査、行動観察のほか、MJCAの再評定等を通じて、少年院入院後の処遇による変化等を把握・分析し、社会復帰後も見据えた処遇指針を提案している。加えて、少年院在院者を、1週間程度、一時的に少年鑑別所に移して生活させ、集中的にアセスメントを行う収容処遇鑑別を実施している。さらに、児童自立支援施設※3や児童養護施設※4の求めによりアセスメントを実施するなど、少年保護手続のあらゆる場面・段階において、必要なアセスメントを行う取組を推進している。

保護観察所では、保護観察対象者に対して効果的な指導・支援を行うためのアセスメントツール（CFP※5）（**資5-66-3**参照）を開発し、2021年（令和3年）1月から実施している。同アセスメントツールは、保護観察対象者の特性等の情報について、犯罪や非行に結び付く要因又は改善更生を促進する事項を抽出し、それぞれの事項の相互作用、因果関係等について分析して図示することにより、犯罪や非行に至る過程等を検討し、再犯リスクを踏まえた適切な処遇方針の決定に活用するものである。今後は、保護観察所における活用状況をモニタリングしつつ、刑事司法関係機関や医療・保健・福祉機関等との連携にも資するものとすることを目指している。

※1 RNR原則
リスク原則（Risk）、ニーズ原則（Needs）、レスポンシビティ原則（Responsivity）から成り立っており、再犯防止に寄与する処遇をするためには、対象者の再犯リスクの高低に応じて、改善が可能な部分について、対象者に合った方法によって実施する必要があるという考え方のこと。
※2 MJCA
Ministry of Justice Case Assessment toolの略称。
※3 児童自立支援施設
非行問題を始めとした児童の行動上の問題や、家庭環境等の理由により生活指導等を要する児童に対応する児童福祉法に基づく施設。
※4 児童養護施設
保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する児童福祉法に基づく施設。
※5 CFP
Case Formulation in Probation/Paroleの略称。

資5-66-1　受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）の概要

# 受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）の概要

## Gツールの概要・構成

※Gは「General」（一般の）の頭文字

【概要】
- 受刑者の再犯の可能性等を客観的、定量的に把握することを目的に開発
- 実施結果は、犯罪傾向の進度の判定及び処遇要領の策定等の際の基礎資料等として活用
- 受刑者の特性に応じた指導、支援の実施をより一層強化

【調査項目の構成】

男子受刑者版（6領域、18項目）

| | | |
|---|---|---|
| 1 本件 | 2 前歴 | 3 家族・パートナー |
| 4 地域 | 5 学歴・仕事 | 6 飲酒 |

女子受刑者版（6領域、16項目）

| | | |
|---|---|---|
| 1 本件 | 2 前歴 | 3 家族・パートナー |
| 4 学歴・仕事 | 5 精神障害 | 6 飲酒 |

## Gツールの実施・結果の活用

【実施要領】
- ✓ 対象者‥原則として、刑事施設に収容された全受刑者
- ✓ 実施時期‥原則として、確定施設等（男子）・処遇施設（女子）における刑執行開始時調査時
- ✓ 実施及び解釈上の留意点‥実施手引に従い、他の情報と合わせ総合的に実施

【結果の活用】
- ✓ 犯罪傾向の進度の判定
- ✓ 処遇要領における矯正処遇の目標、内容等の設定
- ✓ 特定の改善指導プログラム（R1、アルコール、暴力）の対象者等の選定

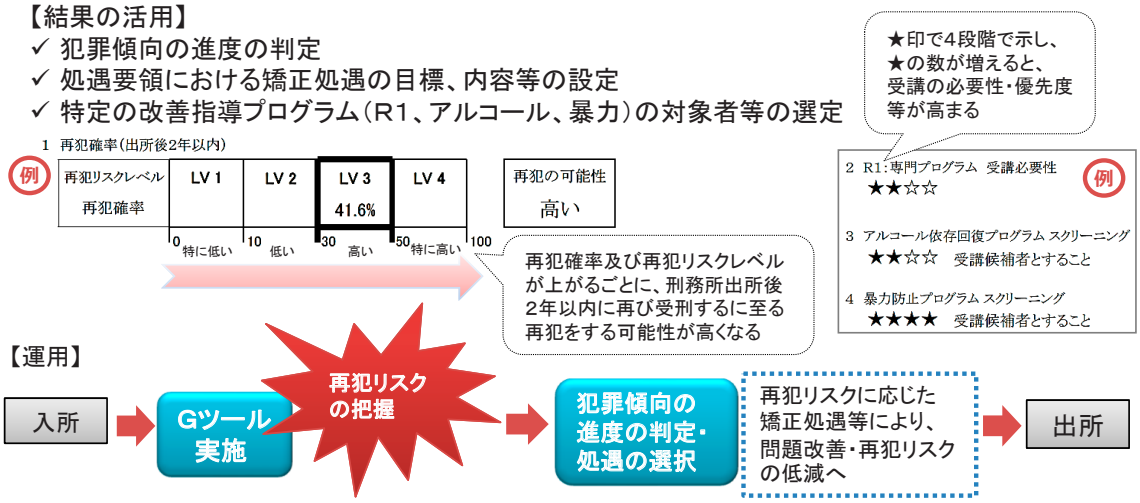


## 開発の経緯・今後の開発予定

### 開発の背景・経緯

平成24年7月20日策定
「再犯防止に向けた総合対策」
（犯罪対策閣僚会議）

**“再犯リスクの高い者を適切に把握すること”**
が再犯防止対策の課題として定められた。

Gツール開発へ

| | |
|---|---|
| H24 | 海外の動向調査 |
| H25 | 試行版作成<br>調査デザイン立案 |
| H26 | 本試行、遡及調査実施 |
| H27 | 出所前調査実施 |
| H28 | Gツール習熟試行 |
| H29 | Gツール運用開始<br>（静的リスク項目中心） |

### 今後の開発予定

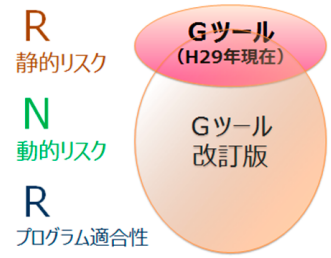


※動的リスク等も含む改訂版を開発中

出典：法務省資料による。

## 資5-66-2　法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）の概要

# 法務省式ケースアセスメントツール
## Ministry of Justice Case Assessment tool

### 概 要

■少年鑑別所入所者等の**再非行の可能性**及び**教育上の必要性**を定量的に把握するアセスメントツール
■平成25年から、全ての入所者に実施
■諸外国の同種ツールと同等の、**高い信頼性と妥当性**を確認

### 開 発

■少年鑑別所入所者**約6,000名**に対し、２年間、少年鑑別所への再入所の有無を調査し、統計的分析により、**再非行と密接に関連する要因**を特定
■統計学やリスク・ニーズアセスメントツールに造詣の深い**外部有識者から**の開発に係る手続きや構成等の**継続的な助言**

### 構 成

**静的領域**　５領域24項目　教育により変化しない

| | | 項目例 |
|---|---|---|
| 生育環境 | 5項目 | 「家族に少年を虐待する者がいた。」 |
| 学校適応 | 3項目 | 「学業不振があった。」 |
| 問題行動歴 | 6項目 | 「小学生時に喫煙又は飲酒があった。」 |
| 非行・保護歴 | 6項目 | 「財産非行がある。」 |
| 本件態様 | 4項目 | 「本件は同種事案の再非行である。」 |

**動的領域**　４領域28項目　教育により変化する

| | | 項目例 |
|---|---|---|
| 保護者との関係性 | 7項目 | 「保護者に反発している。」 |
| 社会適応力 | 9項目 | 「学校生活又は就労生活に対する意欲が乏しい。」 |
| 自己統制力 | 5項目 | 「欲求不満耐性が低い。」 |
| 逸脱親和性 | 7項目 | 「法律を軽視している。」 |

鑑別担当者が、面接、行動観察、外部資料等を踏まえて評定

**プロフィール**

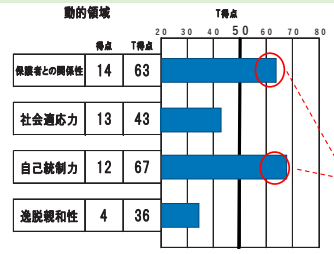


■静的領域・動的領域のプロフィールを表示
■T得点は、問題性の大きさを相対的に示す（平均は50）

この場合「保護者との関係性」と「自己統制力」の問題性が大きい

**区分・所見**

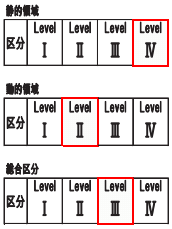


所見
■プロフィールと区分の結果を踏まえ、本人の問題性や重点的に処遇すべき事項等を所見にまとめる

■領域ごとに再非行の可能性及び教育上の必要性の高さを、区分で表示
■Ⅰ→Ⅱ→Ⅲ→Ⅳとレベルが上がるにつれて、再非行の可能性及び教育上の必要性が高くなる

### 運 用

継続的なアセスメント

**少年鑑別所 －審判鑑別時－**

面　接
心理検査
行動観察
診　察
外部資料収集

多様な調査方法による情報収集

非行要因等の分析
なぜ非行等に及んだのか
処遇方針の提示
どうすれば立ち直れるのか

処遇機関へ伝達

ＭＪＣＡ　より精度の高い鑑別を実現
実証データに基づく、再犯・再非行の要因を踏まえた**対象者の理解・分析の促進**
再犯・再非行の可能性と教育上の必要性を参考に**処遇意見の提示**
再犯・再非行防止に向け、優先度を踏まえた、**実効ある処遇方針の提示**

**少年院・保護観察所等 －処遇鑑別等時－**

処遇開始時
ＭＪＣＡ　を処遇方針の策定に反映
少年院　個人別矯正教育計画の参考
刑事施設　若年受刑者処遇の参考
保護観察　保護観察実施上の参考

処遇経過時
ＭＪＣＡ　を再評定
改善点・残された課題を定量的に把握
処遇効果の検証
処遇方針の再検討

**非行・若年犯罪の全体的傾向の分析**
データの蓄積・分析による、非行・若年犯罪の全体的傾向・特徴に関する知見

出典：法務省資料による。

**資5-66-3**　Case Formulation in Probation／Parole（CFP）の概要

## ＣＦＰを活用した保護観察

### 1　CFP（Case Formulation in Probation/Parole）とは

○保護観察官が保護観察対象者の**アセスメント（見立て）**を行うためのツール

この人の再犯（再非行）を防ぐためには・・・
・どれくらい手厚く関わる必要がある？
・何を指導（支援）する必要がある？
・どのような関わり方をする必要がある？

○**令和３年１月から**本格導入（試行は平成３０年１０月から実施）

### 2　CFPの目的

**これまで**

保護観察官がアセスメント（見立て）を行う体系的な手法が確立されていない
⇒アセスメントや，アセスメントを踏まえた処遇方針の決定が，個々の保護観察官の経験や力量に左右されてしまうことがあった

**CFPの導入**

保護観察官は，ＣＦＰを活用した体系的なアセスメントを実施
⇒より適切に処遇方針を決定
⇒より効果的に再犯防止・改善更生を実現

ＣＦＰは，犯罪者の再犯防止等に関する理論的・実証的根拠を踏まえて開発されている

### 3　CFPの内容

**①再犯又は再非行の統計的確率の高さを評価**
統計的分析ツールにより判定（高・中・低）

**②「問題」と「強み」をとりまとめる**
保護観察対象者の犯罪又は非行の背景にある，**犯罪又は非行に結び付く要因（問題）**と，犯罪又は非行を抑制し，**改善更生を促進する要因（強み）**について，８つの領域（家庭，家庭以外の対人関係，就労・就学，物質使用，余暇，経済状態，犯罪・非行や保護観察の状況，心理・精神状態）ごとに整理

**③犯罪・非行に至る過程と改善更生を促進する要因を分析**（右図参照）

**処遇方針の決定**
○どれくらい手厚く関わるか（処遇密度）
○何を指導（支援）するか（指導監督及び補導援護の内容）
○どのような関わり方をするか（保護観察実施上の留意事項）

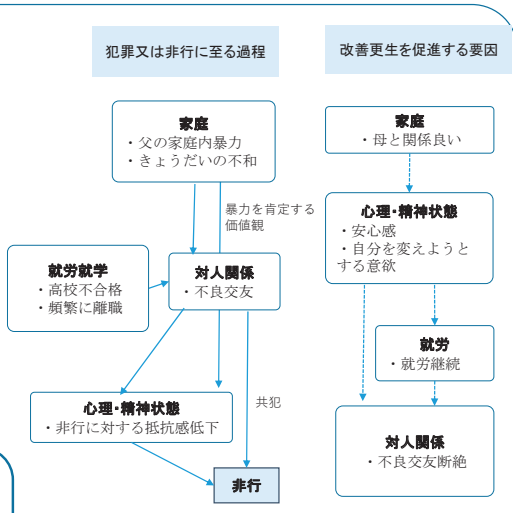


保護観察の実施計画に反映

出典：法務省資料による。

### （2）関係機関等が保有する処遇に資する情報の適切な活用【施策番号67】

法務省は、一部の刑事施設及び保護観察所において、多角的な視点から適切にアセスメントを行い、それに基づく効果的な指導等を実施するため、必要に応じて、刑が確定した場合に弁護人から提供される更生支援計画書※6等の処遇に資する情報を活用する取組の試行を2018年度（平成30年度）から開始した。また、試行の結果を踏まえて、2023年度（令和５年度）からは、同取組を全国の刑

事施設及び保護観察所において、実施している。

また、少年院や保護観察所では、家庭裁判所の少年調査記録や少年鑑別所の少年簿に記載された情報を引き継ぎ、必要に応じて、在籍していた学校や、児童相談所等の福祉関係機関等からも情報を収集し、これらの情報を踏まえた処遇を実施している。

## 2 性犯罪者・性非行少年に対する指導等

### (1) 性犯罪者等に対する専門的処遇【施策番号68】

法務省は、刑事施設において、特別改善指導（【施策番号83】参照）として、認知行動療法に基づくグループワークによる性犯罪再犯防止指導（**資5-68-1**参照）を実施し、性犯罪につながる自己の問題性を認識させるとともに、再犯に至らないための具体的な対処方法を考えさせたり、習得させたりするなどしている（2022年度（令和４年度）の受講開始人員は553人（前年度：433人））。

同指導では、知的能力に制約がある者を対象とした「調整プログラム※7」や、刑期が短いこと等により受講期間を十分確保できない者を対象とした「集中プログラム※8」を開発し、指導の充実を図っている。また、同指導については、2019年度（令和元年度）に効果検証の結果を公表しており、プログラム受講群の方が、非受講群よりも再犯率が10.7ポイント低いことが示され、一定の再犯抑止効果が認められた。2022年度（令和４年度）からは、対象者の達成したい目標や強みをより一層活用するとともに、特定の問題性や特性を有する者にも対応した内容にプログラムを改訂するなど、刑事施設収容中から出所後までの一貫性のある効果的な指導の充実を図っている。さらに、グループワーク指導担当者が効果的な指導を行うことができるよう、集合研修の充実、指導担当者による事例検討会の定期的な開催、外部の専門家による指導担当者への助言等による指導者育成を行っている。

少年院では、強制性交等、強制わいせつや痴漢といった性犯罪や、例えば、下着の窃盗等、性的な動機により非行をした在院者に対し、特定生活指導として性非行防止指導（**資5-68-2**参照）を実施しており、2022年（令和４年）は、138人（前年：126人）が修了した。また、男子少年院２庁（北海少年院及び福岡少年院）が重点指導施設として指定されており、他の少年院から在院者を一定期間受け入れ、認知行動療法等の技法に通じた外部の専門家等の協力を得て、グループワークを中心とした指導を行うなど、実施施設の中でも特に重点的かつ集中的な指導を実施している。2022年度（令和４年度）は、21人（前年度：28人）が同指導を修了した。これらの指導の結果は、少年院仮退院後の継続的な指導の実施に向け、保護観察所に引き継いでいる。

保護観察所では、自己の性的欲求を満たすことを目的とした犯罪行為を繰り返すなどの問題傾向を有する保護観察対象者に対して、その問題性を改善するため、認知行動療法に基づく性犯罪者処遇プログラムを実施してきた。2019年度（令和元年度）に実施した効果検証の結果においては、プログラム受講群の方が非受講群よりも性犯罪の再犯率が11.1ポイント低く、一定の再犯抑止効果が示唆された。2022年度（令和４年度）からは、対象者の達成したい目標や強みをより一層活用することや性的な興味関心・問題への対処状況の継続的な点検等を目的として、従前のプログラムの改訂を行い、性犯罪再犯防止プログラム（**資5-68-3**）を実施している。

なお、2022年度（令和４年度）以降の刑事施設及び保護観察所における性犯罪者等に対する専門的処遇の具体的な運用等については「性犯罪者に対する処遇プログラムの改訂について（令和４年度

※6　更生支援計画書
弁護人が社会福祉士等に依頼して作成する、個々の被疑者・被告人に必要な福祉的支援策等について取りまとめた書面。
※7　調整プログラム
知的能力に制約がある者を対象としたプログラムであり、イラスト等の視覚情報やSST等の補助科目を効果的に取り入れるなどして実施する。
※8　集中プログラム
刑期が短いこと等の理由で通常の実施期間を確保できない者を対象としたプログラムであり、通常のプログラムの内容を凝縮し、短期間で実施する。

～）」[※9]を参照。

**資5-68-1**　刑事施設における性犯罪再犯防止指導の概要

地域社会とともに
開かれた矯正へ

刑事施設における特別改善指導

## 性犯罪再犯防止指導

■　指導の目標
　強制わいせつ、強制性交等その他これに類する犯罪又は自己の性的好奇心を満たす目的をもって人の生命若しくは身体を害する犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させる。

- 対象者　性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者
- 指導者　刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、処遇カウンセラー（性犯担当。認知行動療法等の技法に通じた臨床心理士等）
- 指導方法　グループワーク及び個別に取り組む課題を中心とし、必要に応じカウンセリングその他の個別対応を行う。
- 実施頻度等　１単元１００分、週１回又は２回、標準実施期間：４～９か月※

※　再犯リスク、問題性の程度、プログラムとの適合性等に応じて、高密度（９か月）・中密度（７か月）・低密度（４か月）のいずれかのプログラムを実施

《認知行動療法》
問題行動（性犯罪）の背景にある自らの認知（物事の考え方、とらえ方）の歪みに気付かせ、これを変化させること等によって、問題行動を改善させようとする方法

カリキュラム

| 項目 | 方法 | 指導内容 | 高密度 | 中密度 | 低密度 |
|---|---|---|---|---|---|
| オリエンテーション | 講義 | ・指導の構造、実施目的について理解させる。<br>・性犯罪につながる問題性を助長するおそれがある行動について説明し、自己規制するよう方向付ける。<br>・対象者の不安の軽減を図る。 | | | |
| 準備プログラム | グループワーク | ・受講の心構えを養い、参加の動機付けを高めさせる。 | 必修 | 必修 | ― |
| 本科 | | | | | |
| 第１科<br>自己統制 | グループワーク<br>個別課題 | ・事件につながった要因について幅広く検討し、特定させる。<br>・事件につながった要因が再発することを防ぐための介入計画（自己統制計画）を作成させる。<br>・効果的な介入に必要なスキルを身に付けさせる。 | 必修 | 必修 | 必修<br>（凝縮版） |
| 第２科<br>認知の歪みと変容方法 | グループワーク<br>個別課題 | ・認知が行動に与える影響について理解させる。<br>・偏った認知を修正し、適応的な思考スタイルを身に付けさせる。<br>・認知の再構成の過程を自己統制計画に組み込ませる。 | 必修 | 選択 | ― |
| 第３科<br>対人関係と親密性 | グループワーク<br>個別課題 | ・望ましい対人関係について理解させる。<br>・対人関係に係る本人の問題性を改善させ、必要なスキルを身に付けさせる。 | 必修 | 選択 | ― |
| 第４科<br>感情統制 | グループワーク<br>個別課題 | ・感情が行動に与える影響について理解させる。<br>・感情統制の機制を理解させ、必要なスキルを身に付けさせる。 | 必修 | 選択 | ― |
| 第５科<br>共感と被害者理解 | グループワーク<br>個別課題 | ・他者への共感性を高めさせる。<br>・共感性の出現を促す。 | 必修 | 選択 | ― |
| メンテナンス | 個別指導<br>グループワーク | ・知識やスキルを復習させ、再犯しない生活を続ける決意を再確認させる。<br>・作成した自己統制計画の見直しをさせる。<br>・社会内処遇への円滑な導入を図る。 | | | |

出典：法務省資料による。
※　2023年（令和５年）７月13日に刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和５年法律第66号）が施行され、刑法（明治40年法律第45号）の性犯罪に関する規定が改正されたことを受け、「指導の目標」の記載を「不同意わいせつ、不同意性交等その他これに類する犯罪又は自己の性的好奇心を満たす目的をもって人の生命若しくは身体を害する犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させる」に改めた。

※9　「性犯罪者に対する処遇プログラムの改訂について（令和４年度～）」関係資料URL
https://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo06_00002.html
（法務省ホームページ「刑事施設及び保護観察所の連携を強化した性犯罪者に対する処遇プログラムの改訂について（令和４年度～）」へリンク。）

資5-68-2　少年院における性非行防止指導の概要

# 少年院における特定生活指導（性非行防止指導）

★ 指導目標
　性に対する正しい知識を身に付けるとともに、自己の性非行に関する認識を深め、性非行をせずに適応的な生活をする方法を身に付けること

● 対象者　　本件の非行名が性非行に該当する者（強盗・強制性交等、強制性交等、強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ目的略取等）又はそれには該当しないものの、性的な動機により本件非行をじゃっ起した者（性的な動機に基づく「窃盗」や「傷害」、いわゆる痴漢や盗撮である「迷惑防止条例違反」等）のうち、性非行の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足が認められるもの

● 指導内容　　①受講者全員に対して統一的に行う中核プログラム、②受講者の個々の必要性に応じて選択的に行う周辺プログラム、③中核プログラム終了後に個別に行うフォローアップ指導を組み合わせて実施

● 実施結果　　更生保護官署（保護観察所等）へ情報提供

## 指導内容の概要

| 項　目 | 指導内容 | | 指導方法 |
|---|---|---|---|
| ①中核プログラム（共通） | ワークブック教材を用いた、性非行に関する自己理解（気づき）を深め、自らの価値に基づく適応的な行動を活性化し、心理的柔軟性・共感性を向上させるための指導 | | ・「J－COMPASS」を用いたグループワーク又は個別指導 |
| ②周辺プログラム | 自己の感情・思考への気付き、自己統制力の向上、受容的態度の育成、ストレスの低減及び集中力の向上を図るための指導 | | ・マインドフルネス（呼吸に注意を向けるエクササイズ、ボディスキャン等） |
| | 対象者にとって特に必要性の高い指導を選択して実施 | 怒りの感情と向き合い、適切な対処方法を学び、円滑な人間関係を育むための指導 | ・アンガーマネジメント |
| | | 非行の重大性や被害者の心情を理解するための指導 | ・個別面接指導<br>・課題作文指導<br>・読書指導　等 |
| | | 正しい性知識を身に付け、男女の性差や平等性を理解して互いに尊重する姿勢を養い、適切な意思決定をするカを育むための指導 | ・性教育 |
| | 各種指導のフォローアップ、性被害や被害者への対応、生活上の問題等、対象者の性非行に関する個別の事情についての指導 | | ・個別面接指導<br>・課題作文指導<br>・読書指導　等 |
| ③フォローアップ指導 | 中核プログラムの復習・見直しを行うとともに、出院後の生活を見据えた対処方法等を考えるための指導 | | ・「J－COMPASS」を用いた個別指導 |

## 中核プログラム

○ 実施形式　　集団指導又は個別指導

○ 指導時間数　12単元（1単元100分）

| 単元 | 指導科目 |
|---|---|
| 第1回 | どんな自分でありたいか |
| 第2回 | これが私です |
| 第3回 | モチベーション |
| 第4回 | 行動の選択 |
| 第5回 | 思考について |
| 第6回 | 気持ちについて |
| 第7回 | 性へのとらわれ |
| 第8回 | 周囲の人との関係 |
| 第9回 | 自分にとっての大きな出来事 |
| 第10回 | 観察する自分 |
| 第11回 | 自分らしい生き方 |
| 第12回 | 新しい出発 |

知的能力に制約のある者に対しては、特別プログラム（JUMP）を実施

出典：法務省資料による。

※　2023年（令和5年）7月13日に刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）が施行され、刑法（明治40年法律第45号）の性犯罪に関する規定が改正されたことを受け、「指導の対象者」の記載を、「本件の非行名が性非行に該当する者（強盗・不同意性交等、不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ目的略取等）又はそれには該当しないものの、性的な動機により本件非行をじゃっ起した者（性的な動機に基づく「窃盗」や「傷害」、いわゆる痴漢や盗撮である「迷惑防止条例違反」等）のうち、性非行の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足が認められるもの」に改めた。

**資5-68-3**　保護観察所における性犯罪再犯防止プログラムの概要

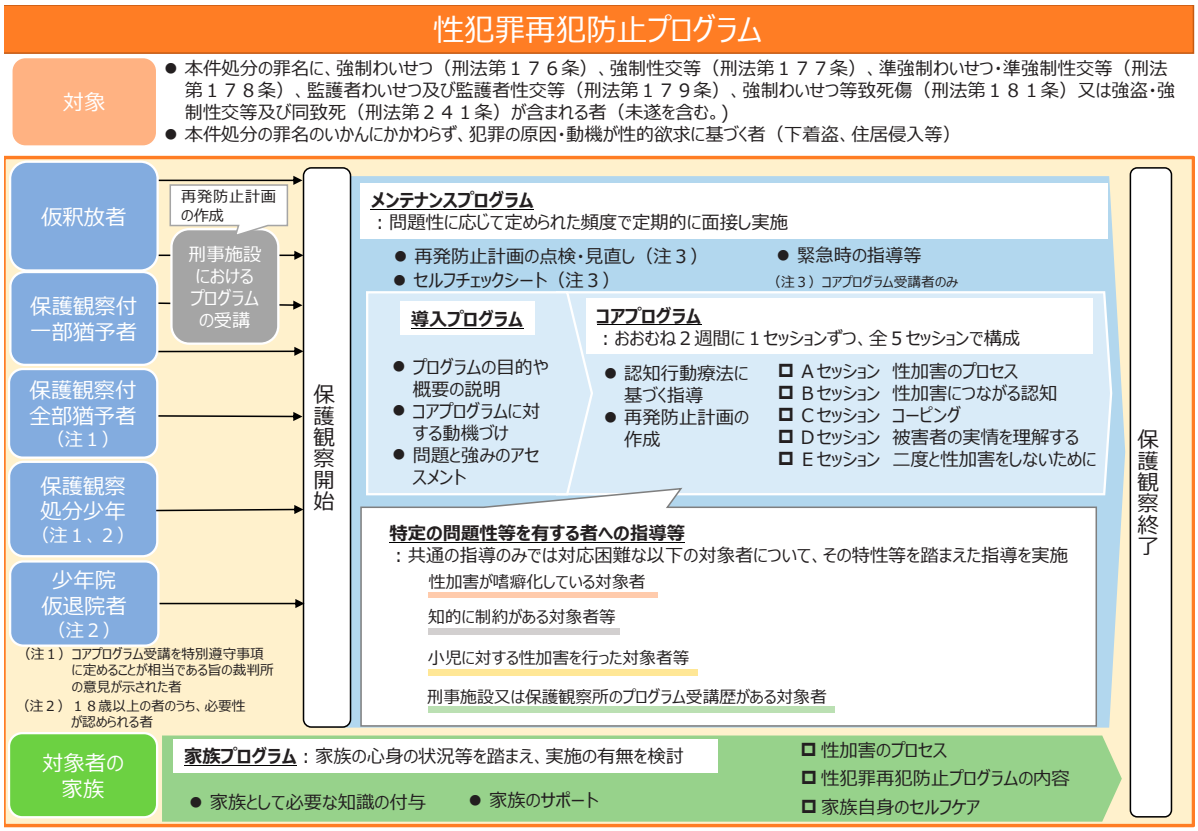


出典：法務省資料による。

※　2023年（令和５年）７月13日に刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和５年法律第66号）が施行され、刑法（明治40年法律第45号）の性犯罪に関する規定が改正されたことを受けて、「プログラムの対象」の記載を、「本件処分の罪名に、不同意わいせつ（刑法176条）、不同意性交等（刑法第177条）、監護者わいせつ及び監護者性交等（刑法179条）、不同意わいせつ等致死傷（刑法第181条）又は強盗・不同意性交等及び同致死（刑法第241条）が含まれる者（未遂を含む。）」及び「本件処分の罪名のいかんにかかわらず、犯罪の原因・動機が性的欲求に基づく者（下着盗、住居侵入等）」に改めた。

### （2）子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止【施策番号69】

警察は、13歳未満の子供に対して強制わいせつ等の暴力的性犯罪をした刑事施設出所者について、法務省から情報提供を受け、各都道府県警察において、当該出所者と連絡を取り、同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じている※10。

## 3　ストーカー加害者に対する指導等

### （1）被害者への接触防止のための措置【施策番号70】

警察及び法務省は、2013年（平成25年）４月から、ストーカー事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、被害者等に接触しようとしているなどの問題行動等の情報を共有するなど、緊密かつ継続的な連携によって、こうした者の特異動向等を双方で迅速に把握することができるようにしている。

また、保護観察所では、警察から得た情報等を基にして、必要に応じ再加害を防止するための指導を徹底するなどしており、遵守事項※11違反の事実が確認されたときは、仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を行うなど、ストーカー加害者に対する適切な措置を実施して

※10　2023年（令和５年）７月13日に刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和５年法律第66号）が施行され、刑法（明治40年法律第45号）の性犯罪に関する規定が改正されたことを受け、警察は、16歳未満の子供に対して不同意わいせつ等の暴力的性犯罪をした刑事施設出所者について、法務省から情報提供を受け、再犯防止に向けた措置を講じるよう制度を見直した。

※11　遵守事項
保護観察対象者が保護観察期間中に守らなければならない事項。全ての保護観察対象者に共通して定められる一般遵守事項と、個々の保護観察対象者ごとに定められる特別遵守事項がある。遵守事項に違反した場合には、仮釈放の取消しや刑の執行猶予の言渡しの取消し等のいわゆる不良措置がとられることがある。

いる。

### (2) ストーカー加害者に対するカウンセリング等【施策番号71】

警察は、加害者への対応方法や治療・カウンセリングの必要性について精神科医等の助言を受け、加害者に治療・カウンセリングの受診を勧めるなど、地域の精神科医療機関等との連携を推進している。また、ストーカー加害者への対応を担当する警察職員に、精神医学的・心理学的アプローチに関する技能や知識の向上に係る研修を受講させている。

### (3) ストーカー加害者に対する指導等に係る調査研究【施策番号72】

警察庁及び法務省は、2017年度（平成29年度）に、ストーカー加害者が抱える問題等や、効果的な指導方策、処遇等について、一定期間におけるストーカー加害者の再犯の状況等に関する調査研究を実施した。本調査研究では、2014年（平成26年）に警察においてストーカー事案として相談等受理された経緯のある受刑者や保護観察対象者について、その実態の把握を行っており、これを踏まえ、より効果的な処遇を実施するためのアセスメント方法等について2021年度（令和３年度）に刑事施設向けの執務参考資料を作成したほか、保護観察所においては、2021年（令和３年）１月から類型別処遇（【施策番号83】参照）に新たに「ストーカー」類型を位置付け、類型ごとの処遇の指針である「類型別処遇ガイドライン」を踏まえた処遇を実施している。また、警察庁では、2022年度（令和４年度）にストーカー加害者に対する再犯防止のための効果的な精神医学的・心理学的アプローチに関する調査研究※12を実施した。本調査研究では、大中小規模の地方公共団体及びその区域内の医療機関等に対するアンケート調査・ヒアリング調査が実施され、調査会社により課題や方向性が報告書に取りまとめられた。

## 4 暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する指導等

### (1) 暴力団からの離脱に向けた指導等【施策番号73】

法務省は、刑事施設において、警察、弁護士等と協力しながら、暴力団の反社会性を認識させる指導を行い、離脱意志の醸成を図るため、特別改善指導（【施策番号83】参照）として暴力団離脱指導（**資5-73-1**参照）を実施している（2022年度（令和４年度）の受講開始人員は374人（前年度：383人）であった。）。

また、保護観察所では、暴力団関係者の暴力団からの離脱に向けた働き掛けを充実させるため、警察、暴力追放運動推進センター※13及び矯正施設との連携を強化しており、暴力団関係者の離脱の意志等の情報を把握・共有して必要な指導等を行っている。

さらに、警察及び暴力追放運動推進センターでは、矯正施設及び保護観察所と連携し、離脱に係る情報を適切に共有するとともに、矯正施設に職員が出向いて、暴力団員の離脱意志を喚起するための講演を実施するなど暴力団離脱に向けた働き掛けを行っている（同働き掛けによる暴力団離脱人員については、**資5-73-2**参照）。

※12「令和4年度ストーカー加害者に対する再犯防止のための効果的な精神医学的・心理学的アプローチに関する調査研究報告書」の概要及び全文が警察庁ホームページ（https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/stalker/index.html）に掲載されている。

※13 暴力追放運動推進センター
暴力団員による不当な行為の防止と被害の救済を目的として、市民の暴力団排除活動を支援する組織であり、各都道府県公安委員会又は国家公安委員会に指定される。

資5-73-1　刑事施設における暴力団離脱指導の概要

地域社会とともに
開かれた矯正へ

## 刑事施設における特別改善指導

# 暴力団離脱指導

■　指導の目標
　暴力団からの離脱に向けた働き掛けを行い、本人の有する具体的な問題性の除去及び離脱意志の醸成を図る。

- 対象者　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員である者
- 指導者　・刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、 関係機関（警察、都道府県暴力追放運動推進センター、職業安定所職員）等
- 指導方法　・講義、討議、個別面接、課題作文、視聴覚教材の視聴
  ・離脱意志の程度に応じた集団編成　等
- 実施頻度等　１単元５０分　９単元、標準実施期間：２～４か月

### カリキュラム

| 項目 | 指導内容 | 方法 |
|---|---|---|
| オリエンテーション | 受講の目的と意義を理解させる。 | 講義 |
| 加入動機と自己の問題点 | 加入の動機を振り返らせ、自己の問題点について考えさせる。 | 討議、課題作文、面接 |
| 金銭感覚の是正 | 暴力団に加入したことにより、金銭感覚がそれまでの生活と一転し、考え方も変化したことについて考えさせる。 | 課題作文、面接 |
| 周囲（家族、社会等）に与えた影響 | 家族を始めとする周囲の人々に及ぼした影響について考えさせる。 | 討議、課題作文、面接、役割交換書簡法 |
| 暴力団の現状と反社会性 | 暴力団の現状及びその反社会的性質について認識させ、暴力団に加入したことが誤りであったことに気付かせる。 | 講義（警察関係者等）、視聴覚教材の視聴 |
| 暴力団を取り巻く環境 | いわゆる暴対法等の講義を実施し、暴力団に加入していることによって、これからも犯罪に関わってしまう可能性が高いことに気付かせる。 | 講義、視聴覚教材の視聴 |
| 自己の問題点の改善 | 自己の問題点を改善するための、具体的な方法について考えさせる。 | 討議、課題作文、面接 |
| 離脱の具体的な方法 | 離脱のための具体的な手続及び方法について理解させた上で、自分自身の対応について考えさせる。 | 講義（警察関係者等）、討議、面接 |
| 釈放後の就職 | 求職状況及び求人状況の現状を認識させた上で、健全な職業観を身に付けさせ、出所後の就職への心構えをさせる。 | 講義（公共職業安定所職員等）、課題作文 |
| 離脱の決意と生活設計 | 離脱の決意を固めさせ、出所後の具体的な生活設計を立てさせる。 | 講義、討議、面接、課題作文 |

出典：法務省資料による。

**資5-73-2**　離脱者数の推移（概数）

（平成30年～令和4年）

| 年　次 | 離脱者数（概数） |
|---|---|
| 平成30年 | 640 |
| 令和元年 | 570 |
| 2 | 510 |
| 3 | 430 |
| 4 | 360 |

注　1　警察庁調査による。
　　2　離脱者数は、警察、暴追センターが離脱支援をしたことで暴力団から離脱した者の数である。

### （2）暴力団員の社会復帰対策の推進【施策番号74】

警察は、暴力団からの離脱及び暴力団離脱者の社会復帰・定着を促進するため、都道府県単位で、警察のほか、暴力追放運動推進センター、職業安定機関、矯正施設、保護観察所、協賛企業等で構成される社会復帰対策協議会の枠組みを活用して、暴力団離脱者のための安定した雇用の場を確保し、社会復帰の促進に取り組んでいる。

## 5　少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等

### （1）刑事司法関係機関における指導体制の充実【施策番号75】

法務省は、少年院において、適正な処遇（**資5-75-1**参照）を展開するため、生活の場である集団寮における指導を複数職員で行う体制の充実を図っている（2022年度（令和４年度）は、21庁（前年度：20庁）で複数指導体制を実施）。

資5-75-1　少年院における処遇の概要

出典：法務省資料による。

### (2) 関係機関と連携したきめ細かな支援等【施策番号76】

法務省は、少年院において、家庭裁判所や保護観察所、少年鑑別所、児童相談所等の関係機関の担当者が一堂に会して、少年院在院者を対象とした処遇ケース検討会を実施し、処遇の一層の充実を図るとともに、関係機関との実質的な連携・協力体制を強化している（2022年度（令和４年度）は、全少年院において、合計224回（前年度：209回）の処遇ケース検討会を実施）。

少年鑑別所（法務少年支援センター）では、地域援助を通じて、地域における関係機関との連携に係るネットワークの構築に努めている。児童相談所や児童福祉施設、福祉事務所等を含む福祉・保健機関からの心理相談等の依頼が多く寄せられており、依頼内容も、問題行動への対応や、その背景に知的な問題や発達障害等が疑われる者への支援等、幅広いものとなっている。2022年（令和４年）におけるこれら福祉・保健機関等からの心理相談等の依頼件数は、2,479件（前年：2,533件）であった。また、少年鑑別所（法務少年支援センター）が、所在する地域の警察と少年の立ち直り支援活動に関する協定書を結ぶなど、都道府県警察少年サポートセンター等との連携を強化している。そのほか、2020年度（令和２年度）から、法務省児童虐待防止プランに基づき、全国の少年鑑別所（法務少年支援センター）が、法務省の児童虐待担当窓口の一つとして位置付けられたことを踏まえ、児童相談所等関係機関とより一層緊密に連携し、児童虐待の早期発見・早期対応に協力できる体制の維持・構築を推進している。

保護観察所では、被虐待経験を有していたり、心身の障害を有しているなどして何らかの支援を必要とする保護観察対象者について、児童相談所等の関係機関の担当者との情報共有や協議を行うなど、必要に応じて関係機関との連携を行い、きめ細かな支援等を実施している。

### (3) 少年鑑別所における観護処遇の充実【施策番号77】

法務省は、少年鑑別所において、在所者の自主性を尊重しつつ、職員が相談に応じたり助言を行ったりしている。また、在所者の情操を豊かにし、健全な社会生活を営むために必要な知識及び能力を向上させることができるよう、地域の関係機関や民間ボランティア等の協力を得ながら、在所者に対して、学習、文化活動その他の活動の機会を与えている。

### (4) 非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進【施策番号78】

警察は、非行少年を生まない社会づくり（【施策番号60】参照）の一環として、少年サポートセンターが主体となって、少年警察ボランティア（【施策番号59】参照）や、少年と年齢が近く少年の心情や行動を理解しやすい大学生ボランティア、関係機関と連携して、非行少年の立ち直りを支援する活動に取り組んでいる。この活動では、個々の少年の状況に応じて指導・助言を実施しているほか、周囲の人々とのつながりの中で少年に自己肯定感や達成感を感じさせ、また、他人から感謝される体験を通じてきずなを実感させることを目的として、社会奉仕体験活動、農業体験等の生産体験活動、スポーツ活動等への参加の促進を図っている。

### (5) 保護者との関係を踏まえた指導等の充実【施策番号79】

法務省は、少年院において、在院者とその保護者との関係改善や在院者の処遇に対する保護者の理解・協力の促進、保護者の監護能力の向上等を図るため、保護者に対して、保護者ハンドブックの提供や面接等を実施するとともに、在院者が受ける矯正教育を共に体験してもらう保護者参加型プログラムを実施している（【施策番号25】参照）。

保護観察所では、保護観察対象少年に対し、保護者との関係改善に向けた指導・支援を行うとともに、保護者に対する措置として、対象者の処遇に対する理解・協力の促進や保護者の監護能力の向上を図るための指導・助言を行っている。具体的には、「保護者のためのハンドブック」※14の提供や、講習会、保護者会を実施しており、2022年度（令和４年度）の保護者会等の実施回数は36回（前年度：20回）であった。また、保護者による適切な監護が得られない場合には、児童相談所等の関

※14 保護観察所における「保護者のためのハンドブック」
https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00049.html

係機関や民間団体等と連携し、本人の状況に応じて、社会での自立した生活に向けた指導・支援を行っている。

### （6）非行少年を含む犯罪者に対する処遇を充実させるための刑事法の整備等【施策番号80】

少年法における「少年」の上限年齢の在り方及び非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事法の整備の在り方については、2020年（令和２年）10月、法制審議会から法務大臣に対し答申※15がなされた。

法務省においては、同答申のうち、まず、罪を犯した18歳及び19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例等に関する法整備を行うこととし、2021年（令和３年）２月、少年法等の一部を改正する法律案を第204回国会に提出した。その後、同年５月、少年法等の一部を改正する法律（令和３年法律第47号）が成立し、2022年（令和４年）４月１日から施行された。

この改正により、18歳及び19歳の者（以下「特定少年」という。）について、引き続き少年法の適用対象としつつ、17歳以下の少年とは異なる特例として、①いわゆる原則逆送対象事件に、死刑又は無期若しくは短期１年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件を加えること、②保護処分は、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内においてしなければならないとするとともに、ぐ犯をその対象から除外すること、③検察官送致決定後の刑事事件の特例に関する規定は、原則として適用しないこと、④18歳又は19歳の時に犯した罪により公判請求された場合には、いわゆる推知報道の禁止に関する規定を適用しないことが定められた。

同法律の施行に合わせて、少年法第64条第１項第２号の「２年の保護観察」の期間中に遵守事項違反のあった特定少年を一定期間収容し※16、その特性に応じた処遇を行う少年院として、新たに第５種少年院が設けられた。同少年院では、「保護観察復帰プログラム」（**資5-80-1**参照）を導入し、保護観察所と連携して実施することとした。さらに、全ての少年院において、民法上の成年となる特定少年に対して、大人としての自覚を高めるための特定生活指導「成年社会参画指導」（**資5-80-2**参照）を導入するなど、矯正教育の一層の充実を図っている。

少年鑑別所においても、特定少年について原則逆送事件の対象拡大等の特例が設けられたことを踏まえ、鑑別実施体制の強化を図ることとした。

保護観察所では、「２年の保護観察」に付された特定少年に対する処遇の充実を図るための方策として、薬物再乱用防止プログラム（【施策番号44】参照）や性犯罪再犯防止プログラム（【施策番号68】参照）等の専門的処遇プログラムについて、必要性が認められる場合は、これらの受講を特別遵守事項として義務付けて実施している。また、少年法第64条第１項第１号の「６月の保護観察」について、毎月１回、保護観察官に対し自己の生活状況について報告させるとともに、個々の課題に応じて交通講習や社会貢献活動等の必要な講習等を受けさせるなどの処遇（更生指導）を行っている。

また、法務省においては、法制審議会からの前記答申に基づき、犯罪者に対する処遇を一層充実させるための法整備を行うこととし、2022年（令和４年）３月、刑法等の一部を改正する法律案を第208回国会に提出した。その後、同年６月、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）が成立し、同月17日に公布された。

同法では、①懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設すること、②再度の刑の全部の

※15 法制審議会の議事録及び関係資料は、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500038.html）に掲載されている。

※16 少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）による改正後の少年法第64条第1項第2号の規定に基づく保護処分の保護観察期間は2年であり、期間中、家庭裁判所は、保護観察所の長の申請があった場合において、この保護処分を受けた特定少年が、その遵守すべき事項を遵守しなかったと認められる事由があり、その程度が重く、かつ、少年院において処遇を行わなければ本人の改善及び更生を図ることができないと認めるときは、本保護処分を受けた特定少年を少年院に収容する旨の決定をしなければならない。

執行猶予の言渡しをすることができる対象者の範囲を拡大すること、③猶予の期間内に更に犯した罪について公訴の提起がされている場合には、当該罪についての有罪判決の確定が猶予の期間の経過後となったときにおいても、猶予された当初の刑を執行することができるようにすること、④再び保護観察付全部執行猶予を言い渡された者については、少年鑑別所による鑑別を行うなどして再犯の要因を的確に把握し保護観察を実施すること、⑤受刑者に対する社会復帰支援を刑事施設の長の責務として明記すること、⑥刑事施設の長等の依頼による鑑別の対象者を20歳以上の受刑者等にも拡大すること、⑦申出のあった被害者等から心情等を聴取することとし、これを矯正処遇や保護観察に生かすこととするほか、申出により保護観察対象者にその心情等を伝達する現行法上の措置に加えて、受刑者に対してもその心情等を伝達できるようにすること、⑧刑の執行を終えた者等に対する援助を拡充すること等が定められた。

①から④までは公布日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日から、⑤から⑧までは令和５年12月１日から施行することとされた。

**資5-80-1**　少年院における保護観察復帰プログラムの概要

## 第５種少年院の処遇～保護観察所との連携強化

**矯正局と保護局が協働で開発し、少年院と保護観察所が連携して実施するプログラム**

**＜第５種少年院とは＞**
２年の保護観察処分を受けた少年が保護観察中に重大な遵守事項違反があった場合に、１年の範囲内で少年院に収容し、保護観察への復帰に向けた各種働き掛けを行います。

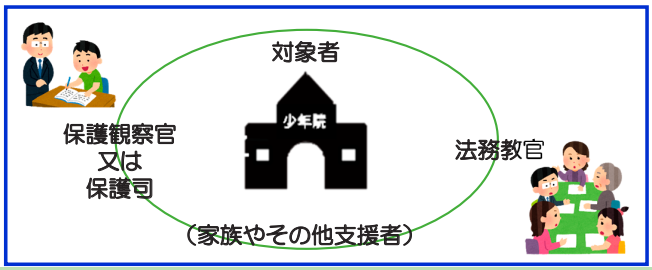

### 保護観察復帰プログラム（第５種少年院在院者に対するプログラム）

**指導目的**
保護観察の指導監督等により改善更生を図ることができる状態になるよう、更生への動機づけを高めること

**指導形式**
教材「ＲＩＳＥ（Roadmap to Ideal Self with Engaging）」を用いた集団指導、個別指導等

| 単元 | 単元名 | 内容 |
|---|---|---|
| 1 | 今の自分 | 今の気持ち・状況を見つめる |
| 2 | ２つの気持ち | 保護観察中の生活を振り返る |
| 3 | 私の大切なもの | 自分の価値を探る |
| 4 | ありたい自分 | 「ありたい自分」を明確化する |
| 5 | 保護観察を受けるのはなぜ？ ★ | 保護観察の意義を学ぶ |
| 6 | 強みと資源 | 自分の強みや資源を明確化する |
| 7 | 「ありたい自分」へのステップ | ありたい自分を実現するための生活・行動を考える |
| 8 | ハードルを越える | 保護観察再開後の危機場面への対処法を考える |
| 9 | 私のロードマップ | 出院後の行動計画を作成 |
| 10 | 新たな出発 ★ | 更生への決意を固める |

★　保護観察官又は保護司の参加単元

出典：法務省資料による。

## 資5-80-2　少年院における成年社会参画指導の概要

### 矯正教育の充実～成年社会参画指導の導入

★ 指導目標
　成年であることの自覚及び責任の喚起並びに社会参加に必要な知識の付与等

| | |
|---|---|
| 対象者 | 成年に達した者について、自らの責任に基づき自律的に社会生活を営むために必要な自覚が欠如し、又は必要な知識及び行動様式が身に付いていない者 |
| 指導内容 | ①受講者全員に対して統一的に行う中核プログラム<br>②受講者の個々の必要性に応じて選択的に行う周辺プログラム<br>③中核プログラム終了後に個別に行うフォローアップ指導を組み合わせて実施 |
| 実施結果 | 更生保護官署（保護観察所等）へ情報提供 |

指導内容の概要（中核プログラム）

| 単元 | 指導科目 |
|---|---|
| 第１回 | 大人になる① |
| 第２回 | 非行・犯罪について① |
| 第３回 | ルールについて |
| 第４回 | 契約について |
| 第５回 | 契約トラブルについて |
| 第６回 | 訴訟について |
| 第７回 | 家族について |
| 第８回 | 結婚について |
| 第９回 | 仕事について |
| 第10回 | 友人について |
| 第11回 | 非行・犯罪について② |
| 第12回 | 大人になる② |

※　短期社会適応課程及び保護観察復帰指導課程においては、6単元の短縮版を標準とする。

出典：法務省資料による。

さらに、法制審議会からの前記答申において、若年受刑者を対象とする処遇内容の充実が求められた。具体的には、刑事施設において、少年院の知見・施設を活用して、若年受刑者（おおむね26歳未満の受刑者）の特性に応じた処遇の充実を図ることとされ、①少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用した処遇を行うこと、②特に手厚い処遇が必要な者について、少年院と同様の建物・設備を備えた施設に収容し、社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心とした処遇を行うことが求められた。

これを踏まえ、①については、川越少年刑務所及び美祢社会復帰促進センターにおいて、若年受刑

者のうち、犯罪傾向が進んでいない者を収容し、小集団のユニットで共同生活を送らせることにより、基本的な生活能力、対人関係スキル等の向上を図り、受刑者と職員間の対話を通じた信頼関係に基づく処遇を行う「若年受刑者ユニット型処遇」を2022年度（令和４年度）から実施している。

また、②については、少年院であった「市原学園」を刑事施設に転用した「市原青年矯正センター」（**資5-80-3**参照）において、知的障害等を有し、特に手厚い処遇が必要な若年受刑者を収容の上、社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心として行う「少年院転用型処遇」を2023年度（令和５年度）から実施している。

**資5-80-3**　市原青年矯正センター（概要）

## 若年受刑者少年院転用型施設の矯正処遇

法務省矯正局

**背　景**

【法制審議会諮問第１０３号答申】
刑事施設において、**少年院の知見・施設**を活用して、**若年受刑者（おおむね２６歳未満の受刑者）の特性に応じた処遇の充実**を図ること。
1　少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用した処遇を行う。
2　**特に手厚い処遇が必要な者**について、**少年院と同様の建物・設備を備えた施設に収容し、社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心とした処遇**を行う。

**少年院転用型処遇対象者**

おおむね**２６歳未満**で**犯罪傾向の進んでいない男子受刑者のうち、知的障害、情緒障害若しくは発達障害を有し、又はこれらに準ずる者であって、社会適応のための訓練を要する者**等を対象者として選定

**少年院転用型処遇の基本的枠組**

・少年院を転用した刑事施設に収容し、**少年院の処遇環境を活用した少人数の寮単位での処遇**を実施
・少年院の知見を活用し、**個々の受刑者の特性に応じたきめ細かな矯正処遇、社会復帰支援**を展開
・**刑務官、教育専門官、調査専門官、福祉専門官等、多職種の職員が高密度に連携**

**市原青年矯正センター**（千葉県市原市）

○定員：７２名
○特徴：全受刑期間において若年受刑者少年院転用型処遇を実施

**カリキュラム（イメージ）**

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|---|---|---|---|---|---|
| AM | 刑務作業（職業訓練） | | | | |
| PM | コグトレ | 体育 | アサーショントレーニング | 教科指導 | 体育 |
| | 特別改善指導 | 障害特性別指導 | 自己理解指導 | 集会活動 | ライフスキル指導 |
| | 個別面接 | | 個別面接 | 集会活動 | 個別面接 |

※個別指導・集団指導を適切に組み合わせ、役割活動なども実施

**特性に応じた矯正処遇（イメージ）**

**【改善指導】**
・自己理解指導　・障害特性別指導　・ライフスキル指導
・認知機能・身体能力向上指導（コグトレ、ビジョントレーニング）
・対人関係円滑化指導（ＳＳＴ、アサーショントレーニング）　等

**【教科指導】**
・ICT機器の活用　・高卒認定試験受験指導

**【作業・職業訓練】**
・機能向上作業　・就労実務科　・ビルハウスクリーニング科　等

**社会復帰支援（イメージ）**

○在所中からの療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の取得に向けた調整
○出所後の社会適応を見据えた社会復帰支援（支援体制の構築、支援者等との関係構築等）の実施

出典：法務省資料による。

### 6　女性の抱える問題に応じた指導等【施策番号81】

法務省は、全国の女性刑事施設12庁のうち、PFI手法を活用した刑事施設※17である美祢社会復帰促進センター及び公共サービス改革法を活用した刑事施設※17である喜連川社会復帰促進センター以外の10庁の女性刑事施設において、女性受刑者特有の問題に対処するため、看護師、助産師、介護福祉士等、医療・福祉等の地域の専門家の協力・支援を得て、女性受刑者に対する助言・指導や職員に対する研修等を行う、「女子施設地域連携事業」を実施している。さらに、医療専門施設である東日本成人矯正医療センター、大阪医療刑務所及び北九州医療刑務所に、臨床心理士を配置し、全国の摂食障害女性受刑者を収容することで、より効果的な治療が受けられる体制の整備を行っており、全

※17 PFI手法や公共サービス改革法を活用した刑事施設
刑事施設の整備・運営にPFI（Private Finance Initiative）手法（公共施設等の建築、維持管理、運営等を民間の資金・ノウハウを活用して行う手法）や公共サービス改革法の活用が図られている施設。美祢社会復帰促進センター及び喜連川社会復帰促進センターにおいても、民間のノウハウとアイデアを活用し、女性受刑者特有の問題に着目した指導・支援を行っている。

国の女性刑事施設に収容中の摂食障害女性受刑者を当該医療専門施設に移送し、治療を実施している。また、2019年度（令和元年度）には、摂食障害治療・処遇体制の統一を図るため、これら医療専門施設に加え、全国の女性刑事施設の摂食障害治療・処遇に携わる職員（医師、看護師、臨床心理士、刑務官等）に対する集合研修を実施している。

少年院では、女子の少年院入院者の多くが虐待等の被害体験や性被害による心的外傷等の精神的な問題を抱えていることを踏まえ、2016年度（平成28年度）から、女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム（資5-81-1参照）を試行しつつ、同プログラムの効果検証を進め、2022年度（令和４年度）から本格的な運用を開始した。

さらに、地域社会の中でも女性の特性に配慮した指導・支援を推進するため、2017年度（平成29年度）から、女性や女子少年を受け入れる各更生保護施設において職員を１人増配置している。

**資5-81-1**　女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラムの概要

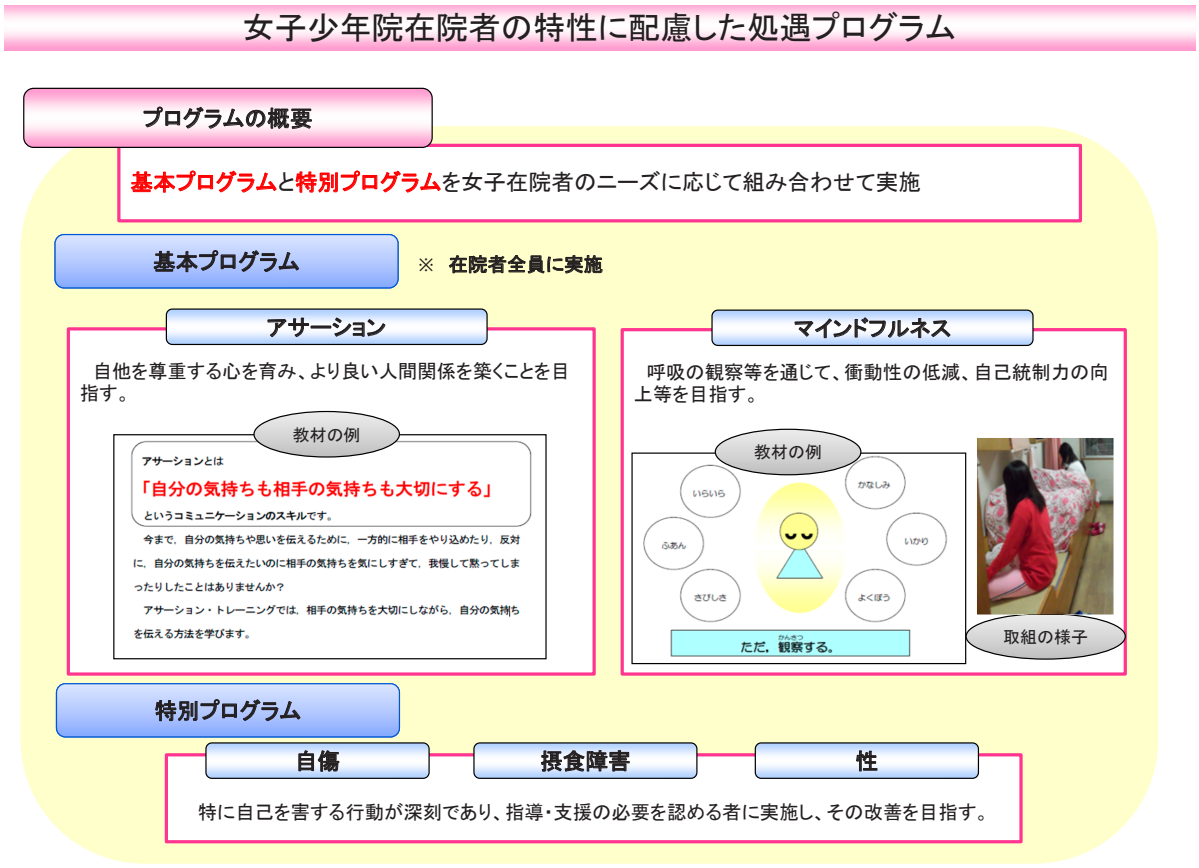


出典：法務省資料による。

## 7　発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等【施策番号82】

法務省は、少年院において、在院者の年齢や犯罪的傾向の程度等に着目し、一定の共通する類型ごとに矯正教育課程※18を定め、発達上の課題を有する者については、その特性に応じて、支援教育課程※19 Ⅰ～Ⅴのいずれかを履修するよう指定している（2022年（令和４年）、支援教育課程Ⅰ～Ⅴの

※18 矯正教育課程
在院者の年齢、心身の障害の状況及び犯罪的傾向の程度、社会生活への適応に必要な能力等、一定の共通する特性を有する在院者を類型ごとに、その類型に該当する在院者に対して行う矯正教育の重点的な内容及び標準的な期間を定めたもの。

※19 支援教育課程
障害又はその疑い等のため処遇上の配慮が必要な者に対して指定する矯正教育課程をいう。支援教育課程のうち、Ⅰは知的障害、Ⅱは情緒障害若しくは発達障害、Ⅲは義務教育終了者で知的能力の制約や非社会的行動傾向のある者等に対して指定する。また、Ⅳは知的障害、Ⅴは情緒障害若しくは発達障害のある者等で、犯罪的傾向が進んだ者に対して指定する。

いずれかを指定された在院者は439人（前年：411人））。また、発達上の課題を有する在院者の処遇に当たっては、「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」（資5-82-1参照）を活用しているほか、2018年度（平成30年度）からは、身体機能の向上に着目した指導を導入し、その充実に努めている。

保護観察所では、類型別処遇（【施策番号83】参照）における「発達障害」類型に該当する、又はその他発達上の課題を有する保護観察対象者について、必要に応じて、児童相談所や発達障害者支援センター等と連携するなどして、個別の課題や特性に応じた指導等を実施している。また、更生保護官署職員及び保護司に対し、発達障害に関する理解を深め、障害特性を理解した上で的確な支援を行うための研修や教材の整備を実施している。

**資5-82-1**　発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドラインの概要

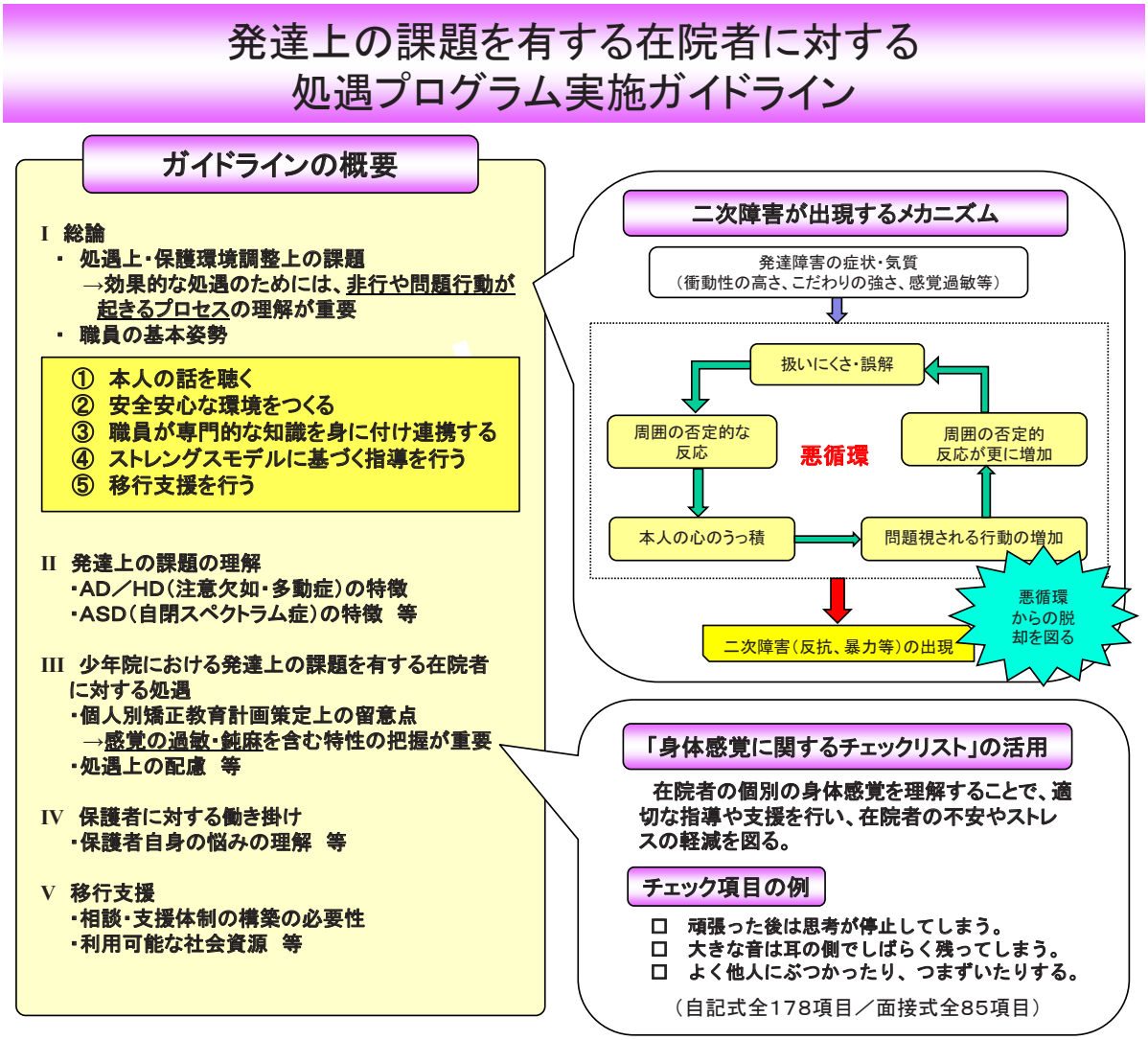


出典：法務省資料による。

## 8　その他の効果的な指導等の実施に向けた取組の充実

### （1）各種指導プログラムの充実【施策番号83】

法務省は、刑事施設において、性犯罪再犯防止指導（【施策番号68】参照）や薬物依存離脱指導（【施策番号44】参照）等の特別改善指導（資5-83-1参照、同指導の受講開始人員は資5-83-2参照）のほか、一般改善指導（資5-83-1参照）としてアルコール依存回復プログラム（資5-83-3参照）や暴力防止プログラム（資5-83-4参照）等を実施している。

特に、児童等に対する虐待行為をした受刑者に対しては、暴力防止プログラムの中で、再加害防止に向けて、本人の責任を自覚させ、暴力を振るうことなく生活するための具体的なスキルを身に付け、実践できるようにするため、家族を始めとした親密な相手に対する暴力に関するカリキュラムを実施しているほか、必要に応じて、犯した罪の大きさや被害者の心情等を認識させ、再び罪を犯さない決意を固めさせるための被害者の視点を取り入れた教育（【施策番号86】参照）も実施している。

少年院では、2018年（平成30年）から、特殊詐欺の問題性を理解させ、再犯・再非行を防止するための指導を一層充実・強化するための教材整備を行っており、ワークブックに加え、被害に関する理解等を深めるため、被害者の方々に協力いただいて視聴覚教材を作成し、2021年度（令和３年度）から、特殊詐欺に関与した少年院在院者を対象に、これらを用いて特殊詐欺非行防止指導を体系的に実施している。

保護観察所では、保護観察対象者に対し、認知行動療法に基づく専門的処遇プログラムを実施している（同プログラムの開始人員は**資5-83-5**参照）。専門的処遇プログラムは、性犯罪再犯防止プログラム（【施策番号68】参照）、薬物再乱用防止プログラム（【施策番号44】参照）、暴力防止プログラム（**資5-83-6**参照）及び飲酒運転防止プログラム（**資5-83-7**参照）の４種類がある。保護観察対象者の問題性に応じて、各プログラムを受けることを特別遵守事項として義務付けるほか、必要に応じて生活行動指針※20として設定するなどして実施している。なお、2022年度（令和４年度）からは、少年法等の一部を改正する法律（令和３年法律第47号）の施行に伴い、18歳以上の保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対する処遇の充実を図ることを目的として、各プログラムを特別遵守事項として義務付けて実施することを可能とする対象者の範囲を、従来の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者のみならず、18歳以上の保護観察処分少年及び少年院仮退院者にまで拡大し、特定の犯罪的傾向の改善のため、各プログラムを実施している。2022年（令和４年）における各プログラムの開始人員は、性犯罪再犯防止プログラムが77人、薬物再乱用防止プログラムが106人、暴力防止プログラムが39人、飲酒運転防止プログラムが２人となっている。

2019年（令和元年）から、児童に対する虐待行為をした保護観察対象者に対しては、暴力防止プログラム（児童虐待防止版）（**資5-83-8**参照）を試行的に実施し、身体的虐待につながりやすい考え方の変容、養育態度の振り返り、児童との適切な関わり方の習得、身体的虐待を防止するために必要な知識の習得を図っている。

また、2020年（令和２年）３月から、保護観察対象者のうち嗜癖的な窃盗事犯者に対しては、「窃盗事犯者指導ワークブック」や、自立更生促進センターが作成した処遇プログラムを活用し、窃盗の背景要因や問題を分析し、窃盗を止める意欲を高め、具体的な行動計画を考えさせることなどを通じて、その問題性に応じた保護観察処遇も実施している。

さらに、保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた処遇として「類型別処遇」を実施しているところ、保護観察の実効性を一層高めることを目的として、2021年（令和３年）１月から新たな「保護観察類型別処遇要領」を定め、同要領に基づき類型別処遇を実施している（**資5-83-9**参照）。同要領では、昨今の犯罪・非行情勢等を踏まえ、「ストーカー」、「特殊詐欺」、「嗜癖的窃盗」、「就学」類型を新設したほか、「精神障害」類型の下位類型として「発達障害」、「知的障害」類型を定めるなど、類型の区分を見直すとともに、保護観察対象者に対する類型ごとの処遇指針として、「類型別処遇ガイドライン」を新たに定め、同ガイドラインをアセスメント、保護観察の実施計画の作成及び処遇の実施等に活用した処遇を実施している。例えば、「特殊詐欺」類型の保護観察対象者については、特

※20 生活行動指針
保護観察における指導監督を適切に行うため必要があると認めるときに保護観察所の長が定める保護観察対象者の改善更生に資する生活又は行動の指針である。保護観察対象者は、生活行動指針に即して生活し、行動するよう努めることを求められるが、これに違反した場合に、直ちに不良措置をとられるものではない点で、特別遵守事項とは異なる。

殊詐欺グループ以外の居場所をもてるよう、就労や就学を中心とした健全な生活を送るための指導等を行うとともに、特殊詐欺が被害者に与えた影響について理解させ、罪しょう感を深めさせることにより、謝罪や被害弁済等の今後行うべきことを考えさせている。

**資5-83-1**　刑事施設入所から出所までの矯正指導の流れ（一般改善指導及び特別改善指導の概要）

出典：法務省資料による。

## 資5-83-2　刑事施設における特別改善指導の受講開始人員

（平成30年度～令和4年度）

| プログラムの種類 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 薬物依存離脱指導 | 9,728 | 8,751 | 7,707 | 7,493 | 7,418 |
| 暴力団離脱指導 | 694 | 557 | 551 | 383 | 374 |
| 性犯罪再犯防止指導 | 797 | 563 | 424 | 433 | 553 |
| 被害者の視点を取り入れた教育 | 793 | 696 | 538 | 468 | 530 |
| 交通安全指導 | 1,863 | 1,804 | 1,659 | 1,583 | 1,621 |
| 就労支援指導 | 3,526 | 3,664 | 2,952 | 2,900 | 2,868 |

注　法務省資料による。

## 資5-83-3　刑事施設におけるアルコール依存回復プログラムの概要

地域社会とともに
開かれた矯正へ

刑事施設における一般改善指導

### アルコール依存回復プログラム

■　指導の目標
　自己の飲酒の問題性を理解させ、その改善を図るとともに、再飲酒しないための具体的な方法を習得させる。

- 対象者　　1　飲酒運転などの交通事犯者
　　2　飲酒の問題が犯罪や本人の心身の健康に影響を与えている者
- 指導者　　刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、民間協力者（民間自助団体）等
- 指導方法　　認知行動療法に基づき、グループワークの手法を用いる。
- 実施頻度等　１単元６０分から９０分、１２単元、標準実施期間：３～６か月

カリキュラム

| 単元 | 項目 | 指導内容 |
|---|---|---|
| 1 | オリエンテーション | プログラムの目的とルールを理解し、全体の流れをつかむ。 |
| 2 | サイクルを止める | 飲酒のサイクルについて認識を深め、断酒を実現するための方法について知る。 |
| 3 | 外的引き金 | 外的引き金の知識を身につけ、自分の外的引き金は何かを知り、回避する方法を学ぶ。 |
| 4 | 内的引き金 | 内的引き金の知識を身につけ、自分の内的引き金は何かを知り、回避する方法を学ぶ。 |
| 5 | 断酒生活 | 断酒生活の経過イメージと各過程に生じる心身の特徴的な状態を理解する。 |
| 6 | 再飲酒の兆候（1） | 再飲酒の兆候の知識を身につけ、自分の思考的兆候は何かを知り、対処方法を学ぶ。 |
| 7 | 再飲酒の兆候（2） | 自分の行動的兆候は何かを知り、対処方法を学ぶ。 |
| 8 | ストレスへの対処方法 | ストレスと再飲酒の関係を理解し、自分のストレスの受け止め方の幅を広げる。 |
| 9 | スケジュール | 断酒生活の実現に向けたスケジュールを立てる。断酒生活を続ける心構えをつくる。 |
| 10 | 断酒生活の維持（1） | 断酒生活を継続するための要点を整理し、今後の人間関係について見直す。 |
| 11 | 断酒生活の維持（2） | 断酒生活を維持する対人関係の問題点について理解し、飲酒を断る対処方法や飲酒問題の解決方法を学ぶ。 |
| 12 | まとめ | これまで学習した対処方法などを整理し、断酒生活を実現させるための心構えを確立する。 |

出典：法務省資料による。

**資5-83-4**　刑事施設における暴力防止プログラムの概要

地域社会とともに
開かれた矯正へ

## 刑事施設における一般改善指導

# 暴力防止プログラム

■　指導の目標
1　暴力を振るうことなく施設内・社会内で生活できるよう、非暴力への動機付けを高めさせる。
2　暴力へと至る自己のパターンを認識させるとともに、そこから抜け出し、暴力以外の手段により将来の望ましい生活を達成するための方法をあらかじめ準備させる。
3　暴力を振るうことなく生活するための具体的なスキルについて、施設在所中から実践を通じて身に付けさせる。

● 対象者　本件が暴力事犯の者又は過去に暴力の問題を有する者
● 指導方法　認知行動療法の手法を取り入れたグループワーク、ロールプレイ、課題学習、討議、個別面接等
● 実施頻度等　１回６０～９０分、全１８回、おおむね４～６か月間で実施

カリキュラム

| 単元 | 項　目 | 概　要 |
|---|---|---|
| 1 | オリエンテーション | 自己紹介・ルール作り・流れの説明・暴力で得たもの、失ったものについて考える。 |
| 2 | 危ない場面での対処法 | 簡単にできる対処法を理解・修得する。 |
| 3 | 間を取って落ち着く | リラックス方法や間の取り方を理解・修得する。 |
| 4 | 暴力の道筋ときっかけ | 暴力に至る道筋ときっかけに気づき、そうならないための方法を考える。 |
| 5 | 暴力と身体的反応（体の変化） | 暴力と自己の身体的反応を理解する。 |
| 6 | 暴力と感情（気持ち） | 暴力と感情の関係を理解する。 |
| 7 | 暴力と思考（心のつぶやき） | 暴力と思考の関係を理解する。 |
| 8 | 思考チェンジ<br>～「MCC法」について～ | 暴力につながらない思考ができるようにするための方法を理解・修得する。 |
| 9 | 親密な相手への暴力（理解①） | DVや児童虐待等について理解する。 |
| 10 | 親密な相手への暴力（理解②） | |
| 11 | 親密な相手への暴力（対処法） | 親密な相手へ暴力を振るわないよう、対等な人間関係について考える。 |
| 12 | 理想のライフスタイル | 理想のライフスタイルを考え、その実現のための段取りを考える。 |
| 13 | 暴力に近づかないためのコミュニケーション | 暴力に近づかないためのコミュニケーション方法を理解・修得する。 |
| 14 | アサーション<br>～適切な自己主張～ | 適切な自己主張を行うためのコミュニケーション方法を理解・修得する。 |
| 15 | 問題を解決する（計画） | 問題を解決する手段を理解するとともに、ロールプレイを通した実践を行う。 |
| 16 | 問題を解決する（実践） | |
| 17 | これまでを振り返る | プログラムを振り返り、自分の変化を確認する。 |

出典：法務省資料による。

## 資5-83-5　保護観察所における専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員

①仮釈放者

| プログラムの種類 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 性犯罪再犯防止プログラム | 589 | 542 | 510 | 442 | 455 |
| 薬物再乱用防止プログラム | 1,811 | 1,823 | 1,797 | 1,661 | 1,588 |
| 暴力防止プログラム | 167 | 174 | 153 | 118 | 117 |
| 飲酒運転防止プログラム | 186 | 169 | 173 | 177 | 143 |

②保護観察付全部執行猶予者

| プログラムの種類 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 性犯罪再犯防止プログラム | 299 | 286 | 256 | 273 | 241 |
| 薬物再乱用防止プログラム | 418 | 330 | 298 | 323 | 265 |
| 暴力防止プログラム | 103 | 112 | 103 | 92 | 82 |
| 飲酒運転防止プログラム | 75 | 83 | 51 | 53 | 51 |

③保護観察付一部執行猶予者

| プログラムの種類 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 性犯罪再犯防止プログラム | 20 | 28 | 25 | 16 | 19 |
| 薬物再乱用防止プログラム | 892 | 1,345 | 1,407 | 1,255 | 1,173 |
| 暴力防止プログラム | 9 | 2 | 4 | 7 | 2 |
| 飲酒運転防止プログラム | 6 | 3 | 3 | 1 | 3 |

注　1　法務省資料による。
2　「暴力防止プログラム」及び「飲酒運転防止プログラム」については、プログラムによる処遇を特別遵守事項によらずに受けた者を含む。
3　「性犯罪再犯防止プログラム」については、平成29年から令和４年３月までは、「性犯罪者処遇プログラム」による処遇の開始人員を計上している。
4　仮釈放期間満了後、一部執行猶予期間を開始した保護観察付一部執行猶予者については、「仮釈放者」及び「保護観察付一部執行猶予者」の両方に計上している。

## 資5-83-6　保護観察所における暴力防止プログラムの概要

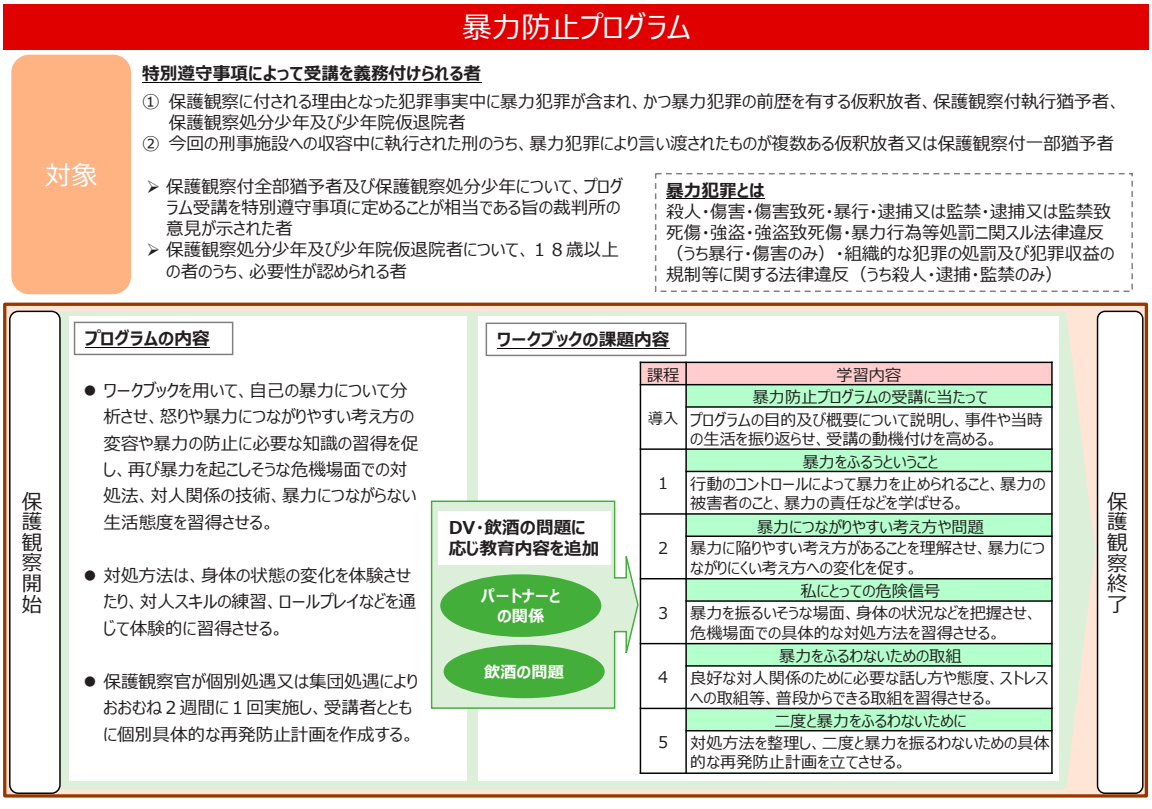


出典：法務省資料による。

## 資5-83-7　保護観察所における飲酒運転防止プログラムの概要

### 飲酒運転防止プログラム

**対象**

**特別遵守事項によって受講を義務付けられる者**

- 保護観察に付される理由となった犯罪事実中に以下の罪に当たる事実が含まれる仮釈放者、保護観察付執行猶予者、保護観察処分少年又は少年院仮退院者
  - 保護観察付全部猶予者及び保護観察処分少年について、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者
  - 保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、１８歳以上の者のうち、必要性が認められる者

① 危険運転致死傷（自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第２条（第１号に限る。）及び第３条第１項）※
② 酒酔い運転（道路交通法第１１７号の２第１号）
③ 酒気帯び運転（道路交通法第１１７号の２の２第３号）
④ 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第４条）※
※アルコールの影響による行為に係るものに限る。同法第６条第１項から第３項により無免許運転による刑の加重を受ける場合を含む。

保護観察開始

**プログラムの内容**

- ワークブックを用いて、アルコールに関する正しい知識を得るとともに、自己の飲酒状況について振り返りを行い、再び飲酒運転を繰り返さないための対処方法等を考えさせる。
- アルコールに関する専門医療機関や自助グループに関する知識を付与することによって、適切な措置を受けるよう働き掛ける。
- 保護観察官が個別処遇又は集団処遇によりおおむね２週間に１回実施し、受講者とともに個別具体的な再発防止計画を作成する。

**ワークブックの課題内容**

| 課程 | 学習内容 |
|---|---|
| 導入 | オリエンテーション<br>プログラムの目的及び概要を説明した上でアセスメントを実施し、処遇につながる情報を入手する。 |
| 1 | 飲酒運転の影響について考える<br>飲酒運転の結果を振り返らせ、飲酒運転を繰り返さないことへの動機付けをする。 |
| 2 | アルコールが運転や心身に及ぼす影響について学ぶ<br>アルコールが運転や心身に及ぼす影響について学ばせ、自分とアルコールとの関係について振り返らせる。 |
| 3 | アルコールのもたらす悪影響について学ぶ<br>アルコールやアルコール依存症について理解を深めさせ、一般的な問題解決手段についての知識を習得させる。 |
| 4 | 飲酒運転につながる危険な状況を知る<br>飲酒運転のひきがねとなることがらを特定し、そのひきがねに出会った場合及び出会わないための対処方法を考えさせる。 |
| 5 | 飲酒運転をしないための対処方法を考える<br>飲酒運転をしないための再発防止計画を作成し、これから実行していくことへの動機を高めさせる。 |

保護観察終了

出典：法務省資料による。

## 資5-83-8　保護観察所における暴力防止プログラム（児童虐待防止版）の概要

### 暴力防止プログラム（児童虐待防止版）

**暴力防止プログラム（児童虐待防止版）の試行の実施について**

児童相談所への児童虐待相談対応件数が平成28年度に12万件を超え，虐待により年間約80人もの子供の命が失われている現状に鑑み，平成30年7月20日に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が閣議決定された。

保護観察所においても，「関係機関と連携しつつ，適切な指導や支援に取り組む」こととされており，児童虐待により保護観察となった者の再犯防止を図ることが急務となっていることから，児童虐待加害者に特化した暴力防止プログラムを作成し，内容の適正化を測るため，一定期間，試行的に実施するものである。

**受講対象者**

**特別遵守事項によって受講を義務付けられる者**

① 保護観察に付される理由となった犯罪事実中に児童虐待防止法第2条第1項第1号（身体的虐待）が含まれる仮釈放者及び保護観察付執行猶予者

② ①に該当しない者のうち，従前の暴力防止プログラムの受講が義務付けられる者であり，身体的虐待行為を反復する傾向が認められ，本プログラムによる実施が適切であると認められる者

※保護観察付全部猶予者の場合は，プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者

**内容**

○ ワークブックを用いて，自己の暴力について分析させ，暴力につながりやすい考え方の変容や，暴力の防止に必要な知識のほか，養育態度の振り返り，子供との適切な関わり，子供の発達についての知識の習得を促す。

○ 暴力を起こしそうな危機場面での対処法，対人関係の技術，暴力につながらない生活態度を習得させる。

○ 対処方法として，子供に対して本当にしたかったことへの気付きや，子供に対して気持ちが伝わりやすい言動等を，ロールプレイなどを通じて体験的に習得させる。

○ 保護観察官が個別処遇により，おおむね2週間に1回実施し，受講者とともに個別具体的な再発防止計画を作成する。

**ワークブックの課題内容について**

| 課程 | 学習内容 |
|---|---|
| 1 | 暴力をふるうということ<br>事件当時の生活状況を振り返り，事件に至ったきっかけや考え方を整理する。 |
| 2 | 子供の気持ち・暴力につながりやすい考え方<br>子供の気持ちを考え，暴力につながりやすい考え方の癖を知り，柔軟な考え方を考える。 |
| 3 | 危険信号と対処<br>暴力をふるいそうな場面，身体の状況などを把握させ，危機場面での具体的な対処方法を習得する。 |
| 4 | 暴力をふるわないための取組<br>気持ちが伝わりにくい言動や伝わりやすい言動を知り，ロールプレイを通して適切な方法を実践的に学ぶ。 |
| 5 | 二度と暴力をふるわないために<br>対処方法を整理し，二度と暴力をふるわないための具体的な再発防止計画を立てる。 |

出典：法務省資料による。

## 資5-83-9　保護観察所における類型別処遇の概要

**類型別処遇**

**類型別処遇の目的**

保護観察対象者の問題性その他の特性を，その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し，各類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた処遇の方法等に関する知見を活用した保護観察を実施するための指針（※）を定め，犯罪又は非行の要因及び改善更生に資する事項に関する分析，保護観察の実施計画の作成並びにその実施等に活用することにより，保護観察の実効性を高めることを目的とするもの。

**※類型別処遇ガイドライン**

類型別処遇を実施するための指針として作成したものであり，右記４領域16類型について，その定義を述べた上で，見立てをするための視点を提示し，そのための情報収集の留意事項を記載したほか，各類型に適合した処遇の方法の例を記載している。

| 類型の区分 | |
|---|---|
| 関係性領域 | 児童虐待 |
| | 配偶者暴力 |
| | 家庭内暴力 |
| | ストーカー |
| 不良集団領域 | 暴力団等 |
| | 暴走族 |
| | 特殊詐欺 |
| 社会適応領域 | 就労困難 |
| | 就学（中学生） |
| | 精神障害（発達障害，知的障害） |
| | 高齢 |
| 嗜癖領域 | 薬物 |
| | アルコール |
| | 性犯罪 |
| | ギャンブル |
| | 嗜癖的窃盗 |

出典：法務省資料による。

### (2) 社会貢献活動等の充実【施策番号84】

法務省は、刑事施設において、受刑者に社会に貢献していることを実感させることで、その改善更生、社会復帰を図ることを目的として、2011年度（平成23年度）から公園の清掃作業を行うなどの社会貢献作業を実施している（2022年度（令和４年度）は、刑事施設37庁が（前年度：31庁)、55か所の事業主体（前年度：45か所）との協定の下、社会貢献作業を実施)。

少年院では、全庁で特別活動指導※21として社会貢献活動を実施しており、公園や道路の清掃等、在院者の特性や地域社会の実情等に応じた活動を行っている（**写真5-84-1**参照)。

**写真5-84-1　社会貢献活動（小学校下駄箱塗装）**

写真提供：法務省

保護観察所では、保護観察対象者に対し、自己有用感のかん養、規範意識や社会性の向上を図るため、公園や河川敷等公共の場所での清掃活動や、福祉施設での介護補助活動といった地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を継続的に行う社会貢献活動（**資5-84-1**参照）を、特別遵守事項として義務付けたり、必要に応じて生活行動指針として設定して実施している。

また、保護観察所における社会貢献活動について、より効果的な運用を図ることを目的として、全国８ブロックにおいて地方別協議会を開催し、社会貢献活動の実施状況等について情報交換を行うほか、効果が認められた実践や当面している課題等に関する協議を行っている。

2022年度（令和４年度）末現在、社会貢献活動場所として2,085か所（前年度：2,069か所）が登録されており、その内訳は、福祉施設が1,029か所（前年度：1,027か所)、公共の場所が813か所（前年度：806か所)、その他が243か所（前年度：236か所）となっている。2022年度（令和

※21 特別活動指導
少年院法第29条に規定される、在院者に対し、その情緒を豊かにし、自主、自律及び協同の精神を養わせることを目的とした指導で、社会貢献活動、野外活動、運動競技、音楽、演劇等に関する指導を行っている。

４年度）においては362回（前年度：322回）の社会貢献活動を実施し、延べ570人（前年度：554人）が参加した。

**資5-84-1**　保護観察所における社会貢献活動の概要

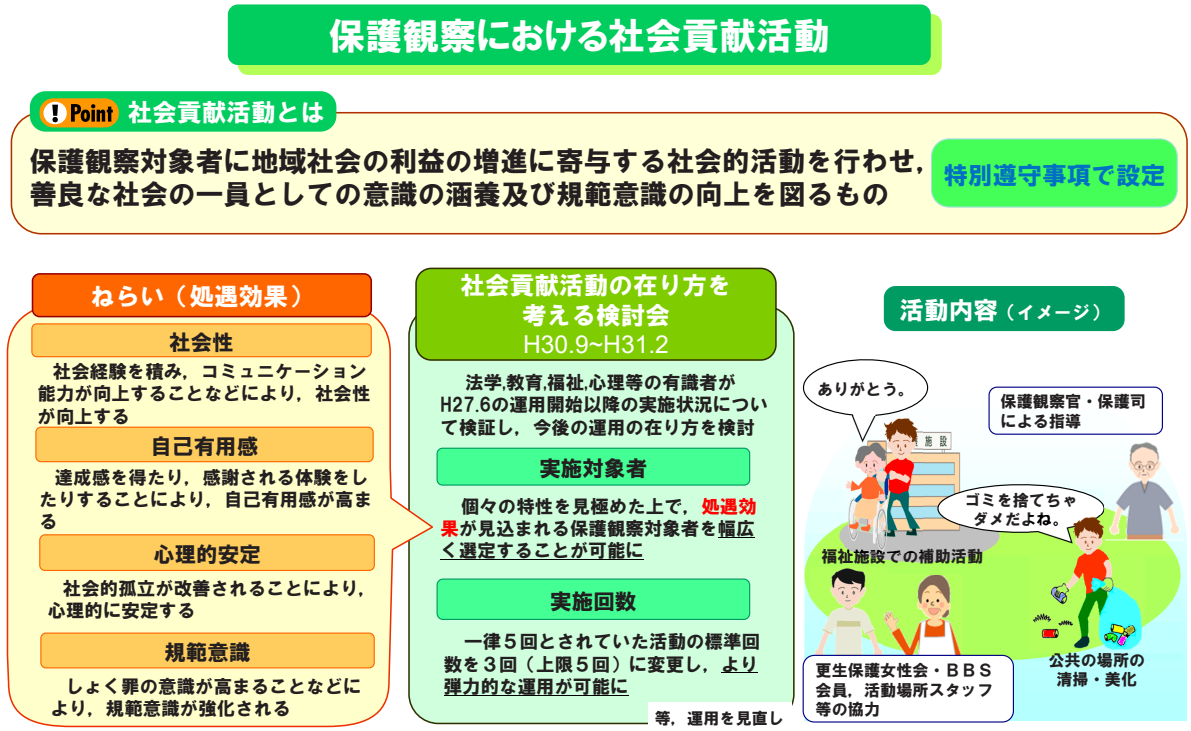


出典：法務省資料による。

### (3) 関係機関や地域の社会資源の一層の活用【施策番号85】

法務省では、刑事施設や少年院、保護観察所において、ダルク※22や自助グループ※23を始めとする民間団体や関係機関、地域社会等と連携し、処遇等を行っている。

また、法務省及び厚生労働省は、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」（【施策番号52】参照）を策定し、保護観察付一部執行猶予者等の薬物依存者を支援対象として、都道府県や医療機関等を含めた関係機関や民間支援団体と緊密に連携し、その機能や役割に応じた支援を効果的に実施している。

## 9　犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等【施策番号86】

法務省は、刑事施設において、罪の大きさや犯罪被害者等の心情等を認識させるとともに、犯罪被害者等に誠意を持って対応するための方法を考えさせるため、特別改善指導（【施策番号83】参照）として被害者の視点を取り入れた教育（**資5-86-1**参照）を実施している（2022年度（令和４年度）の受講開始人員は530人（前年度：468人）であった）。

少年院では、全在院者に対し、被害者心情理解指導を実施している。また、特に被害者を死亡させ、又は被害者の心身に重大な影響を与えた事件を起こし、犯罪被害者や遺族に対する謝罪等につい

※22 ダルク
Drug Addiction Rehabilitation Centerの略称。薬物依存症者の回復を支援する民間のリハビリ施設。
※23 自助グループ
同じ問題を抱える仲間同士が集まり、互いに悩みを打ち明け、助け合って問題を乗り越えることを目的として、ミーティングが行われている。具体的には、薬物依存症者の回復を支援するNA（Narcotics Anonymous）、アルコール依存者の回復を支援するAA（Alcoholics Anonymous）、ギャンブル等依存者等の回復を支援するGA（Gamblers Anonymous）などがある。

て考える必要がある者に対しては、特定生活指導として、被害者の視点を取り入れた教育（**資5-86-2**参照）を実施しており、2022年（令和４年）は、41名（前年：48人）が修了した。これらの指導の結果は、継続的な指導の実施に向け、保護観察所に引き継いでいる。

なお、矯正施設及び保護観察所では、家庭裁判所や検察庁等から送付される処遇上の参考事項調査票等に記載されている犯罪被害者等の心情等の情報を指導に活用している。

保護観察所では、犯罪被害者等の申出に応じ、犯罪被害者等から被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制度（心情等伝達制度）を実施しており、当該対象者に対して、被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせる指導監督を徹底している（2022年（令和４年）中に、心情等を伝達した件数は170件（前年：182件））。また、被害者を死亡させ若しくはその身体に重大な傷害を負わせた事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件による保護観察対象者に対し、しょく罪指導プログラム（**資5-86-3**参照）による処遇を行うとともに、犯罪被害者等の意向にも配慮して、誠実に慰謝等の措置に努めるよう指導している（2022年（令和４年）に、しょく罪指導プログラムの実施が終了した人員は373人（前年：371人））。

さらに、「第４次犯罪被害者等基本計画」（令和３年３月30日閣議決定）、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」※24報告書、法制審議会からの諮問第103号に対する答申（【施策番号80】参照）を踏まえ、しょく罪指導プログラムの内容を充実させるとともに実施対象を拡大するなど、犯罪被害者等の思いに応える保護観察処遇の一層の充実を図っている。

加えて、一定の条件に該当する保護観察対象者を日本司法支援センター（法テラス）※25に紹介し、被害弁償等を行うための法律相談を受けさせ、又は弁護士、司法書士等を利用して犯罪被害者等との示談交渉を行うなどの法的支援を受けさせており、保護観察対象者が、犯罪被害者等の意向に配慮しながら、被害弁償等を実行するよう指導・助言を行っている。

※24 更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会
犯罪被害者等の心情等を踏まえた保護観察処遇を実現させるための方策等を検討することを目的に、2019年（平成31年）に法務省保護局長が設置した検討会であり、2020年（令和２年）に提言内容を含む報告書を取りまとめた。

※25 日本司法支援センター（法テラス）
国により設立された、法による紛争解決に必要な情報やサービスを提供する公的な法人。

資5-86-1　刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育の概要

地域社会とともに
開かれた矯正へ

## 刑事施設における特別改善指導

# 被害者の視点を取り入れた教育

■　指導の目標

自らの犯罪と向き合うことで、犯した罪の大きさや被害者やその遺族等の心情等を認識させ、被害者やその遺族等に誠意を持って対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせる。

- 対象者　被害者の命を奪い、又はその身体に重大な被害をもたらす犯罪を犯し、被害者やその遺族等に対する謝罪や賠償等について特に考えさせる必要がある者
- 指導者　刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、 民間協力者（被害者やその遺族等、被害者支援団体のメンバー、被害者問題に関する研究者、警察及び法曹関係者等の専門家）
- 指導方法　ゲストスピーカー等による講話、グループワーク、課題図書（被害者の手記等）、役割交換書簡法　等
- 実施頻度等　１単元５０分　１２単元　標準実施期間：３～６か月

### カリキュラム

| 項　目 | 指導内容 | 方法 |
|---|---|---|
| オリエンテーション | 受講の目的と意義を理解させる。（カリキュラムの説明、動機付け） | 講義 |
| 命の尊さの認識 | 命の尊さや生死の意味について、具体的に考えさせる。 | 講話、グループワーク、課題読書指導 |
| 被害者（その遺族等）の実情の理解 | 被害者及びその遺族等の気持ちや置かれた立場、被害の状況について、様々な観点から多角的に理解させる。<br>①精神的側面<br>②身体的側面<br>③生活全般 | 講話（ゲストスピーカー等）、視聴覚教材の視聴、講義、課題読書指導（被害者の手記等） |
| 罪の重さの認識 | 犯罪行為を振り返らせ、客観的に自分が犯した罪の重さ、大きさを認識させる。 | 課題作文、グループワーク |
| 謝罪及び弁償についての責任の自覚 | 被害者及びその遺族等に対して、謝罪や弁償の責任があるということについて自覚させる。 | グループワーク、役割交換書簡法、講話（ゲストスピーカー等） |
| 具体的な謝罪方法 | 具体的な謝罪の方法について自分の事件に沿って考えさせる。 | グループワーク、課題作文 |
| 加害を繰り返さない決意 | 再加害を起こさないための具体的方策を考えさせるとともに、実行することの難しさを自覚させる。 | グループワーク、視聴覚教材の視聴<br>講義 |

ゲストスピーカー

被害者について十分な知識と理解を持ち、受刑者の社会復帰に賛同している、犯罪被害者支援団体のメンバーや犯罪被害者（その家族等）を刑事施設に招へいし、受刑者に対し、被害者（その家族等）の苦しみや心の傷について話していただいている。

出典：法務省資料による。

資5-86-2　少年院における被害者の視点を取り入れた教育の概要

# 少年院における特定生活指導（被害者の視点を取り入れた教育）

★ 指導目標
　自己の犯罪・非行が与えた被害を直視し、その重大性や被害者の置かれている状況を認識するとともに、被害者及びその家族に対する謝罪の意思を高め、誠意を持って対応していくための方策について考える。

● 対象者　　被害者を死亡させ又は生命、身体若しくは自由を害し心身に重大な影響を与えた事件を犯し、被害者等に対する謝罪等について考える必要がある者

● 指導内容　　①受講者全員に対して統一的に行う中核プログラム、②受講者の個々の必要性に応じて選択的に行う周辺プログラムを組み合わせて実施

● 実施結果　　更生保護官署（保護観察所等）へ情報提供

## 指導内容の概要

| 項目 | 指導内容 | 指導方法 |
|---|---|---|
| ①中核プログラム（共通） | 自己の与えた被害を直視し、非行の重大性や被害者等の現状を認識するとともに、被害者等に対する謝罪等の気持ちを高めるための指導 | ・「責任を考える」（ワークブック）を用いた個別指導又はグループワーク |
| ②周辺プログラム | 被害者等の心情を正面から受け止めるための指導（３級及び２級の段階に実施することが望ましい） | ・ゲストスピーカーによる講話<br>・個別面接指導<br>・課題作文指導<br>・読書指導　　等 |
| | 自己の非行に目を向けるとともに、罪障感を高め、謝罪等に向けた決意を固めるための指導（２級及び１級の段階に実施することが望ましい） | ・ロールレタリング<br>・個別面接指導<br>・課題作文指導　等 |

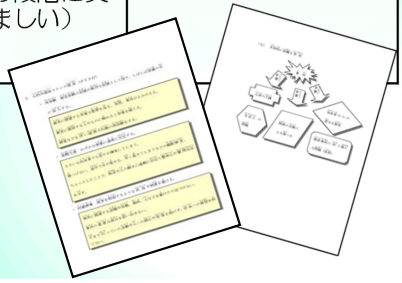

## 中核プログラム

○ 実施形式　　個別指導又はグループワーク

○ 指導時間数　12単元（１単元100分）

| 単元 | 指導科目 |
|---|---|
| 第１回 | 被害者の方等が受けた被害について理解する |
| 第２回 | 自分と向き合う |
| 第３回 | 事実と向き合う① |
| 第４回 | 事実と向き合う② |
| 第５回 | 事件への自分の関与について考える |
| 第６回 | 被害者の方等の視点から考える |
| 第７回 | 償いについて考える① |
| 第８回 | 償いについて考える② |
| 第９回 | 償いについて考える③ |
| 第10回 | 償いを実現するための方法について考える① |
| 第11回 | 償いを実現するための方法について考える② |
| 第12回 | これからの生き方について考える |

出典：法務省資料による。

**資5-86-3**　保護観察所におけるしょく罪指導プログラムの概要

## しょく罪指導プログラム

**対　象**
○ 被害者を死亡させ若しくはその身体に重大な傷害を負わせた事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件により保護観察に付された者（短期保護観察、交通短期保護観察及び更生指導を受けている者を除く）
○ その他、被害の状況や被害者感情等も踏まえ、指導プログラムを実施することが必要と判断された者

**目　的**
対象者に、犯した罪の大きさを認識させ、悔悟の情を深めさせることを通じ、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対し、その意向に配慮しながら誠実に対応するよう促すことを目的とする。

**実施方法**
保護観察官及び保護司による個別指導
ワークブックに沿って各課程の内容について実施対象者と話し合いながら学習を行う

**内　容**

導　入　保護観察開始当初の面接等において、指導プログラムの内容、方法等必要な事項を説示するほか、自己の犯罪行為を振り返らせ、指導プログラムに取り組む動機付けを行う。

第１課程　自己の犯した罪の重さを認識させるとともに、加害者として負うべき責任について考えさせる。

第２課程　被害者等の心情や置かれている状況等を理解させる。

第３課程　被害者等に対する謝罪及び被害弁償に関する対応の状況や考えについて整理させる。

第４課程　具体的なしょく罪計画を策定させる。

しょく罪計画の実行に向けた指導、しょく罪計画の見直し

出典：法務省資料による。

### 10　再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究【施策番号87】

法務省は、検察庁、矯正施設及び更生保護官署がそれぞれのシステムで保有する対象者情報のうち、相互利用に適する情報を対象者ごとにひも付けることにより、一元的に管理・共有する刑事情報連携データベースシステム（SCRP※26）を運用している。その上で、他の機関が個々の対象者に実施した処遇・支援等の内容の詳細を把握できる「データ参照機能」や、再犯の状況把握や施策の効果検証等を簡易・迅速化する「データ分析機能」を利用することにより、①再犯の状況や施策の実施状況の迅速かつ効率的な把握や、②各機関における個々の対象者に対する処遇・支援等の充実、③施策の効果検証や再犯要因等の調査研究の推進を行い、必要に応じ、施策の見直しや新たな施策の企画を行うなどして再犯防止施策の推進を図っている。

また、効果検証センター※27においては、矯正処遇、矯正教育、社会復帰支援、鑑別・観護処遇等に係る効果検証に加え、アセスメントツール（例えば、受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）（【施策番号66】参照）、法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）（【施策番号66】参照））や処遇プログラムの開発及び維持管理に資する研究等を体系的に実施している※28。そのほか、

※26 System for Crime and Recidivism Preventionの略称。システムの機能と実績、活用例等については、令和３年度法務省行政事業レビュー公開プロセス資料参照。
(https://www.moj.go.jp/content/001350629.pdf)

※27 効果検証センター
矯正行政における証拠に基づく政策立案（Evidence Baced Policy Making、EBPM）の担い手として、刑事施設や少年院における処遇プログラムの開発やその再犯防止効果の検証、受刑者や非行少年の再犯可能性や指導・教育上の必要性を把握するアセスメントツールの開発・維持管理等を行う矯正研修所の部署。

有為な人材の育成や職員の職務能力向上に資するため、外部専門家を講師に招いて、拡大研修会を計画的に企画・実施しており、2022年度（令和４年度）は、知能検査の概要と解釈の実践、トラウマインフォームドケア、近年の薬物依存の理解と対応、高齢者のアセスメントと処遇等をテーマとして取り上げた。

なお、2020年（令和２年）６月に性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において取りまとめられた「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を踏まえ、仮釈放中の性犯罪者等にGPS機器の装着を義務付けること等について、2022年度（令和４年度）中に、法務省において諸外国の調査を行ったところであり、今後その結果を取りまとめることとしている。

法務総合研究所では、2022年（令和４年）10月に発刊した研究部報告63「犯罪者・非行少年の生活意識と価値観に関する研究」※29及び同年12月に発刊した令和４年版犯罪白書※30の特集の一つである「犯罪者・非行少年の生活意識と価値観」において、犯罪者・非行少年に対して実施した質問紙調査の結果を分析し、その特徴、再犯・再非行のリスク要因、改善更生の契機、改善更生のためのニーズ等についてまとめて報告している。2023年（令和５年）３月には、研究部報告64「特殊詐欺事犯者に関する研究」※31を発刊し、近年の特殊詐欺事犯をめぐる情勢のほか、裁判書や刑事確定記録、詐欺・窃盗初入者に対する質問紙調査結果等を用いて、特殊詐欺事犯者の基本的属性、科刑状況、再犯状況等に関する特徴を中心にまとめて報告した（【施策番号100】参照）。

※28 効果検証センターにおける研究結果
刑事施設における職業訓練の効果検証結果について
（URL：https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei13_00004.html）

※29 研究部報告63「犯罪者・非行少年の生活意識と価値観に関する研究」
https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00116.html

※30 令和４年版犯罪白書
https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/69/nfm/mokuji.html

※31 研究部報告64「特殊詐欺事犯者に関する研究」
https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00119.html

Column 6

## 長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援モデル事業について

長崎刑務所

長崎刑務所は長崎県諫早市に所在する刑事施設であり、犯罪傾向の進んだ26歳以上の男子受刑者を収容しています。当所は、全国の刑事施設に先駆けて福祉的な観点を取り入れた指導や支援を推進してきた経緯があり、地元の関係機関や福祉事業者との連携実績もあることから、2019年（平成31年）4月に全国の刑事施設で唯一「社会復帰支援部門」を設立しました。以降、認知症等の配慮を要する高齢受刑者を九州各地の刑事施設から一定数集約し、身体機能や認知機能の維持向上を図る処遇を実施しています。

以上の取組に加え、当所では2022年度（令和４年度）から「知的障害受刑者処遇・支援モデル事業」を実施することになりました。過去の調査研究において、刑事施設には知的障害を有する受刑者が一定数存在していることや、これらの受刑者は刑務所を出所してから再入所するまでの期間が短く、また、刑事施設の入所回数が多い傾向があることが明らかになっています。つまり、知的障害を有する受刑者は、必要な支援が得られないまま出所した場合、短期間で再犯を繰り返してしまうことが懸念され、その再犯防止のためには障害特性に対応した処遇・支援体制の整備が求められます。このような観点から本事業が実施されることになりましたが、刑事施設単独で事業を進めるには専門的知見やノウハウが不十分であるため、触法障害者の支援の実績を有する社会福祉法人南高愛隣会と業務委託契約を締結し、「①特性に応じたアセスメントと処遇計画の立案、②処遇計画に基づく訓練・指導、③療育手帳等の取得に向けた調整、④息の長い寄り添い型支援を可能とする調整」を事業の４つの柱として2022年（令和４年）10月から本格的に事業をスタートしました。

以後、九州各地の刑事施設から対象者の受入れを進め、対象者個々に作成した処遇計画に基づいて各種プログラムを実施しています。比較的知的能力が高い者には「ジョブトレーニング」や「ビジネスマナー指導」を実施し、就労に必要な知識や技術を身に付けさせています。一方、知的能力の制約が比較的大きい者には、「農園芸作業」のほか、「体感協調プログラム」（和太鼓の練習）や「感情表現プログラム」（絵画作成）を実施し、他者と協調して行動する力や自己表現力を育む指導を実施しています。また、「犯罪防止学習」や「対人関係プログラム」、「生活スキルアップ学習」を共通プログラムとして実施し、再犯防止につながる知識や社会的スキルの習得も目指しています。当初、プログラムの受講に難色を示した者も回数を重ねるごとに意義を感じるようになり、現在はほとんどの対象者が意欲的にプログラムを受講しています。

療育手帳の取得等、地方自治体が窓口となる福祉的支援の調整のほか、出所後の息の長い寄り添い型支援の実現のためには、地域社会の理解と協力が重要であることから、2023年（令和５年）１月16日に長崎県、諫早市及び当所の三者で地域連携協定を締結しました。また、本事業の効果検証に協力をいただくため、日本福祉大学と法務省矯正局が同日、効果検証に関する連携協定を締結しています。

本事業は５か年計画のモデル事業であり、その効果を検証した上で、当所以外の刑事施設にも取組を拡大していくことを目指しています。前例のない新たな取組であり、乗り越えなければならない課題も多々ありますが、本事業を通じて知的障害を有する受刑者の再犯防止を推進しつつ、多機関の協力をいただきながら、「誰一人取り残さない」社会の実現につなげていければと考えています。

体感協調プログラム（和太鼓の練習）の様子

長崎刑務所知的障害受刑者処遇・
支援モデル事業に係る協定締結式の様子

# 第6章

再犯防止啓発月間ポスター

## 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

第1節 民間協力者の活動の促進等 …… 140

# 第6章 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

## 第1節 民間協力者の活動の促進等

### 1 民間ボランティアの確保

#### (1) 民間ボランティアの活動に関する広報の充実【施策番号88】

警察は、2023年（令和５年）４月現在、少年警察ボランティアとして、少年補導員約４万6,000人、少年警察協助員約220人及び少年指導委員約6,000人を委嘱しているほか、2023年（令和５年）３月現在、大学生ボランティア約7,300人が全国で活動している。これらのボランティアの活動への理解や協力を促進するため、啓発資材の作成・配布、警察のウェブサイト※1等を通じて、ボランティア活動に関する広報を行っている。

法務省は、“社会を明るくする運動”（【施策番号101】参照）の広報・啓発行事や、ツイッター等のソーシャルネットワーキングサービス※2を通じて更生保護ボランティア（【コラム７】参照）の活動を紹介したり、啓発資材を作成・配布したりすることによって、更生保護ボランティアの活動に関する広報の充実を図っている。

また、法務省は、保護司の適任者確保や保護司活動への協力の促進を図るため、保護司が地域の関係機関・団体、民間企業等に対し、保護司活動等について紹介する保護司セミナー※3に取り組んでいる。

#### (2) 更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供【施策番号89】

法務省は、地域の実情に応じ、保護司活動インターンシップ※4を実施している。その内容は、保護司会が実施する自主研修や犯罪予防活動に地域住民等が参加するものであるが、実際に保護司活動を体験することにより、保護司に対する理解が深まり、保護司の委嘱につながるなど一定の成果が見られている。

#### (3) 保護司候補者検討協議会の効果的な実施等【施策番号90】

法務省は、保護司適任者に関する有益な情報が得られるよう、保護司会と協力し、保護司候補者検討協議会※5を開催している。同協議会は、特に保護司が必要な区域において開催され、地方公共団体の職員等、地域の実情をよく把握した人を構成員として選定している。

---

※1 警察庁ウェブサイト「少年非行防止対策」URL
(https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/index.html)

※2 更生保護ボランティアの活動を紹介するソーシャルネットワーキングサービス
法務省ツイッター（https://twitter.com/MOJ_HOUMU）
法務省保護局ツイッター（https://twitter.com/MOJ_HOGO）
法務省保護局インスタグラム（https://www.instagram.com/moj_kouseihogo/）

※3 保護司セミナー
保護司が地域の関係機関・団体、民間企業等に対し保護司活動等について紹介することにより、保護司活動に対する理解と関心を高め、保護司適任者を確保する間口の拡大及びそれら団体等の保護司活動への協力を促すことを目的としているもの。都道府県保護司会連合会により開催されている。

※4 保護司活動インターンシップ
地域住民等の保護司活動に対する理解と関心を高め、保護司の確保に資することを目的として、保護司会が地域住民又は関係機関・団体に所属する方々に保護司活動を体験する機会を提供するもの。

※5 保護司候補者検討協議会
保護区内の保護司候補者を広く求め、必要な情報の収集及び交換を行うことを目的として、保護観察所と保護司会が共同で設置するもの。保護司のほか、町内会又は自治会関係者、社会福祉事業関係者、教育関係者、地方公共団体関係者、地域の事情に通じた学識経験者等に参加の協力を得て開催されている。

## 2 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

### （1）少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実【施策番号91】

警察は、少年を見守る社会気運を一層高めるため、自治会、企業、各種地域の保護者の会等に対して幅広く情報発信するとともに、少年警察ボランティア等の協力を得て、通学時の積極的な声掛け・あいさつ運動や街頭補導の実施、社会奉仕体験活動等を通じて大人と触れ合う機会の確保に努めている（【施策番号60、78、88】参照）。こうした少年警察ボランティア等の活動を促進するため、当該活動に関する広報の充実を図るとともに、謝金や交通費等を必要に応じて支給するほか、研修の実施や民間団体等が実施する研修への協力を推進するなど、支援の充実を図っている。

### （2）更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実【施策番号92】

法務省は、保護司、更生保護女性会員、BBS会員等の更生保護ボランティアが、それぞれの特性を生かして活動することを促進するため、各種研修の実施を始めとする支援を行っている。また、都道府県等に置かれた更生保護協会等の連絡助成事業者（2023年（令和５年）４月現在、全国で67事業者）は、保護司等の更生保護ボランティアの円滑な活動を支えるための助成、研修等のほか、犯罪予防や更生保護に関する広報活動等を行っており、保護観察所は、これらの活動の促進を図っている。

さらに、民間協力者による更生保護の諸活動を一層充実したものとするため、保護司会、更生保護女性会及びBBS会の相互の連携を強化することに焦点を当て、各地で三団体合同の研修を実施し、各団体の取組を共有するとともに、新たな連携方策を検討するための講義やグループワークなどを行っている。

また、保護司については、その担い手の減少傾向と高齢化に歯止めを掛けるため、保護司の活動支援及び担い手の確保の取組を進めてきたところ、2021年（令和３年）１月には、総務大臣から法務大臣に対して、これらの取組をより一層推進するための必要な措置を講ずるよう勧告もなされた。この勧告を踏まえ、地方公共団体に対し、面接場所の確保や保護司適任者の情報提供等についての協力要請を行うとともに、保護司専用ホームページ“H＠（はあと）”による情報技術の活用、保護観察事件等における複数担当制や地域処遇会議（複数の保護司が集まり、処遇や地域活動に関して情報の交換や共有を行うための会議や打合せ会）等、保護司相互の相談・情報共有を促進する取組を行っている。

BBS会については、運動の理念や活動の指針を示す「BBS運動基本原則」を約20年ぶりに改定するための検討委員会が日本BBS連盟内に立ち上がり、時代の変化に対応する新たな運動の規範を定めるため、協議が進められている。

更生保護女性会については、組織の独立性を担保し、活動の幅を広げていくため、全国組織である日本更生保護女性連盟を2023年（令和５年）３月に一般社団法人化した。

なお、更生保護ボランティアを始めとする地域の民間協力者等の活動を支援するため、2022年（令和４年）10月から、保護観察所３庁（旭川、さいたま及び福井）において、地域の関係機関、民間協力者等による支援ネットワークを構築するとともに、それぞれが行う立ち直りに向けた支援活動の後方支援を行う「更生保護地域連携拠点事業」を民間事業者に委託し、実施している（**資6-92-1**参照）。

資6-92-1　更生保護地域連携拠点事業の実施イメージ

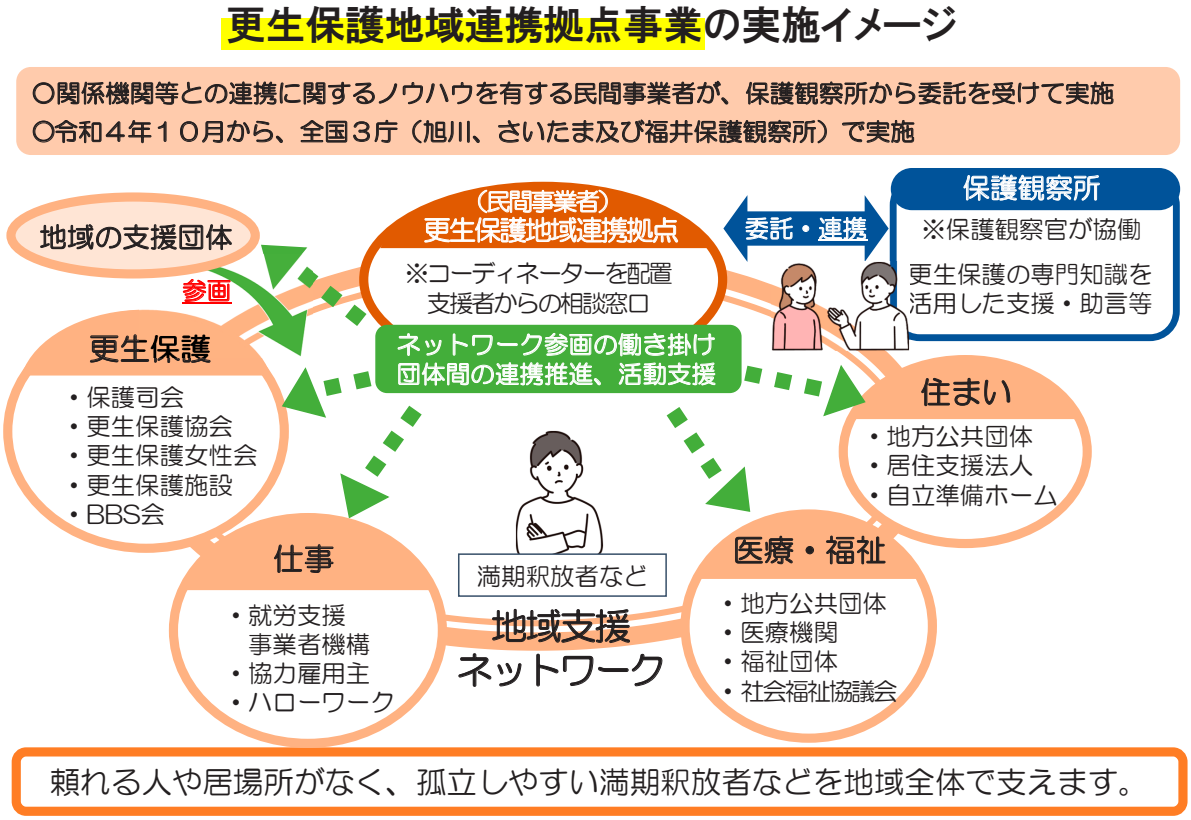


出典：法務省資料による。

### (3) 更生保護サポートセンターの設置の推進【施策番号93】

更生保護サポートセンター（資6-93-1参照）[※6]は、2019年度（令和元年度）末までに全国全ての保護司会に設置された。同センターは、地方公共団体との連携の下、市役所、福祉センター、公民館等に設置されており、保護司が保護観察対象者等との面接場所の確保が困難な場合に利用できるよう面接室を備えている場合が多い。

※6　更生保護サポートセンター
保護司会を始めとする更生保護関係団体と、地域の関係機関・団体及び地域住民との連携を強化し、更生保護活動の一層の充実強化を図ることを目的とした更生保護ボランティアの活動拠点である。

資6-93-1　更生保護サポートセンターの概要

## 更生保護サポートセンターによる保護司活動の推進

○ 保護司・保護司会の地域における活動拠点
○ 全国の保護司会に整備
○ 保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用するなどし、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐
○ 地域の関係機関・団体との連携推進や保護司の行う処遇活動に対する支援を実施

### 更生保護サポートセンターの機能・効果

**保護司の行う処遇活動への支援**

・保護観察対象者やその家族との面接場所の提供
・保護司の行う処遇活動に関する相談への対応
・保護司同士の処遇協議や情報交換等

**地域に根ざした犯罪・非行予防活動の推進**

・地域のニーズ等を踏まえた犯罪予防活動の企画・実施
・一般住民からの非行相談の実施

**地域支援ネットワークの構築**

・地域の様々な機関・団体との処遇協議等の連携
例　地方公共団体、教育委員会・学校、児童相談所、福祉事務所・社会福祉協議会、警察・少年センター、ハローワーク

**地域への更生保護活動の情報発信**

・更生保護や保護司会活動に関する情報の発信
・保護司適任者の確保
（保護司候補者検討協議会の企画・実施、保護司活動インターンシップの企画・実施）

保護司会における関係機関との協議会実施回数

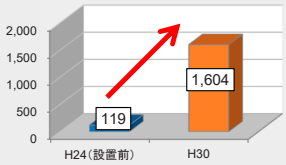


※サポセン設置による地域連携の状況
（対象：平成25年度設置90地区）

設置により地域での支援ネットワークが拡大

保護司会活動の活性化について

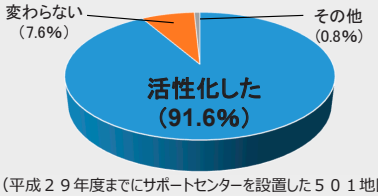


（平成２９年度までにサポートセンターを設置した５０１地区を対象）

設置により保護司の活動意欲が向上し、活動が活発化

出典：法務省資料による。

## 3　更生保護施設による再犯防止活動の促進等

### （1）更生保護施設の地域拠点機能の強化【施策番号94】

法務省は、更生保護施設退所者等が地域生活に定着するまでの間の継続的な支援として、生活相談支援や薬物依存からの回復支援等の実施を更生保護施設（【施策番号26】参照）に委託する取組を行っている。2017年度（平成29年度）からは、更生保護施設退所者等が更生保護施設に通所して支援を受ける「フォローアップ事業」（資6-94-1参照）を実施しており、2022年度（令和４年度）の委託実人員は905人（前年度：400人）、延べ人員は5,866人（前年度：2,701人）であった。さらに、自発的に更生保護施設に通所できないなど、従来の通所型のフォローアップ事業では支援の手が届かない者に対しても必要な支援を行うため、2021年（令和３年）10月から訪問支援事業（資6-94-2参照）を開始し、2023年（令和５年）４月現在で全国11施設において、更生保護施設職員が更生保護施設退所者等の自宅等を訪問するなどして継続的な支援を行う取組を実施している（2022年度（令和４年度）の委託実人員は345人、延べ人員は2,087人である）。

## 資6-94-1　更生保護施設におけるフォローアップ事業の概要

### 更生保護施設に対する「通所処遇」の委託（フォローアップ事業：平成２９年度～）

**目的**

（更生保護施設を退所するなどして）地域に居住している者の自立更生のため、更生保護施設の有する処遇の知見等を基にした**継続的な支援**を実施するもの。

**内容**

○ **生活相談支援**
　更生保護施設職員の面接等による**生活相談への対応**（自立更生に向けた**助言・支援**）
○ その他、**薬物等への依存からの回復支援**など、**改善更生に資する様々な働きかけ**を集団又は個別で実施

**対象**

**保護観察対象者**及び**更生緊急保護対象者**のうち、**支援内容に応じて**、次の者が対象
①生活相談支援
　原則として**更生保護施設を退所した者**のうち、更生保護施設への**通所が可能**であり、自立更生に向けた生活上の課題解決に向けて生活相談支援が有用であると認められる者
②その他
　更生保護施設への通所が可能な者のうち、**薬物への依存**を有するなど、**改善更生に向けた働きかけが必要**と認められる者

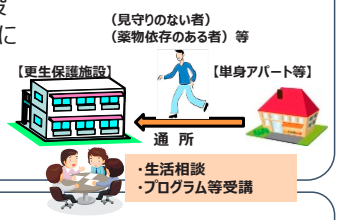


**法制上の位置付け**

○ **一時保護事業**（更生保護事業法第２条第３項）
○ 補導援護及び更生緊急保護における「**社会生活に適応させるために必要な生活指導**」（更生保護法第５８条第６号、第８５条第１項）の委託

出典：法務省資料による。

## 資6-94-2　更生保護施設における訪問支援事業の概要

### 訪問支援事業について

**背景・導入の経緯**

○ 更生保護施設を退所するなどしてその生活基盤を地域に移行した者に対する継続的な支援を実施するため**「フォローアップ事業」を開始**（H29年度～）
○ 満期釈放者の再入率を減少させるため、**更生保護施設退所者等に対する“息の長い支援”の充実が必要**（R1.12「再犯防止推進計画加速化プラン」）
○ 更生保護施設退所者や満期釈放者の中には、自発的に更生保護施設に通所できないなど**援助希求能力が低く、従来の通所を中心とした「フォローアップ事業」によっては支援の手が届かない者が存在**

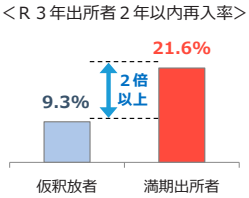


➡ アウトリーチ型の「**訪問支援事業**」開始（R3.10～）

**概　要**

**実施施設**
**全国11施設**を訪問支援実施施設として指定し、**訪問支援職員**を配置
［函館、宇都宮、さいたま、東京（２施設）、京都、大阪、岡山、広島、福岡、熊本］

**対象者**
保護観察対象者または更生緊急保護対象者であって、実施施設を退所する等し、**現に実施施設に収容保護されていない者**

**支援の方法・内容**
訪問支援職員が、更生保護施設退所者等の**自宅等を定期的に訪問**するなどにより生活相談、同行支援、関係機関との協議等を実施

**定期的な訪問による生活相談支援等**
・日常生活に関する相談
・就労支援
・金銭管理指導
・福祉関係団体等とのケア会議
・行政サービスの利用援助
・関係機関等への同行支援
・・・等

出典：法務省資料による。

### （2）更生保護事業の在り方の見直し【施策番号95】

更生保護施設は、一時的な居場所の提供を行うだけでなく、犯罪をした者等の処遇の専門施設として一層多様かつ高度な機能が求められるようになっている。そのため、法務省は、2018年度（平成30年度）以降、有識者検討会及び実務者等による意見交換会を開催し、2019年（平成31年）３月、有識者検討会から「これからの更生保護事業に関する提言」を得た。同提言においては、更生保護施設退所者へのフォローアップの重要性についてなど、更生保護事業の在り方に関する幅広い指摘がなされた。これを踏まえ、2021年（令和３年）10月から、全国８施設において訪問支援事業を開始し、2023年（令和５年）４月には新たに３施設を指定し、現在11施設において訪問支援事業を行っている。また、2023年（令和５年）４月から、保護観察所が更生保護施設に対して、入所者や施設を退所した者等の特性に応じた多様な措置（特定補導）の委託を開始するなど事業の見直しに取り組んでいる（【施策番号27、94】参照）。

## 4　民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進

### （1）再犯防止活動への民間資金の活用の検討【施策番号96】

法務省は、2021年度（令和３年度）から、成果連動型民間委託契約方式※7の一類型であるソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）※8を活用し、少年院に在院している少年のうち、意欲のある者に対し、学習支援を行う事業（**資6-96-1**参照）を実施している。この事業は、SIBの手法を活用することで民間のノウハウを最大限に引き出しつつ、少年院在院中から出院後まで継続的かつ一貫した学習支援を行うことにより、対象者の再犯・再非行の防止を実現することを目的としている。

また、法務省は、更生保護女性会やBBS会を始めとする更生保護関係団体による犯罪予防・再犯防止活動等の継続を支援するため、クラウドファンディングを活用した民間資金調達に関する実践研究を行い、更生保護関係団体による効果的な民間資金の活用、更には更生保護や再犯防止の取組に対する国民の理解促進を図ることを目的とした実践マニュアルを作成した（**資6-96-2**参照）。さらに、BBS会の各種研修用教材として、クラウドファンディングの実践方法を紹介する動画を作成した。

※7　成果連動型民間委託契約方式（Pay For Success、PFS）
地方公共団体や国が、民間事業者に事業を委託し、事業の内容について民間事業者に一定の裁量を認めるとともに、事業の成果を評価した上で、その成果に連動して委託費の支払を行うもの。

※8　ソーシャル・インパクト・ボンド（Social Impact Bond、SIB）
成果連動型民間委託契約方式（Pay For Success、PFS、成果目標の達成度合に応じて支払額が変動する委託契約方式）の一類型であり、民間事業者が金融機関等の資金提供者から当該事業等に係る資金調達を行い、民間事業者から資金提供者への償還等も成果に連動した地方公共団体等からの支払額に応じて行うもの。

## 資6-96-1 SIBによる非行少年への学習支援事業

### 再犯防止分野におけるソーシャル・インパクト・ボンド（ＳＩＢ）事業について

**ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）とは**

あらかじめ合意した成果目標の達成度合いに応じて支払額が変わる**成果連動型民間委託契約方式（ＰＦＳ）**の一類型であり、**外部の民間資金を活用**した官民連携による社会課題解決の仕組み

**ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）のスキームとメリット**

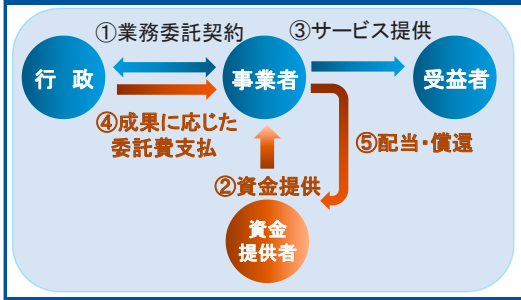


- ▶ 委託費は事業の成果に応じて支払うため、**効率的な財政拠出が可能**
- ▶ 外部の民間資金を活用することにより、**小規模な事業者であっても参入可能**
- ▶ 成果創出のためのインセンティブが働き、**民間のノウハウによる質の高いサービスの提供や事業の工夫・改善が実現**

**再犯防止分野におけるSIB事業（非行少年への学習支援（令和３年度から））**

官民連携の柔軟かつきめ細やかな学習支援により、**学びの継続と充実を図る**

| 少年院在院中 | 少年院出院後 |
|---|---|
| 学習支援計画の策定 | 学習環境の整備 |
| 在院者との関係構築 | 寄り添い型の学習支援 |
| | 学習相談の実施 |

将来の可能性の広がり

- ▶ 少年院在院中から学習支援計画の策定等を開始し、**出院後最長1年間の継続的な学習支援**を実施
- ▶ 対象者の学習継続率や再処分率等を成果指標とし、事業の成果を評価

出典：法務省資料による。

## 資6-96-2 更生保護関係団体のためのクラウドファンディング実践マニュアルの概要

### 更生保護関係団体のためのクラウドファンディング実践マニュアル

○ 更生保護関係団体（保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護施設、更生保護協会）が**クラウドファンディング**を行うために必要なノウハウを分かりやすく掲載したもの。

※**クラウドファンディング**とは、インターネットを活用し多くの人々に協力を呼びかけ、活動資金を募ることを言う。

**本マニュアルの内容** ※クラファンとは、クラウドファンディングの略。

| 第１章 | 第２章 | 第３章 | 第４章 | 第５章 |
|---|---|---|---|---|
| **更生保護をふりかえろう** | **資金調達について学ぼう** | **クラウドファンディングを理解しよう** | **クラウドファンディングに挑戦してみよう** | **各更生保護関係団体による挑戦事例** |
| クラファンを始める前に、更生保護について改めて理解する。 | クラファンのベースとなる「資金調達」（ファンドレイジング）の現状を理解する。 | 「資金調達」の手法の一つであるクラファンの基礎を理解する。 | クラファンの実施に向けた手順を知る。 | 令和元年度中にクラファンに挑戦した**８つの団体**の事例を知る。 |

**更生保護関係団体がクラウドファンディングを行うメリット**

○ 資金の問題から、これまでやりたくてもできなかった活動を実施することができる。
○ クラウドファンディングを通じて、**これまで更生保護に関わりのなかった人たちに活動を知ってもらう**ことに繋がる。
○ 活動の趣旨に共感する人たちが、**会員や支援者として仲間に加わってくれる。**

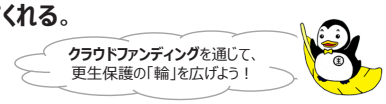


出典：法務省資料による。

### （2）社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究【施策番号97】

法務省は、2019年度（令和元年度）に社会的成果（インパクト）※9を含む成果指標やその評価方法について検討を行い、その調査研究結果の報告を公表した※10。

また、「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」（令和５年３月２日成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）※11（資6-97-1参照）において、引き続き再犯防止を含む３分野が重点分野とされているとおり、法務省では、ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）を活用した再犯防止事業（【施策番号96】参照）を実施するとともに、地方公共団体が再犯防止分野で同様のスキームを活用する際に情報提供することができるよう、前記事業を通じて得られる知見を蓄積することとしている。

**資6-97-1**　成果連動型民間委託契約方式アクションプランの概要

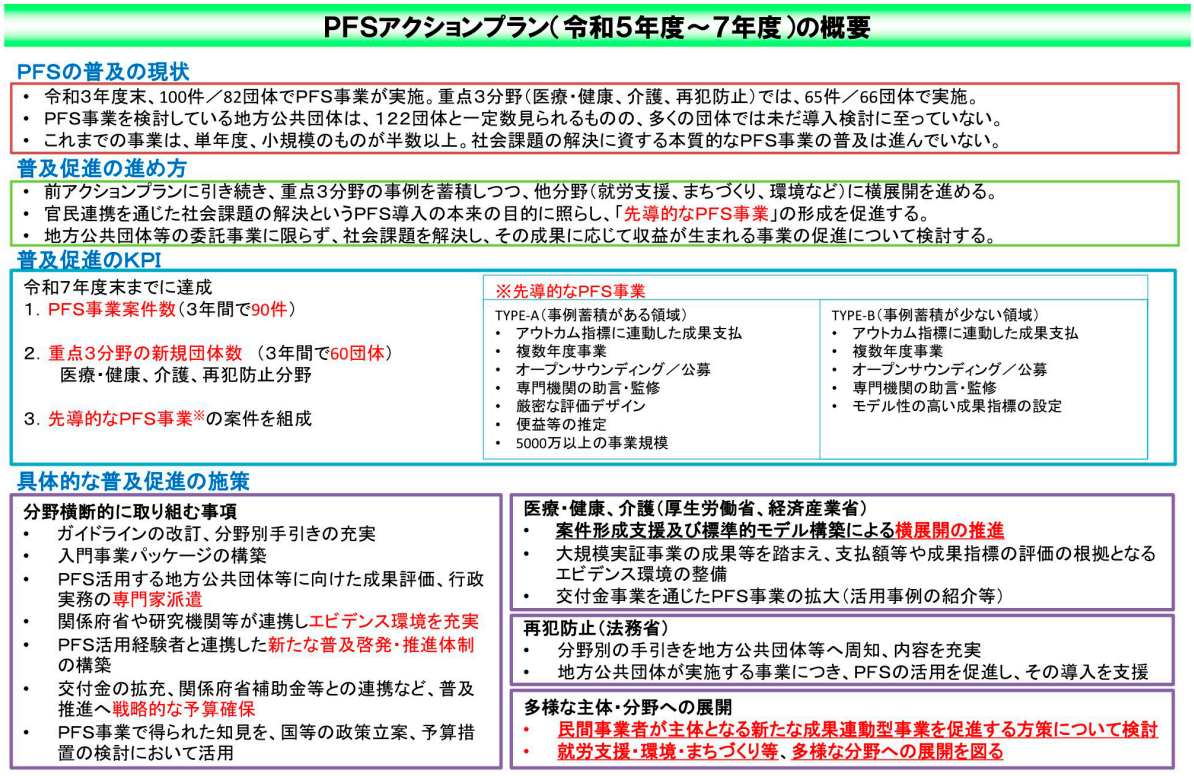


出典：内閣府資料による。

※9　社会的成果（インパクト）
事業や活動の結果として生じた、社会的・環境的な変化や効果。

※10「再犯防止活動における民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式の案件組成のための調査研究に係るコンサルティング業務調査等結果報告書」URL
(http://www.moj.go.jp/content/001318667.pdf)

※11「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」
令和５年３月２日、成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議において、令和７年度までの取組事項等を取りまとめた「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン（令和５～７年度）」が決定された。
(https://www8.cao.go.jp/pfs/actionplan.html)

## 5　民間協力者との連携の強化

### （1）適切な役割分担による効果的な連携体制の構築【施策番号98】

法務省は、矯正施設において、受刑者や少年院在院者等に対し、篤志面接委員※12や教誨師※13等、多くの民間協力者（【コラム７】参照）の協力を得て、犯罪をした者等の処遇を行っている。

2022年（令和４年）は、篤志面接委員が9,109件（前年：１万1,156件）の面接・指導を、教誨師が8,969件（前年：１万1,745件）の教誨を実施した。

保護観察所においては、保護観察及び生活環境の調整を行うに当たり、保護観察官及び保護司の協働態勢を基本としているところ、保護司に過度な負担がかからないよう、保護観察官は医学、心理学、教育学、社会学、その他の更生保護に関する専門的知識を生かし、保護観察の実施計画の策定、保護観察対象者の動機付け、処遇困難な保護観察対象者に対する直接的な指導監督や専門的処遇プログラム等を実施し、保護司は地域事情に通じているといった特色を生かし保護観察対象者と定期的に面接し、生活状況の把握や日常的な指導・助言を行うなど適切な役割分担を行っている。なお、保護司の負担を軽減するため、保護観察又は生活環境の調整の実施上特に必要な場合には、複数の保護司で事件を担当する複数担当制を導入している。2022年度（令和４年度）は、保護観察で1,319件（前年度：1,267件）、生活環境の調整で993件（前年度：1,089件）の複数担当を実施した。

検察庁においては、地域の実情に応じて、弁護士会との間で協議会等を開催するなどし、再犯の防止等のための連携体制を強化している。

### （2）犯罪をした者等に関する情報提供【施策番号99】

法務省及び検察庁は、民間協力者に対し、犯罪をした者等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他民間協力者が行う支援等に有益と思われる情報について、個人情報等の取扱いに十分配慮しつつ、適切に提供している。

保護観察所では、継続的に保護観察対象者等の指導や支援を行う保護司や更生保護施設職員、自立準備ホームの職員等に対し、生活環境の調整の段階から保護観察期間を通して、個人情報の適切な取扱いに十分配慮しつつ、保護観察対象者等に関する必要な情報を提供している。

また、BBS会員に保護観察対象者に対する「ともだち活動」を依頼するなど、民間協力者に一時的な支援を依頼する場合に、保護観察対象者等の情報を提供することが必要と認められる場合には、当該情報の取扱いに十分配慮しつつ、必要かつ相当な範囲で適切に提供している。さらに、民間協力者に対する研修等を通じて、保護観察対象者等の個人情報が適切に取り扱われるよう周知徹底を図っている。

### （3）犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号100】

法務省及び検察庁は、民間協力者を対象に実施する研修等（【施策番号38、110】参照）において、犯罪をした者等の支援に関する知見等を提供している。

少年鑑別所（法務少年支援センター）では、地域援助として、地域における関係機関・団体からの依頼に応じて、臨床心理学等の専門的な知識を有する職員を学校、各種機関・団体の主催する研修会、講演会等に派遣し、非行や子育てについての講話や、青少年に対する教育・指導方法についての助言を行っている。主な内容としては、「最近の少年非行の特徴」、「思春期の子どもの心理と接し方」、「非行防止のための家庭の役割」等で、2022年（令和４年）は1,171件（前年：905件）の講演・研

※12 篤志面接委員
矯正施設において、受刑者や少年院在院者等に対して、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティアであり、2022年（令和４年）12月現在の篤志面接委員は1,385人（前年：1,387人）である。

※13 教誨師
矯正施設において、受刑者や少年院在院者等の希望に基づき宗教上の儀式行事及び教誨を行うボランティアであり、2022年（令和４年）12月現在の教誨師は1,933人（前年：2,008人）である。

修会を実施した。また、少年院では、教育委員会等からの依頼に基づき、学校教員等に対して、児童・生徒の行動理解及び指導に資する内容の講演、研修講義等を実施している。

矯正施設職員及び更生保護官署職員は、篤志面接委員、教誨師、保護司、更生保護女性会員、BBS会員、更生保護施設職員、社会福祉法人等の民間協力者に対して、研修や講演の機会を通じて、犯罪をした者等への処遇や支援に関する知見を提供している。特に、2022年度（令和４年度）においては、2022年（令和４年）４月から施行された少年法等の一部を改正する法律（令和３年法律第47号）による改正後の少年法に基づく特定少年に係る新たな保護処分の枠組みに関する説明資料を保護司等に配布するなどし、制度の内容を含む少年保護観察対象者等の処遇に関する知見等を提供している。

法務総合研究所は、毎年、犯罪白書や研究部報告として、犯罪をした者等に関する調査研究等の成果を取りまとめ、公表している。2022年（令和４年）版犯罪白書※14の特集の一つである「犯罪者・非行少年の生活意識と価値観」及び研究部報告63「犯罪者・非行少年の生活意識と価値観に関する研究」（2022年（令和４年）10月発刊）※15においては、犯罪者・非行少年の処遇や再犯・再非行防止に向けた取組を進めるための基礎資料を提供し、研究部報告64「特殊詐欺事犯者に関する研究」（2023年（令和５年）３月発刊）※16においては、主として特殊詐欺事犯者の処遇や再犯防止に向けた取組を進めるための基礎資料を提供した（【施策番号87】参照）。

## 6　再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

### （1）啓発事業等の実施【施策番号101】

法務省は、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間である７月を中心に、広報・啓発活動を積極的に展開している。2022年度（令和４年度）は、「再犯防止４コマ＆１ページ漫画大賞」※17で法務大臣賞を受賞した作品を活用したポスター（資6-101-1参照）等の作成やSNSを活用した広報啓発を実施した。また、2023年（令和５年）３月には「再犯防止シンポジウム～陣内智則と考える『サイハンボウシ』？～」をYouTube法務省チャンネルで配信した。同番組では、タレントの陣内智則氏の司会進行の下、過去に非行をしたものの立ち直った「当事者」や、当事者の立ち直りを実際に支えた特定非営利活動法人職員などの「支援者」等が一堂に会し、当事者の方の立ち直りの過程を共に振り返りながらクロストークを行った。

**資6-101-1**　令和４年度再犯防止啓発月間ポスター

出典：法務省資料による。

※14 犯罪白書
各年の犯罪白書の全文を公表している
(https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/69/nfm/mokuji.html)

※15 研究部報告63「犯罪者・非行少年の生活意識と価値観に関する研究」
(https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00116.html)

※16 研究部報告64「特殊詐欺事犯者に関する研究」
(https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00119.html)

※17「再犯防止４コマ＆１ページ漫画大賞」
再犯防止をテーマとした印象的な４コマ漫画及び１ページ漫画（１ページ内で完結する漫画をいう。）を広く募集し、優秀作品を法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官から表彰したもの（2021年度（令和３年度）に開催）。
同大賞など、再犯防止啓発月間に関する取組は、法務省ホームページ「７月は「再犯防止啓発月間」です」(https://www.moj.go.JP/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00051.html）を参照。

さらに、法務省は、「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」を主唱している。この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である。2014年（平成26年）12月に犯罪対策閣僚会議において決定した「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」において、全ての省庁を本運動の中央推進委員会の構成員にするとともに、2015年（平成27年）からは、毎年、国民の理解を求める内閣総理大臣メッセージを発出するなど、政府全体の取組としてその重要性が高まっている。再犯防止啓発月間である７月は、本運動の強調月間でもあり、全国各地において、運動の推進に当たっての内閣総理大臣メッセージや、ポスター等の広報啓発資材を活用し、地方公共団体や関係機関・団体と連携して、国民に対して広く広報啓発を行っている。

2022年（令和４年）に実施した第72回“社会を明るくする運動”では、「＃生きづらさを生きていく。」をテーマ（資6-101-2参照）に、全国で４万2,660回（前年：３万3,495回）の行事が実施され、延べ128万4,167人（前年：86万7,395人）が参加した（【指標番号16】参照）。同運動では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、デジタルサイネージ等を活用した非接触型の広報や、SNS等の多様な媒体を用いた広報等が行われた（写真6-101-1参照）。また、若年層を始めとする幅広い年齢層の方々にとって身近で親しみの持てるような広報を展開するため、更生保護マスコットキャラクターである「ホゴちゃん」の活用、吉本興業株式会社と連携した広報・啓発活動が行われた。

法務省の人権擁護機関では、刑を終えて出所した人の社会復帰に資するよう、「刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう」を人権啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施するとともに、全国の法務局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、刑を終えた人に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。2022年（令和４年）における刑を終えた人に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の件数は４件であった。

検察庁においては、学生や一般の方々を対象に実施する広報活動等において、検察庁における再犯防止・社会復帰支援に関する取組を説明するなど、再犯防止に関する広報・啓発活動を推進している。

**資6-101-2　第72回“社会を明るくする運動”ポスター**

出典：法務省資料による。

**写真6-101-1　駅構内でのデジタルサイネージの活用**

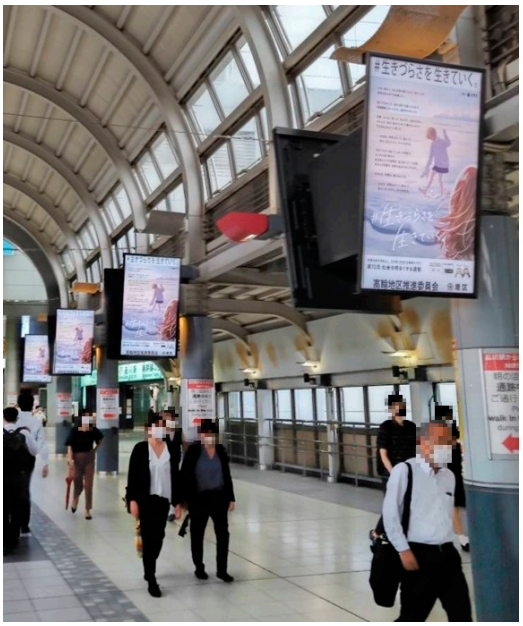

出典：法務省資料による。

### （2）法教育の充実【施策番号102】

法務省は、学習指導要領を踏まえた学校教育における法教育※18の実践の在り方及び教育関係者と法曹関係者による連携・協働の在り方等、法教育に関する取組について多角的な視点から検討するため、法教育推進協議会及び部会を開催（2022年度（令和４年度）：６回）している。

2022年度（令和４年度）は、2022年（令和４年）４月に成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、契約や私法の基本的な考え方を学ぶことができる高校生向けのリーフレットを全国の高等学校、教育委員会等に配布したほか、リーフレットの内容に関する専門家の解説動画等を法務省ウェブサイトで公開するなどした※19。

また、発達段階に応じた法教育教材を作成し、全国の小中学校、高等学校、教育委員会等に配布しており、2022年度（令和４年度）には、刑事裁判手続を模擬的に体験できる視聴覚教材である「もぎさい」法教育教材を作成し、教員用の説明資料、授業用ワークシート等の補助資料とともに法務省ウェブサイトで公開した※20。

これらの教材の利用促進を図るため、同教材等を活用したモデル授業例を法務省ウェブサイトで公開しているほか、法教育の具体的な実践方法を習得してもらうため、教員向け法教育セミナーを実施している。

さらに、学校現場等に法教育情報を提供することによって、法教育の積極的な実践を後押しするため、法教育に関するリーフレット※21を作成し、全国の小中学校、高等学校、教育委員会等に配布しているほか、学校や各種団体からの要請に応じて、法務省の職員を講師として派遣し、教員、児童・生徒や、一般の人々に対して法的なものの考え方等について説明する法教育授業を実施している。

矯正施設においても地域の学校等で法教育を行っているところ、特に、少年鑑別所（法務少年支援センター）では、地域援助として、教員研修において少年院・少年鑑別所に関する内容を始めとする少年保護手続等について講義を行うほか、参観の機会等を利用して少年鑑別所の業務等について説明を行うなどの法教育を行っている。主な内容としては、「少年保護手続の仕組み」、「特定の非行・犯罪の防止（薬物・窃盗・暴力等）」、「生活態度・友達づきあい」、「児童・生徒の行動理解及び指導方法」等である。2022年度（令和４年度）には、矯正施設全体として約1,500回、延べ約７万4,000人に対して法教育を実施した。

また、保護観察所において、学校との連携を進める中で又は広報の一環として、保護観察官や保護司が学校等に赴いて、更生保護制度等に関する説明を行うなどの法教育を実施しており、2022年度（令和４年度）には、約270回、延べ約１万7,500人に対して法教育を実施した。

検察庁において、学生や一般の方々に対し、刑事司法制度等に関する講義や説明等を実施するなどし、法教育を推進している。

## 7　民間協力者に対する表彰【施策番号103】

内閣官房及び法務省は、2018年度（平成30年度）から、内閣総理大臣が顕彰する「安全安心な

※18 法教育
法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育であり、法教育の実践は自他の権利・自由の相互尊重のルールである法の意義やこれを守る重要性を理解させ、規範意識をかん養することを通じて再犯防止に寄与するものである。

※19 成年年齢引下げに向けた高校生向けリーフレット
https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_koukouseimukeleaflet.html

※20「もぎさい」法教育教材
https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_mogisaiban.html

※21 法教育リーフレット
https://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html

まちづくり関係功労者表彰」において、再犯の防止等に関する活動の推進において特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を表彰している。2022年度（令和４年度）は、法務省を含む関係省庁や地方公共団体から推薦を得て、再犯を防止する社会づくりについて功績・功労があった合計８の個人及び団体を表彰した※22（資6-103-1参照）。

**資6-103-1　令和４年安全安心なまちづくり関係功労者表彰の受賞者・受賞団体と活動概要**

| 受賞者・受賞団体 | 活動概要 |
|---|---|
| 石井　隆<br>（団体職員） | ・福祉的支援が必要な犯罪をした者等に対し、刑事司法の入口から出口まで全ての段階での支援に尽力<br>・刑事施設での受刑者に対する指導に従事するとともに、北海道再犯防止推進会議委員などの各種委員を歴任 |
| 平川　吉晴<br>（自営業） | ・少年補導員として、少年に対する農業体験や街頭補導活動を行い、少年の立ち直りを支援<br>・駅や商業施設等における防犯啓発活動や、暴力団の危険性や加入防止の呼び掛け等を実施 |
| 静岡県更生保護女性連盟<br>（静岡県静岡市） | ・更生保護施設での食事づくりや、矯正施設での誕生日会などの各種行事の企画等を実施<br>・“社会を明るくする運動”の一環として、高校生に対して、命や家庭の大切さを考えさせる講座を実施 |
| 島根県立松江工業高等学校JRC部<br>（島根県松江市） | ・実習で使用した作業着の補修等を行い、更生保護施設へ寄付する取組を実施<br>・同施設の利用者の再犯防止を後押しすることに加え、同校の生徒や地域住民等の再犯防止に対する理解を大きく促進させることにも貢献 |
| 特定非営利活動法人<br>愛知県就労支援事業者機構<br>（愛知県名古屋市） | ・刑務所出所者等の就職活動と職場定着を継続的に支援し、３か月未満離職率の大幅な低下に寄与<br>・刑事司法手続を終えた者に対しても、国による支援を引き継ぐ形で職場定着支援を実施 |
| 松本少年刑務所少年母の会<br>（長野県松本市） | ・受刑者との文通を通じ、受刑者の出所後の生活等の相談に対する助言を実施<br>・教科指導に使用する教材や善行が認められた受刑者に対する賞品等を提供 |
| 山梨ダルク<br>（山梨県甲府市） | ・地域の団体や住民と連携を図りながら、違法薬物等を使用した者に対し、回復支援を実施<br>・同時に、清掃活動を始めとする地域における社会貢献にも取り組み、地域の共生を実現（「山梨モデル」と呼ばれ、他の模範） |
| Paix[2]<br>（東京都千代田区） | ・全国の矯正施設を慰問し、受刑者等に対して、歌唱の提供と社会復帰に向けた激励メッセージの発信を継続<br>・法務省矯正支援官として、受刑者等の再犯防止に向けたメッセージを積極的に発信 |

※　個人、団体の順に50音順。敬称略。

※22　令和４年安全安心なまちづくり関係功労者表彰の受賞者及び功績概要
（https://www.moj.go.jp/content/001390247.pdf）

Column 7

# 再犯防止を支える民間協力者の方々

## 1　篤志面接委員※23

名古屋刑務所篤志面接委員　東松　磐樹

**①　篤志面接委員として活動するまでの経緯について教えてください。**

警察官を定年退職してしばらく経った頃、刑事時代の先輩から「篤志面接委員にならないか。」と誘われ、ちゅうちょなく引き受けました。ちょうどその頃、現職当時を思い出して、「私が携わった被疑者は刑を終えてから、どんな生活をしているのだろうか。元気でいるのかな。」と気掛かりになっていた頃でした。また、「残りの人生で、これまでやり残してきたことを少しでも埋めることができれば。」と思い、受刑者の皆さんの改善更生に役立ちたいと考えて活動を始めました。

**②　篤志面接委員の活動内容について、教えてください。**

活動内容は、暴力団組員等の受刑者の皆さんに対し、社会復帰への手助けとして、暴力団離脱のための働き掛けを実施する「暴力団離脱指導」※24です。私の指導は、社会復帰を目指す受刑者の皆さんの背中をソッと押すような微力なものですが、主として、出所後の生活設計について相談に乗っています。社会復帰を目指す受刑者の皆さんは、「自虐感」を持っている方が少なくなく、そうした感情を払拭してもらうため、「誰でも人は優れた面を持っている」ので、「自分には、どんな特徴、特技があるか。やりたい仕事は何か。」を見つけ出し、自分に自信を持って社会に飛び込んでいくよう勇気付けています。

暴力団離脱指導の様子

**③　篤志面接委員の活動のやりがいを教えてください。**

「暴力団を抜けたいが、生活が心配だ。」、「自分達を社会が受け入れてくれるだろうか。」と出所後の生活に対して不安に思っている受刑者の皆さんは多くいます。確かに、まだまだ受刑者の皆さんが社会復帰するための「受皿」が不十分ではありますが、暴力団からの離脱に一番大切な事は、社会復帰をするという「強い意志と努力だ。」と指導しています。指導の際に、出所して人生に迷いが出た時に、「刑務所にいる間に受けた指導で、先生からこんな事を聞いた。」と思い出してくれたらなと念じながら話をすると、受刑者の皆さんは真剣に耳を傾けてくれます。その姿を見る時、篤志面接委員としての喜びとやりがいを感じます。

**④　印象に残っている体験談を教えてください。**

これは失敗談になりますが、篤志面接委員になって間もない頃、受刑者の皆さんに一生懸命話しかけても一向に反応がなく、私の言葉が届いていないと感じ、「何か変なことを言ったのかな。」と悩んでしまったことがありました。よくよく考えると、無意識の内に「あなた達を指導してやるのだ。」とでも言わんばかりに、まさに上から目線の思い上がった指導ぶりで、内容も「自分が歩んできた人生訓、成功例」を並べ立て、受刑者の皆さんに対して自慢話でもしているかのようで、今思い返せば大変恥ずかしいものでした。その後は、この経験を強く胸に刻み、受刑者の皆さんと同じ目線で考え、彼らの心情に寄り添い、一緒に考える気持ちで相談に当たるように意識しながら、暴力団離脱に向けた指導に取り組んでいます。

※23 篤志面接委員
【施策番号98】参照
※24 暴力団離脱指導
【施策番号73】参照

## 2　教誨師※25

青森刑務所教誨師　高山　元延

**①　教誨師として活動するまでの経緯について教えてください。**

私は曹洞宗常現寺住職として、檀家さんや地域への寺院活動、布教活動、そして地域子ども会や町内会活動、特に青少年活動に従事していました。そんな中、当時、青森少年院で教誨活動をされていた先輩教誨師が、東京矯正管区内の矯正施設に移籍することとなり、その後任教誨師として、同じ曹洞宗の私に白羽の矢が立ち、平成元年、青森県教誨師会所属の教誨師として委嘱されました。

最初、私は辞退しましたが、「高山さん、あなたなら罪を犯した少年達の心が分かるはずだ。」、「大丈夫。あなたならやれる。」との先輩教誨師の言葉に励まされ、曹洞宗の教えに基づく被収容者の皆さんへの「教誨」を、私自身への「修行」として受け止め、今日まで私の使命として教誨活動を続けています。

**②　教誨師の活動内容について、教えてください。**

私の「教誨」は、曹洞宗の「坐禅」を基底とした「坐禅教誨」です。当初は脚を組んでの坐禅でしたが、現在は、足の不自由な人、脚を組めない人も楽な姿勢でできるようにと「イス坐禅」を行って「自己の心」を見つめる時間としています。

坐禅中は、静寂の空間となります。故に、私の教誨は、まさに「無言の教誨」でもありますが、1回目の坐禅が終わってから提唱講座の時間を設定しています。そこでは、仏教の教え、お釈迦様の物語、歴史上の人物から現代の出来事等を坐禅参加の被収容者の皆さんに分かりやすく説くように心掛けて講話し、更に2回目の坐禅をして終わります。

イス坐禅の様子

**③　教誨師の活動のやりがいを教えてください。**

私は被収容者の皆さんに対して、坐禅の基本である「調身・調息・調心」をこれまで何度も説いています。

それは、現在の心構えとして、また、出所後の社会生活にも取り入れてもらいたいからです。「自分の姿勢や身の行いを常に調え、怒ったり、感情的になったりする前に、常に息を調える。そのことによって自分の心を調える」ということを理解してもらいたいとの思いがあるからです。

彼らの感想を直接聞くことはできませんが、私が帰る時になると、各自が安堵に満ちた顔になり、また、笑顔で見送ってくれることもあります。

その時私は、今日の教誨は良かったのかもしれないと感じたり、また、その逆を感じたりする時もあります。その「葛藤」がやりがいであるかもしれません。右の写真は私の「教誨活動日誌」です。まさにその「葛藤の歴史」であり、現在10冊目になりました。

教誨活動日誌

※25 教誨師
【施策番号98】参照

**④　印象に残っている体験談を教えてください。**

2013年（平成25年）師走、青森刑務所で「カラオケ大会」が開催されることとなり、その前月に同所所長から、審査委員長を引き受けてもらいたいとの要請がありました。

私は、お経は唱えますが歌はあまり上手ではありません。悩んだ末、私の住む街のカラオケ大会審査委員長の方に「どのような基準で採点すればよいのか。」と尋ねました。すると「母音をはっきり歌い切っているかです。」と教えられたのです。

当日、選び抜かれた歌自慢の被収容者の皆さんがステージで歌います。なるほど、それを基準にして聞くと違いが聞き取れました。終了後、そのことを講評で話すと、優秀賞の栄冠に輝いた彼は、にっこりと微笑みを私に返してくれたのです。

### 3　矯正施設で活動するスポーツインストラクター

名古屋刑務所豊橋刑務支所　檀林　典子

**①　刑務所において活動するまでの経緯について教えてください。**

スポーツのインストラクターの資格を持っており、これまで、スポーツジム等で10年以上の指導経験があります。現在も、地域の人々の健康に役立つよう、スポーツクラブでエアロビクス、アクアビクス、高齢者の健康体操、こどものスイミングの指導を行っています。

私の知人に刑務所の職員がおり、その職員から私の経験が、受刑者の皆さんの身体機能の維持と向上に役立ち、社会復帰に役立てることができるとの話があって、刑務所で私の仕事を生かすことができるならと興味を持ち、お引き受けすることにしました。

**②　活動内容について、教えてください。**

1回につき30分間のエアロビクスの指導を月に2回受刑者の皆さんに対して行っています。内容としては、音楽に合わせてウォーミングアップ、メインのエアロビクス、クールダウン、筋トレを中心に、参加者全員で体の動きを合わせ、全員が楽しく体を動かすことができることを心掛けています。

また、高齢者を対象に、週に1回1時間、全6回で、改善指導として健康運動指導※26を実施しています。呼吸を意識しながら筋力をつけることで転倒予防にも役立ち、受刑者の皆さんとコミュニケーションを取りながら心のケアとなるような指導をしています。

健康運動指導の様子

**③　活動のやりがいを教えてください。**

社会で自分の意志でクラブや体操教室に通う人と、刑務所の中で授業の一環としてエアロビクスを受ける人とでは、特にモチベーションの面で大きな差があると感じます。体を動かすことが好きな人、嫌いな人、やる気がない人など様々であり、初めは私も戸惑いました。しかし、音楽をかけ、リズムに乗って体を動かしているうちに、受刑者の皆さんは私のコリオ（指示する運動の繰り返し）についてきてくれ、表情が少しずつ変わっていくのが分かります。30分という短い時間ではありますが、受刑者の皆さんの集中力、筋力、体力の向上に役立てられていると感じ、うれしく思います。

**④　印象に残っている体験談を教えてください。**

健康運動指導は少人数なので、近くで受刑者の皆さんの表情を見ることができます。少しのコミュニケーションで、笑顔が見られるようになり、顔つきも柔らかくなるなどの変化が見られます。教室に入ってくるときは「体が痛い。」と言って、歩くのもつらそうで、椅子に座ったり、立ったりすることが一人でうまくできなかった人が、体操を終えて、帰る時にはスムーズに動けるようになったり、楽しかったという声が出たりするようになった様子を見ると、驚くと同時にやりがいもあると感じています。

※26 健康運動指導
【施策番号35】参照

## 4　保護司※27

高松地区保護司会　保護司　植松　勉

**①　保護司として活動するまでの経緯について教えてください。**

市役所の定年退職まであと数年というときのある日、保護司をしていた地域の先輩から「助けてほしい。これまでに十数人に頼んだが断られた。保護司になってくれないか。」との話がありました。突然のことでしたので、少々戸惑いながら「少し、考えさせてほしい。」と返事を保留しました。私自身、以前から地元の自治会活動に参加するなど、ボランティア活動に関心を持っていたこと、また、当時、家族の一人が更生保護関係の職にあったということもあり、家族全員の理解も得られたことから、保護司に従事するために必要な職場の手続を済ませ、保護司を引き受けることにしました。

**②　地方公共団体との連携について、教えてください。**

地元の地方公共団体からは、研修会場や面接場所として、当地区保護司会の更生保護サポートセンター※28の建物を始め、庁舎や地域のコミュニティセンターの会議室を無償で使用させていただき、また、事業費の助成等、色々な面で協力をいただいています。

また、地方公共団体の職員で保護司をしている方もいますが、その職員が研修会への参加等の保護司活動を勤務時間中に行うに当たっては、職務専念義務を免除してもらうこともあり、保護司活動に理解と協力をいただいています。

**③　高松地区保護司会の活動について教えてください。**

昨今の保護司の担い手不足に対応するため、従来、保護司候補者検討協議会※29を３つの支部に設置していましたが、それを10ある分区すべてに設置して、これまでよりも情報網を広げ、新任保護司候補者の発掘に積極的に取り組んでいます。

また、新任保護司等の経験が浅い保護司の不安や悩みごとに対応するため、事例研究・意見交換会を定期的に開催し、経験豊富な保護司がアドバイスをするなど、安心して長く保護司活動を続けられるようにしている分区もあります。

時代に合わせた保護司会活動を模索するとともに、引き続き、地方公共団体や学校等とも連携しながら、地域とともに活動を続けていきたいと考えています。

高松地区更生保護サポートセンター

※27 保護司
【指標番号15】参照
※28 更生保護サポートセンター
【施策番号93】参照
※29 保護司候補者検討協議会
【施策番号90】参照

## 5　更生保護女性会※30

安佐南地区更生保護女性会　会長　安達　千代美

**①　更生保護女性会員として活動するまでの経緯を教えてください。**

私は市議会議員として16年近く活動を続けていましたが、ちょうど引退をしようと考え始めた頃に、長く保護司を務めていた友人に声を掛けられ、保護司を引き受けました。保護司になって1年ほど経ってから、更生保護女性会への誘いがあり、更生保護女性会に入会しました。それまで、更生保護の世界をほとんど知りませんでしたが、仕事柄、地域のいろんな方から相談を受ける立場だったこともあり、さらに地域の皆さんのお役に立てるのであればと思い、地域への恩返しの気持ちから引き受けることとしました。今は、周りに支えられながら、会長を務めています。

**②　更生保護女性会の活動内容について、教えてください。**

こどもたちの登下校の見守り活動や挨拶運動、紙芝居の読み聞かせ、更生保護施設での食事作りの支援、地域のお祭りやイベントへの参加等の活動をしています。特に、地域の中での子育て支援に力を入れており、学校の先生や保護者を対象に、こどもたちの現状について話し合うミニ集会を開催しています。ミニ集会は、こども向けの紙芝居を保護者に見てもらうことで、こどもとの関わり方を考えてもらう機会となっています。また、高齢者サロンで行った、食育の紙芝居の読み聞かせは、一人暮らしの高齢者に日頃の食事について考えてもらう良い機会となりました。

**③　更生保護女性会の活動のやりがいを教えてください。**

紙芝居の読み聞かせに来てくれたお子さんが、翌日の挨拶運動でたまたま顔を合わせて「更生保護のおばちゃんだ！」と気付いてくれた時は、とても嬉しかったです。このような活動の中で生まれる出会いがやりがいにつながっています。「ありがとう」が言えること、感謝の気持ちを持つ大切さをこどもたちに伝えていきたいと思い、「地域でこどもを育てる」ということを意識しています。私たち自身も、「相手を思う『心』」と「地域に育ててもらっている」という感謝の気持ちを胸に、「あのおばちゃんに話してみようかな」と思ってもらえるよう、笑顔で地域の皆さんと関わり、地域とのつながりや「ご縁」を大事にして活動しています。

**④　「紙芝居の読み聞かせ」の活動について教えてください。**

制作した紙芝居は、食育をテーマにした「おばーの朝ごはん」と、万引きをしてしまう少女の物語で、非行防止をテーマにした「ミミちゃんのてとてとて」のほか数種類があります。保育園、児童館、放課後児童クラブなどで、腹話術の「のんちゃん」の人形を活用して紙芝居の読み聞かせをしています。「のんちゃん」の存在はとても大きく、こどもたちの心をつかんでくれます。また、広い会場でも見えやすいように、地域の中学校の美術部や、こどもを支援する大学のサークルの学生たちにお願いし、紙芝居を拡大したものを制作してもらいました。地域の力を借りて大きくなった紙芝居は、こどもたちも興味津々で聞いてくれました。今後も様々なイベントで使用していく予定です。

児童館における紙芝居の読み聞かせの様子

※30 更生保護女性会
【施策番号59】参照

## 6　BBS会※31

市川BBSの会（千葉県）　清澤　拓治

**①　BBSとして活動するまでの経緯について教えてください。**

大学１年生から20年以上BBS活動をしています。漠然と福祉を学びたいとの思いで福祉系の大学に入学し、大学の先輩に誘われて、大学に千葉県を活動拠点とするBBS会が発足するタイミングで入会しました。不登校児や非行少年の立ち直りをサポートするという取組に興味を持ったからです。私にとって、BBSとの出会いはその後の専門分野（児童福祉系）を決める上で大きなきっかけとなりました。

大学卒業後は、同じ千葉県内ですが、地元の市川に活動拠点を移し、今に至っています。大学生の頃から、BBSの活動とは別に、市川市内のボランティア活動にも参加していたため、卒業後は地元の方々と一緒にBBS活動を盛り上げたいと思い、移籍しました。

**②　BBSの活動内容について、教えてください。**

BBSはBig Brothers and Sisters movementの略称です。少年たちの兄や姉のような立場で一緒に学び、楽しみ、一緒に汗を流す活動をしています。少年との「ともだち活動」※32や「グループワーク」のほか、「社会参加活動」として、地域に貢献する活動も行っています。市川BBSの会では、市民まつりへの参加活動やボッチャ体験等を社会参加活動と位置づけ、少年も、BBS会員とともにスタッフ・地域の一員として、地域の方々と一緒に汗を流せる場を作っています。

**③　BBSの活動のやりがいを教えてください。**

市川BBSの会の活動の特徴として、市川浦安地区保護司会や市川地区更生保護女性会を始め、子ども会、特定非営利活動法人、ボランティアグループ、福祉事業所等といった地域の方々と一緒に活動をすることがあります。地域のつながりが希薄になっている昨今ですが、ともだち活動の対象となる少年のほか、地域のこどもからご年配の方まで、年齢、障がいの有無を問わず、みんなが笑顔になっている姿や、みんなで協力しながら活動に取り組む姿を見ると、地区BBS会の活動は意味のあるものだと実感します。

**④　市民まつりへの参加活動について、具体的な活動内容や工夫していること、気をつけていること、今後の活動の展望などについて教えてください。**

「いちかわ市民まつり」では、お面作りのお店を出店しています。これは、ともだち活動の対象となる非行少年の社会参加活動であるとともに、こどもの健全育成活動としての側面もあります。少年もスタッフとして、主に来場するこどもたちのお面作りをお手伝いします（紙を切る、お面にするなど）。こどもや保護者から感謝されることもあり、自己有用感の向上につながります。来場するこどもには、使った文具は元の場所に戻すよう、ゴミはゴミ袋に捨てるよう、席は譲り合うよう声掛けします。思いやりや協調性を育むことをこの活動では意識しており、こうしたことが非行・再非行を防止することにつながればと考えています。

※31 BBS会
【施策番号59】参照
※32 ともだち活動
【施策番号65】参照

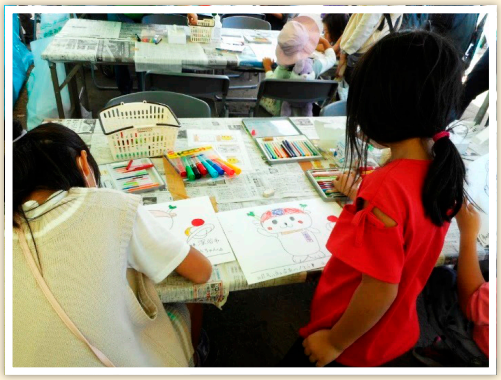

令和４年のいちかわ市民まつりの様子

## 7　協力雇用主※33

株式会社TRコーポレーション　宮武　哲也

**①　協力雇用主になったきっかけについて教えてください。**

協力雇用主となったのは10年ほど前です。ハローワークに求人票を提出したところ、「犯罪歴のある人でも大丈夫だろうか。」と相談を受けたことがきっかけでした。

受入れについて初めは戸惑いや不安がありましたが、思い切って雇用したところ、誠実に仕事に向き合う姿を見るにつれ、当初の不安な気持ちが信頼へと大きく変わっていきました。そして犯罪歴がある人は定職に就きづらいこと、それゆえに再犯を繰り返してしまうという状況を知り、自分が何か立ち直りに協力できないかと思い、協力雇用主になりました。

**②　協力雇用主の活動内容について、教えてください。**

協力雇用主として、刑務所や少年院を出所・出院した人を雇用するとともに、福岡県協力雇用主会北九州支部副会長を務め、志に賛同していただける新たな協力雇用主の募集活動にも力を入れています。

なお、協力雇用主とは別に、自立準備ホームの運営や保護司としての活動もしています。

**③　協力雇用主の活動のやりがいを教えてください。**

立ち直りのためには、仕事だけでなく住む場所も重要だと考え、当社では住むところのない人には社員寮を提供し、家財道具もすべて準備します。また会社負担で資格取得をサポートします。責任ある立場で仕事ができるようになり、責任感ややりがいを持って働いてくれるようになります。

協力雇用主として支援してきた彼らが、今では会社を支える一員として私をサポートしてくれる存在になっていることに気づいた時、心からやりがいを感じます。

**④　非行や犯罪をした人を雇用する上で工夫していることを教えてください。**

雇用を重ねる中で気づいたことは、社員としての扱いと立ち直り支援を両立させる必要性です。支援対象者であっても、基本的には他の社員と同じように対応しますが、仕事はチームでするものなので、チームにうまく溶け込むことができるよう配慮することが重要です。毎日の仕事終わりにはしっかり顔を見て話をし、社員が気軽に相談できるよう、無料で私に電話がつながるフリーダイヤルを設置し、一人一人と向き合っています。社員間の仲間意識を高め、風通しの良いチームづくりが重要だと思います。

※33 協力雇用主
【施策番号1、2】参照

## 8　更生保護協会※34

更生保護法人広島県更生保護協会　理事　中村琢也

**①　広島県更生保護協会の成り立ちや現在の組織について教えてください。**

当協会は、1935年（昭和10年）11月7日に「広島県連合保護会」として設立され、数度の変遷を経て1957年（昭和32年）8月10日に「財団法人広島県保護観察協会」となり、1996年（平成8年）4月1日より「更生保護法人広島県更生保護協会」として活動を続けています。現在、普通会員237名、賛助会員375名、特別会員3名であり、役員として理事が23名、監事2名、評議員35名となっています。安定した財政基盤を築くために、広く地元の経済界から理事・評議員に就任いただいて、会員の増強を図っています。また、チャリティー事業等を積極的に実施して、更生保護に関する啓発活動と同時に資金協力のお願いをしています。

**②　活動内容について、教えてください。**

「チャリティー事業」として音楽会や落語会等を主催し、御参加の皆様に更生保護に関するスライド等を御覧いただくなどの啓発を行うとともに、「社会を明るくする運動」※35では、市内の主要箇所にあるデジタルサイネージを利用して市民の皆様に、同運動のコンテンツを御覧いただいています。こうした啓発活動を通じて更生保護の趣旨に賛同いただいた賛助会員や篤志寄付者の皆様から頂戴した会費や寄付金を、関係団体の皆様に助成金として交付しています。さらに、地元で活躍しているスポーツ選手とともに少年院等への慰問活動を行ったり、子ども食堂への参加等の実践活動を行ったりしています。

**③　活動のやりがいや困難であったことを教えてください。**

2018年（平成30年）2月に、更生保護啓発活動として、保護司の活動を紹介した映画「君の笑顔に会いたくて」の上映会を企画しました。その際には、広島県保護司会連合会や広島県更生保護女性連盟を始め、関係団体や教育・福祉関係の諸団体の皆様に御協力いただき、多数の参加を得て上映会を実施することができました。この他、地方公共団体と連携した取組として、更生保護マスコットキャラクターの“ホゴちゃん”の着ぐるみを作成し、「社会を明るくする運動広島県推進委員会」に寄贈しました。県内における各種の更生保護関連イベントに積極的に活用いただいております。

ホゴちゃんを活用した啓発活動の様子

**④　広島県更生保護協会として今後の展望、新たに取り組みたいこと等について、教えてください。**

これからの更生保護活動は、もう少し幅の広い観点からの取組が期待されていると考えています。青少年向けの相談窓口の設置や子ども食堂の運営等はその一例です。また、これからの拡充が期待される更生保護地域連携拠点事業※36に対しても、積極的に実施を検討していきたいと考えています。こどもの成長を地域全体で見守り支える社会貢献活動が重要視され、その地域や支える方々の手によって充実が図られていく社会の実現を目指して、より有効な啓発活動や関係機関・団体との連携構築を行っていきたいと考えています。

※34 更生保護協会
保護司、協力雇用主、更生保護女性会、BBS会、更生保護法人等更生保護に協力する民間人・団体に対して助成、研修会の実施、顕彰等を行い、その活動を支援する団体。全国組織である日本更生保護協会と、各地方更生保護委員会や保護観察所に対応する形で更生保護協会がある。
※35 社会を明るくする運動
【施策番号101】参照
※36 更生保護地域連携拠点事業
【施策番号92】参照

Column 8

## 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会の取組

法務省保護局

我が国の更生保護は、慈愛の心に基づく明治時代の免囚保護事業に源を発し、多くの民間篤志家の努力により、世界に類を見ない官民協働態勢のもとで発展を遂げてきた。その中でも保護司は、更生保護制度の中核を担っている。その地道な活動の積み重ねは、刑事司法の領域にとどまらず、安全に安心して暮らせる地域社会、ひいては日本社会の基盤を形成するもので、保護司は社会にとっての貴重な財産ともいうべき存在である。

1950年（昭和25年）に保護司法が制定され、現在の保護司制度の骨格が作られて以降、全国の保護司は、「人は変われる」という信念のもと、同じ地域に住む隣人の一人として、罪を犯した人や非行のある少年たちの立ち直りを支援するとともに、広報啓発活動や犯罪予防活動に積極的に取り組んできた。

この長年の活動実績を踏まえ、1998年（平成10年）には、保護司組織の位置付けを明確化するとともに、保護司及び保護司組織に対する地方公共団体からの協力規定を新設するなどの保護司法の改正が行われるに至った。

また、2021年（令和3年）に第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コングレス）のサイドイベントとして開催した「世界保護司会議」では、「世界保護司デー」の創設等を盛り込んだ「京都保護司宣言」が採択されるなど、“HOGOSHI”の輪は、我が国の枠を超えて世界への広がりを見せている。

一方で、日本国内では、保護司の高齢化が進んでいる上、担い手の確保も年々困難となっている。その背景として、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことが指摘される。

上記のように、時代を超えて承継されてきた保護司制度の本流をしっかりと見据え、次世代に受け継いでいくことが求められる中、2023年（令和5年）3月17日に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」では、「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行」（【施策番号64】参照）が盛り込まれた。

**持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行【施策番号64】**
法務省は、時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官との協働態勢の強化等について検討・試行を行い、2年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。

これを受け、法務省では、保護司や外部有識者等から構成される「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」※37を設置した（令和5年5月17日法務大臣決定）。

検討会では、第二次再犯防止推進計画に例示されている事項に加え、これら実務的な課題を横断的に貫く理念として「保護司の使命」を検討することとしている。

2023年（令和5年）5月以降、定期的に検討会を開催して検討を進めることとしており、2024年（令和6年）に迎える更生保護制度施行75周年の節目に合わせて、一定の結論を出すことを目指している。

※37 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会
検討会の議事録等は法務省ホームページで公表している。
https://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/jizokuhogo05.html

第１回検討会の様子

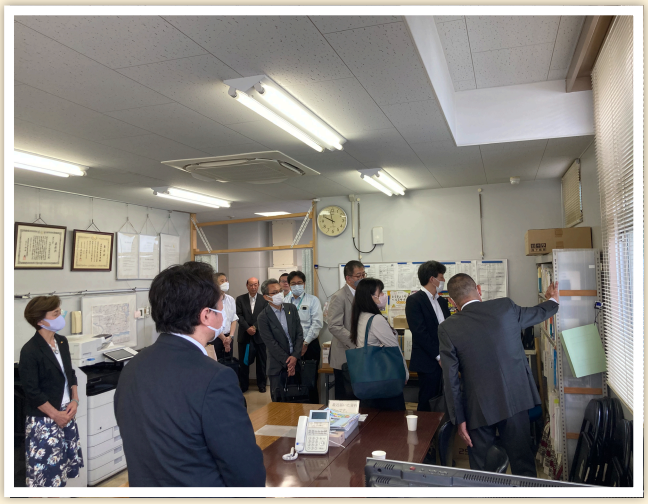

第２回検討会の様子（視察）

Column 9

# 保護司制度の国際発信

法務省保護局

## 1. 保護司制度の国際発信の意義

皆さんは、保護司制度を知っていますか。保護司とは、罪を犯した人と同じ地域の一員として、罪を犯した人の良き相談相手となり、その再犯防止や立ち直り支援に大きな貢献をしているボランティアです。

近年、フィリピンやケニアでは日本の保護司制度を参考にしたボランティア制度が導入されるなどしていますが、世界において保護司制度が広く認められているとは言い難い状況にあります。

国際発信を通じて保護司制度の国際的な認知度を一層向上させることは、多くの国々において再犯防止の取組を進める上での参考となり、世界全体の安全・安心な社会づくりに寄与するものであると考えています。

## 2. 国際会議等における具体的な国際発信の取組

保護司制度の国際発信に関する主な取組について紹介します。

(1) 第１回アジア保護司会議（2014年（平成26年）、東京）

保護司制度やそれに類するボランティア制度を導入しているアジア諸国等（韓国、フィリピン、シンガポール及びタイ。オブザーバーとして中国及びケニア。）から保護司等のボランティアや政府関係者等が集い、それぞれの制度や現状、課題について発表が行われました。会議の総括として、保護司の国際的ネットワークの構築などを盛り込んだ「アジア保護司会議における東京宣言」が採択され、この会議を契機に、日本の保護司制度の国際発信が活発になりました。

(2) 第２回アジア保護司会議（2017年（平成29年）、東京）

第１回会議に引き続き、アジア諸国等から参加者が集い、保護司の社会的認知度の向上をテーマに議論が行われました。社会内処遇に関する国際会合である世界保護観察会議に併せての開催だったため、保護司に類似した制度のない国の方々にも、実際の保護司活動を知っていただく良い機会になりました。

(3) 世界保護司会議（2021年（令和３年）、京都）

第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コングレス）のサイドイベントとして、アジア諸国のほか、ヨーロッパや北米等からの参加者も得て開催され、保護司を始めとする地域ボランティアが再犯防止の取組に参画することの重要性等について議論されました。本会議では、「京都保護司宣言」の採択を通じ、「世界保護司デー」の創設を目指すことなど、保護司に代表される民間ボランティアを世界に発信・普及させることの重要性等が確認されました。（詳細は令和３年版再犯防止推進白書の特集２「京都コングレス」参照。）

法務省保護局では、保護司組織や関係国とも連携しながら、今後とも保護司を始めとする地域ボランティアの更なる発展と普及に向けた国際発信を推進し、「誰一人取り残さない」社会の実現に取り組んでまいります。

アジア保護司会議の様子

世界保護司会議の様子

Column 10

## 更生保護地域連携拠点事業の取組

更生保護法人旭川更生保護協会　地域支援コーディネーター　澤田　弘志

国からの委託事業も初めて、事業内容も新規と初物尽くしで取り組んだ「更生保護地域連携拠点事業」（【施策番号92】参照）では、保護観察期間を終えた人、刑務所を満期で出所した人等が安心して相談できる“人と場所（居場所）づくり”のため、2022年（令和4年）10月1日から手探り状態で地域の支援ネットワーク構築等を進めてきました。その過程で感じたことなどを具体的な事例を交えて、御紹介したいと思います。

それでは、地域支援ネットワークの構築からお話させていただきます。

旭川保護観察所管内は、約22,856平方キロメートルと四国4県と京都府を足した広さで、管内の稚内市から旭川市間は259キロメートル、紋別市から旭川市間は180キロメートル離れています。担当するエリアが余りにも広いため、旭川市外に住む支援対象者の視点に立てば、旭川市は身近で気軽に訪れることのできる相談場所とは言い難いのが実情です。

最初は、旭川地域のネットワークを構築し、次に、遠隔地にも支援対象者がおり、支援が届きにくいという課題を解消するため、稚内地域と紋別地域のネットワーク構築に取り組みました。ネットワーク構築のために訪問した支援機関・団体に対して、事業の説明とネットワークへの参画を依頼する際には、保護観察所の御協力のもと作成した2種類（支援者向け、支援対象者向け）のパンフレットが、限られた時間で御理解いただくための効果的なツールとなりました。

初めのうちは、支援機関・団体からネットワークに参画するメリットを求められ大変困惑しましたが、事業成果が再犯防止につながり、安全・安心な地域づくりに役立つものとお話しし、理解を得られネットワークに参画していただきました。地域支援コーディネーターには、更生保護の知識の他に営業力が不可欠ではないかとさえ思ったところです。

支援事例の一つとして、ハローワークから相談要請があった50代男性の事例を御紹介します。

ハローワークがネットワークの一員であり、対応が難しい生活困窮の相談であったことから、連携相談として“つながった”ものです。支援対象者は、怪我により就労困難となり、生活困窮に陥っていました。じっくり時間を掛け、支援対象者から相談に至った経緯と内容を聞き取り、社会福祉協議会に支援対象者とともに訪問し、必要な支援を話し合い、「緊急小口資金」を申し込むこととなりました。

ただし、貸付金の実行までに日数を要し、この支援対象者は貸付実行日までのつなぎ資金が十分でなかったため、いつでも連絡が取れるようにするなど、日常生活の見守りをしっかりと行うこととなりました。支援までに要する期間を短縮できる制度が必要ではと考えさせられた事例でもありました。

最後に、この事業の今後の課題をお話しします。支援対象者が再び過ちを繰り返さないため、この事業の周知について、支援機関・団体におけるパンフレットの配布だけではなく、効果的な方法がないか検討する必要があります。加えて、各地域のネットワークの構築と並行して地域連絡会議を随時開催していくことが、各支援機関・団体スタッフの継続した意識づけには重要なものと感じています。

また、更生保護という言葉の認知度の低さをいかに向上させていくかという点や、支援対象者の目線に配慮した姿勢等を踏まえ、今後、どのように取り組んで行くべきか考えることが大切ではないかと感じています。

旭川更生保護地域連携拠点

旭川地域拠点ネットワーク連絡会議の様子

稚内地域拠点ネットワーク連絡会議の様子

# 第7章

僕のおばあちゃん

## 地方公共団体との連携強化等のための取組

第1節　地方公共団体との連携強化等 …… 170

# 第7章 地方公共団体との連携強化等のための取組

## 第1節 地方公共団体との連携強化等

### 1 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援

#### (1) 再犯防止担当部署の明確化【施策番号104】

法務省は、都道府県及び指定都市については全て、市町村（特別区を含む。以下この章において同じ。）については、市町村再犯防止等推進会議（【施策番号110】参照）の構成員となった市町村（2023年（令和５年）４月１日現在で306市町村）について、それぞれの再犯防止等を担当する部署の連絡窓口を把握し、再犯防止等に関する必要な情報提供を行っている。

#### (2) 地域社会における再犯の防止等に関する実態把握のための支援【施策番号105】

法務省は、国と地方公共団体が連携して再犯防止施策の推進を図るため、2018年度（平成30年度）から2020年度（令和２年度）までを事業期間として、地域再犯防止推進モデル事業（**資7-105-1**参照）を実施した（**資7-105-2**参照）。2021年度（令和３年度）以降、その成果等を共有し、地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会として、「全国会議」※1及び「ブロック協議会」※2を開催している（この他、2021年度（令和３年度）には「地域連携協議会」※3を開催した。）。

**資7-105-1** 地域再犯防止推進モデル事業の概要

地域再犯防止推進モデル事業（再犯防止等推進調査地方公共団体委託事業）の全体概要

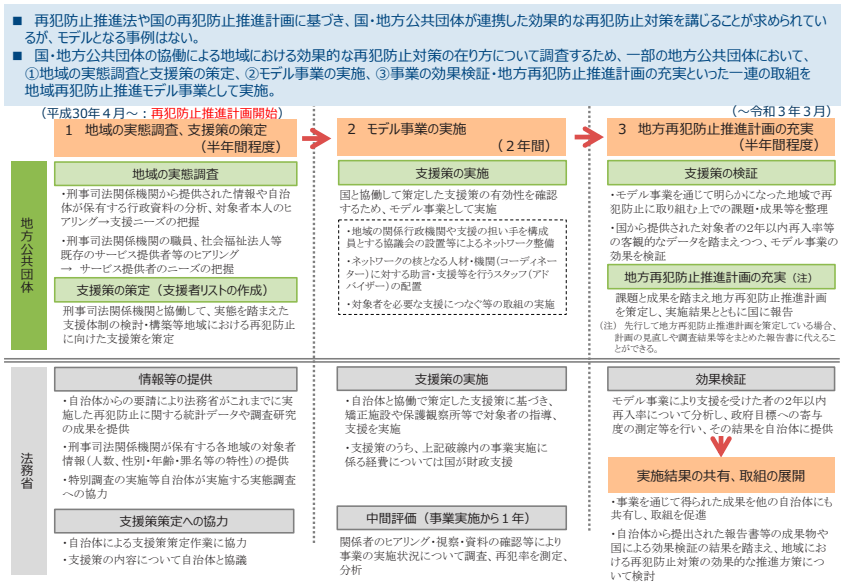


出典：法務省資料による。

※1 全国会議
モデル事業において蓄積された成果や課題等を共有するため、都道府県、指定都市及びモデル事業実施団体を対象に実施するもの。
※2 ブロック協議会
全国会議の開催を受け、全国6ブロックにおいて、再犯防止の取組を進める意欲を持つ地方公共団体に対し、情報提供や意見交換等を実施するもの。
※3 地域連携協議会
都道府県と市町村の連携モデルの検討を行うため実施したもの。令和３年度に愛知県、滋賀県及び鳥取県で開催。

## 資7-105-2　地域再犯防止推進モデル事業における取組状況等

【2018年度（平成30年度）開始分】

| | 自治体名 | 担当部署 | 再委託先 | 主な取組内容 | 取組の主な類型 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 北海道 | 環境生活部<br>道民生活課 | （株）ピーアールセンター | ①テレビ、ラジオ等多様な媒体を活用し、広く道民に、再犯防止に係る現状と課題、取組の必要性などについて周知。<br>②道内市町村での再犯防止、更生支援への取組状況を調査し、その結果や昨年度実施した道内実態調査の結果を取りまとめ市町村等に送付。<br>③道内４ブロックで、保護司等を対象として、就労や地域生活支援に関する課題や取組例などの知識の習得や他の支援者等との情報交換を目的とした研修会を実施。<br>④道内４ブロックで、地域の更生支援者等を対象に、地域社会全体として更生を支えるネットワーク形成を目指した勉強会、意見交換会を実施。<br>⑤犯罪をした者等に対する支援の必要性を周知するための道民向けのリーフレットを配布。 | 広報・啓発<br>その他 |
| 2 | 北海道<br>旭川市 | 福祉保険部<br>福祉保険課 | （一社）道北地方物質使用障害研究会 | 物質使用障害者に対する支援策として、<br>①薬物依存症者への直接的な支援としてのリカバリーセミナー<br>②薬物依存に関する市民の理解促進を目的としたフォーラム<br>③物質使用障害に対して支援を行う者の知識やスキルの向上を目的とした学習会・スーパービジョン等を実施。 | 薬物<br>広報・啓発 |
| 3 | 岩手県 | 保健福祉部<br>地域福祉課 | （社福）岩手県社会福祉事業団 | ①保護観察所等の依頼に基づき、満期釈放予定者のうち、特別調整の対象とならなかった者に対し、出口支援として、矯正施設入所中から出所後の生活環境調整を開始し、円滑に地域社会に移行できるようにするための支援を実施。<br>②弁護士、検察庁、保護観察所等からの依頼に基づき、起訴前段階、不起訴処分及び執行猶予となった者のうち、高齢者又は障害のある福祉的支援が必要な者に対して、入口支援として、福祉サービス等につなげるための支援を実施。 | 高齢・障害<br>その他 |
| | | | — | ③関係機関によるネットワーク構築を目的とした協議会の開催。個々のケースについての支援会議も随時開催し、情報共有、意見交換を実施。 | |
| 4 | 岩手県<br>盛岡市 | 保健福祉部<br>地域福祉課 | — | ①市民向けフォーラムの開催。<br>②満期釈放、起訴猶予等となった者のうち、就労場所以外の居場所づくりが本人の更生に資すると判断できる者について、本人が「必要とされている」と感じることのできる居場所等のマッチングを実施。また、犯罪をした者をボランティアとして受け入れてくれる社会福祉法人の開拓を目的とした福祉関係者向けの研修会を開催。<br>③モデル事業の円滑な推進及び再犯防止推進計画への助言を目的とした関係機関による協議会を開催。<br>④公営住宅の活用を含めた既存の制度による住宅確保策を検討、実施。 | 住居支援<br>広報・啓発 |
| 5 | 茨城県 | 保健福祉部<br>福祉指導課<br>人権施策推進室 | （特非）茨城県就労支援事業者機構 | 水戸更生保護サポートセンター内にコーディネーターを配置し、水戸刑務所を満期出所して茨城県内に帰住する見込みの者を対象に、出口支援として、就労先の紹介・面談手続、居住先の確保・手続、生活保護等の申請手続など就労・居住に係る支援を実施。 | 就労支援<br>住居支援 |
| 6 | 栃木県 | 保健福祉部<br>薬務課 | — | ①モデル事業の効果的な実施のため、関係機関による連絡会議（栃木県薬物再犯防止推進会議）を開催。<br>②薬物依存症に関する正しい知識の普及を目的として、関係機関を対象に研修会を開催。 | 薬物<br>就労支援<br>住居支援<br>広報・啓発 |
| | | | （特非）栃木ダルク | ③矯正施設及び保護観察所からの依頼に基づき、満期出所者及び保護観察期間終了者を対象に、各種支援窓口の紹介等を含めた伴走型の支援（コーディネート）を実施。また、認知行動療法を活用した再犯防止教育プログラムを提供。<br>④薬物依存症者の家族を対象に、認知行動療法を活用したグループミーティング等を提供（家族会）。 | |
| | | | （特非）栃木県就労支援事業者機構 | ⑤上記のモデル事業対象者のうち、就労支援が必要と認められる者に対して、支援を実施。 | |
| | | | 更生保護法人尚徳有隣会 | ⑥上記のモデル事業対象者のうち、住居確保支援が必要と認められる者（男性）に対して、支援を実施。 | |
| | | | 更生保護法人栃木明徳会 | ⑦上記のモデル事業対象者のうち、住居確保支援が必要と認められる者（女性）に対して、支援を実施。 | |

| | 自治体名 | 担当部署 | 再委託先 | 主な取組内容 | 取組の主な類型 |
|---|---|---|---|---|---|
| 7 | 埼玉県 | 福祉部<br>社会福祉課 | （社福）親愛会 | ①保護観察所からの依頼に基づき、高齢・障害がある者等で更生緊急保護が適用になった起訴猶予、執行猶予者等に対し、入口支援として、福祉・年金等の各種手続、福祉支援、医療、就労、住居の確保等の調整を実施。また、戻る場所のない支援対象者に対し、更生保護施設、自立準備ホームと連携・協働して地域生活が定着するための息の長い支援を実施。<br>②弁護士、福祉事務所、地方公共団体等の支援者から相談があった場合、必要に応じて、各種相談窓口の紹介等のコーディネート業務を実施。 | 高齢・障害 |
| 8 | 千葉県 | 健康福祉部<br>健康福祉指導課 | — | ①「生活支援調整関係機関会議」（ケース会議）において、保護観察所、矯正施設等からの依頼に基づき、保護観察対象者、満期出所者等のうち、地域生活上何らかの支援を必要とする者を対象に、支援方針の検討や支援の利用調整、千葉県が設置している総合相談支援機関「中核地域生活支援センター」へのつなぎ支援を実施。<br>②支援対象者に県の取組を周知するため、パンフレットを配布。<br>③県の取組を周知することや犯罪をした者等の社会復帰支援についての理解促進を目的に、関係者、支援機関を対象にフォーラムを開催。 | 広報・啓発<br>その他 |
| 9 | 東京都 | 都民安全推進本部総合推進部<br>都民安全推進課 | （一社）社会支援ネット・早稲田すぱいく | 万引きなどの犯罪をしてしまう高齢者やその家族等を対象に、社会福祉士や精神保健福祉士等が電話相談を受け付け、本人の状況や生活環境等についてアセスメントを行うことで、適切な支援につなげる。 | 高齢・障害<br>その他 |
| 10 | 神奈川県 | 福祉子どもみらい局<br>福祉部<br>地域福祉課 | （公社）神奈川県社会福祉士会 | ①犯罪をした高齢者や障がい者等への更生支援に係るスキルアップと理解促進を図ることを目的として、市町村職員や社会福祉協議会職員等の福祉関係者を対象に、研修会を開催。 | 高齢・障害<br>広報・啓発<br>その他 |
| | | | （特非）全国万引犯罪防止機構 | ②高齢者万引きの再犯防止に関する啓発を内容として作成した冊子を対象者に配付し、効果検証を実施。<br>③高齢者万引きの再犯防止に関する啓発を内容とした動画を作成。 | |
| 11 | 長野県 | 健康福祉部<br>地域福祉課 | （公社）長野県社会福祉士会 | ①県再犯防止推進計画の策定進捗状況の報告やモデル事業等の内容を共有することを目的とした関係機関協議会を開催。<br>②圏域ごとに、制度周知や福祉関係者と司法関係者との相互理解のための研修会を開催。<br>③関係機関を対象に、対象者の支援方法等に関する相談支援を実施。 | 広報・啓発<br>その他 |
| | | | 長野県保護司会連合会 | ④更生保護サポートセンターに、犯罪をした者や地域住民を対象とした犯罪・非行に関する相談窓口を設置。 | |
| 12 | 愛知県 | 防災安全局<br>県民安全課 | 愛知県弁護士会 | ①弁護士が、犯罪をした者等に対して、入口支援及び出口支援として、刑事司法の各段階（検察・裁判・矯正・保護）において、面会等を通じて社会復帰に向けた支援の聞き取りを行うとともに、居住手続や就労支援窓口、医療・福祉等関係機関への引継などを実施。 | 就労支援<br>広報・啓発<br>その他 |
| | | 労働局<br>就業促進課 | （特非）愛知県就労支援事業者機構 | ②刑務所出所者等の職場定着のため、面談を通して、就労継続に向けた助言や意欲喚起等のフォローアップ支援を実施。また、出所者等を雇用する協力雇用主に対しても、出所者等の問題行動に対する対処方法等の助言等のフォローアップ支援を実施。<br>③出所者等の雇用に係る情報や経験を共有することを目的に、協力雇用主を対象とした研修会を開催。 | |
| 13 | 名古屋市 | 市民経済局<br>企画経理課 | （特非）くらし応援ネットワーク | ①検察庁、保護観察所の依頼に基づき、起訴猶予となった者のうち、福祉的な支援を必要とする高齢者・障害者・若者（39歳以下）に対して、入口支援として、福祉サービス等につなげるため、支援プランを作成の上、窓口同行や申請書類の作成支援等を実施するとともに、一定期間寄り添いながら支援を行う伴走支援を実施。 | 高齢・障害<br>広報・啓発 |
| | | | （学）日本福祉大学 | ②上記①の支援の中間調査を実施し、伴走支援の意義及び課題等を考察し調査報告書に取りまとめ、事業終了後に効果検証を実施。 | |
| | | | — | ③モデル事業実施結果に関する市民報告会を開催。 | |

| | 自治体名 | 担当部署 | 再委託先 | 主な取組内容 | 取組の主な類型 |
|---|---|---|---|---|---|
| 14 | 滋賀県 | 健康医療福祉部<br>健康福祉政策課 | （社福）グロー | ①弁護士、検察庁等の依頼に基づき、刑事手続段階にある高齢者又は障害のある者に対し、入口支援として、必要な支援のアセスメント及びコーディネートを実施。<br>②支援を実施する上で、関係機関による連携会議を開催。困難事例と判断したケースでは、医療・福祉・司法の専門家による調査委員会において、医療的・福祉的アセスメントを実施。<br>③地域におけるコーディネート体制構築のため、連携会議や調査委員会において、情報交換・意見交換を実施。<br>④司法・福祉・医療機関等対して、本事業の周知を目的に、講師を派遣し、説明を実施。 | 高齢・障害<br>広報・啓発<br>その他 |
| | | | 更生保護法人滋賀県更生保護事業協会 | ⑤再犯防止地域支援員を設置し、協力雇用主及び医療機関の理解促進のため、個別訪問やアンケート調査を実施。<br>⑥協力雇用主を対象に、制度紹介等を目的とした研修会を実施。 | |
| | | | （公社）滋賀県社会福祉士会 | ⑦雇用主や福祉事業所を対象とした相談窓口を設置し、対象者への対応等に関する助言を実施。<br>⑧電話・訪問相談の結果、更なる支援が必要と判断したケースについては、事例検討会を開催し、支援プランを作成。アドバイザーが支援プランに即して、当事者を支援する方法の助言や支援者が開催するケース会議への参加、必要に応じて当事者との直接面談を実施。<br>⑨地域の支援者や相談員を対象に、対象者の支援方法や先進事例を学ぶことを目的とした研修会を開催。 | |
| 15 | 京都府 | 健康福祉部<br>家庭支援課 | ― | ①学校、児童相談所等の依頼に基づき、非行問題を抱える小学生及び中学１、２年生の少年と保護者を対象に、相談支援や学習支援等を実施。 | 少年 |
| | | | 更生保護法人<br>西本願寺白光荘 | ②週１回、非行をした少女を対象とした居場所を開設し、少女特有の悩み等に対する相談支援や自立に向けた生活訓練等を実施。 | |
| 16 | 京都市 | 保健福祉局<br>保健福祉部<br>保健福祉総務課 | 京都わかくさねっと | ①矯正施設を出所した若年女性等を対象に、支援計画を作成した上で、相談支援や関係機関の紹介・同行支援等を実施することによって、生活課題の解決・就労の確保等つなげていく「寄り添い支援」を実施。 | 広報・啓発<br>その他 |
| | | | ― | ②犯罪をした人等が刑務所等の施設出所後に困難や悩みを抱えた時の相談窓口や支援機関等を紹介したハンドブック「つなぐつながる」を作成。<br>③地方再犯防止推進計画の策定に当たって、広く意見・助言等をもらうため、刑事司法機関及び民間団体等で構成する京都市再犯防止推進会議を開催。 | |
| 17 | 大阪府 | 青少年・地域安全室<br>治安対策課 | ― | ①性犯罪（痴漢、盗撮、公然わいせつ、児童ポルノ関係）を行った起訴猶予者等のうち、支援を申し込んだ者に対し、臨床心理士による全５回の心理カウンセリングプログラムを提供。 | 性犯罪<br>高齢・障害<br>就労支援 |
| | | 福祉部<br>障がい福祉室<br>自立支援課 | ― | ②検察庁や弁護士等からの依頼に基づき、障がいのある起訴猶予等となった者等に対し、入口支援として、福祉サービスや支援機関等へのつなぎ支援を実施。 | |
| 18 | 兵庫県 | 健康福祉部<br>障害福祉局<br>障害福祉課 | （社福）みつみ福祉会 | ①弁護士会の依頼に基づき、起訴猶予等となる見込みのある者のうち、高齢者又は障害のある福祉的支援が必要な者に対して、入口支援として、福祉サービス等へのつなぎ支援を実施。 | 高齢・障害<br>就労支援 |
| | | 産業労働部<br>政策労働局<br>労政福祉課 | ヒューマンアカデミー（株） | ②保護観察対象者等と１か月間の雇用契約を締結の上、対象者に対し、ビジネス基礎研修や職場体験を提供。また、マッチング支援や定着フォローアップなどの就職活動支援を最大４か月間実施。 | |
| 19 | 兵庫県<br>明石市 | 福祉局地域共生社会室 | （社福）明石市社会福祉協議会 | ①警察署、検察庁、保護観察所等からの依頼に基づき、不起訴処分及び執行猶予等により釈放されることが見込まれる者のうち、高齢又は障害のある福祉的支援の必要な者に対して、入口支援として、窓口への手続同行や申請書類の作成支援など福祉サービス等へのつなぎ支援を実施。<br>②刑務所等からの依頼に基づき、刑務所等の出所時期が概ね半年以内となっている者のうち、高齢又は障害のある福祉的支援の必要な者に対して、出口支援として、生活保護受給申請の支援や担当保護司の帰住先調査への同行など円滑な地域帰住促進のための支援を実施。 | 高齢・障害<br>広報・啓発 |
| | | | ― | ③市民の更生支援・再犯防止に対する理解促進を目的として、市民向けイベント（あかし更生支援フェア）を開催し、再犯防止等に関する法務省や市の取組報告及び講演会（更生支援フォーラム）を実施するとともに、18の関係機関・団体の出展の下、刑務作業製品の展示・即売やパネル展示等を実施。 | |

| | 自治体名 | 担当部署 | 再委託先 | 主な取組内容 | 取組の主な類型 |
|---|---|---|---|---|---|
| 20 | 奈良県 | 福祉医療部<br>地域福祉課 | — | ①再犯防止等の機運醸成を目的として、一般県民を対象としたシンポジウムを実施。シンポジウム終了後は、非行予防及び就労支援に係る個別相談会を開催。<br>②犯罪をした者等を雇用する際の不安を解消するため、協力雇用主を対象としたセミナーを実施。<br>③保護観察期間中の少年を対象に、専門家による社会技能訓練（SST）を月１回程度実施。<br>④協力雇用主が出所者等を雇用した際の不安解消を図るノウハウや、保護観察対象者等が職業的自立を図る際に活用できる相談窓口等を紹介するハンドブックを作成。<br>⑤有識者等を構成員として、「更生支援のあり方」についての検討会を開催。 | 就労支援<br>広報・啓発<br>その他 |
| 21 | 鳥取県 | 福祉保健部<br>福祉保健課 | （一社）とっとり東部権利擁護支援センター | ①弁護士、検察庁、保護観察所等の依頼に基づき、不起訴処分及び執行猶予等となった者のうち、高齢又は障がいのある福祉的支援の必要な者に対して、入口支援として、窓口同行、申請書類の作成支援、生活環境の整備（住居確保、成年後見人の確保等）などの福祉サービス等へのつなぎ支援を実施。 | 高齢・障害 |
| | | | — | ②鳥取県再犯防止推進計画の進捗管理や課題・情報共有のため、関係機関による推進会議を開催。 | |
| 22 | 島根県 | 健康福祉部<br>地域福祉課 | — | ①再犯防止推進計画の内容や更生支援関係機関の取組等を周知することを目的に、市町村担当者・県の関係機関担当者による会議を開催。<br>②更生支援計画作成の技能を習得することを目的として、社会福祉士や精神保健福祉士などを対象に研修会を開催。<br>③刑事司法関係機関や支援者等からの依頼に基づき、②の研修会の修了者（更生支援コーディネーター）を派遣し、福祉的支援が必要な罪を犯した者等の更生支援計画を作成。<br>④更生支援に関する理解促進を目的に、広報資材（ポスター、リーフレット等）を作成。 | 広報・啓発<br>その他 |
| 23 | 広島県 | 環境県民局<br>県民活動課 | — | ①県内の関係機関・団体が非行少年等の立ち直りに向けて実施する支援の内容や実施に係る課題等を整理し、今後の取組について協議することを目的とした連絡会議等の実施を踏まえて、支援ガイド等を作成。 | 少年<br>就労支援 |
| | | | （特非）広島県就労支援事業者機構 | ②保護観察を終了した少年をはじめとした、立ち直りに向けた支援を必要としているのにも関わらず、公的な支援を受けることができない非行や罪を犯した無職等の少年に対し、支援コーディネートを行い、就労準備支援、就労体験や学習支援等、立ち直りに向けた総合的支援を実施。 | |
| 24 | 山口県 | 健康福祉部<br>厚政課 | （社福）山口県社会福祉協議会 | ①検察庁からの依頼に基づき、不起訴処分及び執行猶予となった者のうち、高齢又は障害のある福祉的支援の必要な者に対して、入口支援として、帰住先確保等の福祉的支援や相談窓口への同行等の福祉サービス等へのつなぎ支援を実施。<br>②保護観察所からの依頼に基づき、刑務所出所予定者等のうち、特別調整の対象とならない者に対して、特別調整に準ずる者への出口支援として、帰住先確保等の福祉的支援を実施。<br>③保護観察所からの依頼に基づき、保護観察期間終了者のうち、福祉的支援の必要な者に対して、出口支援として、保護観察期間終了前から帰住先確保等の福祉的支援及び福祉サービス等へのつなぎ支援を実施。<br>④再犯防止の取組等に関する普及啓発等を目的として、再犯防止に関するポータルサイトを作成。 | 高齢・障害<br>広報・啓発 |
| 25 | 香川県 | 健康福祉部<br>障害福祉課 | （社福）竜雲学園 | ①検察庁、保護観察所からの依頼に基づき、不起訴処分及び執行猶予となった者のうち、高齢又は障害のある福祉的支援の必要なものに対して、入口支援として、窓口同行や申請書類作成支援など福祉的サービス等へのつなぎ支援を実施。<br>②入口支援の意義や取組内容等を周知することを目的に、関係機関を対象とした研修会等を開催。 | 高齢・障害<br>広報・啓発 |
| 26 | 北九州市 | 保健福祉局<br>障害福祉部<br>障害者支援課 | （公社）北九州市障害者相談支援事業協会 | ①65歳未満で知的障害等のある窃盗・無銭飲食などの罪を犯した者に対して、入口支援として、自立に向けた支援計画の作成や継続的な見守りを実施。<br>②上記の者を受け入れることが見込まれる協力雇用主や障害福祉サービス事業者等に対して、支援対象者の行動の理解や対応の方法について研修を実施。<br>③支援対象者の就職や就労の定着に向けた個別支援会議を開催。 | 高齢・障害<br>就労支援<br>広報・啓発 |
| 27 | 長崎県 | 福祉保健部<br>福祉保健課 | （社福）南高愛隣会 | ①高齢者又は障害のある犯罪をした者等に対して、入口支援として、検察庁・弁護士等の依頼に基づき、相談支援専門員協会や障害者自立支援協議会等と連携した支援を実施。<br>②薬物依存のある犯罪をした者等に対して、入口支援として、精神保健福祉センターやダルク等と連携した支援を実施。<br>③身寄りのない犯罪をした者等に対して、入口支援として、県居住支援協議会等と連携して居場所の確保に向けた支援を実施。 | 薬物<br>高齢・障害<br>住居支援 |

| | 自治体名 | 担当部署 | 再委託先 | 主な取組内容 | 取組の主な類型 |
|---|---|---|---|---|---|
| 28 | 熊本県 | 環境生活部<br>県民生活局<br>くらしの安全<br>推進課 | （社福）恩賜財団済生会支部熊本県済生会 | ①検察庁や更生保護施設等からの依頼に基づき、微罪処分、不起訴処分及び執行猶予等となった者のうち、高齢又は障害のある福祉的支援を必要とする者に対し、入口支援として、申請書類作成支援、相談窓口同行等の福祉サービス等へのつなぎ支援を実施。<br>②犯罪をした者等の受入れへの理解促進を目的として、福祉施設等支援関係者を対象に、講習会を開催。 | 高齢・障害<br>広報・啓発 |
| 29 | 熊本市 | 市民局<br>市民生活部<br>生活安全課 | 職業訓練法人熊本市職業訓練センター | ①雇用ニーズの高い介護分野の資格を取得することを目的として、保護観察対象者等を対象に、資格取得訓練を実施。 | 就労支援<br>広報・啓発 |
| | | | （株）あつまるホールディングス | ②犯罪をした者等向けの求人誌を作成。<br>③犯罪をした者等を雇用する事業者を増やすことを目的とした企業向けセミナーや、保護観察対象者等の就職を目的とした合同就職説明会を開催。 | |
| 30 | 鹿児島県<br>奄美市 | 保健福祉部<br>福祉政策課 | （特非）奄美青少年支援センターゆずり葉の郷 | ①再委託先施設の元入所者宅を訪問し、家族・本人に対して相談支援を実施。必要に応じて、修学支援や就労支援を併せて実施。 | 高齢・障害<br>少年<br>就労支援<br>その他 |
| | | | — | ②上記再委託先の入所者・元入所者やその家族のうち、必要な者に対して市役所相談室でカウンセリングを実施。<br>③上記再委託先の入所者・元入所者のうち、障がい者に対して、障がい者支援施策を活用しながら一般就労、就労支援Ａ型・Ｂ型につなげる。 | |

【2019年度（令和元年度）開始分】

| | 自治体名 | 担当部署 | 再委託先 | 主な取組内容 | 取組の主な類型 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 宮城県 | 保健福祉部<br>社会福祉課 | （特非）ワンファミリー仙台 | ①刑務所出所者等やその関係者を対象とした相談窓口を週３回程度開設し、住居確保に関する相談を実施。<br>②刑務所出所者等のうち、就労等の日中活動に結びついてない者を対象に、週３回程度、軽作業等を実施する日中活動の場を提供。 | 就労支援<br>住居支援 |
| 2 | 秋田県 | 健康福祉部<br>地域・家庭<br>福祉課 | 令和２年度からは更生保護支援ボランティアふれあいサークルに委託 | ①次のいずれかに該当し、かつ支援を受けることに同意している者に対し、定期的な訪問による見守り支援を実施する。<br>・地域生活定着支援事業による特別調整の対象として支援を受けた又は受けていること。<br>・更生保護施設又は自立準備ホームを退所した又は退所予定であること。 | 高齢・障害<br>住居支援<br>広報・啓発 |
| | | | 令和２年度からは（株）ディーノに委託 | ②再犯防止施策への理解促進を目的に、啓発パンフレット及びポスターを作成。 | |
| | | | — | ③秋田地方検察庁の所管で起訴猶予、執行猶予、罰金・科料となったこと又は秋田保護観察所の所管で保護観察対象又は更生緊急保護対象であること又は東北管内の矯正施設を退所予定の者のうち、秋田県横手市に帰住を希望している者について、横手市居住支援協議会が秋田地方検察庁や秋田保護観察所、東北管内の矯正施設からの依頼に基づき、宅地建物取引業者への住居調整依頼を行うなどして住居確保に向けた支援を行う。<br>④モデル事業の取組紹介や、支援関係者の素養向上を目的に、県民や支援関係者を対象とした研修会を実施。<br>⑤罪を犯した人の見守り支援に従事するボランティア会員や行政などの関係団体が、再犯防止推進と罪を犯した人の見守り支援への理解と協力を広く県民に呼びかける広報活動を実施。 | |
| 3 | 山形県 | 健康福祉部<br>地域福祉推進課 | （社福）山形県社会福祉事業団 | ①矯正施設等からの依頼に基づき、特別調整とならなかった満期釈放者等を対象として、出口支援として、住居や就労先の確保に向けた支援を実施。<br>②性犯罪や入口支援等の理解促進を目的として、関係者を対象にセミナーを開催。 | 薬物<br>高齢・障害<br>就労支援<br>住居支援<br>広報・啓発 |
| | | | （特非）鶴岡ダルク | ③ダルクに入所した者や依存症者の家族を対象に、認知行動療法等を活用したプログラムを提供。 | |
| | | | 令和２年度からは更生保護法人山形県更生保護事業協会に委託 | ④県民、事業者等を対象としたパンフレットを作成。 | |
| 4 | 茨城県<br>牛久市 | 保健福祉部<br>こども家庭課 | （株）キズキ | ①茨城農芸学院在院中の発達上の課題を有する少年を対象に、学習支援の専門家と地域の学習指導員による学習支援を実施。<br>②発達上の課題を有する児童・生徒を含む市内の児童・生徒に対し、放課後カッパ塾において学習支援を実施。また、地域の学習指導員に対し、学習支援の専門家による研修会を実施。 | 高齢・障害<br>少年<br>広報・啓発<br>その他 |
| | | | （株）LITALICO | ③発達上の課題を持った少年・少女、非行のある少年・少女、性非行及び性に関して問題行動のあった少年・少女等の現状やニーズ等を把握するため、放課後カッパ塾指導員、特別支援教育コーディネーターにニーズ調査を実施。 | |

| | 自治体名 | 担当部署 | 再委託先 | 主な取組内容 | 取組の主な類型 |
|---|---|---|---|---|---|
| 5 | 愛媛県 | 県民環境部<br>県民生活局<br>県民生活課 | （特非）愛媛県就労支援事業者機構 | ①刑務所出所者や保護観察対象者等を対象（令和２年度は起訴猶予者等も対象）に、ビジネスマナー等のセミナーの受講調整、臨床心理士によるメンタルチェック・ケアや協力雇用主の協力のもと複数の職場を順次巡る方法での就労体験等の就労支援を実施。<br>②性犯罪者を対象に臨床心理士等によるカウンセリングなどを実施。<br>③協力雇用主の不安軽減等を目的とした研修会等を開催。 | 性犯罪<br>就労支援<br>広報・啓発<br>その他 |
| | | | ― | ④再犯の現状、犯罪をした者等が抱える課題や支援実例を共有することを目的に、関係機関等による地域別会議を開催。<br>⑤県民の理解促進を目的としたリーフレットを作成。<br>⑥性犯罪を犯した者への対応ノウハウの獲得を目的に、関係機関等を対象者した研修会を開催。<br>⑦モデル事業の成果等を周知することを目的に、県民向け報告会を開催。 | |
| 6 | 福岡県 | 福祉労働部<br>福祉総務課 | （特非）抱樸 | ①「立ち直りサポートセンター」を設置し、高齢者・障害者・住居不定者・依存症者・薬物事犯者・性犯罪者に対する入口支援（性犯罪者については出所後の支援（出口支援）も含む。）を実施。 | 薬物<br>性犯罪<br>高齢・障害<br>その他 |
| | | | （公社）福岡県社会福祉士会 | ②①において、ケース会議を開催し、個別支援計画の策定や支援業務に対する支援を実施。 | |
| | | | （特非）抱樸【再掲】 | ③支援対象者の就労先、入所先、地域での見守り等の担い手に対する研修の実施。 | |
| | | | ― | ④福岡県再犯防止推進会議の設置・開催 | |

出典：法務省資料による。

### （3）地域のネットワークにおける取組の支援【施策番号106】

一部の地方公共団体においては、刑事司法関係機関の職員、支援を行う民間団体の職員等を構成員とする会議体を設置し、再犯防止に係る取組の実施状況・課題の把握や対策の検討等を行っている。

法務省は、こうした会議への職員の参画や必要な情報提供等を通じて、公的機関や保健医療・福祉関係機関、各種の民間団体等の地域の多様な機関・団体におけるネットワークの構築や連携を支援している。2021年度（令和３年度）以降、これらの取組を更に促進するため、ブロック協議会（【施策番号105】参照）を開催している。

また、2022年（令和４年）10月から実施している「更生保護地域連携拠点事業」（【施策番号92】参照）を通じて、地方公共団体を含めた地域のネットワーク構築や連携に取り組んでいる。

### （4）資金調達手段の検討の促進【施策番号107】

法務省は、2019年度（令和元年度）、「再犯防止活動における民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式の案件組成のための調査研究」を実施し、その結果を公表している（【施策番号97】参照）。また、ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）が、民間団体等の創意と工夫を最大限に引き出すこと等が期待される仕組みであることを踏まえ、地方公共団体に対し、2021年度（令和３年度）から実施しているSIBを活用した再犯防止事業（【施策番号96】参照）の実施状況を共有しつつ、再犯防止に向けた活動を推進するための資金調達手段の検討を働き掛けている。

内閣府は、2021年（令和３年）２月に、SIBを含む成果連動型民間委託契約方式（PFS）事業を実施しようとする国又は地方公共団体等が当該事業を円滑に実施できるよう、PFS事業の実施に関する一連の手続の概説等を示した「成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）共通的ガイドライン」[※4]を作成、公表した。また、2021年度（令和３年度）からSIBを含むPFS事業を実施する地方公共団体を対象として、より高い成果創出時に必要となる委託費の成果連動部分等について複数年にわたる補助を行うとともに、評価の専門機関が当該PFS事業に必要な成果評価を支援する

※4　成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）共通的ガイドライン
https://www8.cao.go.jp/pfs/guidelines.pdf

事業「成果連動型民間委託契約方式推進交付金」等（資7-107-1）の取組を開始している。

**資7-107-1**　成果連動型民間委託契約方式推進交付金等について

## 成果連動型民間委託契約方式推進交付金

- ＰＦＳ事業を実施する地方公共団体に対する複数年の交付金
- 成果評価について、評価の専門機関による支援（内閣府がコンサルを派遣）
- 令和５年度～交付金の**補助率、上限額、補助対象経費を拡充**

**補助率・補助限度額等**

**【成果連動部分】**
**・補助率：　2分の1・・・上限額：4,000万円（但し先導案件の場合、3分の2／上限額5,000万円）**
**【中間支援事業者の活用費用部分（先導案件のみ）】**
**・補助率：10分の10・・・上限額1,000万円または総事業費の1割の低い方**
**【ファイナンス部分（SIBのみ）】**
**・補助率：10分の10・・・上限額：　500万円**

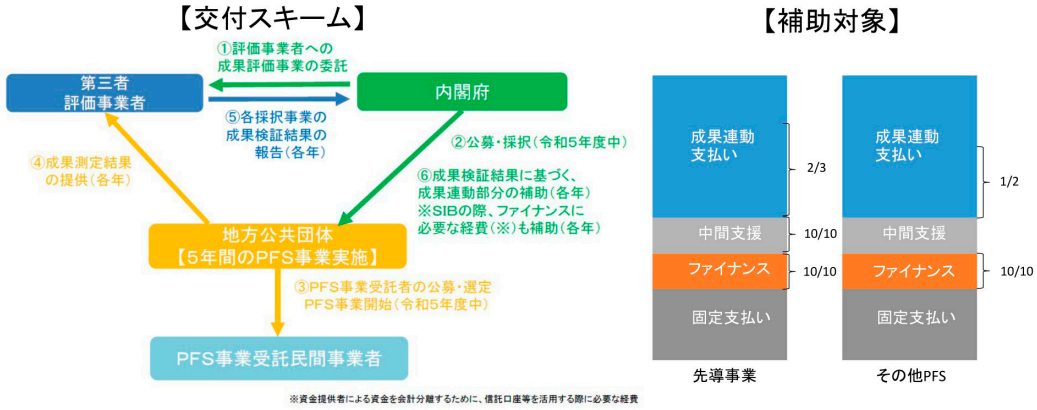


出典：内閣府資料による。

### 2　地方再犯防止推進計画の策定等の促進【施策番号108】

法務省は、「地方再犯防止推進計画策定の手引き」※5（資7-108-1参照）を作成し、全国の地方公共団体に配布するとともに、検察庁、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関が連携し、保護司等民間協力者の協力を得て、地方公共団体に対し、再犯防止対策に関する説明や協議を実施している。

さらに、地方公共団体に対して、第一次再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）において設定された再犯の防止等に関する施策の指標（出所受刑者の２年以内再入率等）に関する都道府県別データの提供を行っているほか、警察庁からデータの提供を受け、警察署管轄別の犯罪統計に係る情報についても提供している。

加えて、地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会（【施策番号105】参照）等の開催等を通じて、引き続き、都道府県や市町村に対して、前記の情報提供等を行うとともに、地方再犯防止推進計画の策定に向けた支援等を行っている（地方再犯防止推進計画の策定数は【指標番号17】参照）。

※5　地方再犯防止推進計画策定の手引き（令和５年３月改定版）
https://www.moj.go.jp/content/001395209.pdf

資7-108-1　「地方再犯防止推進計画策定の手引き」について

## 「地方再犯防止推進計画策定の手引き」について

**概要**

- 「地方再犯防止推進計画」とは、地方公共団体が再犯防止等に関する施策について定める計画。再犯防止推進法においては、その策定が努力義務とされている。
- 「地方再犯防止推進計画策定の手引き」は、特に市町村における地方再犯防止推進計画の策定を促進するため、計画策定に至るまでの事務手続例や、計画に盛り込む施策の具体例などをまとめたもの。

**手引きの構成**

**第１章　計画策定の意義等**
1　法的根拠
2　計画策定の意義
3　計画策定の流れ

**第２章　計画に盛り込むことが考えられる主な内容とその考え方について**
1　計画策定の趣旨等
2　地域における再犯防止を取り巻く状況
3　重点課題・成果指標
4　取組内容
5　推進体制

**第３章　具体的な取組の記載例等**
1　就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組
2　保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
3　学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
4　犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
5　民間協力者の活動の促進等のための取組
6　地域による包摂を推進するための取組
7　再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組

出典：法務省資料による。

## 3　地方公共団体との連携の強化

### (1) 犯罪をした者等の支援等に必要な情報の提供【施策番号109】

法務省は、地方公共団体が犯罪をした者等の支援を円滑に実施できるよう、矯正施設及び保護観察所において、地方公共団体の求めに応じ、当該団体が犯罪をした者等の支援等を行うために必要な情報について、個人情報等の取扱いに十分配慮しつつ、適切に提供している。

例えば、大阪府や福岡県においては、条例により一定の性犯罪者に住所の届出義務を課し、それを通じて性犯罪者の存在を把握した上で、性犯罪者に対する社会復帰支援等を行うという再犯防止の取組が進められており、法務省としても、それらの府県が、条例で定める対象者であることを確認できるようにするため、情報提供を始めとする必要な協力を行っている。

また、検察庁においては、入口支援を実施するに当たり、犯罪をした者等の再犯防止を実現するため、関係機関等と十分なコミュニケーションを図りつつ、関係機関等に対し、適切な情報提供を行うこととしている。

さらに、矯正局では、2022年（令和４年）９月から、今後、再犯防止を一層推進していくに当たっては、矯正施設が被収容者に関する情報を適切かつ効果的に関係機関等との間で共有していくことが極めて重要であるとし、関係機関等への適切な情報提供を積極的に行うこととしている。

なお、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和５年３月30日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）においても、上記の大阪府や福岡県における事例を踏まえ、刑事施設及び保護観察所において、必要な体制ができた地方公共団体に対し、引き続き、出所者に関する情報を含め、必要な情報提供を行うこととされている。

### (2) 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号110】

法務省は、2018年度（平成30年度）及び2019年度（令和元年度）、再犯防止の取組における国

及び市町村間のネットワークの構築等を目的として、市町村の施策担当者を対象に市町村再犯防止等推進会議を開催するとともに、都道府県の施策担当者を対象に、再犯防止の取組等の情報共有を目的とした都道府県再犯防止等推進会議を開催した。

2020年度（令和２年度）については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、市町村再犯防止等推進会議は中止、都道府県再犯防止等推進会議はオンラインによる開催とした。

2021年度（令和３年度）以降も、市町村再犯防止等推進会議は中止したが、同会議の登録団体には、「ブロック協議会」（【施策番号105】参照）への参加を案内した。また、都道府県再犯防止等推進会議については、「全国会議」（【施策番号105】参照）に名称を変更し、2020年度（令和２年度）に引き続きオンラインにて実施した。

また、性犯罪をした者の再犯防止のためには、刑事司法手続終了後も地域社会において支援を継続することが重要であるところ、地方公共団体においては、そうしたノウハウを十分に持ち合わせていない実情があることに鑑み、2023年（令和５年）３月、地方公共団体等が地域社会で活用可能な性犯罪をした者に対する再犯防止のガイドラインを作成し、都道府県及び指定都市に配布した※6。

また、職員を地方公共団体、司法関係団体等が開催する研修やシンポジウム等に講師として派遣するなどし、地方公共団体の職員や犯罪をした者等の支援を行う関係者等に対して、法務省における取組や支援に関する知見等を提供している。

加えて、法務総合研究所において、毎年、犯罪白書や研究部報告として、犯罪をした者等に関する調査研究等の成果を取りまとめ、公表している（【施策番号47、87、100】参照）。

### （3）国・地方協働による施策の推進【施策番号111】

法務省は、国と地方公共団体が連携して施策の推進を図るため、2018年度（平成30年度）から、2020年度（令和２年度）までを事業期間として、地域再犯防止推進モデル事業を実施してきた（【施策番号105】参照）。また、国と地方公共団体において、総合的かつ効果的な再犯防止施策の実施を推進するため、再犯防止啓発月間である７月に合わせて再犯防止広報・啓発ポスター等を作成し、2017年（平成29年）以降、全国の都道府県警察本部、都道府県及び市町村等に送付の上、ポスター掲示等による広報・啓発活動への協力を依頼している（【施策番号101】参照）。

市町村における再犯の防止等に関する取組として、2018年（平成30年）６月、矯正施設所在自治体会議の趣旨に賛同し、設立発起人となった29の市町の首長を構成員とする矯正施設所在自治体会議設立発起人会議が開催され、2019年（令和元年）６月には、90の市町村の首長を会員として、矯正施設所在自治体会議の設立総会が開催された（2023年（令和５年）４月時点で100の市町村が参加）。2022年度（令和４年度）は新型コロナウイルス感染症対策のため、総会は書面開催とされたものの、全国７ブロックにおいて、対面又はオンライン形式での地域部会が開催されるなど、新型コロナウイルス感染症の拡大状況下においても実施可能な取組が実施された。

さらに、2023年（令和５年）３月に閣議決定された第二次再犯防止推進計画には、再犯防止分野において国、都道府県及び市区町村が担う具体的役割（**資7-111-1**参照）が明記された。国と地方公共団体はそれぞれ、この役割を踏まえ、相互に連携しながら再犯の防止等に向けた取組を推進していくこととなる。

※6　性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～
https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00091.html

資7-111-1 第二次再犯防止推進計画に明記された国・都道府県・市区町村の役割

## 第二次再犯防止推進計画に明記された国・都道府県・市区町村の役割について

**国**

- 刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等が抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。
- 再犯防止に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行う。

**都道府県**

広域自治体として、

- 各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や地域のネットワーク構築に努める。
- 市区町村が単独で実施することが困難と考えられる、就労・住居の確保に向けた支援や罪種・特性に応じた専門的支援などの実施に努める。

**市区町村**

地域住民に最も身近な地方公共団体として、

- 福祉等の各種行政サービスを必要とする者、とりわけこうしたサービスへのアクセスが困難である者等に対して適切にサービスを実施する。

### (4) 国の施策に対する理解・協力の促進【施策番号112】

法務省は、2018年度（平成30年度）以降、毎年、各種会議（【施策番号105、110】参照）や、広報・啓発イベント（【施策番号101】参照）等を開催し、国の施策について地方公共団体に周知を図り、必要な協力が得られるよう働き掛けを行っている。

警察庁は都道府県警察に対し、文部科学省は各都道府県・指定都市教育委員会等に対し、厚生労働省は各都道府県等の民生主管部局や各都道府県労働局に対し、それぞれ文書や会議等を通じて、推進計画について周知するとともに、計画に基づく施策の実施について協力等を依頼している。

Column 11

## 静岡市における再犯防止の取組

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課

基礎自治体である市区町村には、再犯防止の推進においてどのような役割が求められているのでしょうか。2023年（令和５年）３月に策定された国の第二次再犯防止推進計画では、市区町村の役割として次の記述があります。

「保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等（中略）が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。」、「立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。」

静岡市では、2021年度（令和３年度）から「付添い支援」と「伴走型支援」の２つの支援策を展開していますが、これら支援策がまさに基礎自治体として求められていることであると実感しています。

一つ目の「付添い支援」は、満期出所や起訴猶予処分、保護観察が付かない刑の全部の執行猶予判決を受けて釈放された方等を対象に、市民ボランティアが行政等の窓口での手続に付き添い、支援を必要とする方を適切な支援制度に結び付けようとするものです。

静岡市としては、様々なサービスをそれぞれの窓口で提供していますが、出所や釈放直後の人は、「釈放されても転入や健康保険等の市役所の手続ができず、福祉サービスを受けられない。」、「市役所で必要な手続をしようとしても、一人では10分、15分の待ち時間に耐えられず手続が完了できない。」といった課題があり、これらのサービスにたどり着くことができず、再び犯罪に手を染めてしまうことがあります。このような福祉的ケアが必要な対象者を確実に支援に結び付ける事業が「付添い支援」です。静岡市では、静岡地方検察庁を始めとした関係機関から事前に対象者情報を提供いただき、「よりそい支援員」の愛称で呼ばれる市民ボランティアが当該機関と市役所とを結び付け、各行政機関との間の切れ目のない支援を提供しています。

また、「よりそい支援員」は、その名前のとおり対象者に寄り添った支援を行います。サービスを提供する側の市職員は、申請書の記入を求めたり、サービス提供の決定をしたりと、どうしても対象者と対峙する「相手」となってしまうことがあります。一方で、「よりそい支援員」は、隣で優しく声をかけ、緊張をほぐし、和やかな雰囲気を作るなど、対象者にとって心理的に「味方」となることができる存在であると感じています。現在は、市に３つある行政区からそれぞれ３人ずつ、合計９人の保護司の方に「よりそい支援員」として御協力をいただいていますが、窓口でのスムーズな手続になくてはならない存在であると実感しています。

二つ目の「伴走型支援」は、対象者に対し、面談、電話連絡、訪問等で１か月に１、２回程度、対象者から生活の様子を聴いたり、何か困ったことがないかと相談に乗ったりすることで、小さなつまずきなども見逃さず、必要に応じて支援につないでいくものです。

出所や釈放直後の人が新しく仕事を見つけたとしても、その仕事が長続きするとは限りません。実際に、「伴走型支援」の対象者の中には、一度仕事が見つかったものの結局断ってしまったり、諸事情から仕事ができる状況ではなくなってしまったりした人がいます。このようなつまずきが、対象者にとって再び罪を犯すきっかけになってしまわないよう、長期にわたり対象者自身を受け入れ、伴走することを目的とした支援を実施しています。

事業を開始した2021年度（令和３年度）当初、「付添い支援」は手探り状態でした。「伴走型支援」についても思うように利用が進まないなどの課題がありましたが、いずれもこの２年間の取組の中で少しずつ軌道に乗ってきたように感じます。

事業の実現に当たっては、静岡市再犯防止推進協議会の委員である国や民間協力者の方に大変な御尽力をいただきました。犯罪を抑止し、安全に安心して暮らせる地域社会の実現のために、基礎自治体としてできることは限られているのかもしれません。しかしながら、基礎自治体だからこそできることがあるとも感じています。引き続き、関係機関等と連携を図り、より一層の切れ目のない支援を実現していきたいと考えています。

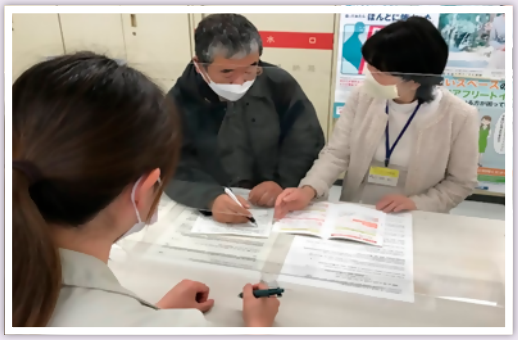

よりそい支援員による付添い支援の様子

# 第8章

読書感想画『獣の奏者』を読んで―四神―

## 関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組

第1節　関係機関の人的・物的体制の整備等 …… 184

# 第8章 関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組

## 第1節 関係機関の人的・物的体制の整備等

### 1 関係機関における人的体制の整備【施策番号113】

警察庁は、ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案への迅速・的確な対応、少年非行の未然防止、暴力団員の社会復帰対策に係る体制整備を推進している。

法務省は、高齢者や障害を有する者を始めとして、出所後に福祉的支援を要する受刑者等に対して的確な支援を行うため、矯正施設に福祉専門官を配置（【施策番号34】参照）している。

また、地方更生保護委員会及び保護観察所には、受刑者に対する重点的・継続的な生活環境の調整、満期釈放者に対する社会復帰支援の充実強化等のため、地方更生保護委員会に調整指導官を配置し、一部の保護観察所に社会復帰対策官を配置している。

検察庁は、起訴猶予者等のうち入口支援が必要である者について、社会福祉事務所や保健医療機関、特定非営利活動法人等に受入れを依頼したりするなどの社会復帰支援業務等を担当する検察事務官の配置を進めている。

厚生労働省は、刑務所出所者等に対して就労支援を行う就職支援ナビゲーターをハローワークに配置している。

### 2 関係機関の職員等に対する研修の充実等【施策番号114】

警察庁は、都道府県警察において、ストーカー加害者への対応、非行少年に対する支援、暴力団からの離脱に向けた指導等を担当する警察職員に対し、実務に必要な専門的知識を習得させるための教育・研修を行っている。

法務省における研修については【施策番号38】を参照。

法務省及び検察庁職員の研修等への派遣については【施策番号100、110】を参照。

厚生労働省は、刑務所出所者等に対する就労支援を担当する労働局やハローワークの職員等に対して、必要な研修等を実施している。

### 3 矯正施設の環境整備【施策番号115】

法務省は、矯正施設において、医療体制の充実、バリアフリー化や各種矯正処遇の充実等のための環境整備を行うほか、老朽化した矯正施設の建替えを始め、物的体制の整備を進めている。2022年度（令和４年度）は、職業訓練等の指導を円滑に実施するための改修・修繕を行ったほか、新潟刑務所や長野刑務所等の再犯防止施策に資する施設の整備を推進した。しかしながら、矯正施設277庁（農場及び婦人補導院を含む。）のうち、108庁が現行の耐震基準制定以前に建築された施設であり、老朽化対策を必要とする施設が多く残っていることから、今後も、拘禁刑を見据えた模様替え工事等を始め、各種施策に合わせた改修・修繕を行うとともに、現行の耐震基準制定以前に建築された老朽施設の建替え・長寿命化改修等を実施することとしている。

# 再犯防止等施策関係予算
# （令和４年度、令和５年度）

## 再犯防止等施策関係予算（令和４年度、令和５年度）

| 施策番号 | | 施策・事業 | 令和４年度予算額（単位：百万円） | 令和５年度当初予算額（単位：百万円） | 対前年度増△減額（単位：百万円） | 施策・事業の概要 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １次計画 | ２次計画 | | | | | | |
| 59 | 44 | 地域における子供・若者支援体制の整備推進【こども家庭庁】 | 54 | 54 | 0 | 困難な状態にあるこども・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、雇用など地域における様々な機関がネットワークを形成して支援を行う「子ども・若者支援地域協議会」の設置及びその機能向上を促進、こども・若者に関する相談にワンストップで応じる「子ども・若者総合相談センター」の設置及びその機能向上を促進 | |
| 59 | 44 | 地域における若者支援に当たる人材養成【こども家庭庁】 | 25 | 28 | 3 | 地域において相談業務や訪問支援（アウトリーチ）等に従事する者に対し、知識・技法の向上等に資する研修を実施 | |
| 59 | 44 | ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【こども家庭庁】 | 16,564 | 16,241 | △ 323 | ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。 | 母子家庭等対策総合支援事業の内数 |
| 59 | 44 | こどもの生活・学習支援事業【こども家庭庁】 | 16,564 | 16,241 | △ 323 | 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行う。 | 母子家庭等対策総合支援事業の内数 |
| 6<br>59<br>60<br>78 | 8<br>44<br>58 | 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動【警察庁】 | 34 | 34 | 0 | 再非行のおそれのある少年に対する居場所づくり活動の充実強化 | |
| 52 | 38 | 薬物再乱用防止パンフレットの作成【警察庁】 | 2 | 2 | 0 | 薬物乱用者やその家族を対象とした薬物再乱用防止のためのパンフレット作成 | 薬物対策用資料事業の内数 |
| 71 | 54 | ストーカー事案の加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する地域精神科医療等との連携【警察庁】 | 12 | 12 | 0 | 警察官が加害者への対応方法、治療やカウンセリングの必要性について助言等を受けることができるよう、地域精神科医等と連携 | |
| 71、114 | 54、89 | ストーカー対策担当者専科【警察庁】 | 6 | 6 | 0 | 警察本部のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案対策担当者を対象に、専門教育を実施 | |

| 施策番号 1次計画 | 施策番号 2次計画 | 施策・事業 | 令和４年度予算額（単位：百万円） | 令和５年度当初予算額（単位：百万円） | 対前年度増△減額（単位：百万円） | 施策・事業の概要 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 72 | | ストーカー加害者に対する再犯防止のための効果的な精神医学的・心理学的アプローチに関する調査研究【警察庁】 | 12 | 0 | △ 12 | 地方公共団体、医療機関、カウンセリング実施機関等の関係機関・団体に対するアンケート、ヒアリング等を通じて、ストーカー加害者に対する効果的な受診の働き掛けに資する多機関連携の在り方等について調査研究を実施 | |
| 88<br>91 | 75<br>69 | 少年警察ボランティア等の活動に対する支援【警察庁】 | 138 | 138 | 0 | ・少年警察ボランティア等の活動に対する謝金・少年警察ボランティア等に対する研修<br>・大学生ボランティア裾野拡大 | |
| 113<br>114 | 88<br>89 | 担当職員に対する研修【警察庁】 | 9 | 9 | 0 | 少年補導職員の研修等 | |
| 1、2、3、5、7、10、11、19、21、22、23、25、32、33、34、35、36、38、41、44、45、47、52、62、63、66、67、68、72、73、81、83、84、85、86、87、98、100、106、108、109、110、111、112、113、114、115 | 1、3、4、5、7、9、10、11、14、15、16、18、22、25、26、27、28、29、32、34、38、42、46、47、50、51、55、60、62、63、71、79、80、81、82、88、89、90、92、93、94、 | 刑事施設における矯正処遇の充実【法務省】 | 52,826 | 46,699 | △ 6,127 | 刑事施設における、受刑者に対する矯正処遇の充実を図る。 | |
| 3 | 4 | 刑事施設における職業訓練の充実【法務省】 | 426 | 430 | 4 | 刑事施設において、青少年受刑者等に職業訓練を実施することにより、職業技能を付与し、その円滑な社会復帰を図る。 | 刑事施設における矯正処遇の充実の一部 |
| 21 | 4 | 刑務作業の充実【法務省】 | 2,959 | 3,108 | 149 | 刑事施設作業の円滑な実施と作業内容の改善向上を図る。 | 刑事施設における矯正処遇の充実の一部 |
| 34、35、36、38 | 26、27、28、32 | 高齢受刑者・障害を有する受刑者に対する指導・支援の充実【法務省】 | 924 | 1,029 | 105 | 社会福祉士・精神保健福祉士の確保、認知症傾向のある受刑者に対する処遇の充実、社会復帰支援指導プログラムの効果的な実施、地域生活定着支援の充実等を図る。 | 刑事施設における矯正処遇の充実の一部 |
| 44、45、52 | 34、38 | 刑事施設における薬物事犯者に対する指導の充実【法務省】 | 173 | 188 | 15 | 刑事施設において、薬物依存離脱指導（R1）の効果的な実施及び指導体制の充実を図る。 | 刑事施設における矯正処遇の充実の一部 |

| 施策番号 | | 施策・事業 | 令和４年度予算額（単位：百万円） | 令和５年度当初予算額（単位：百万円） | 対前年度増△減額（単位：百万円） | 施策・事業の概要 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １次計画 | ２次計画 | | | | | | |
| 68 | 51 | 刑事施設における性犯罪者に対する指導の充実【法務省】 | 297 | 232 | △ 65 | 刑事施設において、性犯罪再犯防止指導（R3）の効果的な実施及び指導体制の充実を図る。 | 刑事施設における矯正処遇の充実の一部 |
| 86 | 63 | 刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育等の充実【法務省】 | 27 | 90 | 63 | 刑事施設において、被害者の視点を取り入れた教育（R4）及び一般改善指導（被害者感情理解指導）の効果的な実施及び指導体制の充実を図る。 | 刑事施設における矯正処遇の充実の一部 |
| 5、7、10、11、19、83、87、100、106、108、109、110、111、112、113、115 | 7、9、10、11、14、62、79、80、81、82、88、90、92、93、94 | 矯正管区における矯正施設の再犯防止施策への支援等【法務省】 | 871 | 924 | 53 | 矯正管区において、矯正施設の再犯防止施策に対する支援等を実施する。 | |
| 5、7、10、11、19 | 2、7、9、10、11、14 | 矯正就労支援情報センターにおける就労支援の充実【法務省】 | 73 | 100 | 27 | 矯正就労支援情報センターにおいて、刑務所出所者等の就労先を広域にわたって調整し、円滑な就労支援を促進する。 | 刑事施設における矯正処遇の充実及び矯正管区における矯正施設の再犯防止施策への支援等の一部 |
| 106、108、109、110、111、112 | 79、80、81、82 | 地方公共団体との連携協力体制の構築【法務省】 | 31 | 65 | 34 | 刑務所出所者等の社会復帰支援充実のため、在所中から出所後の地域社会における継続的支援に向けた地方公共団体や関係機関等との連携体制を構築する。 | 刑事施設における矯正処遇の充実及び矯正管区における矯正施設の再犯防止施策への支援等の一部 |
| 1、2、3、5、7、10、11、18、19、22、23、25、32、34、35、36、38、44、45、52、62、63、64、65、66、67、68、75、76、79、81、82、83、84、85、86、87、98、100、113、114、115 | 1、3、4、7、9、10、11、14、15、16、18、22、26、27、28、32、34、35、38、46、47、48、50、51、56、57、59、60、61、62、63、71、88、89、90、92、93、94 | 少年院における矯正教育の充実【法務省】 | 3,508 | 3,381 | △ 127 | 少年院における、在院者に対する矯正教育の充実を図る。 | |

| 施策番号 | | 施策・事業 | 令和４年度予算額（単位：百万円） | 令和５年度当初予算額（単位：百万円） | 対前年度増△減額（単位：百万円） | 施策・事業の概要 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １次計画 | ２次計画 | | | | | | |
| 44、45、52 | 34、38、35 | 少年院における薬物事犯者に対する指導の充実【法務省】 | 11 | 11 | 0 | 少年院において、薬物非行防止指導を充実させるために指導者の育成や重点的な薬物非行防止指導等を実施する。 | 少年院における矯正教育の充実の一部 |
| 68 | 51 | 少年院における性非行防止指導の充実【法務省】 | 15 | 15 | 0 | 少年院において、性非行防止指導の効果的な実施及び指導体制の充実を図る。 | 少年院における矯正教育の充実の一部 |
| 86 | 63 | 少年院における被害者の視点を取り入れた教育等の充実【法務省】 | 21 | 42 | 21 | 少年院において、特定生活指導における被害者の視点を取り入れた教育を行う等、被害者心情理解指導の充実を図る。 | 少年院における矯正教育の充実の一部 |
| 14、18、34、38、59、62、66、67、76、77、85、87、98、100、102、113、114、115 | 13、14、26、32、44、46、50、56、57、71、85、88、89、90、92、93、94、96 | 少年鑑別所における資質鑑別等の充実【法務省】 | 1,400 | 1,296 | △ 104 | 少年鑑別所における、在所者に対する資質鑑別等の充実を図る。 | |
| 14 | 13 | 国による雇用等【法務省】 | 10 | 10 | 0 | 少年鑑別所10庁において保護観察対象者を雇用する。 | 少年鑑別所における資質鑑別等の充実の一部 |
| 34、59、76、100、102、114 | 26、44、57、85、89、94、96 | 地域における非行の未然防止等のための支援【法務省】 | 42 | 44 | 2 | 少年鑑別所において、地域援助として、学校等教育機関からの相談依頼を受けて知能検査や性格検査、職業適性検査を実施するほか、ワークブック等を用いた心理的支援などを行う。 | 少年鑑別所における資質鑑別等の充実の一部 |
| 34、35、36、38、82 | 26、27、28、32、61 | 少年施設における障害のある者への指導【法務省】 | 108 | 155 | 47 | 少年施設において、障害のある者への指導を充実させるため、職員の専門的知識を高めるとともに、専門知識を有した社会福祉士や精神保健福祉士等と協力して指導を行う。 | 少年院における矯正教育の充実及び少年鑑別所における資質鑑別等の充実の一部 |
| 1、2、3、4、5、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、22 | 1、3、4、6、7、9、10、11、12、13、14、15 | 保護観察対象者等の就労の確保【法務省】 | 843 | 866 | 23 | 保護観察対象者等の就労の確保を図る。 | |
| 8、101、110 | 9、81、95 | 再犯防止に関する広報・啓発事業【法務省】 | 25 | 25 | 0 | 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進に係る啓発事業等の実施 | |

| 施策番号 | | 施策・事業 | 令和４年度予算額（単位：百万円） | 令和５年度当初予算額（単位：百万円） | 対前年度増△減額（単位：百万円） | 施策・事業の概要 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １次計画 | ２次計画 | | | | | | |
| 22、34、36、37、38、39、41、42、43、44、45、46、47、52、57、66、67、68、70、72、73、76、79、81、82、83、84、85、86、100 | 15、26、28、29、31、32、34、36、38、42、50、51、53、55、57、59、60、61、62、63、71、79、94 | 保護観察対象者等の特性に応じた専門的な指導及び支援の実施【法務省】 | 223 | 164 | △ 59 | 保護観察対象者等の特性に応じた指導・支援を実施する。 | |
| 24、25、26、27、28、29、30、32、33、36、37、81、83 | 17、18、19、20、21、22、24、25、28、32、60、62 | 保護観察対象者等の住居の確保【法務省】 | 3,406 | 2,761 | △ 645 | 保護観察対象者等の住居の確保を図る。 | |
| 94 | 83、84、86、87 | 更生保護における息の長い支援【法務省】 | 23 | 41 | 18 | 満期釈放者等に対する息の長い支援を実施する。 | 「満期釈放者等に対する支援」から名称変更 |
| 38、45、68、82、114 | 32、34、51、61、89 | 矯正研修所における矯正職員に対する研修の充実【法務省】 | 482 | 453 | △ 29 | 矯正研修所において、矯正職員に対する研修を実施する。 | |
| 39、59、61、85、88、89、90、92、93、94、95、96、98、99、100、101、106 | 44、45、66、67、70、71、73、74、75、82、87、94、95 | 保護司等の民間ボランティアの確保及び支援並びに犯罪予防活動の実施【法務省】 | 4,608 | 4,658 | 50 | 保護司等の民間ボランティアの確保及び支援並びに犯罪予防活動（更生保護に関する広報啓発活動等）を実施する。 | 「保護司制度の基盤整備並びに地方公共団体及び民間団体との連携」と「更生保護における広報啓発」を統合し、名称変更 |
| 42 | 32 | 刑事司法関係機関の体制整備【法務省】 | 86 | 77 | △ 9 | 検察庁における社会福祉士雇用等経費 | |
| 81 | 60 | 売買春対策の推進（婦人補導院の運営）【法務省】 | 5 | 4 | △ 1 | 「売春防止法」に基づき、補導処分に付された婦人に対する補導を実施する。 | |
| 86 | 63 | 更生保護における犯罪被害者等施策【法務省】 | 93 | 98 | 5 | 更生保護官署において犯罪被害者等支援を実施する。 | |
| 87 | 91 | 保護観察等業務支援システムの運用【法務省】 | 516 | 359 | △ 157 | 更生保護トータルネットワークシステムの運用を行う。 | デジタル庁一括計上 |
| 87 | 92、93 | 刑事情報連携データベースシステムの運用【法務省】 | 456 | 416 | △ 40 | 検察庁・矯正施設・保護観察所等が保有する情報を連携するデータベースシステムの運用管理 | 令和５年度当初予算は、デジタル庁一括計上 |

| 施策番号 | | 施策・事業 | 令和４年度予算額（単位：百万円） | 令和５年度当初予算額（単位：百万円） | 対前年度増△減額（単位：百万円） | 施策・事業の概要 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １次計画 | ２次計画 | | | | | | |
| 47、87、100、110 | 42、92、93 | 刑事情報連携データベースアクセス用機器保守等【法務省】 | 7 | 0 | △ 7 | 「刑事情報連携データベースシステム」にアクセスし、その保有情報を分析する「刑事情報連携データベース分析システム」の機器及び同システムに搭載されているソフトウェア等の保守管理。 | 令和４年度当初予算は、デジタル庁に一括計上。 |
| 87 | 92、93 | （特別研究）非行少年と生育環境（子どもの貧困）に関する研究【法務省】 | 2 | 0 | △ 2 | 少年の生育環境（特に経済的な問題）の実態を調査することにより、①非行少年のうち貧困の問題を有する者のアセスメントや処遇・支援の充実と再非行防止に繋げるための資料及び②地方自治体が実施する子供の貧困実態調査結果から得られた、一般少年のうちの貧困の問題を有する者の特徴との比較も視野に入れた分析を行うことによる、非行防止のための資料を提供。 | |
| 81、87 | 60、92、93 | （特別研究）女性犯罪者に関する総合的研究【法務省】 | 3 | 5 | 2 | 虐待等の被害体験や摂食障害等の問題を含め、女性犯罪者の抱える問題とその特徴、女性特有の課題に係る処遇等の実施状況等に関する調査を行い、その特性に応じた効果的な指導及び支援の在り方等の検討のための資料を提供。 | |
| 96、97、107 | 74 | ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）を活用した非行少年への学習支援事業【法務省】 | 26 | 29 | 3 | 民間事業者と連携した効果的な再犯防止の取組を推進するため、ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）を活用した非行少年に対する少年院在院中から出院後までの継続的な学習支援の実施 | |
| 100、110 | 81、92、93 | 犯罪白書【法務省】 | 21 | 25 | 4 | 犯罪の動向・犯罪者の処遇に関する調査を行い、その成果を「犯罪白書」として発表。 | 経常研究経費の内数 |
| 101 | 95 | 人権啓発活動【法務省】 | 3,613 | 3,553 | △ 60 | 人権週間を中心に全国各地で、講演会等の開催、新聞紙・週刊誌等への関連記事の掲載、啓発冊子の配布等の人権啓発活動を実施 | 人権擁護関係予算（デジタル庁一括計上予算を含む。）の内数 |
| 102 | 96 | 法教育の推進【法務省】 | 38 | 24 | △ 14 | 教員や教育関係者に対し、広報活動等を実施し、法教育に対する理解を促進するとともに、利便性の高い法教育教材を提供して、学校教育現場における法教育の学習機会の確保及び学習内容の充実を実現 | |

| 施策番号 | | 施策・事業 | 令和４年度予算額（単位：百万円） | 令和５年度当初予算額（単位：百万円） | 対前年度増△減額（単位：百万円） | 施策・事業の概要 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １次計画 | ２次計画 | | | | | | |
| 105、106、108、109、110、111 | 79、80、81、82 | 地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会等【法務省】 | 32 | 10 | △ 22 | 地方公共団体における再犯防止の取組の促進を図るため、地域再犯防止推進モデル事業等で創出された効果的な取組についての周知・共有や都道府県と市区町村が連携した取組の確立に向けた検討を目的とした協議会等の実施 | |
| － | 77、78、81 | 地域再犯防止推進事業交付金 | 0 | 50 | 50 | 地域における再犯防止の取組を推進するため、法務省において都道府県が実施する具体的施策を提示し、都道府県が地域の実情に応じて選択し、それらの施策・事業の実施に必要な経費の1/2を法務省が交付 | |
| 115 | 90 | 矯正施設の環境整備【法務省】 | 34,957 | 11,381 | △ 23,576 | 矯正施設の新営・改修工事等を実施する。 | |
| 59 | 44 | 地域と学校の連携・協働体制構築事業【文部科学省】 | 6,859 | 7,066 | 207 | 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進するとともに、地域における学習支援や体験活動等の取組を支援する。 | |
| 59、65 | 44、48 | 地域における学びを通じたステップアップ事業【文部科学省】 | 10 | 9 | △ 1 | 高校中退者等を対象に、地域資源（高校、サポステ、ハローワーク等）を活用しながら社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する地方公共団体の取組を支援する。 | |
| 59 | 44 | 依存症予防教育推進事業【文部科学省】 | 24 | 24 | 0 | 依存症予防教育に関するシンポジウムを実施するとともに、「依存症予防教室」の開催等を行う。 | 青少年を取り巻く有害環境対策の推進の内数 |
| 63 | 47 | 高等学校卒業程度認定試験等【文部科学省】 | 423 | 410 | △ 13 | 高等学校卒業程度認定試験の実施運営、問題作成及び合格者等への各種証明書発行とそのためのデータ管理 | 高等学校卒業程度認定試験等の内数 |
| 5、18、19、20、113、114 | 7、14、88、89 | 刑務所出所者等就労支援事業【厚生労働省】 | 708 | 708 | 0 | 刑務所出所者等に対して、ハローワークによる職業相談・紹介、トライアル雇用助成金等の支給等を実施するほか、事業主に対して、刑務所出所者等の雇用に関する啓発や求人開拓を行うなど総合的な支援を実施。 | |
| 22 | 2、5、15 | 生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者就労訓練事業【厚生労働省】 | 59,440 | 5,4500 | △ 4,940 | 就労に向け準備が必要な者や一定の継続的・柔軟な働き方が必要な者に対し、対象者の状況に応じた支援を実施 | 生活困窮者自立支援制度に係る負担金・補助金の内数 |

| 施策番号 | | 施策・事業 | 令和４年度予算額（単位：百万円） | 令和５年度当初予算額（単位：百万円） | 対前年度増△減額（単位：百万円） | 施策・事業の概要 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １次計画 | ２次計画 | | | | | | |
| 36 | 28 | 地域生活定着促進事業【厚生労働省】 | 1,550 | 1,540 | △ 10 | 高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする釈放後に行き場のない犯罪をした者等の社会復帰を支援するため、各都道府県に「地域生活定着支援センター」を設置し、保護観察所、矯正施設、検察庁、弁護士会、地域の福祉関係機関等と連携・協働して、支援の対象者となる人が釈放後から福祉サービス等を受けられるよう取り組む事業 | 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数 |
| 36 | 28、32 | 地域生活定着支援人材養成研修事業【厚生労働省】 | 14 | 10 | △ 4 | 地域生活定着支援センターの職員を対象とし、高齢又は障害のある犯罪をした者等への支援方法等の習得を目的とした中央研修を実施 | |
| 40 | 30 | 障害福祉サービス（地域生活移行個別支援特別加算）【厚生労働省】 | 1,385,866 | 1,472,806 | 86,940 | 医療観察法対象者等に対する障害者グループホーム等における相談援助等にかかる報酬（加算） | 障害者自立支援給付費負担金（介護給付・訓練等給付費）の内数 |
| 47、51、52 | 33、37、38、42 | 薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業【厚生労働省】 | 106 | 85 | △ 21 | 相談担当者等向け講習会の開催、関係機関による連絡会議の開催、保護観察の付かない執行猶予判決を受けた乱用者等に対する支援等 | |
| 48、49、57 | 38 | 依存症の相談・治療等に係る指導者養成事業【厚生労働省】 | 106 | 53 | △ 53 | 都道府県・指定都市において指導的役割を果たす指導者を養成するため、依存症者や家族に対する相談・治療等に係る研修を実施 | 依存症対策全国拠点機関設置運営事業の内数 |
| 48、49、57 | 38 | 依存症支援者研修事業【厚生労働省】 | 596 | 529 | △ 67 | 都道府県・指定都市において、依存症者や家族に対する相談・治療等の支援を行う人材を養成するための研修を実施 | 依存症対策総合支援事業の内数 |
| 49 | 38 | 依存症専門相談支援事業【厚生労働省】 | 596 | 529 | △ 67 | 都道府県・指定都市において、依存症相談員を配置した依存症相談拠点を設置するなど、依存症者や家族に対する相談・指導等の支援を実施 | 依存症対策総合支援事業の内数 |
| 50 | 39 | 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業【厚生労働省】 | 50,600 | 50,700 | 100 | 地域で薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体の活動を支援 | 地域生活支援事業等の内数 |
| 50 | 39 | 依存症民間団体支援事業【厚生労働省】 | 39 | 39 | 0 | 全国規模で依存症問題に取り組む民間団体の活動を支援 | |
| 51 | 33 | 依存症に関する普及啓発事業【厚生労働省】 | 78 | 50 | △ 28 | 依存症に関する正しい知識と理解を深めるため、普及啓発イベント等を実施 | |

| 施策番号 | | 施策・事業 | 令和４年度予算額（単位：百万円） | 令和５年度当初予算額（単位：百万円） | 対前年度増△減額（単位：百万円） | 施策・事業の概要 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １次計画 | ２次計画 | | | | | | |
| 52 | 38 | 連携会議運営事業【厚生労働省】 | 596 | 529 | △ 67 | 薬物依存症者やその家族に対する包括的な支援に向けて、行政や医療、福祉、司法を含めた関係機関による連携会議を開催 | 依存症対策総合支援事業の内数 |
| 59 | 44 | 生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業【厚生労働省】 | 59,440 | 54500 | △ 4,940 | 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし、生活保護受給世帯のこどもを含む生活困窮世帯のこどもを対象に学習支援や居場所づくり等を通じて、こどもの将来の自立に向けた支援を実施。<br>生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯のこどもに対し、学習支援や居場所づくりに加えて、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や教育及び就労（進路選択等）に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整等を行う「子どもの学習・生活支援事業」を実施 | 生活困窮者自立支援制度に係る負担金・補助金の内数 |
| 8、9、16、23 | 9、16 | 農の雇用事業【農林水産省】 | 20,700 | 19,225 | △ 1,475 | 青年による農業法人等への雇用就農を促進するため、農業法人等が新規就業者に対して実施する実践研修等を支援するとともに、新規就業者が障害者、生活困窮者、刑務所出所者等の場合に支援単価を加算 | 新規就農者育成総合対策の内数 |
| 8、9、16、23 | 9、16 | 雇用就農資金【農林水産省】 | 20,700 | 19,225 | △ 1,475 | 青年による農業法人等への雇用就農を促進するため、農業法人等が就農希望者を新たに雇用する場合に資金を助成するとともに、就農希望者が障害者、生活困窮者、刑務所出所者等の場合に支援単価を加算 | 新規就農者育成総合対策の内数 |
| 8、9 | 9 | 「緑の雇用」担い手確保支援事業【農林水産省】 | 4,009 | 4,001 | △ 8 | 新規就業者の確保・育成に向けた林業経営体が行う人材育成研修や現場技能者のキャリアアップ対策等に要する費用等を支援 | 「緑の雇用」担い手確保支援事業の内数 |
| 8、9 | 9、10、11 | 経営体育成総合支援事業【農林水産省】 | 610 | 498 | △ 112 | 漁業・漁村を支える人材の確保・育成を図るため、漁業への就業前の者への資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着の促進、インターンシップや就業体験の受入、海技士免許等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援。 | |

| 施策番号 | | 施策・事業 | 令和４年度予算額（単位：百万円） | 令和５年度当初予算額（単位：百万円） | 対前年度増△減額（単位：百万円） | 施策・事業の概要 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １次計画 | ２次計画 | | | | | | |
| 23 | 16 | 農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農福連携型）【農林水産省】 | 9,752 | 9,070 | △ 682 | 障害者や生活困窮者の雇用・就労を目的とした農業生産施設等の整備、農業分野への就業を希望する障害者等に対し農業体験を提供するユニバーサル農園の開設、障害者の農業分野での定着を支援する専門人材の育成等の取組を支援 | 農山漁村振興交付金の内数 |